

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

JUNE 2019 **190**

協会活動

- ・2019年度第1回理事会 開催報告
- ・6月3日通常総会、設立20周年セレモニー開催速報
- ・大量窃盗発生状況報告(防犯・有事委員会)
- ・5月度月次活動報告
- ・議事録

2019年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

薬剤師フォーラムご案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、国土交通省、警察庁、国税庁、他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

6月3日(月)にホテルニューオータニにおいて、JACDS設立20周年記念セレモニーが開催されました。また、セレモニーに先立ちましては、午前中、第20回通常総会が開かれ、新理事会において、5代目会長に、池野隆光副会長が推薦され、満場一致で決定されました。

午後は1時から、2019年度前期のドラッグストア業界研究レポート報告会が開催され、多くの参加者がドラッグストアの現状並びに今後に関して、耳を傾けていました。

セレモニーは三部構成。第一部が式典で、青木会長挨拶、安倍首相のビデオメッセージを含む来賓挨拶、直近5年間のビデオ放映、功労表彰・感謝表彰、そして、池野新会長のご挨拶で締められました。第二部は会食、円卓席は着席のまま、そしてシアター席は別会場で立食スタイルとなりました。第三部は、加山雄三&ハイパーランチャーズのライブステージ。圧倒的な歌唱力に、参加者は酔いしれていました。

締めくくりは、貴島浩史 事業推進委員長が感謝の言葉を述べて、つつがなくお開きとなりました。あつという間の3時間でしたが、ドラッグストアの今後に大きな節目となるセレモニーでした。

詳細は、冊子版の次号(7月号)にてお知らせいたします。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報

CONTENTS

No.190
2019.6

●協会活動

- ・2019年度 第1回理事会 開催報告
- ・6月3日通常総会、設立20周年セレモニー開催速報
- ・大量窃盗発生状況報告(防犯・有事委員会)
- ・5月度月次活動報告
- ・議事録

●2019年度登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

薬剤師フォーラムご案内

「コンシェルジュマスター研修」ご案内

「健康サポート薬局研修」ご案内

薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

各種アドバイザー募集案内

ダブルライセンス認定制度実施

日本ヘルスケア協会 ご案内

薬剤師賠償責任保険

「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、国土交通省、警察庁、国税庁、他

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

2019年度 第1回理事会 開催報告

2019年5月17日(金)メルパルク東京3階「牡丹の間」において「2019年度第1回理事会」が開催され、6月3日に開催される「第20回通常総会」に向けた議案の審議を行いました。

冒頭、経済産業省から藤木俊光 商務・サービス審議官が来場され「軽減税率導入に関するお願い」の説明がありました。

理事会は、青木会長の挨拶に続き議案審議に入りました。第1号議案 2018年度事業報告、決算報告並びに監査報告の件、第2号議案 2019年度の組織・人事の件 第3号議案 2019年度の事業計画並びに収支予算決定の件まで発表があり、すべて満場一致で承認されました。



▲青木会長挨拶



2019年度 第20回通常総会 開催速報

2019年6月3日ホテルニューオータニ東京にて、第20回通常総会は午前11時から開催され、3号議案まで滞りなく採決が行われました。新理事52名、新監事2名が選任され11時30分からの新理事会に於いて、会長、副会長、事務局長、専務理事が互選で選ばれました。新会長の専権業務ともいべき委員長人事(常任理事)も発表され、池野新会長のもとで新たなJACDSが始まりました。



2019年度前期 ドラッグストア業界研究レポート報告会

日本チェーンドラッグストア協会主催「ドラッグストア業界研究レポート報告会」が、2019年6月3日(月)13時より ホテルニューオータニ(東京)1階 芙蓉の間にて開催されました。

当日は約350名の方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができました。

冒頭の青木会長の挨拶に続き、第1章「ドラッグストアの現状」の報告が行われました。続けて日本チェーンドラッグストア協会の活動報告があり、インテージグループ (株)アンテリオ様2名による「数値で見るドラッグストアの状況」が報告され、最後に「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」が説明されました。

それぞれの報告者からの業界の最新情報や協会の取組に、参加者の皆様は真剣に聞き入っていました。



JACDS設立20周年記念セレモニー 開催速報

記念セレモニーは、2019年6月3日(月)午後3時からホテルニューオータニ(東京)1階「鶴の間」にて開催されました。会場に用意した円卓席とシアター席には、会員始めこれまでJACDSの活動に関係された多くの方々が来場され盛会となりました。セレモニーの報告は7月号で詳しくご報告いたします。



防犯情報共有に基づくドラッグストア業界における 大量窃盗発生状況報告（要約版）

防犯・有事委員会

日本チェーンドラッグストア協会 防犯・有事委員会では、5万円以上（未遂を含む）の大量窃盗の被害情報を企業の垣根を超えてメール共有し、未然防止を推進しております。42企業のご参加を頂いて実施しておりますが、第5回の集計を行いましたので、要約版としてご報告させていただきます。

内容をご確認頂き、大量窃盗の未然防止にご活用ください。また、大量窃盗の未然防止は各社のご協力を頂き、一丸となって対応することが求められます。情報共有にご参加をご希望の場合は、別紙の参加申込書にてお申し込みをお願いします。

1. 防犯情報共有の概要について

1) 情報共有の実施について

- (1) 2014年6月、首都圏の会員7企業 約2,000店舗で防犯情報共有を開始。
- (2) 2016年9月、警視庁も情報共有に参加し、連携した情報分析と注意喚起を実施。
- (3) 2017年10月、全国9ブロック、37企業 約8,500店舗の全国展開へ。
- (4) 2019年4月現在、42企業 約8,000店舗で情報共有を実施。

2) 実施方法について

- (1) 5万円以上の大量万引き（未遂含む）が発生した場合、万引き情報をJACDSにメール送信。メールは自動的に登録企業へ一斉転送される。
- (2) 共有内容は、「発生日」「発生時刻」「地域（市町村）」「対象カテゴリー」「商品名」「被害数量」「被害金額」「犯人、手口の特徴」「警察への通報有無」
- (3) 対象カテゴリーは、「医薬品」「化粧品」「ベビー用品」「雑貨」「食品」「医療機器」「健康食品」「酒類」「粉ミルク」「その他」

2. 大量窃盗発生状況の集計について

- 1) 第1回 2016年 2月14日現在
- 2) 第2回 2016年 5月31日現在
- 3) 第3回 2016年12月31日現在
- 4) 第4回 2017年12月31日現在
- 5) 第5回 2018年12月31日現在

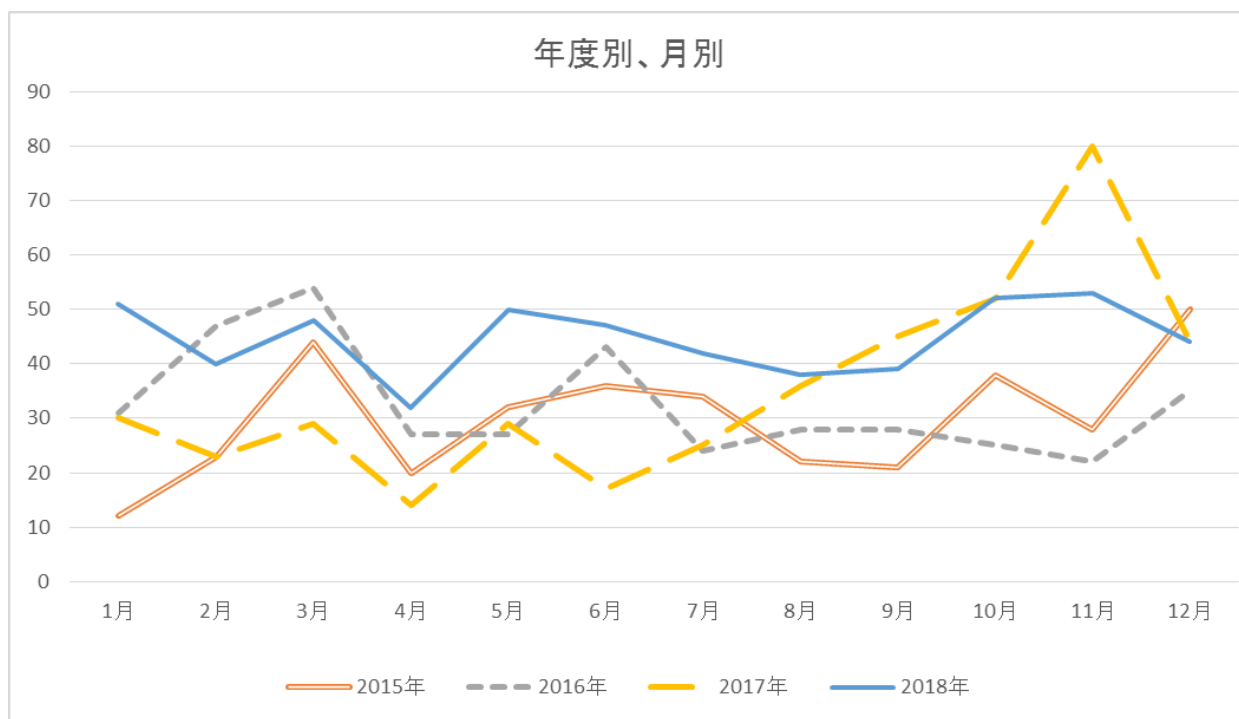
3. 発生状況について ※参加企業は随時変動する

1) 年間発生件数

- (1) 2014年：125件（6月～12月）
- (2) 2015年：360件（1月～12月）

- (3) 2016年：391件（1月～12月）
- (4) 2017年：424件（1月～12月）※10月、首都圏実施から全国展開開始
- (5) 2018年：536件（1月～12月）

2) 月別発生件数の推移



- ⇒ 2018年は年間を通じて過去の発生件数より多く被害に遭っている。
- ⇒ 3月、10月～12月はどの年度も大量窃盗の発生件数が増加する傾向にある。
- ⇒ 2018年は前年比で大量窃盗被害が100件以上増加している。特に医薬品、健康食品の被害が増加している。

3) 被害金額 ※金額が不明な内容を除く

(1) 平均金額

- ① 2014年：13,035,561円（1件平均：103,456円）
- ② 2015年：40,711,361円（1件平均：112,773円）
- ③ 2016年：41,286,178円（1件平均：106,408円）
- ④ 2017年：49,651,651円（1件平均：118,784円）
- ⑤ 2018年：59,018,970円（1件平均：112,417円）

※情報共有の参加店舗増加に比例して被害金額が増加。

(2) 被害金額の構成比

| | 5万円台 | 6万円台 | 7万円台 | 8万円台 | 9万円台 | 10万円～ 15万円台 | 16万円～ 19万円台 | 20万円台 | 30万円 以上 |
|------|-------|-------|-------|------|------|----------------|----------------|-------|------------|
| 2015 | 52 | 58 | 41 | 33 | 28 | 79 | 27 | 22 | 11 |
| | 14.8% | 16.5% | 11.7% | 9.4% | 8.0% | 22.5% | 7.7% | 6.3% | 3.1% |
| 2016 | 65 | 57 | 55 | 36 | 22 | 92 | 21 | 18 | 14 |
| | 17.1% | 15.0% | 14.5% | 9.5% | 5.8% | 24.2% | 5.5% | 4.7% | 3.7% |
| 2017 | 71 | 63 | 39 | 40 | 31 | 109 | 31 | 25 | 14 |
| | 16.8% | 14.9% | 9.2% | 9.5% | 7.3% | 25.8% | 7.3% | 5.9% | 3.3% |
| 2018 | 96 | 85 | 61 | 46 | 37 | 126 | 23 | 26 | 25 |
| | 18.3% | 16.2% | 11.6% | 8.8% | 7.0% | 24.0% | 4.4% | 5.0% | 4.8% |

⇒ 2018年は5～7万円台の被害が全体の46%を占める

⇒どの年度も10万円未満の被害は大量窃盗の約60%を占める

4) 被害個数 ※侵入盗を除く

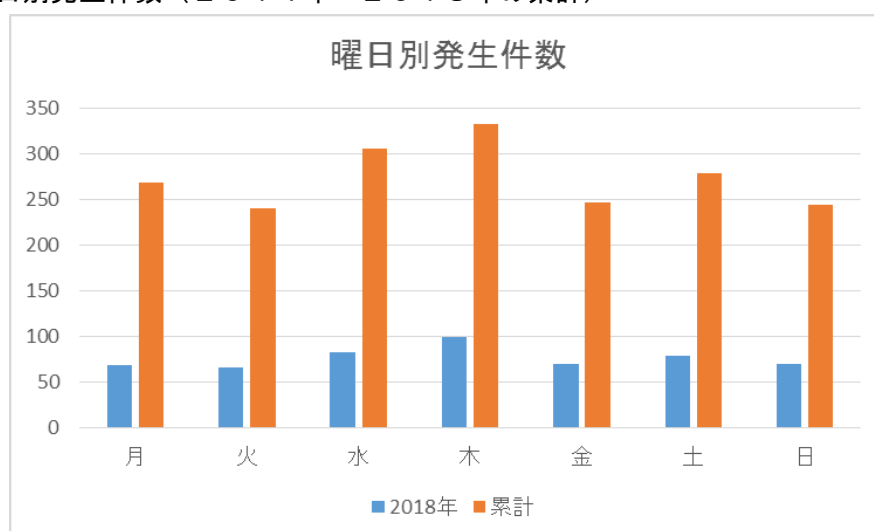
| 年 | 1～30個 | 31～60個 | 61個以上 |
|------|-------|--------|-------|
| 2015 | 33.1% | 41.2% | 25.8% |
| 2016 | 32.5% | 39.4% | 28.1% |
| 2017 | 30.2% | 41.2% | 28.6% |
| 2018 | 47.2% | 33.4% | 19.4% |

⇒ 2018年は61個以上の被害が減り、11～20個と21～30個の被害が増加。

⇒ 1～30個の被害が全体の47.2%を占めている。

5) 曜日別、時間帯別発生状況

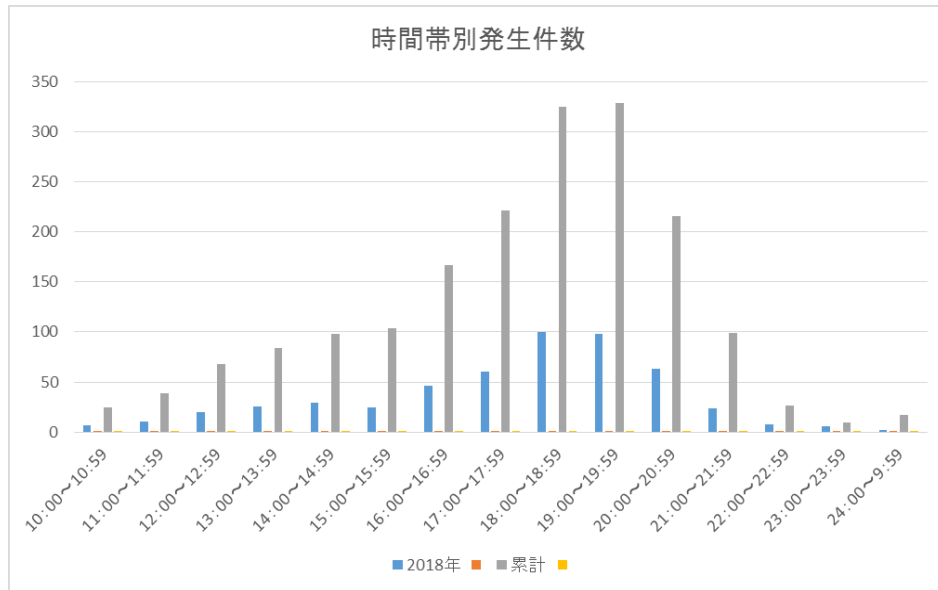
(1) 曜日別発生件数 (2014年～2018年の累計)



⇒木曜日の発生件数が一番多い。次いで水曜日と土曜日の発生件数が高い。

⇒曜日による発生件数は差が少ない状況。

(2) 時間帯別発生件数 (2014年～2018年の累計)



⇒万引きの約69%が16:00～20:59までの5時間に発生。

⇒店舗従業員の退社・交代時間、繁忙時間帯が狙われやすいと考えられる。

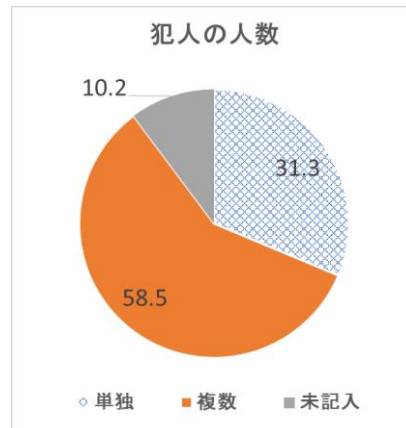
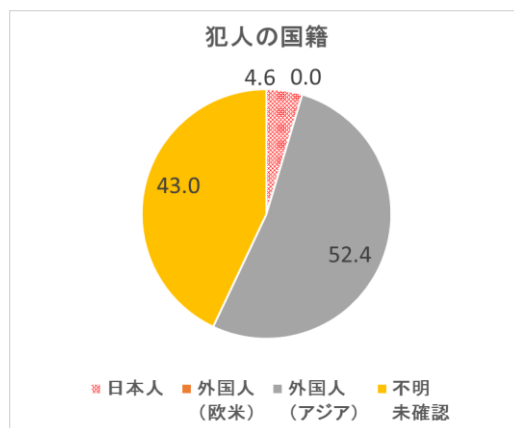
6) 犯人の属性について (2014年～2018年の累計)

(1) 犯人の国籍 ※単位 (%)

- ・外国人(アジア)が全体の52.4%を占める。次いで不明(未確認含む)が43.0%を占める。
- ・前回(2017年12月末)と比較して、外国人(アジア)の構成比が2.2%減少している。2016年集計時点の外国人(アジア)が占める構成比は59.7%だったが、毎年減少傾向にある。
- ・2018年だけの集計では、外国人(アジア)は46.1%、不明(未確認含む)が51.3%であった。

(2) 犯人の人数

- ・複数人による犯行が58.5%、単独犯は31.3%
- ・前回(2017年12月末)と比較して、複数犯の構成比が4.0%減少したが、単独犯の構成比も0.2%減少しており、不明・未記入が増加している。



(3) バック（鞆、手提げ、巾着等）の持参率

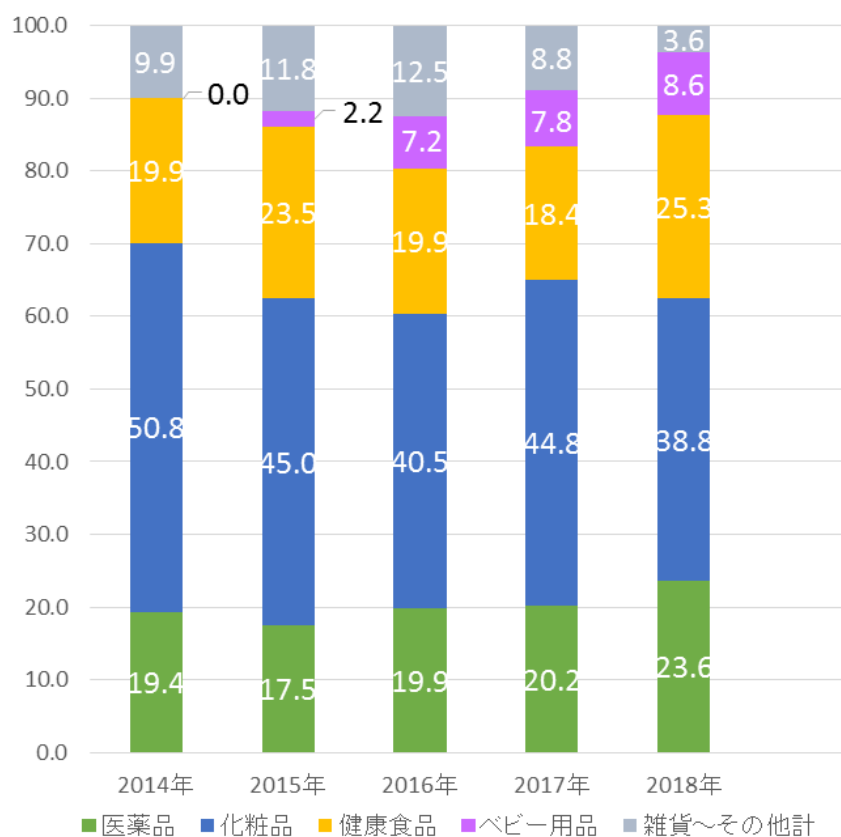
・ 1855件中、1024件（55.2%）が何らかのバックを持参して入店。

6) カテゴリー別構成比（年度別で集計）

(1) カテゴリー別発生件数

| | 医薬品 | 化粧品 | 健康食品 | ベビー用品 | 雑貨 | 食品 | 医療機器 | 酒類 | 粉ミルク | その他 | 合計 |
|-------|-----|-----|------|-------|----|----|------|----|------|-----|-----|
| 2014年 | 37 | 97 | 38 | 0 | 10 | 0 | 2 | 0 | 1 | 6 | 191 |
| 2015年 | 104 | 268 | 140 | 13 | 19 | 2 | 20 | 0 | 2 | 27 | 595 |
| 2016年 | 138 | 281 | 138 | 50 | 22 | 1 | 44 | 1 | 0 | 19 | 694 |
| 2017年 | 145 | 322 | 132 | 56 | 27 | 1 | 20 | 1 | 0 | 14 | 718 |
| 2018年 | 220 | 362 | 236 | 80 | 5 | 0 | 16 | 1 | 0 | 12 | 932 |

(2) カテゴリー別構成比



⇒ 「医薬品」「化粧品」「健康食品」カテゴリーに万引きが集中している。

3カテゴリー合計で、全体の80%以上を占めている。

⇒ 「ベビー用品」は、2016年より万引き被害が増加傾向にある。

⇒ 「化粧品」も増加しているが、それ以上に「医薬品」「健康食品」の被害が増加している。

4. まとめ

1) 発生件数

- ・3月及び10～12月に大量窃盗が多く発生する。4月は通年で比較しても発生件数が少なくなる傾向。
- ・2018年は特に「医薬品」「健康食品」の被害が増加した。

2) 被害金額と数量

- ・平均した被害金額は10～12万円で推移しており、大きな変化は見られない。
- ・5～7万円台の被害が全体の46%、5～10万円未満では全体の約60%を占める。
- ・1回当たりの被害数量は61個以上が減り、1～30個の被害が増加。
- ・1～30個の被害が全体の47.2%を占めている。

3) 発生状況

- ・木曜日の発生が一番多く、次いで水曜日と土曜日の被害が多い。
- ・16:00～20:59の5時間に大量窃盗の約69%が発生。

3) 犯人の属性

- ・外国人（アジア）が全体の約6割弱、複数犯は約6割強、何らかのバックを所持する人が6割弱を占めている。

4) カテゴリー別被害状況

- ・「医薬品」「化粧品」「健康食品」カテゴリーの万引き被害が全体の8割以上を占める。
- ・「化粧品」はシーズンによる変動の幅が大きい。
- ・「医薬品」と「健康食品」はシーズンの変動が同様の傾向にある。
- ・「ベビー用品」の被害が2016年から3年連続で増加し、全体の8.6%を占める。

5. 大量窃盗情報共有システム(全国対応版)への参加のお願い

次ページ以降に情報共有システムの概要と申込み方法について資料を掲載します。まだ参加されていない企業の皆様には是非ともご参加いただき、積極的に情報を発信いただくことで、協会全体としての取組にご協力をお願いします。

JACDS防犯・有事委員会

大量窃盗情報共有システム(全国対応版)の手順、流れについて

1. 防犯情報共有の手順、流れについて

1) 売価5万円以上の大量万引き(未遂含む)が店舗で発生した場合、IDとPWで管理された大量窃盗情報共有登録サイトにログインし、該当エリアの入力フォームに必要事項を入力します。

- ・サイトイメージは「3. 大量窃盗情報共有登録サイトについて」をご覧ください。
- ・パソコン、スマホからの入力が可能です。

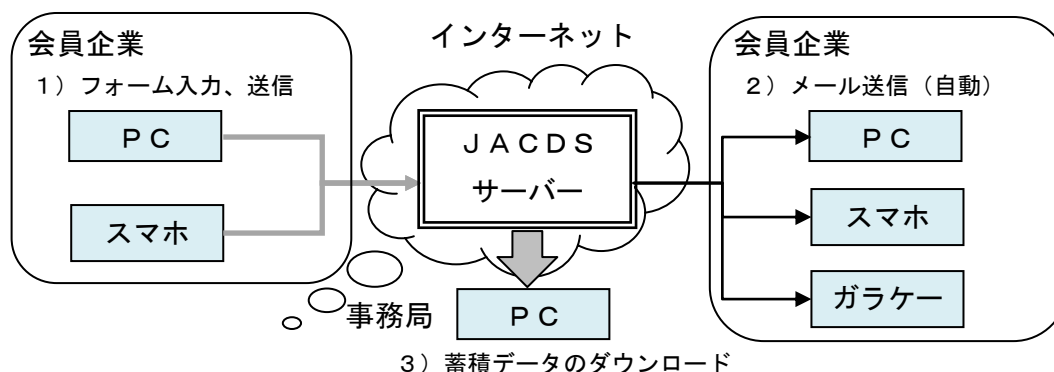
2) 入力された情報は、システムに登録したメールアドレスに自動で一斉送信されます。情報を店舗と共有化して防犯対策に活用してください。

- ・転送メールの仕組みを利用するため、送られるメールは以下のようになります。迷惑メールへ振り分けられないよう、設定をお願いします。

件名：【JACDS】〇〇エリア大量窃盗発生情報
差出人：sec@jacds.gr.jp
宛先：masstheft_areaX@jacds.gr.jp

- ・エリア毎にメール受信の設定を行います。シンプルなテキストメールのため、PC、スマホ、ガラケー等、送付先を問わず登録が可能です。
 - ・共有される項目は「4. 入力項目について」をご覧ください。
- ※入力された会社名(店舗名)は、共有用のメールには記載されません。

【イメージ図】



2. 大量窃盗情報共有システム(全国対応版)への参加について

1) 別紙「大量窃盗情報共有システム(全国対応版)参加申請書」に必要事項を記入し、JACDS事務局までメールにて申込みをお願いします。

メール送付先：sec@jacds.gr.jp

3. 大量窃盗情報共有登録サイトについて

・ URL : <http://www.jacds.gr.jp/MassTheftInf/index_MassTheftInf.html>

ログイン用のIDとPWは別途案内します

クリックされたエリアの入力フォームが表示されます。

以下項目について入力をお願いします。

4. 入力項目について

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 会社名 (店舗名) | 例) ■■ドラッグ〇〇店 |
| 2) 発生日 | 西暦 yyyy/mm/dd で入力 |
| 3) 発生時刻 | およその時間 例) 19時30分頃 |
| 4) 発生地域 (都道府県) | プルダウンリストより選択 |
| 5) 発生地域 (市町村) | 例) 横浜市港北区新横浜 |
| 6) カテゴリー | 該当するものをすべてにチェック |
| 7) 商品名 | 窃盗対象の商品名をおおまかに記入ください。 |
| 8) 合計数量 | 盗難品の合計個数 |
| 9) 合計概算金額 (任意) | 売価 |
| 10) 犯人の特徴、手口他 | 性別、身長、服装、人数、車の特徴等 |
| 11) 警察への通報 | 通報実施済 / 未通報 / 不明 |

5. 大量窃盗情報入力における留意事項について

- 即時性を重要視するため、出来る限り速やかに入力をお願いします。
- ※犯人の特徴や警察への通報等の情報が不十分でも構いません。
- ※重複を防ぐため、情報補足のための入力は不要です。

以上

■参考：情報共有の事例

以下の内容がメールにて自動一斉送信、共有することが出来ます。

受付番号：28
発生日：2018/02/12
発生時刻：19:20
発生地域(都道府県)：茨城県
発生地域(市町村)：つくば市東新井
カテゴリー：化粧品,食品,健康食品
商品名：男性用カミソリ替刃・味の素・健康食品(アミノバイタル)
合計数量：21
合計概算金額(5万円以上)：85,525
犯人の特徴、手口他：単独犯・東南アジア系・黒帽子・カーキ色のジャンパー・Gパン
(隣接店舗連続犯行)
警察への通報：通報実施済

受付番号：25
発生日：2017/12/18
発生時刻：17時51分頃
発生地域(都道府県)：静岡県
発生地域(市町村)：磐田市岩井
カテゴリー：健康食品
商品名：ファンケル～大人のカロリーミット30日、カロリーミット30回分
合計数量：35
合計概算金額(5万円以上)：67,855
犯人の特徴、手口他：日本人、女性、1人、30～40歳代、髪毛ロング(後ろシュシュ結び)
服装～黒ダウンコート(フード付)、ピンク色ワイドパンツ、
茶色クロックス
白手提げバック所持
警察への通報：通報実施済

受付番号：49
発生日：2018/01/27
発生時刻：14時15分頃
発生地域(都道府県)：大阪府
発生地域(市町村)：大阪市平野区長吉長原西
カテゴリー：医薬品,健康食品
商品名：キュービープラス
エンケルファンティ
バンテリン液w
香酢カプセル徳用
グルコサミン徳用
エージーアレルカット
合計数量：31
合計概算金額(5万円以上)：68493円
犯人の特徴、手口他：女性 1名
50～60歳代、黒の帽子、マスク、灰色のセーター、黒のスリッパ
シルバー色の乗用車
警察への通報：通報実施済

別紙：

大量窃盗情報共有システム（全国対応版）参加申請書

申請者

企業名 : _____
所属・役職 : _____
氏名 : _____
TEL : _____
Mail : _____

送信希望エリア 送信を希望するエリアにメールアドレスを記入して下さい。

1) 北海道

: _____

2) 東北（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）

: _____

3) 北関東・信越（茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県）

: _____

4) 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

: _____

5) 北陸・東海（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県）

: _____

6) 近畿（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

: _____

7) 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

: _____

8) 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

: _____

9) 九州（岡山県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）・沖縄

: _____

※複数のアドレスを用いて受信対象エリアを分担する対応も可能です。

JACDS

5月 月次活動報告

| 日付・場所 | 事業活動 | 活動・討論・検討内容 | 出席者 |
|---|-------------------------|--|-----|
| 5月9日(木) JACDS東京事務所 17:00~18:00 | JACDS第123回記者意見交換会 | 1. 調剤業務のあり方の通知に対して、会員企業に事務連絡を流しました 2. セルフメディケーション税制の認知率向上活動 3. 北海道地区 新人薬剤師研修会を試験的に実施 4. JACDS設立20周年記念 特別記者会見の開催について 5. 2019年前期ドラッグストア業界研究レポート報告会について 6. JACDS設立20周年記念セレモニーについて 7. 薬剤師フォーラム開催について 8. 次回の開催について | 24名 |
| 5月13日(月) JACDS東京事務所 16:00~18:00 | 2019年度城西大学インターンシップ事前検討会 | 1. 小田委員長挨拶 2. 2019年度インターンシップ実施における確認事項 1) 資料一式について 2) 日程について 3. 参加学生の申込み状況について | 3名 |
| 5月15日(水) JACDS東京事務所 15:00~17:00 | 第1回登録販売者委員会 | 委員長 挨拶 1. 登録販売者の日に向け ・登録販売者のニックネーム ・「登録販売者の日」チラシの協力依頼 ・OTC団体のイベントについて(今年は10月4日、5日開催の予定) 2. 登録販売者アンケートの実施について 3. 日本薬業専門学校連絡協議会(参加報告) 4. その他 次回の開催日程と内容 など | 5名 |
| 5月17日(金) メルパルク東京 3階 牡丹の間 11:00~12:00 | 第2回常任理事会 | 1. 2019(令和元)年度 第1回理事会について 2. 第20回JACDS通常総会について 3. 2019年度JACDS政治連盟の総会について 4. JACDS設立20周年記念セレモニーについて 5. 報告会開催へのご協力のお願について ドラッグストア業界研究レポート報告会の参加者募集について 6. 消費税軽減策特別措置法の恒久化について 7. 報告事項 ・そらぶちキッズキャンプ支援募金報告 ほか 8. 2019年の年間スケジュールについて(~12月) 9. その他 | 16名 |
| 5月17日(金) メルパルク東京 3階 牡丹の間 12:00~14:30 | 第1回理事会 | 1. 会長 開会挨拶 2. 議案審議 第1号議案、平成30年度事業活動報告書、収支計算書等の承認について 第2号議案、2019(令和元)年度の組織・人事の件 第3号議案、2019(令和元)年度の事業計画並びに収支予算決定の件 以上、第1号議案から第3号議案までが承認され、2019(令和元)年度第1回理事会は閉会となった。 | 32名 |
| 5月23日(木) JACDS東京事務所 12:00~14:00 | 第1回業界システム化推進委員会 | 1. 江黒委員長からの挨拶 2. 今年度の協会活動と委員会活動について 1) 名称変更 2) 事業計画 3. 新しい取り組みについての現状把握 1) キャッシュレス支払について 2) SIPスマート物流サービスについて 4. 今期の流通BMS普及推進について 1) 花王の流通BMS導入状況および軽減税率対応要請状況(資料3) 2) 流通BMS協議会の活動について 5. その他 1) JACDS設立20周年記念セレモニーについて 2) 次回の開催について | 13名 |
| 5月24日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00 | 第125回定例会合同記者会 | 1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 北海道地区 新人薬剤師研修会を実施 2) JACDS設立20周年記念 特別記者会見の開催について 3) 2019年前期ドラッグストア業界研究レポート報告会について 4) JACDS設立20周年記念セレモニーについて 5) 薬剤師フォーラム 6) 次回の開催について 2. 日本ヘルスケア協会から 1) 第3回日本ヘルスケア学会年次大会 一般財団法人日本ヘルスケア協会活動発表会計画 2) 2019年度定時理事会・評議員会及び執行部会の開催 3) その他 3. 日本薬品登録販売者協会から 登録販売者制度と活動について改めて確認し、前進していく 4. 日本置き薬協会から 1) 富山市のくすり関連施設基本構想が発表される 2) 平成29年薬事工業生産動態統計年報 | 16名 |
| 5月29日(水) JACDS東京事務所 14:00~15:00 | 第1回次世代部会 | 1. 部会長挨拶 2. 第19回JAPANドラッグストアショーの結果報告について 3. 次回のドラッグストアショーのイベントについて 4. JACDS20周年記念セレモニーについて 5. 経産省、厚労省について 6. その他 | 15名 |
| 5月29日(水) JACDS東京事務所 15:00~17:00 | 第1回ドラッグストアショー実行委員会 | 1. 基本計画 基本計画 及びスケジュールについて 2. 出展促進活動について 3. テーマについて 4. 出展案内デザインについて 5. 出展社説明会について 6. 次回開催スケジュールについて 7. その他 | 15名 |

会議議事録

2019年度 第1回 防犯・有事委員会 議事録

日時:2019年4月17日(水) 15:00~17:00

場所:JACDS東京事務所

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)
 委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)
 委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)
 事務局 植栗、山田
 オブザーバー 館野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス
 総務部 副部長)

内容:石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1平成30年度活動報告2019年度事業計画(案)について

- ・事務局より資料をもとに平成30年度の活動報告および2019年度事業計画(案)について説明を実施。
- ・内容の追加、補足等がある場合は改めて連絡をいただく。

2. 今期の活動テーマ(防犯対策)について

1)大量窃盗情報の共有について

- ・事務局より大量窃盗情報の2018年1月から12月の集計に関し、傾向や特徴について説明を実施。
- ・集計の月別の件数と順位の表には金額を追加した方が良いのではないか。
- ・大量窃盗情報共有企業に報告を行なうことを決定した。
- ・神奈川県的生活安全総務課から転任にともなう挨拶に訪問があり、大量窃盗情報共有に参加いただいた。行政との連携は今期も積極的に拡充を図りたい。

2)大量窃盗の未然防止について

- ・委員の企業で実証実験を検討しており、結果が出たら委員会に報告いただく。
- ・被害が多い店舗は採算の良くない店舗の場合が多く、余計にコストをかけにくい面もあるのではないかと。

3. 今期の活動テーマ(有事対応)について

1)有事対応の考え方とマニュアルの作成について

- ・事務局より資料について説明を行い、委員より以下の意見が出された。
- ・有事対応の支援内容については義援金、物資支援、人的支援(薬剤師、登録販売者派遣)の3つを基本とすることを確認した。
- ・物資支援に関しては行政からの依頼を元に支援物資の調達依頼を行なう。
- ・各社が行政と協定を締結している場合には、各社での対応を基本とし、必要に応じて協会に協力を要請する体制とする。

2)地方行政と協会県支部との災害時物資支援協定の締結促進について

- ・組織委員会が年2回行っている県支部長による行政訪問をきっかけに締結事例が増えてきている。

3)その他

- ・協会としての自発的な取り組みの内容、範囲については今後、改めて検討を行なうこととする。
- ・雪害対策など定期的に情報発信を行なうものは継続案件として実施する。
- ・薬剤師賠償責任保険で確認している店内や駐車場でのお事故事例等も防犯・有事委員会としての注意喚起していくことを検討する。

4. その他

- ・看板広告を出す事についての費用負担を店舗に求めるという詐欺事件(未遂)が発生したとの報告を受けた。

●次回開催

- ・日時:2019年6月12日(水)16:00~18:00
- ・場所:JACDS東京事務所

2019年度第1回調剤推進委員会 議事録

日時:平成31年4月24日(水) 10:00~12:00

場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長
 委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス
 グループ出店企画部 調剤担当部長
 委員 多田 昌央 (株)トモズ 薬剤部長
 委員 久保 聡 (株)スギ薬局 ウェルネス事業部
 関東営業二部 部長
 委員 本橋 勝 ウェルシア薬局(株) 総務本部
 リスク管理部長
 事務局 中澤 一隆 JACDS専務理事

議題

1. こども薬剤師体験コーナーについて(総括)

実行委員長から、「史上最高の参加者数となった、今後の留意点は多々あるので今後整理の上報告したい、自社からの参加薬剤師の一人は是非来年も参加したいといっていた、イベントは薬剤師のモチベーションを高めるいい機会」等の報告があった。

参加企業の拡大について意見交換し、個別に当たってみてはどうかとの意見があった。また、ブース数の3から4への拡大についても意見交換。引き続き検討することとした。

2. JACDS設立20周年記念 薬剤師フォーラムについて

事務局から内容と案内状況について説明の後、意見交換。西日本が手薄なので、その地域に影響のある会員にお願いすることとなった。5月末での参加状況を集計し、次回委員会で対応を協議することとなった。

3. 「外国人患者対応のための英語コミュニケーションマニュアル」

一般社団法人くすりの適正使用協議会から要請を受け、外国人対応マニュアルについて意見交換。委員会の意見は適宜参考にしたいとのことであった。

4. その他

○薬剤師以外の者の調剤業務について協会がガイドラインを作成したらどうかとの意見があった。事務局で可能性について関係者に当たってみることとなった。

○次回は6月5日(水)10時~

2019年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2019年6月10日)

| 都道府県 | 試験日 | 合格発表日 | 受験手数料 | 公示日 |
|-----------------|-----------|-----------|----------|----------|
| 北海道 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥18,100 | |
| 青森県 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥17,600 | |
| 岩手県 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥17,600 | |
| 宮城県 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥17,600 | |
| 秋田県 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥17,600 | |
| 山形県 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥17,600 | |
| 福島県 | 8月28日(水) | 10月1日(火) | ¥17,600 | |
| 茨城県 | 9月11日(水) | 10月11日(金) | ¥15,000 | |
| 栃木県 | 9月11日(水) | 10月11日(金) | ¥15,000 | |
| 群馬県 | 9月11日(水) | 10月11日(金) | ¥15,000 | |
| 埼玉県 | 9月8日(日) | 10月8日(火) | ¥15,000 | |
| 千葉県 | 9月8日(日) | 10月8日(火) | ¥14,000 | |
| 東京都 | 9月8日(日) | 10月8日(火) | ¥13,600 | |
| 神奈川県 | 9月8日(日) | 10月8日(火) | ¥14,200 | |
| 新潟県 | 9月11日(水) | 10月11日(金) | ¥15,000 | |
| 富山県 | 9月4日(水) | 10月18日(金) | ¥15,000 | |
| 石川県 | 9月4日(水) | 10月18日(金) | ¥15,000 | |
| 福井県 | 8月25日(日) | 10月4日(金) | ¥13,000 | |
| 山梨県 | 9月11日(水) | 10月11日(金) | ¥14,000 | |
| 長野県 | 9月11日(水) | 10月11日(金) | ¥15,300 | |
| 岐阜県 | 9月4日(水) | 10月18日(金) | ¥15,000 | |
| 静岡県 | 9月4日(水) | 10月18日(金) | ¥15,000 | |
| 愛知県 | 9月4日(水) | 10月18日(金) | ¥15,000 | |
| 三重県 | 9月4日(水) | 10月18日(金) | ¥15,000 | |
| 関西 連合★ 広域 | 滋賀県 | 8月25日(日) | 10月4日(金) | ¥12,800 |
| | 京都府 | | | |
| | 大阪府 | | | |
| | 兵庫県 | | | |
| | 和歌山県 | | | |
| | 徳島県 | | | |
| 奈良県 | 8月20日(火) | 10月15日(火) | ¥13,000 | |
| 鳥取県 | 10月30日(水) | 12月13日(金) | ¥14,000 | |
| 島根県 | 10月30日(水) | 12月13日(金) | ¥14,000 | |
| 岡山県 | 10月30日(水) | 12月13日(金) | ¥14,120 | |
| 広島県 | 10月30日(水) | 12月13日(金) | ¥15,000 | |
| 山口県 | 10月30日(水) | 12月13日(金) | ¥14,070 | |
| 香川県 | 10月24日(木) | 12月3日(火) | ¥15,000 | |
| 愛媛県 | 10月24日(木) | 12月3日(火) | ¥15,000 | |
| 高知県 | 10月24日(木) | 12月3日(火) | ¥15,000 | |
| 福岡県 | 12月8日(日) | | | 8月中旬 |
| 佐賀県 | 12月8日(日) | | | 7月18日(木) |
| 長崎県 | 12月8日(日) | | | 7月上旬 |
| 熊本県 | 12月8日(日) | | | 7月下旬 |
| 大分県 | 12月8日(日) | | | 6月中旬 |
| 宮崎県 | 12月8日(日) | | | 7月上旬 |
| 鹿児島県 | 12月8日(日) | | | 7月中旬 |
| 沖縄県 | 12月8日(日) | | | 7月中旬 |

★2019年度から関西広域連合にて実施 ※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■「薬剤師フォーラム」ご案内

7月6日(土)ホテルグランドパレス(東京)において「薬剤師フォーラム」を開催いたします。薬科大学・薬学部の皆様をお招きし、これからの薬剤師のあり方、医療人として期待される役割について理解を深め、意見交換する場を設けました。多数の方のご参加をお願い申し上げます。【資料:後頁2ページ分あり】

■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想に欠かせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは「コンシェルジュマスター研修」を行っています。ドラッグストアで重要な役割を担う、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁2ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁6ページ分あり】

■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■各種アドバイザー募集のお知らせ

ビューティケアアドバイザーの6月生、漢方アドバイザーの8月生の募集を開始します。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。【資料:後頁2ページ分あり】

■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

■「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぷちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

日本チェーンドラッグストア協会設立20周年記念

JACDS 薬剤師フォーラム

——医療人としての薬剤師 これからの役割と期待——

1. 日時 2019年7月6日(土)
第一部/講演・シンポジウム 13:30~16:30 第二部/懇親会 ~18:00
2. 場所 ホテルグランドパレス 東京都千代田区飯田橋1-1-1
3. 主催 日本チェーンドラッグストア協会 (Japan Association of Chain Drug Stores)
4. 参加者 150名(大学関係100名、業界関係50名)
5. 次第

I. 第一部 講演・シンポジウム 13:30~16:30

- 主催者挨拶 (5分) 日本チェーンドラッグストア協会会長
ウエルシアHD (株) 代表取締役会長 池野 隆光
- 特別講演 (50分) 「薬剤師法・薬機法改正とこれからの薬剤師の役割」
13:35~14:25 厚生労働省 医薬・生活衛生局長 宮本 真司
- 基調講演 (30分) 「ドラッグストアのめざすもの 薬剤師への期待」
14:35~15:05 (株)ココカラファイン代表取締役社長 塚本 厚志 (協会常任理事)
- シンポジウム (75分) 「本音で語る薬剤師の仕事、教育、研修、処遇、人事」
15:15~16:30
論点提起・進行 (株)トモズ代表取締役社長 徳廣 英之 (協会常任理事)
大学関係者 城西大学薬学部 細谷 治 特任教授
(日本赤十字社 医療センター薬剤部長)
近畿大学薬学部 中村 武夫 教授
ドラッグストア関係者 (株)ツルハHD取締役 後藤 輝明 (協会常任理事)
(株)マツモトキヨシHD 管理本部人事部長 阿部 光弘
- 閉会の挨拶 日本協会チェーンドラッグストア協会 調剤推進委員長
スギHD(株)代表取締役社長 榎原 栄一 (協会副会長)

II. 第二部 懇親会 16:30~18:00 形式：立食パーティー(流れ解散)

参加者：薬科大学・薬学部関係者及びドラッグストア業界幹部

薬剤師フォーラム 参加申込書

企業名 : _____

窓口ご担当者

役職 : _____ 氏名 : _____

Email : _____

TEL : _____ FAX : _____

次の者が参加します。

【ご参加者】

役職 : _____ 氏名 : _____

役職 : _____ 氏名 : _____

役職 : _____ 氏名 : _____

役職 : _____ 氏名 : _____

役職 : _____ 氏名 : _____

申込み期限 7月5日(金)

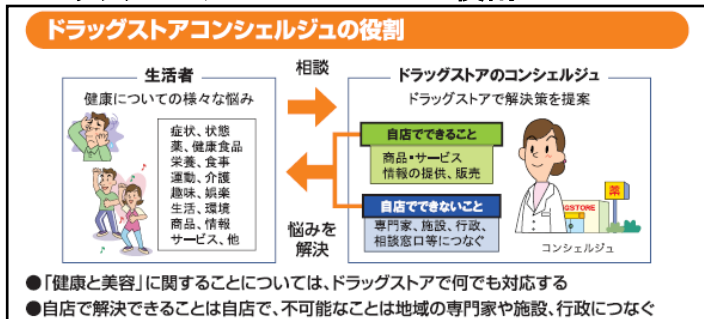
6月末に、コンシェルジュ学習サイトをリニューアル 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本重点施策にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

6月末に、受講者の方が見やすく、学習できるように、サイトのリニューアルを行います。今後、カテゴリーテーマを増やしていく予定ですので、まだ登録されていない方は、お早めに登録し、受講を開始して下さい。

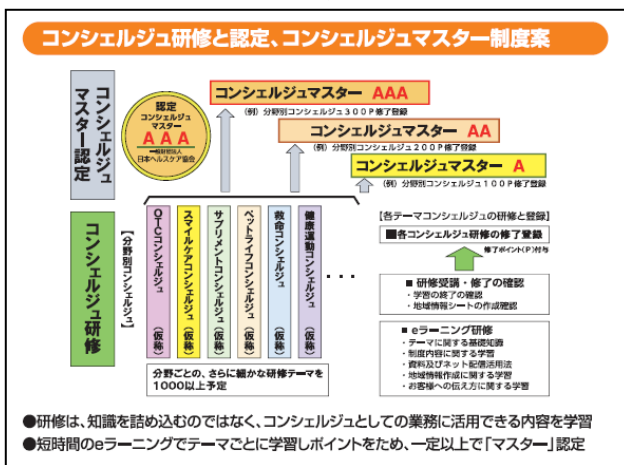
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

| コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容 | |
|-----------------------|--|
| コンテンツの範囲 | 健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容 |
| 提供する3つの情報 | 「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供 |
| ・基本情報 | 基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供 |
| ・コンシェルジュ研修情報 | 各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報 |
| ・商品・サービス情報 | メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で） |
| 地域情報の収集 | 店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録 |
| 添付情報 | 公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報 |

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みと一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

| ★オリエンテーション講座 | | ベビーケア | | コンテンツ | | |
|--------------|-----------------------------|--|--------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| テーマ | ■食と健康 | コンテンツ | | テーマ | ベビー用品 | 赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他 |
| | 食と栄養 | 食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他 | | | ベビーケア | 赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他 |
| | ★スマイルケア食 | そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他 | | | 妊娠・出産 | 妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他 |
| | ★スマイルケア食「赤」 | 摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎 | | ■健康維持生活 | コンテンツ | |
| | ★知っておきたい健康食品とサプリメント | 健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面) | | ★高齢者の運動の必要性 | 高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介 | |
| テーマ | ★エイコサペンタエン酸 | 脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果) | | テーマ | ペット飼育 | ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他 |
| | その他 | 疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他 | | | 救急救命 | 心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他 |
| | ■ヘルスケア | コンテンツ | | | ■健康関連制度 | コンテンツ |
| | ★正しい薬の飲み方・使い方 | 服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー | | テーマ | 業機法 | 医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他 |
| | ★血圧の正しい測定法 | 血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介 | | | 医療費控除制度 | 医療費控除/セルフメディケーション税制/その他 |
| 医薬品 | 成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他 | | 社会保障制度 | | 国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他 | |
| ヘルスケア用品 | 応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用方法/他 | | ■その他 | コンテンツ | | |
| サポート用品 | オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他 | | 部位別ケア | ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他 | | |
| テーマ | ■ビューティケア | コンテンツ | | テーマ | 部位別対処法 | フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他 |
| | 化粧品 | メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他 | | | 美と健康管理 | 検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他 |
| | ビューティケア用品 | スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他 | | | 地域情報 | 分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他 |
| テーマ | サポート用品 | 美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他 | | その他 | 疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他 | |
| | ■加齢生活ケア | コンテンツ | | | | |
| | 加齢用品 | 加齢の基本知識/尿漏れパット使用方法/TPO対処法/他 | | | | |
| 介護用品 | 介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他 | | | | | |
| サポート用品 | 疾病・怪我予防用品使用方法/介助・介護用品使用方法/他 | | | | | |

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法 : eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費 : しばらくの間は無料で受講可能(有料になった時、継続をご希望かご連絡します)

受講対象者 : 登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法 : 受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

| | 特典 | コンシェルジュ会員申込 |
|---------------|---|--|
| 日登協A会員 | 無料で受講できます。 | 不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。 |
| JACDS認定アドバイザー | オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 | 日本薬業研修センターにご連絡下さい。ポイント加算を行います。 |

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先: 日本薬業研修センター

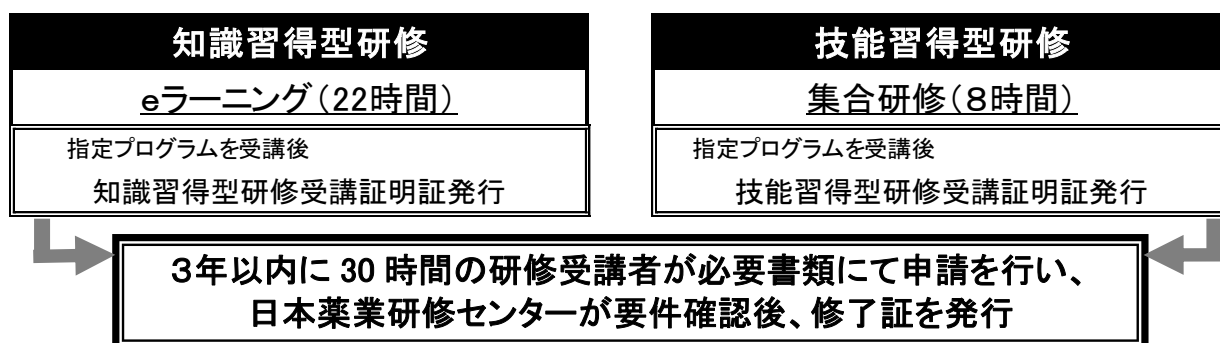
TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地での研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方も来場し講義を行う場合もあり、引き続き、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

| 研修内容 | 時間数 | 実施形式と学習方法 |
|-----------------------------|-----|---|
| 知識習得型研修 | | eラーニング |
| ①講座: 地域住民の健康維持・増進 | 2時間 | [学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有 |
| ②講座: 要指導医薬品等概説-1 | 8時間 | |
| ③講座: 要指導医薬品等概説-2 | | |
| ④講座: 要指導医薬品等概説-3 | | |
| ⑤講座: 健康食品、食品 | 2時間 | |
| ⑥講座: 禁煙支援 | 2時間 | |
| ⑦講座: 認知症対策 | 1時間 | |
| ⑧講座: 感染対策 | 2時間 | |
| ⑨講座: 衛生用品、介護用品等 | 1時間 | |
| ⑩講座: 薬物乱用防止 | 1時間 | |
| ⑪講座: 公衆衛生 | 1時間 | |
| ⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例 | 1時間 | |
| ⑬講座: コミュニケーション力の向上 | 1時間 | |

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

| 研修内容 | | 時間数 | 実施形式と学習方法 |
|---------|----------------------------|-----|--------------------|
| 技能習得型研修 | | | 講義と演習(グループ討議形式) |
| I 研修: | 健康サポート薬局の基本理念 | 1時間 | ビデオ、グループ討議、総評 |
| II 研修: | 薬局利用者の状態把握と対応 | 4時間 | ビデオ、グループ討議、全体発表、総評 |
| III 研修: | 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応 | 3時間 | ビデオ、グループ討議、全体発表、総評 |

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

| | |
|-----|---|
| A研修 | 研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修 |
| B研修 | 受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※ |

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

| 受講料と入金時期 | | 協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人) | | | 一般価格 (申込:企業・団体一括、個人) | | |
|----------|-------|-----------------------------|--------|---------------------------|-------------------------|--------|---------------------------|
| | | A研修 | B研修 | 入金時期 | A研修 | B研修 | 入金時期 |
| ★技能習得型 | I・III | 2,250円 | 1,500円 | A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金 | 3,750円 | 1,500円 | A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金 |
| | II | 2,250円 | 1,500円 | | 3,750円 | 1,500円 | |
| 知識習得型 | | 1,500円 | 1,000円 | 事前入金 | 2,500円 | 1,000円 | 事前入金 |
| 計 | | 6,000円 | 4,000円 | | 10,000円 | 4,000円 | |

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協励会、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
 シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

| No. | 開催日 | 地区 | 会場 | 研修時間 |
|-----|------------------------|--------|--------------------|-----------|
| 1 | 2019年4月14日(日) 【開催済】 | 千葉県松戸市 | (株)マツモトキヨシ 本社別館 | 9時30分～19時 |
| 2 | 2019年6月9日(日) 【開催済】 | 東京都渋谷区 | 協励会館 | 9時～17時40分 |

● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

| 募集・申込 |
|--|
| ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。 |

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

| 受講開始 |
|--|
| ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。 |

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

| 受講申込・受講開始 |
|--|
| ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。 |

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1) 別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。

●技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

- ・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。
希望地区が未定の方は、空白でも構いません。
- ・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。
- ・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2) 企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

- ・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3) 技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が 30 名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

- ・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。
- ・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。
- ・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1) 企業申込の場合

- ① 申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。
- ③ 開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。
当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。
- ④ 後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2) 個人申込の場合

- ① 申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。
開催の2週間前までに、お振込み願います。
- ③ 入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

- ・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。
- ・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。
- ・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人件分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

| | | | | |
|------|-------------------|--------|-------------------|----------|
| 企業申込 | フリガナ 会社名 | | | |
| | フリガナ 担当者名 | | 部署名 役職 | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先TEL | | 連絡先FAX | |
| | 連絡先 E-mail(PC) | | | |
| 個人申込 | フリガナ 氏名 | | 連絡先 E-mail(PC) | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先FAX | | 薬剤師 登録番号 | |
| | 所属先名 (所在地) | | 都道 府県 | 区市 町村 |

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

| No. | 開催日 | 地 区 | 会 場 | 受講人数 | | | 知識習得型研修 | |
|-----|------------------------|--------|--------------------|------|-------|--------|---------|-------|
| | | | | I 研修 | II 研修 | III 研修 | 人数 | 開始希望月 |
| 1 | 2019年4月14日(日) 【開催済】 | 千葉県松戸市 | (株)マツモトキヨシ 本社別館 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 2 | 2019年6月9日(日) 【開催済】 | 東京都渋谷区 | 協励会館 | 名 | 名 | 名 | 名 | |

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

| | | | | |
|----------|-------------------|--------|-------------------|----------|
| 企業 申込 | フリガナ 会社名 | | | |
| | フリガナ 担当者名 | | 部署名 役職 | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先TEL | | 連絡先FAX | |
| | 連絡先 E-mail(PC) | | | |
| 個人 申込 | フリガナ 氏名 | | 連絡先 E-mail(PC) | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先FAX | | 薬剤師 登録番号 | |
| | 所属先名 (所在地) | | 都道 府県 | 区市 町村 |

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

| 技能習得型研修 | | | | | | | | | 知識習得型研修 | |
|---------|-----|-----|---|---|---------------|-------|-------|-------|---------|-----------|
| 実施形式 | | 研修名 | | | 地区名 (都道府県) | 人数 | | | 人数 | 開始 希望月 |
| A研修 | B研修 | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | | Ⅰ研修 | Ⅱ研修 | Ⅲ研修 | | |
| [記入例] | | ○ | ○ | ○ | 神奈川県 | 20~25 | 20~25 | 15~20 | 20~25 | H29.4頃 |
| | | ○ | | ○ | 静岡県 | | | 3~5 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 大阪府 | 1 | 1 | 1 | 1 | H29.3頃 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。
 ※Ⅲ研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

| 通信研修(1年間) | 集合研修(前期・後期開催) |
|--|--|
| eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む | 1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習 |
| 年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回 | ①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験 |
| 指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行 | 年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行 |
| ※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円) | ※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。 |

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

| □症状・部位別 医薬品通信研修 | | | | ※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。 | | | |
|--------------------|---------------|-------|-----------------|---|------------------------------|-------|-----------------------------|
| ○基礎講座 | | | | ○応用講座 | | | |
| 1 | 胃腸症状 | 19・20 | 咳 | 1・2 | 胃腸薬 | 25・26 | 皮膚疾患用薬 |
| 2 | 疲労・虚弱症状 | 21・22 | 禁煙 | 3・4 | 便秘薬 | 27・28 | 口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品 |
| 3 | 目の症状 | 23・24 | 肩こり | 5・6 | 止瀉薬・整腸薬 | 29・30 | 痔疾用薬 |
| 4 | かぜ症候群 | 25・26 | 頭痛 | 7・8 | 滋養強壮薬 | 31・32 | 鎮咳去痰薬 |
| 5 | 一般用検査薬 | 27・28 | 腰痛・関節痛 | 9・10 | 目薬 | 33・34 | 禁煙補助剤 |
| 6 | アレルギー 症状 | 29・30 | 口内炎 | 11・12 | 検査薬 | 35・36 | 外用消炎 鎮痛剤 |
| 7・8 | 動悸・ 更年期症状 | 31・32 | 乗物酔い | 13・14 | かぜ薬 | 37・38 | 乗り物酔い 防止薬 |
| 9・10 | 痛み (解熱鎮痛薬) | 33・34 | スキンケア | 15・16 | 女性用薬・ ハーブ医薬品 | 39・40 | スキンケア |
| 11・12 | 精神神経症状 | 35・36 | 育毛・発毛 | 17・18 | 強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬 | 41・42 | 育毛剤・発毛剤 |
| 13・14 | 虫さされ | 37・38 | 水虫 | 19・20 | 抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬 | 43・44 | 水虫薬 |
| 15・16 | オーラルケア | 39・40 | 爪から見える 病気 | 21・22 | 解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬 | 45・46 | 泌尿器用薬 |
| 17・18 | 痔の症状 | 41・42 | すり傷・切り傷・ やけど | 23・24 | 睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬 | | |

| □ヘルスケア実践セミナー | |
|--------------|---------------------|
| 1月 | オーラルケア対策 |
| 2月 | 水虫対策 |
| 3月 | アイケア対策 |
| 4月 | 禁煙対策 |
| 5月 | 香り・ リラクゼーション対策 |
| 6月 | セルフチェックと 生活習慣病対策 |
| 7月 | アンチエイジング・ シルバー対策 |
| 8月 | 胃腸対策 |
| 9月 | かぜ対策 |
| 10月 | 花粉症対策 |
| 11月 | スキンケア対策 |
| 12月 | ヘアケア対策 |

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

| スケジュール(予定) | |
|------------|----------------------------|
| 60分 | 薬事行政情報 |
| 60分 | 医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分) |
| 60分 | 専門家のための技術・知識① (休憩 10分) |
| 80分 | 専門家のための技術・知識② (休憩 10分) |
| 80分 | 専門家のための技術・知識③ |
| 20分 | 確認試験 |

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第24期生
(2019年6月生)
募集中

募集締切日 2019年6月30日

— 美と健康、セルフメディケーションの両輪 —
■■ 第24期募集が新規最終募集になります。 ■■

美容に関する悩みや要望への確かなアドバイスができます

ビューティケアアドバイザーの目的

今、新たな視点で、ビューティケアを担う人材が求められています。美容に関する要望や個別の悩みを解決し、より健康でより美しく快適な生活を提案するのが、ビューティケアアドバイザーです。

生活全般との関わりを含めた幅広い知識や美容技術を持った人材を育成し、豊かでより快適な生活創りに貢献することを目的としています。

ビューティケアアドバイザーは何ができるか

美と健康はセルフメディケーションの両輪です。化粧品やメイク、肌の悩みなどをはじめ、食事・栄養・運動など、生活全般に関わる側面からも美容に関するアドバイスができるようになります。また、薬、健康・美容食品などのヘルスケアとの関連を学び、ドラッグストアに求められる健康と美容の情報提供ができます。

ビューティケアアドバイザーの狙い

地域生活者がより美しく、若々しく、快適な暮らしを行っていくのに必要なアドバイスができます。

また、接客の基本や心構えを学び、対応能力と販売の実践力がアップすることを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習
スクーリング
JACDS指定基礎美容講座

養成期間

8ヶ月

教材内容

テキスト：2分冊
DVD：1枚
添削問題：6回

認定方法

学科試験・応対実技試験

受講料

会員企業価格
51,840円(税込)

募集締切

2019年5月31日

美容講座の受講については、資生堂、カネボウ、コーセー、花王ソフィーナの4メーカーの商品を取り扱っていない店舗又は業種へお勤めの方は別途美容講座の費用がかかります。

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧ください。各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

主なカリキュラム

ビューティケアに関する知識・技術編

ビューティケアに関する基礎知識

- ・美容に関する基礎知識
- ・肌に関する基礎知識

・ビューティケアに必要な基礎知識

・ビューティケアに必要なその他専門知識

ビューティケアアドバイスに関する基礎知識・技術

・フェイスに関するビューティケア

・フェイス以外に関するビューティケア

ビューティケアに関する応対・売場知識編

・応対に関する知識・技術

・ドラッグストアの売場に関する知識

DVD

・メーキャップ技術Howto編

・応対基本技術編

ビューティケアアドバイザー

養成講座

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

第27期生
(2019年8月生)
募集中

募集締切日 2019年7月20日

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —
■ 第27期募集が新規最終募集になります。 ■

漢方の知識で健康づくりをサポートします

**漢方
アドバイザー
養成講座**

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。
新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。
また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。
漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

| |
|---------------|
| 養成方法 |
| 通信教育、DVD学習 |
| 養成期間 |
| 10ヶ月 |
| 教材内容 |
| テキスト：5分冊＋別冊1冊 |
| DVD：1巻 |
| 添削問題：10回 |
| 認定方法 |
| 学科試験 |
| 受講料 |
| 会員企業価格 |
| 101,800円(税込) |
| 募集締切 |
| 2019年7月20日 |

| |
|---------------------|
| 主なカリキュラム |
| 漢方に関する基礎知識編 |
| ・中医学小史 |
| ・中医学基礎知識 |
| ・中医診断学概要 |
| ・中薬の基本知識(上) |
| 漢方に関する実践知識編 |
| ・中薬の基本知識(下) |
| ・常用中薬 |
| ・常用の方剤(上) |
| ・常用の方剤(下) |
| ・食物の医療・保健作用 |
| ・病気と中医弁証治療 |
| (別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要) |
| DVD |
| ・漢方の世界「中医学基礎講座」 |

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会
ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F
Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461
E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)
E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

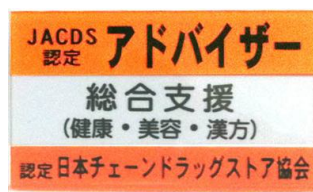
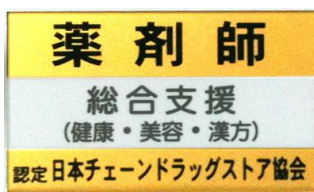
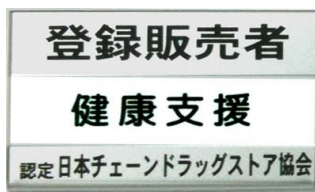
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

| | | |
|---------------|---|------|
| ヘルスケアアドバイザー | … | 健康支援 |
| ビューティケアアドバイザー | … | 美容支援 |
| ベビーケアアドバイザー | … | 育児支援 |
| 漢方アドバイザー | … | 漢方支援 |

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

| | 薬剤師 | 登録販売者 |
|-----------------|----------|------------|
| ヘルスケアアドバイザー取得 | 健康支援 薬剤師 | 健康支援 登録販売者 |
| ビューティケアアドバイザー取得 | 美容支援 薬剤師 | 美容支援 登録販売者 |
| ベビーケアアドバイザー取得 | 育児支援 薬剤師 | 育児支援 登録販売者 |
| 漢方アドバイザー取得 | 漢方支援 薬剤師 | 漢方支援 登録販売者 |

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

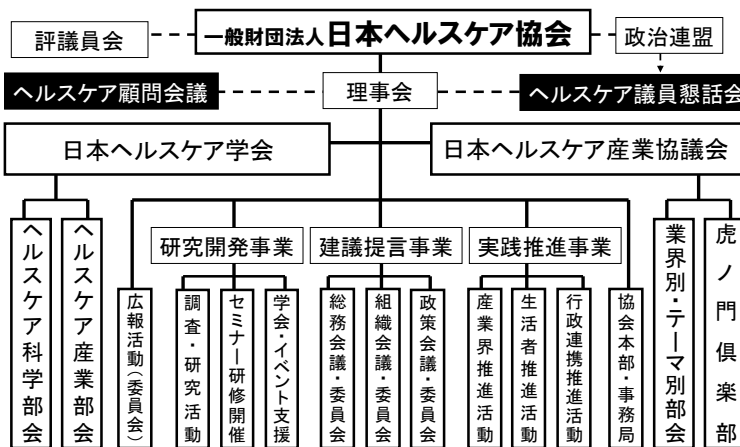
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|----------------------|-----|--------------|
| 法人情報 | 法人名 | (フリガナ) 氏名 | | |
| | 代表者 | (フリガナ) 氏名 | 役職名 | |
| | 法人所在地 (連絡先) | 〒 | | |
| | 業種 | TEL: FAX: | | |
| 連絡先情報 | 担当者 | (フリガナ) 氏名 | 役職名 | |
| | 担当者所在地 (連絡先) | 〒 | | |
| | | TEL: FAX: E-mail: | | |
| 年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入 | | | | 請求書 (どちらかに○) |
| 申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円 | | | | 必要 ・ 不要 |

【B欄】個人会員の申込み記入欄

| | | | | |
|------|-------------|----------------------|---------------|---------|
| 本人情報 | 氏名 | (フリガナ) | 勤務先名 (学校名) | |
| | 住所 (連絡先) | 〒 | | |
| | | TEL: FAX: E-mail: | | |
| 年会費 | 3千円(人/年) | | 請求書(どちらかに○) | 必要 ・ 不要 |

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|----|------|----|--|--|--|
| 受付 | 法人案内 | 入金 | | | |
| / | | / | | | |

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2019年2月15日午後4時から2020年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

| 区分 | 支払限度額 | | | 免責金額 (1事故) |
|--------|--|---------|---------|---------------|
| | 1名 | 1事故 | 保険期間中 | |
| 業務危険 | | 1億円 | 3億円 | 3万円 |
| 施設危険 | 対人 | 5,000万円 | 5,000万円 | 3万円 |
| | 対物 | | 5,000万円 | 3万円 |
| 人格権侵害 | 業務危険: 1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険: 1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額は業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と同額かつ共有となります。 | | | |
| 保険料(注) | 3,460円 | | | |

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

| 区分 | | | Aタイプ | Bタイプ | Cタイプ |
|--------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 業務危険 | 支払限度額 | 1事故 | 1,000万円 | 3,000万円 | 1億円 |
| | | 保険期間中 | 3,000万円 | 9,000万円 | 3億円 |
| | 免責金額 | | 0円 | 0円 | 0円 |
| 人格権侵害 | | | | | |
| 保険料(注) | | | 1,260円 | 1,420円 | 1,610円 |

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2019年

■ 薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

<補償内容>

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

| 締切日 | 保険開始日 | 加入月数 (ヶ月) | 保険料(円) |
|--------|--------|--------------|--------|
| 2月25日 | 3月15日 | 11 | 3,170 |
| 3月25日 | 4月15日 | 10 | 2,890 |
| 4月25日 | 5月15日 | 9 | 2,600 |
| 5月27日 | 6月15日 | 8 | 2,300 |
| 6月26日 | 7月15日 | 7 | 2,010 |
| 7月25日 | 8月15日 | 6 | 1,740 |
| 8月26日 | 9月15日 | 5 | 1,450 |
| 9月25日 | 10月15日 | 4 | 1,160 |
| 10月25日 | 11月15日 | 3 | 870 |
| 11月25日 | 12月15日 | 2 | 580 |
| 12月25日 | 1月15日 | 1 | 290 |

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

<補償内容>

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

| 締切日 | 保険開始日 | 加入月数 (ヶ月) | 保険料(円) | | |
|--------|--------|--------------|--------|-------|-------|
| | | | Aタイプ | Bタイプ | Cタイプ |
| 2月25日 | 3月15日 | 11 | 1,160 | 1,300 | 1,480 |
| 3月25日 | 4月15日 | 10 | 1,050 | 1,180 | 1,340 |
| 4月25日 | 5月15日 | 9 | 950 | 1,070 | 1,210 |
| 5月27日 | 6月15日 | 8 | 840 | 950 | 1,070 |
| 6月26日 | 7月15日 | 7 | 740 | 830 | 940 |
| 7月25日 | 8月15日 | 6 | 630 | 710 | 810 |
| 8月26日 | 9月15日 | 5 | 530 | 590 | 670 |
| 9月25日 | 10月15日 | 4 | 420 | 470 | 540 |
| 10月25日 | 11月15日 | 3 | 320 | 360 | 400 |
| 11月25日 | 12月15日 | 2 | 210 | 240 | 270 |
| 12月25日 | 1月15日 | 1 | 110 | 120 | 130 |

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

 solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 「かかりつけ薬剤師・薬局に関する調査報告書」及び「かかりつけ薬剤師・薬局の取組に関する事例集」について—医薬・生活衛生局総務課(5月17日)

患者本位の医薬分業およびかかりつけ薬剤師・薬局に関する重要な内容ですので、目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。調査報告書と事例集は厚生労働省のHPよりダウンロードをお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

厚生労働省ホームページ [かかりつけ薬剤師・薬局について](#)

○平成30年度かかりつけ薬剤師・薬局機能調査・検討事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

2. かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

—医薬・生活衛生局生活安全対策課長(5月30日)

ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤及びビタミンB1B6B12主薬製剤の使用上の注意について、改正が行われました。目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。

【資料:後頁15ページ分あり】

3. 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について —医薬・生活衛生局総務課(6月6日)

関連する法律などの施行に伴う留意点等について、周知依頼がありました。目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁87ページ分あり】

【経済産業省】

4. 夏季の省エネルギーの取組について —消費・流通政策課(5月21日)

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、今年度の取組みが決定されたそうです。

以下のURLにて、その内容を確認いただきたく、よろしくお願いいたします。

経済産業省ホームページ

「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190521005/20190521005.html>

5. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(3月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の3月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【国土交通省】

6. トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けたご理解とご協力へのお願い

国土交通省他より「トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けたご理解とご協力へのお願い(荷役作業・附帯業務関係)」についての周知依頼がありました。該当する関係企業がある場合は目を通していただきますよう、よろしくお願いいたします。

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000184.html

【警察庁】**7. 民法等改正に伴う 20 歳未満の者の喫煙防止のための取組について—(5 月 31 日)**

警察庁より 20 歳未満の者の喫煙防止のための取組についての要請がありました。取扱いのある店舗への周知をお願いします。【資料:後頁 2 ページ分あり】

【国税庁】**8. 軽減税率制度に関するガイド、チラシ等について—(6 月)**

消費税の軽減税率制度に関する周知依頼がありました。店舗運営に支障が生じないようにご確認をお願いします。

- 消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド(令和元年6月)

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0019005-113.pdf>

- 令和元年 10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施されます(チラシ)(令和元年6月)

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/05.pdf>

- 軽減税率制度への対応には準備が必要です！(リーフレット)(令和元年6月)

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/06.pdf>

- 消費税の軽減税率制度が実施されます(ポスター縦版)(令和元年6月)

http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/07_tate.pdf

【団体】**9. 「夏場の冷凍食品温度管理についてのお願い」について**

—一般社団法人日本冷凍食品協会(6月吉日)

毎年 6 月から 9 月は「冷凍食品の温度管理強化月間」となっています。後頁のリーフレットの内容をご覧ください、安全で高品質の冷凍食品の提供に尽力いただくよう、よろしく申し上げます。

【資料:後頁4ページ分あり】

10. お弁当・お惣菜大賞 2020 エントリーのご案内について

—デリカテッセン・トレードショー運営事務局・お弁当・お惣菜大賞事務局(5月吉日)

応募締め切りは 9 月 20 日だそうです。ご興味のある会員企業様は応募サイトをご覧ください

http://www.obentou-osouzai.jp/home_producer.html

11. 平成 30 年度食品産業における取引慣行の実態調査について

—一般財団法人 食品産業センター(6月7日)

毎年行われている実態調査がまとまり、説明を受けました。改善は確実に進んでいるものの、さらなる努力を求められました。一層の取引慣行正常化をよろしく申し上げます。

食品産業センターホームページ

<https://www.shokusan.or.jp/news/3054/>

12. 取引慣行に関する実態調査について～取引慣行の改善に向けて～

—フード連合・UAゼンセン(6月7日)

営業のご担当者個人に対するアンケート調査の結果です。食品産業センターの調査内容とは若干、異なります。ドラッグストアに関する記述は少ないですが、一層の取引慣行正常化をよろしく申し上げます。

【資料:後頁 38 ページ分あり】

事務連絡
令和元年5月17日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「かかりつけ薬剤師・薬局に関する調査報告書」及び「かかりつけ薬剤師・薬局の取組に関する事例集」について

日頃から薬事行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、患者本位の医薬分業の実現に向けて、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定し、かかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進しています。また、平成29年度には、「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数」について、進捗状況を把握するためのKPI (Key Performance Indicator) を設定したところです。

厚生労働省では、KPIの進捗状況の把握等を目的として、薬局及び薬局を利用する患者・国民に対するアンケート調査（以下「本調査」とする。）を平成30年度委託事業（委託先：みずほ情報総研株式会社）において実施し、「かかりつけ薬剤師・薬局に関する調査報告書」（以下「本報告書」とする。）をとりまとめました。

本報告書では、本調査の重要性が薬剤師・薬局に理解され、今後、取り組むべき事項の確認や検討に役立てられるようにするためには、行政や薬局関係団体が本調査結果を積極的に周知する必要があると示されております。

つきましては、貴会におかれましては、患者本位の医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化・普及のための取組の推進に当たって、本報告書の内容を御活用いただくとともに、貴会会員及び関係者に対して周知願います。

また、当該委託事業では、平成28年度及び平成29年度の患者のための薬局ビジョン推進事業（モデル事業）から好事例をまとめた「かかりつけ薬剤師・薬局の取組に関する事例集」（以下「事例集」とする。）を作成しましたので、あわせて御活用いただくとともに、貴会会員及び関係団体に対して周知願います。

なお、本報告書及び事例集は厚生労働省のホームページでも掲載しています。

(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html)



薬生薬審発 0530 第 11 号
薬生安発 0530 第 2 号
令和元年 5 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

一般用医薬品のうち、かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意については、平成 23 年 10 月 14 日付け薬食安発 1014 第 4 号・薬食審査発 1014 第 5 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知により示し、その後、「「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」の訂正について」（平成 30 年 1 月 16 日付け薬生薬審発 0116 第 1 号・薬生安発 0116 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医薬安全対策課長連名通知）等により一部改正していましたが、この度、下記のとおり一部改正しましたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

「ビタミン主薬製剤製造販売承認基準の一部改正について」（令和元年 5 月 30 日付け薬生発 0530 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）によりビタミン主薬製剤の製造販売承認基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであること。

2. 改正内容

ビタミン E 主薬製剤、ビタミン B₁ 主薬製剤、ビタミン B₆ 主薬製剤及びビタミン B₁ B₆ B₁₂ 主薬製剤の使用上の注意について、改正を行った（別紙の新旧対照表参照）。

3. 適用時期等

今後作成する添付文書等については原則として本通知の改正事項を記載し、既に作成されている添付文書等については令和3年3月末日までに改めること。

Ⅲ. ビタミンE主薬製剤

| 改訂後 | 改訂前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-----|-----|------------|-----|-------------------------------|--------------|------------------------|------------|-------------------------|---|------|-----|-----|------------|-----|-------|
| <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>してはいけないこと <u>(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)</u> 次の人は服用しないこと <u>妊婦又は妊娠していると思われる人、</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>相談すること</p> <p>1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること (1) 医師の治療を受けている人。 (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。</p> <p>2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="197 906 689 1098"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮 膚</td> <td>発疹・発赤, かゆみ</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>胃部不快感, <u>胃痛¹⁾</u></td> </tr> <tr> <td><u>精神神経系</u></td> <td><u>頭痛¹⁾</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他</u></td> <td><u>ほてり¹⁾</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>[¹⁾は、ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 便秘, 下痢</p> <p>4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持</p> | 関係部位 | 症 状 | 皮 膚 | 発疹・発赤, かゆみ | 消化器 | 胃部不快感, <u>胃痛¹⁾</u> | <u>精神神経系</u> | <u>頭痛¹⁾</u> | <u>その他</u> | <u>ほてり¹⁾</u> | <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>(新設)</p> <p>相談すること</p> <p>1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること (1) 医師の治療を受けている人。 (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。</p> <p>2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="1178 906 1648 1018"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮 膚</td> <td>発疹・発赤, かゆみ</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>胃部不快感</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 便秘, 下痢</p> <p>4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持</p> | 関係部位 | 症 状 | 皮 膚 | 発疹・発赤, かゆみ | 消化器 | 胃部不快感 |
| 関係部位 | 症 状 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 皮 膚 | 発疹・発赤, かゆみ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 胃部不快感, <u>胃痛¹⁾</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>精神神経系</u> | <u>頭痛¹⁾</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>その他</u> | <u>ほてり¹⁾</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係部位 | 症 状 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 皮 膚 | 発疹・発赤, かゆみ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 胃部不快感 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>って医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <p>5. 服用後，生理が予定より早くきたり，経血量がやや多くなったりすることがある。出血が長く続く場合は，この文書を持って医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> | <p>って医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <p>5. 服用後，生理が予定より早くきたり，経血量がやや多くなったりすることがある。出血が長く続く場合は，この文書を持って医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> |
| <p>[用法及び用量に関連する注意として，用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には，保護者の指導監督のもとに服用させること。 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]</p> <p>(2) [小児の用法がある場合，剤形により，次に該当する場合には，そのいずれかを記載すること.]</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には，薬剤がのどにつかえることのないよう，よく注意すること。 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には，薬剤がのどにつかえることのないよう，よく注意すること。 [3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。 [ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(4) 内服にのみ使用すること。 [アンプル剤の場合に記載すること.]</p> | <p>[用法及び用量に関連する注意として，用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には，保護者の指導監督のもとに服用させること。 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]</p> <p>(2) [小児の用法がある場合，剤形により，次に該当する場合には，そのいずれかを記載すること.]</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には，薬剤がのどにつかえることのないよう，よく注意すること。 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には，薬剤がのどにつかえることのないよう，よく注意すること。 [3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。 [ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(4) 内服にのみ使用すること。 [アンプル剤の場合に記載すること.]</p> |
| <p>保管及び取扱い上の注意</p> <p>(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。 [() 内は必要とする場合に記載すること.]</p> | <p>保管及び取扱い上の注意</p> <p>(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。 [() 内は必要とする場合に記載すること.]</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(2) 小児の手の届かない所に保管すること。 (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）。 〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕</p> | <p>(2) 小児の手の届かない所に保管すること。 (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）。 〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕</p> |
| <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】 注意 1. 次の人は服用しないこと <u>妊婦又は妊娠していると思われる人。</u> <u>〔ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること。〕</u> 2. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること (1) 医師の治療を受けている人。 (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。 2'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2' を記載すること。〕 3. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと 4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること 〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕</p> | <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】 注意 （新設） 1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること (1) 医師の治療を受けている人。 (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1' を記載すること。〕 2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと 3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること 〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕</p> |

IV. ビタミンB₁主薬製剤

| 改訂後 | 改訂前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|----|--|-----|--|-------|------------------|-----|-------------------|---|------|----|----|------------------|-----|--|
| <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>してはいけないこと <u>(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)</u> 次の人は服用しないこと <u>妊婦又は妊娠していると思われる人、</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>相談すること</p> <p>1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること <u>(1) 妊婦又は妊娠していると思われる人、</u> <u>[ボウイを含有する製剤に記載すること、</u> <u>ただし、「してはいけないこと」に「妊婦又は妊娠していると思われる人。」</u> <u>に記載した製剤にあつては記載しない.]</u> <u>(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人、</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="215 1018 801 1316"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮膚</td> <td>発疹¹⁾ ³⁾, 発疹・発赤²⁾, かゆみ²⁾</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>吐き気³⁾, 吐き気・嘔吐⁴⁾, 口内炎⁵⁾, 食欲不振³⁾, 胃痛²⁾, 胃部不快感²⁾</td> </tr> <tr> <td>精神神経系</td> <td>頭痛²⁾</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ほてり²⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹⁾ は、シコチアミンを含有する製剤に、 ²⁾ は、ヘプロニカートを含有する製剤に、 ³⁾ は、メコバラミンを含有する製剤に、</p> | 関係部位 | 症状 | 皮膚 | 発疹 ¹⁾ ³⁾ , 発疹・発赤 ²⁾ , かゆみ ²⁾ | 消化器 | 吐き気 ³⁾ , 吐き気・嘔吐 ⁴⁾ , 口内炎 ⁵⁾ , 食欲不振 ³⁾ , 胃痛 ²⁾ , 胃部不快感 ²⁾ | 精神神経系 | 頭痛 ²⁾ | その他 | ほてり ²⁾ | <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>(新設)</p> <p>相談すること (新設)</p> <p>1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="1198 1018 1758 1133"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮膚</td> <td>発疹¹⁾</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>吐き気・嘔吐²⁾, 口内炎³⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹⁾ は、シコチアミンを含有する製剤に、 ²⁾ は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミン B₁を含有する製剤に、 ³⁾ は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に記載すること.]</p> | 関係部位 | 症状 | 皮膚 | 発疹 ¹⁾ | 消化器 | 吐き気・嘔吐 ²⁾ , 口内炎 ³⁾ |
| 関係部位 | 症状 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 皮膚 | 発疹 ¹⁾ ³⁾ , 発疹・発赤 ²⁾ , かゆみ ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 吐き気 ³⁾ , 吐き気・嘔吐 ⁴⁾ , 口内炎 ⁵⁾ , 食欲不振 ³⁾ , 胃痛 ²⁾ , 胃部不快感 ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神神経系 | 頭痛 ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ほてり ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係部位 | 症状 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 皮膚 | 発疹 ¹⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 吐き気・嘔吐 ²⁾ , 口内炎 ³⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p><u>4)</u>は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミン B₁を含有する製剤に、 <u>5)</u>は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に記載すること。 <u>ただし、「発疹・発赤」を記載した製剤にあつては、「発疹」を記載しない。また、「吐き気・嘔吐」を記載した製剤にあつては、「吐き気」を記載しない。]</u></p> <p>3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 軟便¹⁾、下痢^{1) 2)} <u>[1) は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に、</u> <u>2) は、メコバラミンを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> | <p>2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 軟便、下痢 〔チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミン B₁を含有する製剤に記載すること。〕</p> <p>3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> |
| <p>〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。 〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕</p> <p>(2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。</p> | <p>〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。 〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕</p> <p>(2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>[ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.] (4) 内服にのみ使用すること. [アンプル剤の場合に記載すること.]</p> | <p>[ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.] (4) 内服にのみ使用すること. [アンプル剤の場合に記載すること.]</p> |
| <p>保管及び取扱い上の注意 (1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること. [()内は必要とする場合に記載すること.] (2) 小児の手の届かない所に保管すること. (3) 他の容器に入れ替えないこと(誤用の原因になったり品質が変わる.). [容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.]</p> | <p>保管及び取扱い上の注意 (1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること. [()内は必要とする場合に記載すること.] (2) 小児の手の届かない所に保管すること. (3) 他の容器に入れ替えないこと(誤用の原因になったり品質が変わる.). [容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.]</p> |
| <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】 注意 <u>1. 次の人は服用しないこと</u> <u>妊婦又は妊娠していると思われる人.</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u> <u>2. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</u> <u>(1) 妊婦又は妊娠していると思われる人.</u> <u>[ボウイを含有する製剤に記載すること.]</u> <u>ただし、1. に「妊婦又は妊娠していると思われる人。」を記載した製剤にあっては記載しない.]</u> <u>(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u> <u>2'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</u> <u>[2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'. を記載すること.]</u> <u>3. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと</u> <u>4. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること</u></p> | <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】 注意 (新設) 1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと 2. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること</p> |

[()内は必要とする場合に記載すること.]

[()内は必要とする場合に記載すること.]

VI. ビタミンB₆主薬製剤

| 改訂後(案) | 改訂前 | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|----|------------------|-----|---|--|------|-----|-----|-------------------|
| <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>相談すること</p> <p>1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="215 539 797 691"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮膚</td> <td>発疹¹⁾</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>吐き気¹⁾、吐き気・嘔吐²⁾、食欲不振^{1) 2)}、腹部膨満感²⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〔¹⁾は、メコバラミンを含有する製剤に、 ²⁾は、ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること。 ただし、「吐き気・嘔吐」を記載した製剤にあつては、「吐き気」を記載しない。〕</u></p> <p><u>2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</u> <u>下痢</u> <u>〔メコバラミンを含有する製剤に記載すること。〕</u></p> <p><u>3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</u></p> | 関係部位 | 症 状 | 皮膚 | 発疹 ¹⁾ | 消化器 | 吐き気 ¹⁾ 、吐き気・嘔吐 ²⁾ 、食欲不振 ^{1) 2)} 、腹部膨満感 ²⁾ | <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>相談すること</p> <p>1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="1198 539 1888 619"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消化器</td> <td>吐き気・嘔吐，食欲不振，腹部膨満感</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること.]</p> <p>(新設)</p> <p>2. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> | 関係部位 | 症 状 | 消化器 | 吐き気・嘔吐，食欲不振，腹部膨満感 |
| 関係部位 | 症 状 | | | | | | | | | | |
| 皮膚 | 発疹 ¹⁾ | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 吐き気 ¹⁾ 、吐き気・嘔吐 ²⁾ 、食欲不振 ^{1) 2)} 、腹部膨満感 ²⁾ | | | | | | | | | | |
| 関係部位 | 症 状 | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 吐き気・嘔吐，食欲不振，腹部膨満感 | | | | | | | | | | |
| <p>[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]</p> | <p>[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]</p> | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>(2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.]</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。 [ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(4) 内服にのみ使用すること。 [アンプル剤の場合に記載すること.]</p> | <p>(2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.]</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。 [ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]</p> <p>(4) 内服にのみ使用すること。 [アンプル剤の場合に記載すること.]</p> |
| <p>保管及び取扱い上の注意</p> <p>(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。 [()内は必要とする場合に記載すること.]</p> <p>(2) 小児の手の届かない所に保管すること。</p> <p>(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）。 [容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.]</p> | <p>保管及び取扱い上の注意</p> <p>(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。 [()内は必要とする場合に記載すること.]</p> <p>(2) 小児の手の届かない所に保管すること。</p> <p>(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）。 [容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.]</p> |
| <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】</p> <p>注意</p> <p>1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと</p> <p>2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること</p> <p>[()内は必要とする場合に記載すること.]</p> | <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】</p> <p>注意</p> <p>1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと</p> <p>2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること</p> <p>[()内は必要とする場合に記載すること.]</p> |

XI. ビタミンB₁B₆B₁₂主薬製剤

| 改訂後(案) | 改訂前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|---|-----|---|-------|------------------|-----|-------------------|--|------|-----|-----|------------------|-----|---|
| <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>してはいけないこと <u>(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)</u> 次の人は服用しないこと <u>妊婦又は妊娠していると思われる人、</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>相談すること</p> <p>1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること <u>(1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人、</u> <u>[ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること.]</u></p> <p>2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="215 906 808 1241"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮 膚</td> <td>発疹¹⁾ ³⁾, 発疹・発赤²⁾, かゆみ²⁾</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>吐き気³⁾, 吐き気・嘔吐⁴⁾ ⁶⁾, 口内炎⁵⁾, 食欲不振³⁾ ⁶⁾, 腹部膨満感⁶⁾, 胃痛²⁾, 胃部不快感²⁾</td> </tr> <tr> <td>精神神経系</td> <td>頭痛²⁾</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ほてり²⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹⁾ は、シコチアミンを含有する製剤に, ²⁾ は、ヘプロニカートを含有する製剤に, ³⁾ は、メコバラミンを含有する製剤に, ⁴⁾ は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に,</p> | 関係部位 | 症 状 | 皮 膚 | 発疹 ¹⁾ ³⁾ , 発疹・発赤 ²⁾ , かゆみ ²⁾ | 消化器 | 吐き気 ³⁾ , 吐き気・嘔吐 ⁴⁾ ⁶⁾ , 口内炎 ⁵⁾ , 食欲不振 ³⁾ ⁶⁾ , 腹部膨満感 ⁶⁾ , 胃痛 ²⁾ , 胃部不快感 ²⁾ | 精神神経系 | 頭痛 ²⁾ | その他 | ほてり ²⁾ | <p>【添付文書等に記載すべき事項】</p> <p>(新設)</p> <p>相談すること (新設)</p> <p>1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <table border="1" data-bbox="1189 943 1805 1094"> <thead> <tr> <th>関係部位</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮 膚</td> <td>発疹¹⁾</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>吐き気・嘔吐²⁾ ⁴⁾, 口内炎³⁾, 食欲不振⁴⁾, 腹部膨満感⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹⁾ は、シコチアミンを含有する製剤に, ²⁾ は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に, ³⁾ は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に, ⁴⁾ は、ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること.]</p> | 関係部位 | 症 状 | 皮 膚 | 発疹 ¹⁾ | 消化器 | 吐き気・嘔吐 ²⁾ ⁴⁾ , 口内炎 ³⁾ , 食欲不振 ⁴⁾ , 腹部膨満感 ⁴⁾ |
| 関係部位 | 症 状 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 皮 膚 | 発疹 ¹⁾ ³⁾ , 発疹・発赤 ²⁾ , かゆみ ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 吐き気 ³⁾ , 吐き気・嘔吐 ⁴⁾ ⁶⁾ , 口内炎 ⁵⁾ , 食欲不振 ³⁾ ⁶⁾ , 腹部膨満感 ⁶⁾ , 胃痛 ²⁾ , 胃部不快感 ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神神経系 | 頭痛 ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ほてり ²⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係部位 | 症 状 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 皮 膚 | 発疹 ¹⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消化器 | 吐き気・嘔吐 ²⁾ ⁴⁾ , 口内炎 ³⁾ , 食欲不振 ⁴⁾ , 腹部膨満感 ⁴⁾ | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p><u>5)</u>は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に、 <u>6)</u>は、ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること</p> <p><u>ただし、「発疹・発赤」を記載した製剤にあつては、「発疹」を記載しない。 また、「吐き気・嘔吐」を記載した製剤にあつては、「吐き気」を記載しない。]</u></p> <p>3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 軟便¹⁾、下痢^{1) 2)}</p> <p>[<u>1)</u>は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に、 <u>2)</u>は、<u>メコバラミンを含有する製剤</u>に記載すること.]</p> <p>4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> | <p>2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること 軟便、下痢 [チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に記載すること.]</p> <p>3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> |
| <p>[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]</p> <p>(2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.]</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。</p> | <p>[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]</p> <p>(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。 [小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]</p> <p>(2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.]</p> <p>1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]</p> <p>2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。 [3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又</p> |

| | |
|---|--|
| <p>〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。 〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕</p> <p>(4) 内服にのみ使用すること。 〔アンプル剤の場合に記載すること。〕</p> | <p>はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕</p> <p>(3) 必ずかんで服用すること。 〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕</p> <p>(4) 内服にのみ使用すること。 〔アンプル剤の場合に記載すること。〕</p> |
| <p>保管及び取扱い上の注意</p> <p>(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。 〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕</p> <p>(2) 小児の手の届かない所に保管すること。</p> <p>(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。 〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれがない場合には記載しなくてもよい。〕</p> | <p>保管及び取扱い上の注意</p> <p>(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。 〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕</p> <p>(2) 小児の手の届かない所に保管すること。</p> <p>(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。 〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれがない場合には記載しなくてもよい。〕</p> |
| <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】</p> <p>注意</p> <p><u>1. 次の人は服用しないこと</u> <u>妊婦又は妊娠していると思われる人。</u> 〔ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること。〕</p> <p><u>2. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</u> <u>(1) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。</u> 〔ヘプロニカートを含有する製剤に記載すること。〕</p> <p><u>2'.</u> <u>服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</u> 〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'. <u>を記載すること。〕</u></p> <p><u>3. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと</u></p> <p><u>4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管するこ</u></p> | <p>【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】</p> <p>注意 (新設)</p> <p>1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと</p> <p>2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管するこ</p> |

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>と 〔()内は必要とする場合に記載すること.〕</p> | <p>と 〔()内は必要とする場合に記載すること.〕</p> |
|-------------------------------------|-------------------------------------|

事 務 連 絡
令和元年6月6日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、平成30年7月25日付けで公布されたところです。

今般、改正法の一部の規定の施行について、「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」（平成31年2月22日付健発0222第1号）により、関係政省令・告示の内容及び施行にかかる留意点等が示されましたので、周知いたします。

また、改正法の施行に関する事項について、「改正健康増進法の施行に関するQ&A」が作成されましたので、併せて周知いたします。

貴会におかれましては、改正法の内容について十分御了知いただくとともに、貴会会員に対し周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう、よろしくお取り計らい願います。

- 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）
 - ・（別添）【通知】「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）

- 改正健康増進法の施行に関するQ&A
 - ・（別添）健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&A
 - ・【参考】たばこ煙の流出防止装置の効果を確認するための測定方法の例
 - ・【参考】脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

健 発 0222 第 1 号
平成 31 年 2 月 22 日

各

| |
|-----------------------------|
| 都道府県知事 保健所設置市市長 特別区区長 |
|-----------------------------|

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について
(受動喫煙対策)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 1 号厚生労働省健康局長通知。以下「公布通知」という。)(別添 1)、また、一部の規定の施行については「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について」(平成 31 年 1 月 22 日付け健発 0122 第 1 号厚生労働省健康局長通知。以下「一部施行通知」という。)(別添 2)において通知したところである。

今般、改正法の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」(平成 31 年政令第 27 号)等の関係政省令・告示が公布されたところである。これらの主な内容及び施行にかかる留意点等は、公布通知及び一部施行通知に記載した内容のほか、下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを進めるとともに、貴管下営業者等に対する周知徹底等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。また、都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

今般公布された関係政省令・告示は次のとおりである。

1. 健康増進法施行令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 27 号)
2. 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 28 号。以下「第 3 条関係改正政令」という。)
3. 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 17 号。以下「改正省令」という。)
4. 健康増進法の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ(平成 31 年厚生労働省告示第 39 号。以下「告示」という。)

記

第1 改正法の趣旨及び概要

1 改正法の趣旨

改正法は望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであること。このため、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に「望まない受動喫煙」をなくすこと、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所毎に、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることを基本的な考え方として受動喫煙対策を進めるものであること。

2 改正法における規制等の概要

(1) 施設類型毎の取り扱い

改正法は、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する観点から、施設の類型・場所ごとに対策を実施することとしているところ、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関を第一種施設、これら以外の事務所や工場、飲食店等を第二種施設と分類し、第一種施設においては「敷地内禁煙」、第二種施設においては「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」とするものであること。なお、各施設における詳細事項については第2及び第3を参照すること。

(2) 施設の「屋内」及び「屋外」

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となること。

(3) 「管理権原者」及び「管理者」

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者（以下「管理権原者等」という。）に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じる場所、「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要となる施設の設定の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいうこと。また、「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者をいうこと。

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

1 第一種施設の対象（新法第28条第5号関係）

敷地内禁煙の対象となる新法第 28 条第 5 号に規定する第一種施設は、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうものであるところ、これに該当する施設は以下のとおりであること。

- (1) 学校、病院、児童福祉施設等（新政令第 3 条及び新規則第 12 条から第 14 条まで関係）
 - ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（専ら同法第 97 条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）
 - ② 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 14 条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校
 - ③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第 3 号に規定する職業能力開発大学校及び同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校
 - ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）
 - ⑤ 独立行政法人海技教育機構法（平成 11 年法律第 214 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）
 - ⑥ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 16 条第 6 号に規定する施設（国立看護大学校）
 - ⑦ 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 33 条の 2 に規定する陸上自衛隊高等工科大学校
 - ⑧ 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 192 条に規定する航空保安大学校並びに同令第 254 条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校
 - ⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 1 号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第 18 条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する施設
 - イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する養成施設
 - ウ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設
 - エ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の養成施設
 - オ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条第 2 号に規定する保健師養成所、同法第 20 条第 2 号に規定する助産師養成所、同法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所及び同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所

- カ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 2 号に規定する歯科衛生士養成所
- キ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第 1 備考第 2 号の 3 及び第 3 号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第 2 の 2 備考第 2 号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- ク 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する養成機関
- ケ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条第 3 項に規定する自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る。）
- コ 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 1 号に規定する診療放射線技師養成所
- サ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 14 条第 2 号に規定する歯科技工士養成所
- シ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 4 条第 3 項に規定する美容師養成施設
- ス 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する臨床検査技師養成所
- セ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 号に規定する調理師養成施設
- ソ 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 1 号に規定する理学療法士養成施設及び同法第 12 条第 1 号に規定する作業療法士養成施設
- タ 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設
- チ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 12 条第 1 項に規定する柔道整復師養成施設
- ツ 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 1 号に規定する視能訓練士養成所
- テ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号に規定する養成施設
- ト 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 1 号に規定する臨床工学技士養成所
- ナ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 1 号に規定する義肢装具士養成所
- ニ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 1 号に規定する救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 1 号に規定する言語聴覚士養成所
- ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 11 年法律第 167 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設
- ノ 農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）第 3 条第 1 号に規定する教育機関（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ハ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号及び

第2項第7号、第160条第3号、第161条第2項、第162条並びに第177条第7号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）

- ⑩ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
- ⑪ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- ⑫ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- ⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第1項に規定する難病相談支援センター
- ⑭ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ⑮ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- ⑯ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- ⑰ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ⑱ 法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条第1項に規定する少年院及び少年鑑別所

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」は、新法第25条において、国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要となるものであり、これに該当する施設は、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われているものであること。

なお、政策や制度の企画立案業務が行われている施設として、中央官庁（地方支分部局を含む。）の庁舎、都道府県・市町村の庁舎はもちろん、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当す

るものであること。

2 特定屋外喫煙場所（新法第 28 条第 13 号関係）

(1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第 15 条関係）

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーティション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添 3）をお示ししているので御活用いただきたい。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

3 その他（新法第 27 条第 1 項関係）

特定施設等（第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む。）については、当該場所の利用者の望まない受動喫煙を防ぐという改正法の目的に鑑み、特定施設等と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に特に配慮しなければならないこと。

第 3 第二種施設等における受動喫煙対策

1 第二種施設の対象

第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものであること。なお、「多数の者が利用する」とは、2 人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであること。

2 喫煙専用室の設置に係る管理権原者の責務（新法第 33 条関係）

新法第 33 条第 1 項において、第二種施設等（第二種施設及び旅客運送事業鉄道等車両

等（旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室（以下この2において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとしているところ、その際の遵守すべき事項等は次のとおりであること。

(1) 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（新規則第 16 条第 1 項関係）

① 新法第 33 条第 1 項に規定するたばこの煙の流出を防止するための技術的基準は以下のとおりであること。

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ア) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。

(イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。

ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

なお、「外部」とは、旅客運送事業鉄道等車両等において、旅客運送事業鉄道等車両等の内部にある喫煙専用室から当該旅客運送事業鉄道等車両等の外部に排気することを踏まえて規定したものであり、第二種施設における屋外の場所と同様であること。

② 技術的基準に関する経過措置（改正省令附則第 4 条関係）

第二種施設等（施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。以下この②において同じ。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所（以下「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によって①の技術的基準（以下「一般的基準」という。以下この②において同じ。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、①にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとすること。この際、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」とは、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が 95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/m³以下であること。

(2) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示（新法第 33 条第 2 項、第 3 項及び新規則第 17 条関係）

新法第 33 条第 2 項及び第 3 項において、第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識（それぞれ「喫煙専用室標識」又は「喫煙専用室設置施設等標識」という。以下同じ。）を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙専用室標識

- ・ 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙専用室設置施設等標識

- ・ 喫煙専用室が設置されている旨

喫煙専用室について、(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙専用室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。

なお、ピクトグラムを用いた標識例は別添 3 のとおりであり、厚生労働省のホームページでも公表することとしているので、御活用いただきたい。この際、標識の配置や配色等については、各施設の様態により適宜加工・修正の上、使用して構わない。

(3) 喫煙専用室へ 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこと（新法第 33 条第 5 項関係）

新法第 33 条第 5 項において、施設の管理権原者等は、喫煙専用室（(2)により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。）に 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこととしているところ、20 歳未満の者を喫煙専用室に案内してはならないことはもちろん、20 歳未満の従業員を喫煙専用室に立ち入らせて業務を行わせることも認められないこと。また、20 歳未満と思われる者が喫煙専用室に立ち入ろうとしている場合にあっては、施設の管理権原者等は声掛けをすることや年齢確認を行うことで 20 歳未満の者を当該喫煙専用室に立ち入らせないようにすることが必要であること。

(4) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の除去（新法第 33 条第 6 項及び第 7 項）

喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならないこと。

3 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者の責務等（改正法附則第 3 条関係）

(1) 改正法附則第 3 条第 1 項に規定するたばこから発生した煙が他人の健康を損なう

おそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものは、加熱式たばことする。 (告示関係)

(2) 指定たばこ専用喫煙室における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準 (改正省令附則第3条第1項及び第2項関係)

① 2(1)と同様であること。

② 第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、上記①の要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることとする。

(3) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の掲示 (改正省令附則第3条第3項関係)

第二種施設等の基準適合室 (構造及び設備がその室外の場所 (特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。) への指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室をいう。) の場所を指定たばこのみの喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識 (それぞれ「指定たばこ専用喫煙室標識」又は「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。以下同じ。) を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 指定たばこ専用喫煙室標識

- ・ 当該場所が喫煙 (指定たばこのみの喫煙をいう。) をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

- ・ 指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨

なお、指定たばこ専用喫煙室について、2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該指定たばこ専用喫煙室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。

(4) 指定たばこ専用喫煙室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

2(3)と同様であること。

(5) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の除去

2(4)と同様であること。

(6) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に係る広告又は宣伝 (改正法附則第3条第2項及び改正省令附則第3条第3項関係)

指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない

こととしているところ、この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示するものとする。

- (7) 指定たばこ専用喫煙室は第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所に設置することができることとされているところ、改正法は、原則屋内禁煙としつつ、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要であるという考え方にに基づき施設の「一部」に設置することができるとしていることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは改正法の趣旨に沿わないものであり、認められないこと。また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とすることは望ましくないこと。

第4 既存特定飲食提供施設における受動喫煙対策

改正法附則第2条は、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の経過措置を設けるものであり、第二種施設の管理権原者は、当該第二種施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室（以下この第4において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとしているところ、その際の遵守すべき事項等は次のとおりであること。

1 既存特定飲食提供施設の要件（改正法附則第2条第2項関係）

経過措置の対象となる既存特定飲食提供施設とは、具体的には、この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のうち、以下の(1)、(2)に該当するものを除いたものであること。

(1) 次のいずれかの会社により営まれるもの

- ① 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社）
- ② 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
 - イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社（アに掲げるものを除く。）

(2) 客席の部分の床面積が100㎡を超えるもの

この際、上記要件を満たす店舗について、改正法施行後に何らかの状況の変更があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するか否かは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断することとする。

2 喫煙可能室の設置に係る管理権原者の責務（改正法附則第2条関係）

- (1) 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準(改正省令附則第2条第1項及び第2項関係)

第3の2(1)及び3(2)②と同様であること。ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていることとする。

(2) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示(改正省令附則第2条第3項関係)

第二種施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識(それぞれ「喫煙可能室標識」又は「喫煙可能室設置施設標識」という。以下同じ。)を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙可能室標識

- ・ 当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙可能室設置施設標識

- ・ 喫煙可能室が設置されている旨

喫煙可能室について、第3の2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙可能室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。また、喫煙可能室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りること。

(3) 喫煙可能室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

第3の2(3)と同様であること。

(4) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の除去

第3の2(4)と同様であること。

(5) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存(改正法附則第2条第3項及び改正省令附則第2条第4項関係)

改正法附則第2条第3項において、喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙可能室設置施設が既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え保存しなければならないこととしているところ、保存しなければならない当該書類は次のとおりとすること。

① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料

ア 「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指すものであること。

イ 「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいうものであること。

② 資本金の額又は出資の総額に係る資料(喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る。)

「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいうものであること。

- (6) 喫煙可能室設置施設に係る広告又は宣伝(改正法附則第2条第4項及び改正省令附則第2条第5項関係)

第3の3(6)と同様であること。

- (7) 喫煙可能室設置施設の届出(改正省令附則第2条第6項関係)

喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室設置施設が所在する施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行うものとする。

- ① 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)に届け出ること。

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

- ② 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の管理者の住所地(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の都道府県知事に届け出ること。

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

なお、当該届出は、改正省令の施行前においても行うことができること。(改正省令附則第6条関係)

- (8) 喫煙可能室設置施設の変更の届出(改正省令附則第2条第7項関係)

(7)により届出を行った喫煙可能室設置施設(以下「届出施設」という。)の管理権原者は、(7)にそれぞれ掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の2による届出書に変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を(7)に掲げる施設類型に応じて都道府県知事に届け出るものとする。

- (9) 喫煙可能室設置施設の廃止の届出(改正省令附則第2条第8項関係)

届出施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の3により、その旨を(7)に掲げる施設類型に応じて都道府県知事に届け出るものとする。

第5 喫煙目的施設における受動喫煙対策

1 喫煙目的施設の対象(改正法第28条第7号)

「喫煙目的施設」は、多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設であるが、具体的には次に掲げる3種類であり、それぞれの具体的な要件は以下のとおりであること。(新政令第4条関係)

(1) 公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

なお、「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、施設内での喫煙以外の行為は行わないという趣旨であるが、公衆喫煙所については、喫煙以外は一切の行為を認めないというものではなく、例えば、喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能であること。

(2) 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

① 「対面販売」とは、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 22 条第 1 項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は第 26 条第 1 項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しないものであること。

② 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものであるが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断するものであること。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

なお、たばこ販売店として「たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の販売をしている」とは、当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約 5 割を超えるものをいうものであること。

2 喫煙目的室設置施設の管理権原者の責務等（新法第 35 条関係）

(1) 喫煙目的室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（新規則第 18 条関係）

第 3 の 2 (1) 及び 3 (2) ② と同様であること。

(2) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示（新法第 35 条第 2 項、第 3 項及び新規則第 19 条関係）

喫煙目的施設の基準適合室（構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室をいう。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識（それぞれ「喫煙目的室標識」又は「喫煙目的室設置施設標識」という。以下同じ。）を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下

に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙目的室標識

- ・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙目的室設置施設標識

- ・ 喫煙目的室が設置されている旨

喫煙目的室について、第3の2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙目的室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。また、喫煙目的室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りること。

(3) 帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設（新法第35条第6項関係）

① 新法第35条第6項において、一部の喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しなければならないとしているところ、帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設は、1(2)又は(3)に掲げる施設とすること。（新政令第5条関係）

② ①の喫煙目的室設置施設の要件に関する事項は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報とすること。なお、許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことでも構わないものとする。（新省令第20条関係）

(4) 喫煙目的室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと（新法第35条第7項関係）

第3の2(3)と同様であること。

(5) 喫煙目的室設置施設に係る広告又は宣伝（新法第35条第8項及び新規則第21条関係）

第3の3(6)と同様であること。

(6) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の除去（新法第35条第9項及び第10条関係）

第3の2(4)と同様であること。

第6 特定施設等における喫煙の禁止（新法第29条関係）

1 改正法は施設類型に応じて喫煙に係る規制を設けることとしているものであり、何人も、正当な理由がなく、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならないこと。

(1) 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

喫煙関連研究場所とは、喫煙専用室においては喫煙以外の行為ができないが、たばこの喫煙に係る研究では喫煙以外の行為も行われることを踏まえ、たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいうものであること。

- (2) 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 喫煙可能室の場所
 - ハ 指定たばこ専用喫煙室の場所
 - ニ 喫煙関連研究場所
- (3) 喫煙目的施設 喫煙目的室以外の屋内の場所
- (4) 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所
- (5) 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 指定たばこ専用喫煙室の場所

2 1に違反して喫煙をしている者がいる場合、この行為を放置し、これが継続・反復されれば、特定施設における受動喫煙の防止という改正法の目的が達成されないこととなるため、都道府県知事は、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命令することができること。

第7 特定施設等の管理権原者等の責務（新法第30 関係）

- 1 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないこと。また、特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないこと。さらに、これら以外にも、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないこと。
- 2 「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等をいい、「喫煙の用に供することができる状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙をすることができることと誤認させるように設置をしていることも含まれるものであること。なお、喫煙器具・設備が床に固定されており容易に撤去できない場合などにおいては完全な撤去までを求めるものではないが、布等で覆うこと等により使用できない状態にするといった対応が必要であること。

第8 都道府県知事による管理権原者等への指導、助言、勧告等（新法第31 条、第32 条、第34 条及び第36 条並びに改正法附則第2 条及び第3 条関係）

- 1 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対して、受動喫煙を防止するために必要な指導、助言を行うことができること。
- 2 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第7の1に違反して喫煙器具・設備を

喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該喫煙器具・設備の撤去その他当該器具・設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者等が、その期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

3 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備がたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者が、これに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。なお、当該勧告及び命令については、喫煙可能室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等、喫煙目的室設置施設においても同じであること。

4 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第5の1に掲げる各要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室が当該要件に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者が、これに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

5 これらの権限は、特定施設の利用者や第三者からの情報提供があった場合や、他法令・他制度に係る業務において特定施設等の管理権原者等との接点がある場合等に必要に応じて行使しうるものであるが、法違反の状況を把握した場合は、まずは適切に助言及び指導等を中心に行うことにより、法違反状態を早期に是正することを促していくことが望ましい。

第9 標識の使用制限（新法第37条及び改正法附則第4条関係）

1 新法第37条第1項及び改正法附則第4条第1項において、何人も、改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等又は喫煙専用室設置施設等標識等に類似した標識を掲示してはならないこととしているところ、改正法は、喫煙をすることができる場所には標識を掲示することにより望まない受動喫煙を防ぐことを一つの目的としており、改正法に定められた場合以外の標識又は類似標識の掲示により当該場所が喫煙をすることが

できる場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

- 2 新法第37条第2項及び改正法附則第4条第2項において、何人も、改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等又は喫煙専用室設置施設等標識等の除去又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならないこととしているところ、改正法は、喫煙をすることができる場所には標識を掲示することにより望まない受動喫煙を防ぐことを一つの目的としており、改正法に定められた場合以外の標識の除去又は汚損その他識別を困難にする行為により当該場所が本来喫煙をすることができる場所であるにもかかわらず、喫煙をすることがない場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

第10 適用関係（新法第39条関係）

- 1 新法第39条第1項は、改正法により異なる規制を受ける施設類型が複数存在する場合において、第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合については、当該場所については、第一種施設の場所としての規制を適用することを明らかにしたものであること。

ただし、この際、第一種施設と第一種施設以外の特定施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、第一種施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、第一種施設の部分のみの規制をもって達成されるものであることから、それぞれが独立した別の施設として規制を適用することとなる。また、様々な用途の施設の入居が前提とされている複合施設については、当該複合施設は第二種施設に分類され、当該複合施設の場所に第一種施設が存在する場合は、当該第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用するものであること。

なお、改正法第2条の施行時点において、特定施設（改正法第3条の施行時点における第一種施設をいう。以下この1及び第13の1において同じ。）の場所に特定施設以外の場所がある場合の、特定施設以外の場所については、特定施設を利用する者の受動喫煙を防ぐという改正法の趣旨を踏まえ、特定施設の規制を適用すること。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なり、各施設が明確に区分されている場合においては、特定施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、当該特定施設の部分のみの規制をもって達成されるものであるため、それぞれが独立した別の施設として扱うこととなること。

- 2 旅客運送事業鉄道等車両等に輸送等を目的として搭乗するために運行する旅客運送事業自動車については、異なる規制が重複する状態は一時的であることから、この場合における旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関する規制を適用するものであること。
- 3 旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に特定施設が存在する場合において、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機は内部禁煙となっているところ、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に第二種施設がある場合に当該場所について第二種

施設の規制を適用することとすると、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機における受動喫煙を防ぐという改正法の目的が達成されないことから、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に存在する特定施設に対しては、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機としての規制を適用するものであること。

- 4 旅客運送事業鉄道等車両等に特定施設が存在する場合において、旅客運送事業鉄道等車両等は喫煙専用室の設置が可能となっているところ、旅客運送事業鉄道等車両等に第一種施設がある場合に当該場所について旅客運送事業鉄道等車両等の規制を適用することとすると、第一種施設における受動喫煙を防ぐという改正法の目的が達成されないことから、旅客運送事業鉄道車両等に存在する特定施設に対しては、特定施設としての規制を適用するものであること。
- 5 特定施設の場所に、現に運行している旅客運送事業自動車等がある場合において、当該旅客運送事業自動車等は特定施設の場所を一時的に通過するものであり、恒常的に特定施設の場所に存在するものではないため、当該旅客運送事業自動車等の場所は、特定施設に係る規制は適用しないこと。

第11 改正法の規制の適用除外（新法第40条関係）

- 1 改正法は、望まない受動喫煙を防ぐことを目的としているものであることを踏まえ、多数の者が利用する場所について規制を行うものであり、これに該当しない場所については改正法の規制の適用除外としている。当該適用除外の場所とは、プライベートな居住場所、すなわち私的な利用であり、居住又は宿泊を行う場所であるものをいい、「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室の場所等が該当するものであること。なお、入所施設においても多床室・相部屋や共用部は多数の者が利用する場所であるため、適用除外の場所には当たらず、原則屋内禁煙の措置を講じなければならない。また、適用除外の場所であっても、当該施設の管理権原者等は、望まない受動喫煙を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないことに留意すること。
- 2 適用除外の場所として、「人の居住の用に供する場所」のほか、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）、旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）、宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所が該当するものであること。（新政令第6条関係）

なお、喫煙可能な客室を設ける場合は、同一の客室を日時によって喫煙可能又は禁煙とするのではなく、日時にかかわらず常時喫煙可能な客室又は禁煙の客室とすることが望ましい。
- 3 特定施設等の場所に、適用除外の場所がある場合は、当該適用除外の場所については、

特定施設等に係る規制は適用しないこと。なお、病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しないこと。

- 4 特定施設等の場所において運行している一般自動車等については、当該一般自動車等は特定施設等の場所を一時的に通過するものであり、恒常的に特定施設等の場所に存在するものではないため、当該一般自動車等の内部の場所には、特定施設等に係る規制は適用しないこと。

第12 罰則（新法第76条から第78条まで関係）

改正法に規定する義務に違反した者について、所要の罰則規定を設けており、具体的には次のとおりであること。

- 1 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第8の2から4までに記載した命令に違反した者
 - (2) 第3の2(2)の喫煙専用室設置施設等標識、第3の3(3)の指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、第4の2(2)の喫煙可能室設置施設標識若しくは第5の2(2)の喫煙目的室設置施設標識の掲示又は第9の内容に違反した者
- 2 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第6の2に記載した命令に違反した者
 - (2) 第3の2(4)の喫煙専用室設置施設等標識、第3の3(5)の指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、第4の2(4)の喫煙可能室設置施設標識又は第5の2(6)の喫煙目的室設置施設標識の除去に違反した者
- 3 次のいずれかに該当する者は20万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第4の2(5)に違反し、書類を備え付けず、若しくは保存しなかった者又は第5の2(3)に違反し、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは帳簿を保存しなかった者
 - (2) 都道府県知事が行う立入検査等につき、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第13 職場における受動喫煙対策との連携

- 1 改正法附則第5条第1項において、特定施設において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。特定施設は敷地内禁煙が原則であり、特定屋外喫煙場所以外の場所では喫煙をすることができないこととなっているものであるが、特定屋外喫煙場所を設置する際は、その事実を、当該特定施設において業務に従事する者に広く周知すること等を通じて、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないこと。（改正法附則第5条第1項関係）

2 改正法附則第5条第2項において、特定施設等（第一種施設を除く。以下同じ。）において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。特定施設等において行われている事業の業種・業態、規模、現在の受動喫煙対策の実施状況等は施設によって様々であるが、喫煙専用室等を新たに設置する際は業務に従事する者に事前に協議することや、設置に係る事実を広く周知すること等の措置を講ずることにより、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないこと。（改正法附則第5条第2項関係）

3 労働者のための受動喫煙対策については、今後別途ガイドラインを作成・周知することとしているので、その内容に即した対策が講じられることが望ましいこと。

第14 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法の施行期日は、次に掲げる部分を除き平成32年4月1日とすること。

1 改正法第1条に係る規定（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は平成31年1月24日とすること。

2 改正法第2条に係る規定（第一種施設の規制）の施行期日は平成31年7月1日とすること。

※ 条や項の番号については、それぞれ、改正法第3条による改正後の健康増進法を「新法」と、第3条関係改正政令による改正後の健康増進法施行令（平成14年政令第361号）を「新政令」と、改正省令第2条による改正後の健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）を「新規則」として、改正後の規定のものを記載している。

健発 0725 第 1 号
平成 30 年 7 月 25 日

各

| |
|-----------------------------|
| 都道府県知事 保健所設置市市長 特別区区長 |
|-----------------------------|

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者等に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第 1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

第 2 改正法の主な内容

1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。 (第 25 条関係)
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(第 26 条関係)

- (3) 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとする。 (第 41 条関係)

2 定義

(1) たばこ

たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。 (第 28 条第 1 号関係)

(2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙 (蒸気を含む。以下同じ。) が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。 (附則第 3 条第 1 項関係)

(3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。 (第 28 条第 2 号関係)

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。 (第 28 条第 3 号関係)

(5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。 (第 28 条第 4 号関係)

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。) をいうものとする。 (第 28 条第 5 号関係)

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。 (第 28 条第 6 号関係)

(8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。 (第 28 条第 7 号関係)

(9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 (次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。) をいうものとする。 (附則第 2 条第 2 項関係)

ア 大規模会社 (資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。イに

おいて同じ。)

- イ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を有する会社
 - (イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を有する会社 (ア) に掲げるものを除く。)

(10) 旅客運送事業自動車等

旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。 (第 28 条第 8 号関係)

(11) 特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。 (第 28 条第 13 号関係)

(12) 喫煙関連研究場所

たばこに関する研究開発 (喫煙を伴うものに限る。) の用に供する場所をいうものとする。 (第 28 条第 14 号関係)

3 特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項

- (1) 何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等 (以下「特定施設等」という。) においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所 (以下「喫煙禁止場所」という。) で喫煙をしてはならないものとする。 (第 29 条第 1 項並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)

ア 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

- (ア) 特定屋外喫煙場所
- (イ) 喫煙関連研究場所

イ 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

- (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
- (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所
- (ウ) 5 の (4) の喫煙可能室の場所
- (エ) 喫煙関連研究場所

ウ 喫煙目的施設 5 の (2) の喫煙目的室以外の屋内の場所

エ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

オ 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所

- (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
- (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所

- (2) 都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。) は、(1) に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は (1) のアからウまでに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとする。 (第 29 条第 2 項関係)

- (3) 人の居住の用に供する場所、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとする。こと。（第40条関係）
- (4) 何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
- (5) 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）

4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項

特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。こと。（第30条第1項関係）

5 喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項

- (1) 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（1）において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）及び喫煙専用室（喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとする。こと。（第33条第1項から第3項まで関係）
- (2) 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（2）において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙を目的とする場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室標識」という。）及び喫煙目的室（喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫

煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (第35条第1項から第3項まで関係)

- (3) 第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(3)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(3)において同じ。)をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。)及び指定たばこ専用喫煙室(指定たばこ専用喫煙室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。

(附則第3条第1項関係)

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(4)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室標識」という。)及び喫煙可能室(喫煙可能室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。(附則第2条第1項関係)

- (5) 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。)又は喫煙可能室が設置されている既存特定飲食提供施設(以下「喫煙可能室設置施設」という。)の管理権原者は、喫煙専用室等(喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室をいう。以下同じ。)の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとする。(第33条第4項及び第35条第5項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

- (6) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（6）及び（7）において単に「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者等は、20歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとする。こと。（第33条第5項及び第35条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (7) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等（喫煙専用室標識、喫煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。）を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第6項及び第35条第9項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (8) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第7項及び第35条第10項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (9) 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が2の（8）の政令で定める要件を満たすように維持しなければならないものとする。こと。（第35条第4項関係）
- (10) 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。（12）において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の2の（8）の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。（第35条第6項関係）
- (11) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとする。こと。（附則第2条第3項関係）
- (12) 喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（12）において単に「喫煙目的室設置施設等」という。）の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設

等である旨を明らかにしなければならないものとする。こと。（第 35 条第 8 項並びに附則第 2 条第 4 項及び第 3 条第 2 項関係）

6 都道府県知事による勧告、命令等に関する事項

- (1) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が 4 に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。こと。（第 32 条関係）
- (2) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が 5 の（1）から（4）までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が 2 の（8）の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。こと。（第 34 条及び第 36 条並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係）

7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとする。こと。（第 76 条から第 78 条まで関係）

8 その他

- (1) 特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとする。こと。（附則第 5 条関係）
- (2) その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成 32 年 4 月 1 日から施行するものとする。こと。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。こと。（附則第 1 条関係）

- (1) 第 2 の 1、第 2 の 2（一部の事項に限る。）及び第 2 の 3（一部の事項に限る。）公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第 2 の 2（一部の事項に限る。）、第 2 の 3（一部の事項に限る。）、第 2 の 4（一部の事項に限る。）、第 2 の 6 の（1）（一部の事項に限る。）、第 2 の 7（一部の事項に限る。）、第 2 の 8 の（1）（一部の事項に限る。）公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第 8 条関係）

3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所

要の改正を行うこと。(附則第4条、第6条、第7条及び第9条から第14条まで関係)

※ なお、条や項の番号については、改正法による全ての改正規定の施行後のものを記載している。

健発 0122 第 1 号
平成 31 年 1 月 22 日

各 (都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長) 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について
(受動喫煙対策)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 1 号厚生労働省健康局長通知)において通知したところである。今般、改正法の施行に関し、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成 31 年政令第 5 号。以下「施行期日政令」という。)が公布され、改正法の規定のうち、国及び地方公共団体の責務等にかかる規定が平成 31 年 1 月 24 日より施行されることとなったところ、これらの規定にかかる留意点等は下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを進めるとともに、貴管下営業者等に対する周知徹底等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。また、都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に周知をお願いしたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第 1 改正法の内容及び留意点

1 国及び地方公共団体の責務に関する事項(第 25 条関係)

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。具体的には、以下に掲げる事項等に留意し、望まない受動喫煙が生じない環境の整備を行うよう努めることとする。

- ・ 受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発

- ・ たばこの健康影響に関する最新の情報の収集及び発信
- ・ 屋外分煙施設の整備や各地方自治体の実情に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくり
- ・ 受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談の実施

2 関係者の協力に関する事項（第25条の2関係）

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。具体的には、施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換、啓発活動の実施の協力等に努めることとする。

3 喫煙をする際の配慮義務に関する事項（第25条の3第1項関係）

喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が考えられる。

4 喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項（第25条の3第2項関係）

多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられる。

第2 施行期日等

改正法の施行により、今後段階的に、施設等の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）といった措置を講じることが法律上の義務となり、各施設等においてこれに沿った対応が必要となる。今般公布された施行期日政令において、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設である学校、病院等及び行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）に関する規定の施行期日は平成31年7月1日と定められたところである。施行に必要な政省令や留意事項等については、追って制定・周知することとしているので、これらの内容も踏まえ、適切な措置が講じられるよう準備をお願いしたい。

※ 条や項の番号については、改正法第1条による改正後の規定のものを記載している。

喫煙専用室標識等の標識例(一覧)

■ 第二種施設等(事務所、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両 等)

- 1 喫煙専用室標識
- 2 喫煙専用室設置施設等標識

■ 指定たばこ(加熱式たばこ)のみの喫煙の場合

- 3 指定たばこ専用喫煙室標識
- 4 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

■ 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、喫煙可能なたばこ販売店)

- 5 喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(公衆喫煙所)
- 6 喫煙目的室標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)
- 7 喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)
- 8 喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等(全部の場合))
- 9 喫煙目的室標識(たばこ販売店)
- 10 喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店)
- 11 喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店(全部の場合))

■ 既存特定飲食提供施設

- 12 喫煙可能室標識
- 13 喫煙可能室設置施設標識
- 14 喫煙可能室標識 兼 喫煙可能室設置施設標識(全部の場合)

■ その他

- 15 特定屋外喫煙場所標識
- 16 禁煙標識

※ 各標識例の上部に記載している標識名及び番号は上記と対応しているものであるが、便宜上付しているものであるため、実際の標識に記載する必要はない。



喫 煙 専 用 室

**Designated
smoking room**

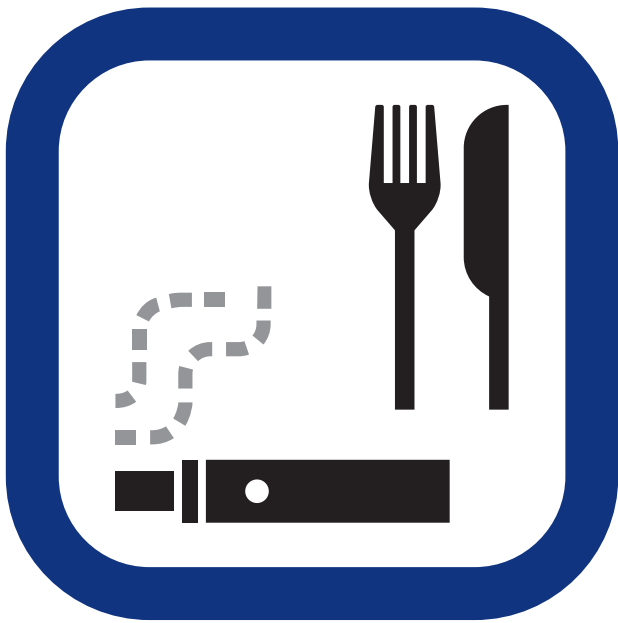
20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙専用室あり

**Designated
smoking room
available**

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



加熱式たばこ専用喫煙室

Designated
heated tobacco
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。



加熱式たばこ専用喫煙室あり

**Designated
heated tobacco
smoking room
available**



公衆喫煙所

Public smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識

(喫煙を主目的とするバー、スナック等)



喫煙目的室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室設置施設標識

7

(喫煙を主目的とするバー、スナック等)



喫煙目的室あり

**Smoking room
available**

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等
(全部の場合))

8



喫煙目的店

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識

(喫煙可能なたばこ販売店)

9



喫 煙 目 的 室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙目的室あり

**Smoking room
available**

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙目的室

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫 煙 可 能 室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙可能室あり

**Smoking room
available**

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙可能店

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫 煙 場 所

Smoking area

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



禁 煙

No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

改正健康増進法の施行に関するQ & A

平成 31 年 4 月 26 日公表

目次

1 総論関係

- 1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。1
- 1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、喫煙禁止場所でこれらの製品を使用している者への対応はどのようにすればよいか。1

2 第一種施設関係

- 2-1 教育施設の範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。2
- 2-2 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する場所」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する場所」に該当せず、第一種施設として敷地内禁煙となるのか。2
- 2-3 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を「第一種施設」とみなすのか。2
- 2-4 独立行政法人や地方独立行政法人の施設は行政機関に該当するのか。3
- 2-5 施設等機関の施設、公営企業が運営する施設（上下水道処理施設、と畜場等）の施設は行政機関に該当するのか。3
- 2-6 第一種施設であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院屋内での喫煙は容認されるのか。3

3 特定屋外喫煙場所関係

- 3-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。4
- 3-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。4
- 3-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に特定屋外喫煙場所を設置することは可能か。4
- 3-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙する場所を設けることはできないのか。4
- 3-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に特定屋外喫煙場所を設置することはできるのか。また、このような場所に特定屋外喫煙場所を設置する場合の形状につ

| | |
|---|----|
| いて、制限はあるのか。..... | 5 |
| 3-6 特定屋外喫煙場所には、灰皿等を設置する必要はあるのか。..... | 5 |
| 3-7 行政機関の庁舎に設置された特定屋外喫煙場所について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。..... | 5 |
| 3-8 特定屋外喫煙場所を設置した場合の標識は、当該喫煙場所に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいか。..... | 5 |
| 4 第二種施設関係 | |
| 4-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。..... | 6 |
| 4-2 屋根がない競技場、一部にしか屋根がない競技場等は屋外でよいか。..... | 6 |
| 4-3 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があるのか。..... | 6 |
| 4-4 家族経営の店舗で、1階部分全体が喫煙可能室であり、ここを通過しなければ2階の住居に到達できない場合にも、20歳未満の住人が通過したことをもって管理権原者に罰則が課されるのか。..... | 6 |
| 4-5 20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合も、通過せざるを得ない場合に該当するのか。..... | 7 |
| 5 既存特定飲食提供施設関係 | |
| (1) 既存特定飲食提供施設の要件 | |
| 5-1-1 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存特定飲食提供施設に該当するのか。..... | 8 |
| 5-1-2 法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、具体的にはどのように判断するのか。..... | 8 |
| 5-1-3 既存特定飲食提供施設に該当していた施設について、施行後に資本金が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合などは、引き続き経過措置の対象となるのか。..... | 9 |
| 5-1-4 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、管理権原者が同一である場合については、1つの既存特定飲食提供施設と扱うこととなるのか。..... | 9 |
| (2) 喫煙可能室 | |
| 5-2-1 既存特定飲食提供施設において、当該施設の従業員の休憩室、事務スペース等のバックヤードや厨房等も喫煙可能室として喫煙可能とできるのか。..... | 10 |
| (3) 喫煙可能室設置施設の届出 | |
| 5-3-1 届出は、法施行前の事前の届出を必須とするのか。また、郵送による届出も可能か。..... | 10 |

5-3-2 喫煙可能室設置施設で 2020 年 4 月 1 日までに届出のなかった施設はどのような取り扱いになるのか。.....10

6 喫煙目的施設関係

(1) 公衆喫煙所

6-1-1 「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること」が要件とされているが、設置者の属性（自治体か民間主体か）は問わないと考えてよいか。.....11

6-1-2 駅周辺にあるような屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しないのか。.....11

6-1-3 公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか。.....11

(2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等

6-2-1 「主食」とは、具体的には何をいうのか。.....11

6-2-2 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。.....12

6-2-3 出前を取って主食を提供した場合、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。.....12

6-2-4 電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。.....12

6-2-5 バーやスナック等でたばこの販売許可を得ずに、便宜上サービスとして店主などが買い置きしたものを販売しているものは、たばこの対面販売をしているものに含まれないと解釈してよいか。.....12

6-2-6 喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。.....13

6-2-7 喫煙目的施設の要件に関する事項を記載した帳簿を保存しなければならないこととされているが、新たに帳簿を作成することが必要となるのか。.....13

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

6-3-1 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当しないたばこ販売店は、たばこの販売までも認められないのか。.....13

6-3-2 コンビニは「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当するのか。.....13

7 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準関係

(1) 一般的基準

7-1-1 喫煙専用室等は受動喫煙防止対策助成金の助成基準と同様に、非喫煙区域と隔離され、出入口、排気口以外の開口部はほとんどないものと判断してよいか。.....14

7-1-2 「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。.....14

7-1-3 風速要件を充足するため、出入口にのれん、カーテン等を設置するということ

| | |
|---|----|
| は認められるか。..... | 14 |
| 7-1-4 扉を閉めて部屋を利用する場合において、扉を開閉する際に、のれん、カーテン等により出入口を覆うという対応は可能か。..... | 14 |
| 7-1-5 エアカーテンの設置は認められるか。..... | 15 |
| 7-1-6 喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか。..... | 15 |

(2) フロアを分ける取り扱い

| | |
|---|----|
| 7-2-1 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。..... | 15 |
| 7-2-2 フロアを分ける取扱いについて、下の階を喫煙、上の階を禁煙とすることもできるのか。..... | 15 |
| 7-2-3 フロアを分ける取扱いについて、例えば、3階以上に他の店舗がある場合であっても1階を禁煙、2階を喫煙としてよいのか。..... | 16 |
| 7-2-4 フロアを分けたとしても、第二種施設において、紙巻たばこを喫煙しながら飲食等を行うことはできないということによいか。一方、加熱式たばこは紙巻たばことは違い、指定たばこ専用のフロアで喫煙をしながら飲食等を行うことができるということによいか。..... | 16 |
| 7-2-5 同一フロアに個室が複数ある場合、喫煙可能とはしない廊下部分も含めて幾つかの個室が隣接するエリアを飲食等を行うことができる指定たばこ専用の喫煙エリアとすることは可能か。..... | 16 |
| 7-2-6 上図の場合において、各個室のみにしか排気設備がない場合はどのようにすればよいか。..... | 17 |

(3) 経過措置

| | |
|---|----|
| 7-3-1 改正法の施行日（2020年4月1日）時点の既存建築物等であって、管理権原者の責めに帰することのできない事由がある場合における技術的基準の経過措置については、喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室の全てについて設けられるのか。また、改正法の施行日以降に当該建築物等において営業を始めた施設についても、経過措置が適用されるのか。..... | 17 |
| 7-3-2 技術的基準の経過措置の対象となる「管理権原者の責めに帰することができない事由」とは具体的には何か。..... | 17 |
| 7-3-3 技術的基準の経過措置とは、具体的にはどのような内容か。..... | 18 |

(4) その他

| | |
|---|----|
| 7-4-1 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばよいか。..... | 18 |
|---|----|

8 標識関係

| | |
|--------------------------|----|
| 8-1 標識はどのように入手するのか。..... | 19 |
|--------------------------|----|

- 8-2 標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。19
- 8-3 指定たばこ専用喫煙室に掲示する標識について、「紙巻たばこは喫煙することができない」旨を文字、図等により明示してもよいのか。19
- 8-4 喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置（7-3-3）を利用している場合、喫煙専用室設置施設等標識等にはどのようなことを記載すればよいのか。19

9 適用関係

- 9-1 第二種施設の敷地内に第一種施設がある場合、第一種施設の部分のみ敷地内禁煙となるのか。20
- 9-2 様々な用途の施設から成り立つ複合施設の一部に第一種施設がある場合は、その場所のみ敷地内禁煙となるのか。20
- 9-3 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地にある場合における議会棟の扱いはどうなるのか。20
- 9-4 行政機関の庁舎の中に議会フロアが存在する場合の規制はどうなるのか。20
- 9-5 特定施設等の場所において運行している一般自動車では喫煙をしてもよいのか。駐車している一般自動車についてはどうか。21

10 適用除外関係

(1) 人の居住の用に供する場所

- 10-1-1 児童福祉施設のうち、適用除外となる施設はあるか。例えば母子生活支援施設については、個人の居住スペースも存在するが、そこは「人の居住の用に供する場所」として適用除外と考えてよいのか。22
- 10-1-2 「人の居住の用に供する場所」として適用除外の場所に該当する場所は具体的にどのような場所か。22

(2) 旅館、ホテル、宿泊施設の客室

- 10-2-1 「宿泊施設の客室（個室に限る。）」とはどのような場所をいうのか。22

11 その他

- 11-1 保健所からの指導等はどのように行われるのか。例えば、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなかった場合、直ちに過料等の行政処分の対象となるのか。23

1 総論関係

1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。

(答)

2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいいます。

1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、喫煙禁止場所でこれらの製品を使用している者への対応はどのようにすればよいか。

(答)

いわゆる電子たばこは、改正法の規制の対象外です。

なお、改正法とはかかわりなく、施設の管理権原者が当該施設のルールとして、いわゆる電子たばこも改正法における喫煙禁止場所では使用しないこと等のルールを定めることは可能です。

2 第一種施設関係

2-1 教育施設の範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。

(答)

改正後の健康増進法施行令及び健康増進法施行規則に規定する教育施設に該当しないものは第一種施設には該当しません。

なお、第一種施設に該当しない施設であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する施設については、第一種施設と同様に敷地内禁煙の措置を講ずることが望ましいと考えています。

2-2 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する場所」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する場所」に該当せず、第一種施設として敷地内禁煙となるのか。

(答)

改正法においては、プライベートな居住場所については、法が強制力を持って踏み込むことがなじまないため、家庭の場所等を「人の居住の用に供する場所」として法の規制の適用除外の場所としているところであり、「家庭的保育事業」を行う居宅も適用除外の場所となります。ただし、受動喫煙による健康影響が大きい子ども等に特に配慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設等について、受動喫煙対策を一層徹底するという改正法の趣旨を踏まえ、事業を居宅で行う場合であっても、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮をしていただくことが適切と考えています。

2-3 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を「第一種施設」とみなすのか。

(答)

事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として利用している場合は、当該一部の場所のみ「第一種施設」の対象となります。

2-4 独立行政法人や地方独立行政法人の施設は行政機関に該当するのか。

(答)

独立行政法人や地方独立行政法人は国や自治体とは異なりますので、改正法における第一種施設となる行政機関には該当しません。

2-5 施設等機関の施設、公営企業が運営する施設（上下水道処理施設、と畜場等）の施設は行政機関に該当するのか。

(答)

国家行政組織法上の施設等機関や公営企業が運営する施設は、政策や制度の企画立案業務が行われているものには該当せず、改正法における第一種施設となる行政機関には該当しません。

2-6 第一種施設であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院屋内での喫煙は容認されるのか。

(答)

第一種施設においては、特定屋外喫煙場所の一部の場所を除いては、敷地内禁煙となります。

3 特定屋外喫煙場所関係

3-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。

(答)

「施設を利用する者が通常立ち入らない」場所とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所をいいます。なお、距離要件はありませんので、施設の状況に応じて、望まない受動喫煙を防止するという観点から、各管理権原者においてどういった場所が適切かご判断いただければと思います。

3-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。

(答)

「区画」とは、パーテーション等による区画が考えられますが、特定屋外喫煙場所は、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されるものであるため、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであれば、線を引くという方法でも構いません。

3-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に特定屋外喫煙場所を設置することは可能か。

(答)

周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないようにするという配慮をお願いします。

3-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙する場所を設けることはできないのか。

(答)

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合には、特定屋外喫煙場所を設けることはできません。

3-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に特定屋外喫煙場所を設置することはできるのか。また、このような場所に特定屋外喫煙場所を設置する場合の形状について、制限はあるのか。

(答)

改正法における「屋外」(外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。)に該当する場所であつて、かつ、施設の利用者が通常立ち入らない場所等の特定屋外喫煙場所の要件を満たしていれば、特定屋外喫煙場所を設置することは可能です。なお、特定屋外喫煙場所の形状については、制限はありません。

3-6 特定屋外喫煙場所には、灰皿等を設置する必要はあるのか。

(答)

法律上、灰皿等の設置までは求めていません。

3-7 行政機関の庁舎に設置された特定屋外喫煙場所について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。

(答)

特定屋外喫煙場所は、当該施設の利用者の使用のために設置するもので、職員や住民であっても、当該施設の利用者であれば、利用することが可能です。

3-8 特定屋外喫煙場所を設置した場合の標識は、当該喫煙場所に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいのか。

(答)

そのとおりです。

4 第二種施設関係

4-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。

(答)

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないように、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。

4-2 屋根がない競技場、一部にしか屋根がない競技場等は屋外でよいか。

(答)

改正法においては、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合に「屋内」と扱うものであるため、屋根がない場合や一部にしか屋根がない場合には屋外として取り扱います。なお、屋外の施設であっても、子ども等が多く集まる競技場やスタジアム等の運動施設については、望まない受動喫煙の防止のため、喫煙の際には特に配慮していただくことが望ましいと考えています。

4-3 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があるのか。

(答)

そのとおりです。なお、このような場所が加熱式たばこ専用の喫煙室としての基準を満たすものである場合においては、当該場所で飲食等も可能となります。

4-4 家族経営の店舗で、1階部分全体が喫煙可能室であり、ここを通過しなければ2階の住居に到達できない場合にも、20歳未満の住人が通過したことをもって管理権原者に罰則が課されるのか。

(答)

当該施設の喫煙室以外の部分の利用のために、喫煙ができる場所を一時的に

通過せざるを得ないと認められる場合は、指導等の対象になりません。通過せざるを得ないと認められる事例としては、例えば、施設の1階部分の全体が喫煙可能室となっており、2階部分が居宅となっている場合等において、当該喫煙可能室の室内を通過しなければ居宅部分に行くことができないため立ち入る場合が想定されます。

4-5 20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合も、通過せざるを得ない場合に該当するのか。

（答）

そのような場合は「通過せざるを得ない場合」に該当せず、20歳未満の者が喫煙場所に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。

5 既存特定飲食提供施設関係

(1) 既存特定飲食提供施設の要件

5-1-1 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存特定飲食提供施設に該当するのか。

(答)

既存特定飲食提供施設の対象は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設」です。したがって、食品衛生法上の飲食店営業許可を取得していても、客に飲食をさせるための設備（テーブルや椅子等）がなければ対象外です。

5-1-2 法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、具体的にはどのように判断するのか。

(答)

具体的には以下のとおりであり、「×」に該当する事由がある場合は、新規店舗扱いとなります。

【①事業の継続性】

○法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合

○法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合

(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)

×「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)

【②経営者の同一性】

○経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合(※)を含む)

※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。

○個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合

○法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合

○個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合

×個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合

× 法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

【③店舗の同一性】

○ 同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合

○ 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合

× 上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築（建築物の一部につき、当該部分の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の全てを除却し、造り直すこと）、大規模修繕・模様替え（建築物の主要構造部の1につき、その過半を工事すること）といったいわゆる大規模改装を行った場合

※ 壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）を変更しない場合は、ここには該当しない。

5-1-3 既存特定飲食提供施設に該当していた施設について、施行後に資本金が 5000 万円を超えた場合や客席面積が 100 m²を超えた場合などは、引き続き経過措置の対象となるのか。

（答）

「資本金 5000 万円以下」、「客席面積 100 m²以下」といった要件は、改正法の施行後も満たしている必要があります。そのため、これらの要件を満たさなくなった場合には、経過措置対象の施設ではなくなります。

5-1-4 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、管理権原者が同一である場合については、1つの既存特定飲食提供施設と扱うこととなるのか。

（答）

管理権原者が同一であっても、飲食店営業許可を別々に受けており、それぞれが既存特定飲食提供施設の要件を満たすものであれば、それぞれ別の既存特定飲食提供施設となります。

(2) 喫煙可能室

5-2-1 既存特定飲食提供施設において、当該施設の従業員の休憩室、事務スペース等のバックヤードや厨房等も喫煙可能室として喫煙可能とできるのか。

(答)

既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部を喫煙可能な場所とする場合は、客席部分以外の場所を含めて、全ての場所を喫煙可能とすることができます。ただし、このような場合であっても、従業員を望まない受動喫煙から防ぐため十分に配慮していただくことが望ましいと考えています。

(3) 喫煙可能室設置施設の届出

5-3-1 届出は、法施行前の事前の届出を必須とするのか。また、郵送による届出も可能か。

(答)

当該届出は、2020年4月1日の施行前における事前の届出も可能としていますが、必ずしも事前でなければならないものではありません。

なお、郵送による届出が可能かどうかは各自治体にお問い合わせください。

5-3-2 喫煙可能室設置施設で2020年4月1日までに届出のなかった施設はどのような取り扱いになるのか。

(答)

届出がない喫煙可能室設置施設であっても、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていれば喫煙可能室の設置は可能ですが、行政において喫煙可能室設置施設を把握するため、届出はしていただきたいと考えています。

6 喫煙目的施設関係

(1) 公衆喫煙所

6-1-1 「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること」が要件とされているが、設置者の属性（自治体か民間主体か）は問わないと考えてよいか。

(答)

そのとおりです。

6-1-2 駅周辺にあるような屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しないのか。

(答)

改正法は屋内の施設を規制の対象としているものであるため、屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しません。

6-1-3 公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか。

(答)

飲料の自動販売機を設置しても問題ありません。

(2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等

6-2-1 「主食」とは、具体的には何をいうのか。

(答)

社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断していただくこととなります。

6-2-2 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。

(答)

ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものです。なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、20歳未満の者を立ち入らせることはできません。

6-2-3 出前を取って主食を提供した場合、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。

(答)

自前で調理するものではなく、出前により「通常主食と認められる食事」を注文することについては、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当しません。

6-2-4 電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。

(答)

自前で調理するものではなく、電子レンジで加熱するだけの「通常主食と認められる食事」を提供することについては、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当しません。

6-2-5 バーやスナック等でたばこの販売許可を得ずに、便宜上サービスとして店主などが買い置きしたものを販売しているものは、たばこの対面販売をしているものに含まれないと解釈してよいか。

(答)

喫煙目的施設の管理権原者が保存しなければならない書類として、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報を記載したものを求めているため、これらの許可を受けていることが確認できない買い置きによるたばこの販売は、改正法におけるたばこの販売には含まれません。

6-2-6 喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。

(答)

喫煙をする場所を提供することを主たる目的としており、喫煙をすることを主たる目的とするバー、スナック等としての要件を満たしているものであれば、喫煙目的施設に該当します。

6-2-7 喫煙目的施設の要件に関する事項を記載した帳簿を保存しなければならないこととされているが、新たに帳簿を作成することが必要となるのか。

(答)

たばこ事業法第 22 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の許可に関する許可通知書やその写しがあれば足りるため、それとは別に新たに帳簿を作成する必要はありません。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

6-3-1 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当しないたばこ販売店は、たばこの販売までも認められないのか。

(答)

「店内で喫煙可能なたばこ販売店」とは、あくまで喫煙目的施設の 1 つの類型として、喫煙場所を設置することができるたばこ販売店をいうものですので、この類型に該当しない店であっても、たばこ販売店としての営業を行うことは問題ありません。

6-3-2 コンビニは「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当するのか。

(答)

改正法において、喫煙目的施設は「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設」としているため、単にたばこを販売しているだけではなく、商品の一定割合（約 5 割超）、たばこ又は喫煙に供するための器具を販売していることが必要であり、一般的なコンビニはこれに該当しないものとなります。

7 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準関係

(1) 一般的基準

7-1-1 喫煙専用室等は受動喫煙防止対策助成金の助成基準と同様に、非喫煙区域と隔離され、出入口、排気口以外の開口部はほとんどないものと判断してよいか。

(答)

そのとおりです。また、喫煙専用室等の出入口において喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であることも必要です。

7-1-2 「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。

(答)

出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。

7-1-3 風速要件を充足するため、出入口にのれん、カーテン等を設置するという事は認められるか。

(答)

喫煙専用室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能です。この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速0.2m毎秒以上を満たしていることが必要となります。なお、通常の換気扇で屋外排気を行っている場合、のれん・カーテン等を適切に設置することによりこの基準を満たすことが可能となります。

7-1-4 扉を閉めて部屋を利用する場合において、扉を開閉する際に、のれん、カーテン等により出入口を覆うという対応は可能か。

(答)

扉を閉めている状態の時には、のれん、カーテン等は横に避けておき、扉を開けて人が出入りする際に、のれん、カーテン等で覆うということも可能です。

7-1-5 エアカーテンの設置は認められるか。

(答)

エアカーテンについては、風量・風向などの条件により様々な効果や影響が想定されるため、空気の壁の範囲の調整を行う必要があります。エアカーテンを設置する際は、開口面において喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上となるように調整していただくようお願いします。

7-1-6 喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか。

(答)

そのとおりです。ただし、そのような場合であっても、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙専用室等以外の場所と喫煙専用室等の室内の場所を扉等で隔てる措置を講ずることが望まれます。

(2) フロアを分ける取り扱い

7-2-1 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。

(答)

たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることが必要であることから、吹き抜けの階段があるような場合には対象となりません。

7-2-2 フロアを分ける取扱いについて、下の階を喫煙、上の階を禁煙とすることもできるのか。

(答)

たばこの煙は上昇することから、喫煙をすることができる階は禁煙とする階よりも上階にあることが望ましいものと考えていますが、例えば、1階と2階が内部で繋がっておらず、外階段のみで繋がっているような場合には、1階を喫煙、2階を禁煙とすることもできます。

7-2-3 フロアを分ける取扱いについて、例えば、3階以上に他の店舗がある場合であっても1階を禁煙、2階を喫煙としてよいのか。

(答)

改正法は施設毎に受動喫煙対策の措置を判断するものであるため、3階以上に他の店舗がある場合であっても、1・2階を同一店舗として所有する場合、1階を禁煙、2階を喫煙とすることができます。なお、この際は、3階以上にたばこの煙が容易に漏れないように対応いただくことが望まれます。

7-2-4 フロアを分けたとしても、第二種施設において、紙巻たばこを喫煙しながら飲食等を行うことはできないということでしょうか。一方、加熱式たばこは紙巻たばことは違い、指定たばこ専用のフロアで喫煙をしながら飲食等を行うことができるということでしょうか。

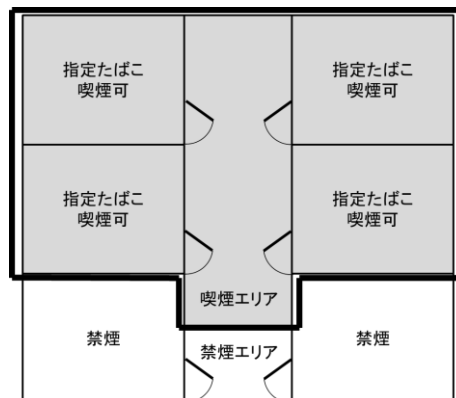
(答)

そのとおりです。

7-2-5 同一フロアに個室が複数ある場合、喫煙可能としない廊下部分も含めて幾つかの個室が隣接するエリアを飲食等を行うことができる指定たばこ専用の喫煙エリアとすることは可能か。

(答)

可能です。例えば、下図において、太線で囲んだ色づけされた部分が指定たばこ専用の喫煙エリアとなります。この場合であっても、消防法等法令を遵守しつつ、喫煙エリアの個室以外の場所に排気設備を設けることにより、喫煙エリアと非喫煙エリアの境界面において、たばこの煙の流出防止措置を講じることが必要です。なお、喫煙エリアには20歳未満の者を立ち入らせることはできません。



7-2-6 上図の場合において、各個室のみにしか排気設備がない場合はどのようにすればよいか。

(答)

指定たばこ専用の喫煙エリアの使用時に、喫煙エリアのいずれかの個室の扉を開放し、喫煙エリアと禁煙エリアの境界面において、喫煙エリアに向かう気流を確保することが必要です。

また、7-3-3に記載している脱煙機能付き喫煙ブースを廊下に設置することも可能です。

(3) 経過措置

7-3-1 改正法の施行日（2020年4月1日）時点の既存建築物等であって、管理権原者の責めに帰することのできない事由がある場合における技術的基準の経過措置については、喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室の全てについて設けられるのか。また、改正法の施行日以降に当該建築物等において営業を始めた施設についても、経過措置が適用されるのか。

(答)

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置については、喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室の全てについて設けられます。また、改正法の施行日以降に当該建築物等において営業を始めた施設についても、経過措置が適用されます。

7-3-2 技術的基準の経過措置の対象となる「管理権原者の責めに帰することができない事由」とは具体的には何か。

(答)

建築物等の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等です。

7-3-3 技術的基準の経過措置とは、具体的にはどのような内容か。

(答)

喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、原則の技術的基準（一般的基準）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとすることを求めています。

具体的には、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであることをいいます。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

(4) その他

7-4-1 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばよいのか。

(答)

測定方法の例を別途お示ししていますので、それらを参考にさせていただきながらご確認をお願いします。

8 標識関係

8-1 標識はどのように入手するのか。

(答)

厚生労働省のHPからのダウンロードできます。また、自治体が印刷して配布した場合の費用については、国による補助の対象としています。

8-2 標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。

(答)

そのとおりです。

8-3 指定たばこ専用喫煙室に掲示する標識について、「紙巻たばこは喫煙することができない」旨を文字、図等により明示してもよいのか。

(答)

問題ありません。

8-4 喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置（7-3-3）を利用している場合、喫煙専用室設置施設等標識等にはどのようなことを記載すればよいのか。

(答)

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置を利用していることがわかるよう、「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し（喫煙専用室等の）室外に排気している」旨を記載してください。

9 適用関係

9-1 第二種施設の敷地内に第一種施設がある場合、第一種施設の部分のみ敷地内禁煙となるのか。

(答)

そのとおりです。

9-2 様々な用途の施設から成り立つ複合施設の一部に第一種施設がある場合は、その場所のみ敷地内禁煙となるのか。

(答)

複合施設そのものは第二種施設となり、その一部に第一種施設がある場合は、当該第一種施設の場所のみ敷地内禁煙となります。

9-3 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地にある場合における議会棟の扱いはどうなるのか。

(答)

各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、それぞれが独立した施設として規制を適用することとしています。したがって、そのような場合には、行政機関の庁舎は第一種施設、議会棟は第二種施設の規制が適用されることとなります。

9-4 行政機関の庁舎の中に議会フロアが存在する場合の規制はどうなるのか。

(答)

第一種施設の場所に第二種施設の場所がある場合、当該場所については、第一種施設の場所として規制を適用することとなりますので、議会フロアも第一種施設の規制が適用されることとなります。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、それぞれが独立した施設として規制を適用することとしていますので、そのような場合には、議会フロアには第二種施設の規制が適用されることとなります。

9-5 特定施設等の場所において運行している一般自動車では喫煙をしてもよいのか。駐車している一般自動車についてはどうか。

(答)

特定施設等の場所において運行している一般自動車については、一時的に通過するものであることから、禁煙規制の対象とはなりません。駐車している一般自動車については、一時的な通過ではないため、特定施設等と同様の規制が適用されます。

10 適用除外関係

(1) 人の居住の用に供する場所

10-1-1 児童福祉施設のうち、適用除外となる施設はあるか。例えば母子生活支援施設については、個人の居住スペースも存在するが、そこは「人の居住の用に供する場所」として適用除外と考えてよいか。

(答)

児童福祉法における児童福祉施設は全て第一種施設に該当しますが、母子生活支援施設の個人の居住スペースのように「人の居住の用に供する場所」がある場合は、当該場所は適用除外の場所となります。

10-1-2 「人の居住の用に供する場所」として適用除外の場所に該当する場所は具体的にどのような場所か。

(答)

特別養護老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設等の個室が適用除外の場所に該当します。

(2) 旅館、ホテル、宿泊施設の客室

10-2-1 「宿泊施設の客室（個室に限る。）」とはどのような場所をいうのか。

(答)

保養所内にある宿泊施設、研修所内にある宿泊施設等がこれに該当します。

11 その他

11-1 保健所からの指導等はどのように行われるのか。例えば、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなかった場合、直ちに過料等の行政処分の対象となるのか。

(答)

施設等の管理権原者等には、喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置の禁止、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守等が義務づけられているところ、相談や情報提供があった場合や他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合に、保健所において義務違反の有無を確認することとなります。

管理権原者等が法の義務を履行しない場合、まずは適切に助言、指導等が行われ、それに応じて法違反状態を是正していくことが必要です。これに応じず法違反状態が継続される等の場合には、義務違反の内容に応じて、公表、命令、過料が適用されることがあります。

たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

喫煙専用室等を設置した上で、室内の煙を適切に屋外排気する装置（以下「屋外排気措置」という。）を稼働している場合の、たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙対策についても十分配慮すること。

1 喫煙専用室等に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙対策を変更した場合（新規で講じる場合を含む。）、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。

なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。

- ③ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

- ① 喫煙可能区域（喫煙専用室等）内に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプロープには指向性があるため、測定時はプロープの向きに留意すること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録すること。記録は、3年間保存することが望ましい。

2 喫煙専用室等設置の効果の確認方法

(1) 喫煙専用室等の室内に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・喫煙専用室等の室内に向かう気流：全ての測定点で0.2 m/s以上

(2) 測定方法

① 測定点（場所）

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

② 測定条件

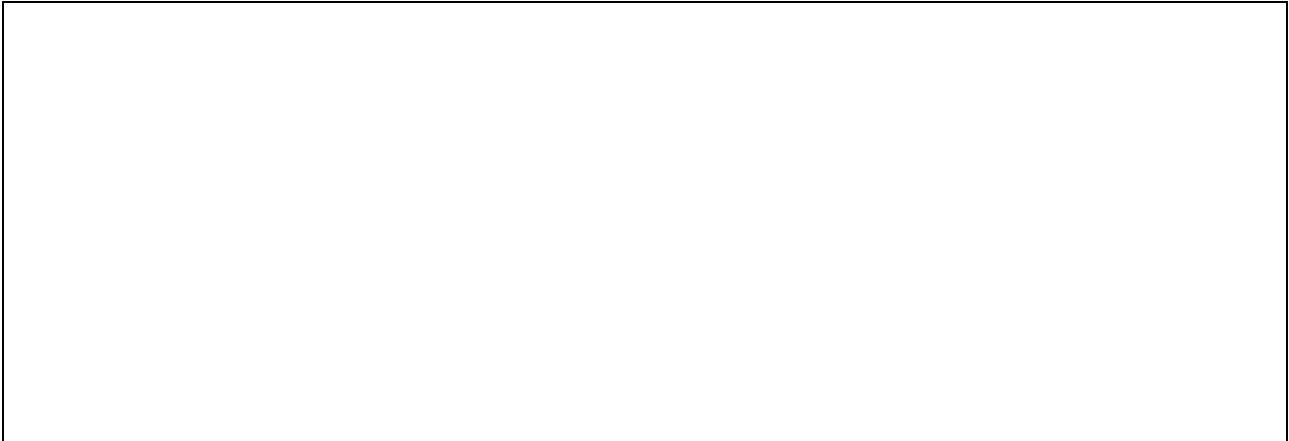
喫煙専用室等の室内に向かう気流の測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。

まず、測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

| | |
|---------|--|
| | <空気清浄装置> ①稼働状況（24時間連続運転、 : ～ : まで運 転） ②処理風量（ m ³ /min × 台） ③前回の保守管理の実施日： 年 月 日 |
| （5）測定機器 | メーカー名： 機種・型番： |

2. 測定場所の概略図（主要な設備、測定機器の配置）



※ 図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、窓の開閉状況を記載し、屋外排気装置による空気の流れを矢印で示すこと。空気調和設備又は空気清浄装置を使用している場合は、当該装置の排気方向を矢印で示すこと。

3. 測定結果

（1）喫煙専用室等（喫煙可能区域）と非喫煙区域の境界における気流

| 測定点 | 1回目 : ~ : : | 2回目 : ~ : : | 3回目 : ~ : : |
|-----|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 上部 | 風速: m/s 風向: | 風速: m/s 風向: | 風速: m/s 風向: |
| 中央部 | 風速: m/s 風向: | 風速: m/s 風向: | 風速: m/s 風向: |
| 下部 | 風速: m/s 風向: | 風速: m/s 風向: | 風速: m/s 風向: |

4. 備考

脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室等の屋外排気が困難な場合にあっては、一定の経過措置が設けられている。この場合に例外的に認められる脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の一例を以下に示す。

たばこ煙には粒子状成分とガス状成分が含まれることから、施設の管理権原者は、たばこ煙中の粉じん及びガス状物質を除去可能な性能を有することを確認する。また、脱煙装置の性能は使用に伴い処理能力が低下するため、継続的に性能確認試験を実施して評価を行うことが求められる。

1 性能確認試験の概要

(1) 測定頻度

- ① 脱煙機能付き喫煙ブースを新規に設置した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ② 脱煙機能付き喫煙ブースを変更した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ③ 基準に不適合の状態ですら脱煙装置を稼働しないように、定期的に測定を実施すること。

脱煙装置のフィルター等は、使用頻度により交換時期が変わる。定期的に測定日を設けて測定を実施し、各設置場所におけるフィルター等の交換時期を把握すること。図1及び図2のように、設置直後の測定後は、概ね3ヶ月以内ごとに1回以上の間隔で測定をすること。ただし、性能が下がり、基準値付近となった場合は、測定間隔を概ね1ヶ月以内に1回以上とし、基準を満たした状態でフィルター等を交換すること。フィルター等を交換した場合は、性能を確認するための測定を行うこと。

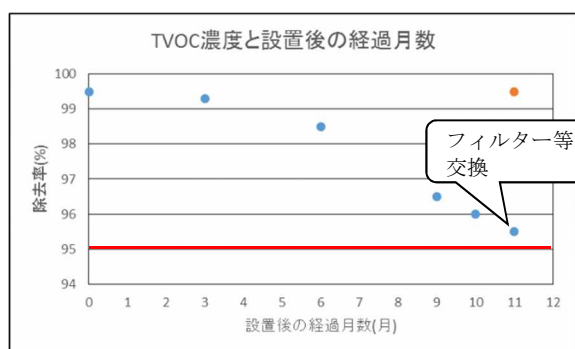


図1 フィルター等交換のイメージ①

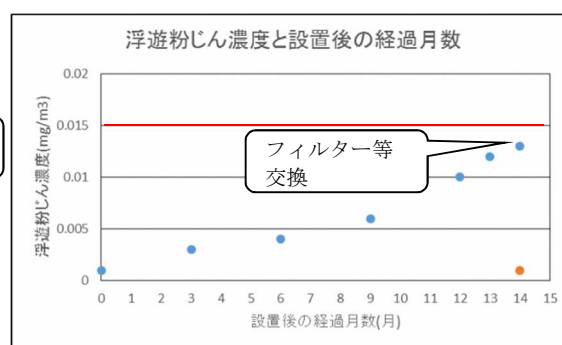


図2 フィルター等交換のイメージ②

- ④ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

① 喫煙専用室等に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

② TVOC(総揮発性有機化合物)濃度

分解能 1 ppb以上を有する携行型揮発性有機化合物モニターを使用すること。

③ 浮遊粉じん濃度

公的機関により校正された相対濃度計（デジタル粉じん計）を用いること。
なお、相対濃度計を用いた場合は、下記通達の別紙 2 表 1 で示された質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

通達名：労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙対策について（平成27年5月15日付 基安発0515第1号）

注意） 通達は最新のものを確認すること。また、通知別添の表中にない型の機器を使用する場合は、個別にお問い合わせ下さい。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙（例）に従い記録すること。記録は3年間保存することが望ましい。

2 測定の方法

(1) 基準値

- ① 喫煙専用室等に向かう気流：開口面の全ての測定点で0.2 m/s以上
喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。
- ② TVOC濃度：除去率が95%以上であること
除去率計算式：
$$\{1 - (\text{排出口濃度} - \text{排出口バッググラウンド濃度}(\ast)) / (\text{吸入口濃度} - \text{吸入口バッググラウンド濃度}(\ast))\} \times 100$$

※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。
- ③ 浮遊粉じん濃度：排出口濃度で0.015mg/m³以下

(2) 測定方法

① 測定地点（場所）

ア 喫煙専用室等に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

イ TVOC濃度

脱煙装置の吸入口付近及び排出口付近を測定点とする。なお、バックグラウンド値として、たばこに火をつける前の吸入口付近及び排出口付近においても測定する。

ウ 浮遊粉じん濃度

脱煙装置の排出口付近を測定点とする。

② 測定条件

測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させること。

ア 喫煙専用室等に向かう気流

測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うこと。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

イ TVOC濃度

1測定点における測定時間は10分間以上とすること。測定時間が10分の場合、1分間隔で10個の測定結果をとり、その算術平均値の値を測定結果とする。各測定点における測定時間は同一とすること。

喫煙専用室等における定員2倍量の着火したたばこ（例：写真1）から副流煙を発生させて、吸入口及び排出口で測定する。たばこが燃え尽きる前に交換し、喫煙専用室等の定員2倍量の着火したたばこの本数を維持すること。



写真1：着火したたばこを並べた様子

ウ 浮遊粉じん濃度

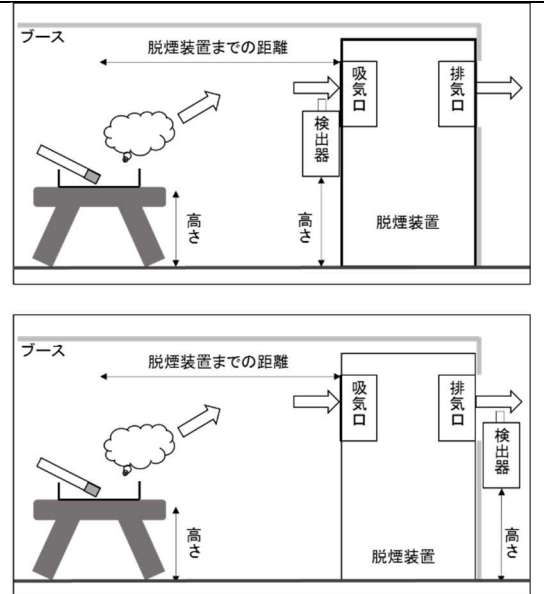
排出口における測定時間は、10分以上とすること。排出口における排気の気流の向きに注意して、測定機器を設置すること。

たばこの副流煙の発生方法は、TVOC濃度と同様の方法とし、たばこの本数は喫煙専用室等の定員2倍量を維持すること。

備考

- (1) 同一の喫煙専用室等の測定においては、1台の携行型揮発性有機化合物モニターを用いて全測定点を測定し、バックグラウンド値や排出口等の低い濃度と思われる測定点から測定することが望ましい。
- (2) 携行型揮発性有機化合物モニターの測定値が、ゼロ付近まで下がらなくなったときは、活性炭チューブをつける等して、清浄な空気を10分以上流し続けてから、ゼロ点較正を行うこと。標準ガスによる較正は半年以内に1回以上行うこと。

3. 測定場所の概略図（たばこ煙、測定機器、脱煙装置の位置関係等）



イメージ図

※ TVOC及び粉じんについては、図中にたばこ煙の発生場所、測定機器の設置場所及び脱煙装置（吸入口及び排出口）の位置関係（高さ・距離）を記載すること。また空気調和設備を使用している場合は、喫煙専用室等の室内の排気方向を矢印で示すこと。

4. 測定結果

(1) 喫煙専用室等に向かう気流の測定結果

| 測定点 | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 平均値 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 上部 | 風速： m/s | 風速： m/s | 風速： m/s | 風速： m/s |
| 中央部 | 風速： m/s | 風速： m/s | 風速： m/s | 風速： m/s |
| 下部 | 風速： m/s | 風速： m/s | 風速： m/s | 風速： m/s |

(2) TVOC（総揮発性有機化合物）の測定結果

| 測定回数 | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 排出口 バッググラウンド(a) | | | | | |
| 吸入口 バッググラウンド(b) | | | | | |
| 排出口(c) | | | | | |
| 吸入口(d) | | | | | |

| 測定回数 | 6回目 | 7回目 | 8回目 | 9回目 | 10回目 | 平均値 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 排出口 バッググラウンド※(a) | | | | | | |
| 吸入口 バッググラウンド※(b) | | | | | | |
| 排出口(c) | | | | | | |
| 吸入口(d) | | | | | | |

※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。

除去率 (%) 計算式 = $\{1 - (c - a) / (d - b)\} \times 100$

除去率 (%) : _____ %

(3) 浮遊粉じんの測定結果

| 測定場所 | 測定結果 |
|-------|-------------------|
| 排出口付近 | mg/m ³ |

5. 備考

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

| 商品分類等 | 内 容 例 示 |
|-------|---|
| AV家電 | テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど |
| 情報家電 | パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど |
| 通信家電 | 移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど |
| カメラ類 | ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど |
| 生活家電 | 家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等） |
| その他 | 温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など |

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

| 商品分類等 | 内 容 例 示 |
|------------------------------|--|
| 調剤医薬品 | 医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬 |
| OTC医薬品 | 医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など |
| ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー | ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等） |
| 健康食品 | 健康食品、サプリメント、ダイエット食品等 |
| ビューティー ケア（化粧品・ 小物） | 化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等） |
| トイレタリー | 歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など |
| 家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品 | 家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等） |
| 食品 | 菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など |
| その他 | 上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など |

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年3月の家電大型専門店販売額は4261億円、前年同月比で見ると5.9%の増加となった。
商品別にみると、通信家電が同13.3%の増加、生活家電が同7.0%の増加、その他が同6.0%の増加、AV家電が同4.9%の増加、情報家電が同3.8%の増加となった。
一方、カメラ類が同▲5.6%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

| 合計 | AV 家電 | 情報 家電 | 通信 家電 | カメラ類 | 生活 家電 | その他 | 店舗数 |
|-------|----------|----------|----------|------|----------|-----|-------|
| 4,261 | 600 | 966 | 447 | 170 | 1,676 | 402 | 2,496 |
| 5.9 | 4.9 | 3.8 | 13.3 | ▲5.6 | 7.0 | 6.0 | 1.2 |

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年3月のドラッグストア販売額は5571億円、前年同月比で見ると5.7%の増加となった。
商品別にみると、その他が同8.9%の増加、食品が同8.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同7.2%の増加、トイレタリーが同5.4%の増加、健康食品が同4.4%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同4.0%の増加、OTC医薬品が同3.8%の増加、調剤医薬品が同3.6%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同3.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

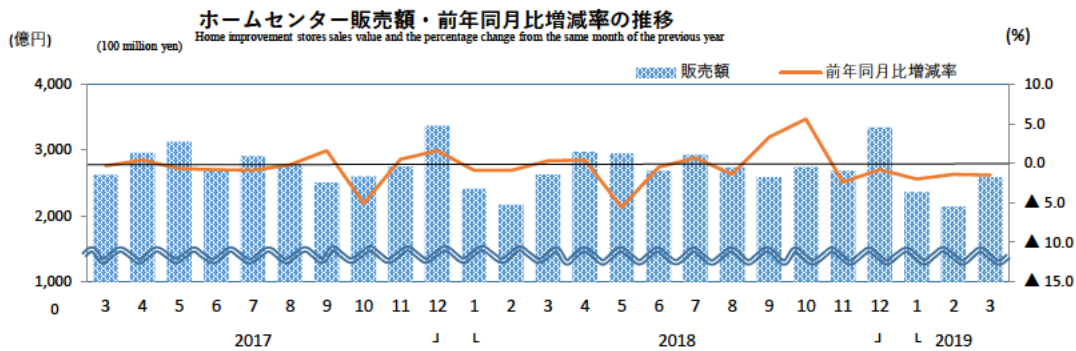
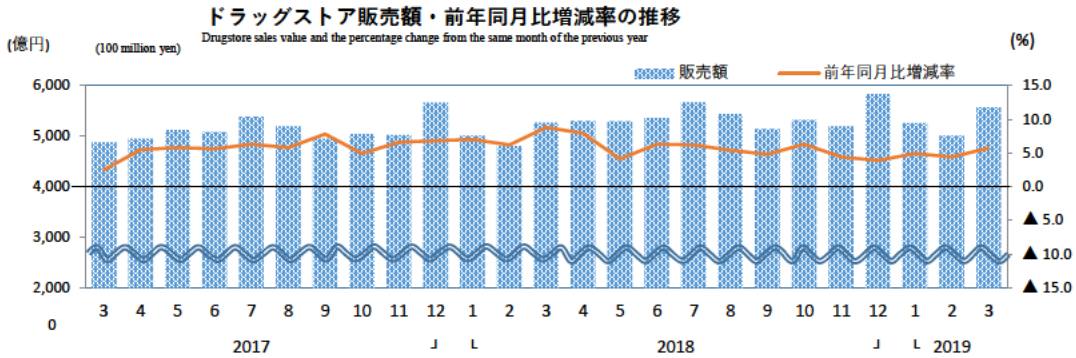
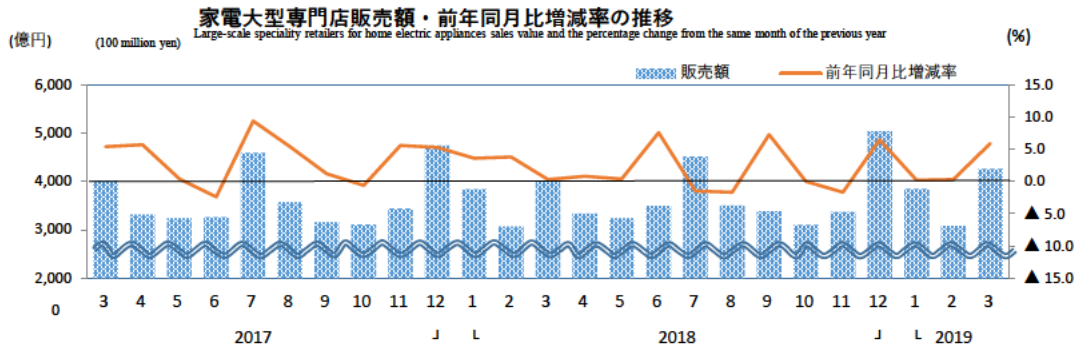
| 合計 | 調剤 医薬品 | OTC 医薬品 | ヘルスケア 用品(衛生用 品)・介護・ベ ビー | 健康 食品 | ビューティケ ア(化粧品・ 小物) | トイレ タリー | 家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 | 食品 | その他 | 店舗数 |
|-------|-----------|------------|----------------------------------|----------|-------------------------|------------|--------------------------|-------|-----|--------|
| 5,571 | 367 | 818 | 373 | 184 | 847 | 512 | 800 | 1,574 | 95 | 15,878 |
| 5.7 | 3.6 | 3.8 | 3.4 | 4.4 | 4.0 | 5.4 | 7.2 | 8.1 | 8.9 | 5.3 |

7. ホームセンター販売額の動向

2019年3月のホームセンター販売額は2590億円、前年同月比で見ると▲1.5%の減少となった。
商品別にみると、園芸・エクステリアが同▲7.0%の減少、インテリアが同▲3.2%の減少、電気が同▲2.0%の減少、オフィス・カルチャーが同▲2.0%の減少、DIY用具・素材が同▲1.9%の減少、カー用品・アウトドアが同▲0.2%の減少となった。
一方、ペット・ペット用品が同2.1%の増加、その他が同2.0%の増加、家庭用品・日用品が同0.5%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

| 合計 | DIY用具・ 素材 | 電 気 | インテリア | 家庭用品 ・ 日用品 | 園 芸・ エクステリ ア | ペット・ ペット用品 | カー用品・ アウトドア | オフィス ・カル チャー | その他 | 店舗数 |
|-------|--------------|------|-------|------------------|--------------------|---------------|----------------|--------------------|-----|-------|
| 2,590 | 558 | 147 | 183 | 551 | 378 | 198 | 143 | 153 | 279 | 4,338 |
| ▲1.5 | ▲1.9 | ▲2.0 | ▲3.2 | 0.5 | ▲7.0 | 2.1 | ▲0.2 | ▲2.0 | 2.0 | 0.9 |



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

| 年月 | 家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances | | | ドラッグストア Drugstore | | | ホームセンター Home improvement stores | | | Year and month |
|------------|---|------------|------------------------------|----------------------|------------|------------------------------|------------------------------------|------------|------------------------------|----------------|
| | 販売額 Sales value | 前年比 (%) | 店舗数 (店) establishments | 販売額 Sales value | 前年比 (%) | 店舗数 (店) establishments | 販売額 Sales value | 前年比 (%) | 店舗数 (店) establishments | |
| | | | | | | | | | | |
| 2016年 | 41,830 | ▲1.5 | 2,472 | 57,258 | 6.8 | 14,190 | 33,090 | 0.2 | 4,273 | CY 2016 |
| 2017 | 43,115 | 3.1 | 2,529 | 60,580 | 5.4 | 15,049 | 32,942 | ▲0.4 | 4,304 | 2017 |
| 2018 | 43,912 | 2.1 | 2,498 | 63,644 | 5.9 | 15,660 | 32,853 | ▲0.3 | 4,346 | 2018 |
| 2016年度 | 41,984 | ▲0.7 | 2,478 | 57,729 | 5.3 | 14,509 | 33,040 | ▲0.4 | 4,271 | FY 2016 |
| 2017 | 43,348 | 3.3 | 2,467 | 61,503 | 6.4 | 15,076 | 32,908 | ▲0.4 | 4,298 | 2017 |
| 2018 | 44,164 | 2.1 | 2,496 | 64,401 | 5.3 | 15,878 | 32,734 | ▲0.5 | 4,338 | 2018 |
| 2018年 1~3月 | 10,931 | 2.4 | 2,467 | 15,082 | 7.4 | 15,076 | 7,212 | ▲0.5 | 4,298 | Q1 2018 |
| 4~6 | 10,070 | 2.9 | 2,478 | 15,954 | 6.1 | 15,284 | 8,609 | ▲2.0 | 4,317 | Q2 |
| 7~9 | 11,397 | 0.9 | 2,483 | 16,249 | 5.5 | 15,454 | 8,259 | 0.8 | 4,322 | Q3 |
| 10~12 | 11,514 | 2.2 | 2,498 | 16,359 | 4.8 | 15,660 | 8,773 | 0.6 | 4,346 | Q4 |
| 2019年 1~3月 | 11,184 | 2.3 | 2,496 | 15,840 | 5.0 | 15,878 | 7,092 | ▲1.7 | 4,338 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 3,843 | 3.6 | 2,462 | 5,013 | 7.0 | 14,955 | 2,411 | ▲0.9 | 4,291 | Jan 2018 |
| 2 | 3,066 | 3.8 | 2,463 | 4,800 | 6.2 | 15,000 | 2,170 | ▲0.9 | 4,288 | Feb |
| 3 | 4,023 | 0.3 | 2,467 | 5,270 | 8.8 | 15,076 | 2,630 | 0.3 | 4,298 | Mar |
| 4 | 3,334 | 0.8 | 2,470 | 5,302 | 7.9 | 15,155 | 2,973 | 0.4 | 4,316 | Apr |
| 5 | 3,240 | 0.4 | 2,471 | 5,293 | 4.1 | 15,227 | 2,951 | ▲5.6 | 4,319 | May |
| 6 | 3,496 | 7.6 | 2,478 | 5,359 | 6.3 | 15,284 | 2,686 | ▲0.5 | 4,317 | Jun |
| 7 | 4,516 | ▲1.5 | 2,478 | 5,670 | 6.2 | 15,338 | 2,931 | 0.7 | 4,321 | Jul |
| 8 | 3,499 | ▲1.7 | 2,481 | 5,436 | 5.4 | 15,372 | 2,737 | ▲1.4 | 4,317 | Aug |
| 9 | 3,381 | 7.3 | 2,483 | 5,143 | 4.8 | 15,454 | 2,590 | 3.3 | 4,322 | Sep |
| 10 | 3,099 | 0.0 | 2,484 | 5,321 | 6.3 | 15,481 | 2,744 | 5.6 | 4,324 | Oct |
| 11 | 3,371 | ▲1.7 | 2,496 | 5,199 | 4.4 | 15,581 | 2,685 | ▲2.4 | 4,337 | Nov |
| 12 | 5,044 | 6.5 | 2,498 | 5,839 | 3.9 | 15,660 | 3,345 | ▲0.8 | 4,346 | Dec |
| 2019年 1月 | 3,849 | 0.2 | 2,486 | 5,258 | 4.9 | 15,688 | 2,363 | ▲2.0 | 4,336 | Jan 2019 |
| 2 | 3,074 | 0.3 | 2,490 | 5,010 | 4.4 | 15,748 | 2,139 | ▲1.4 | 4,333 | Feb |
| 3 | 4,261 | 5.9 | 2,496 | 5,571 | 5.7 | 15,878 | 2,590 | ▲1.5 | 4,338 | Mar |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

| 年月 | 商品販売額 Sales of goods | 調剤医薬品 | OTC 医薬品 | ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー | 健康食品 | ビューティケ ア(化粧品・ 小物) | トイレットリー | 家庭用品・日用 消耗品・ペッ ト用品 | 食品 | その他 | 店舗数 (店) Number of establishments | Year and Month |
|------------|-------------------------|--|--------------------------------------|---|--------------|--|----------------|---|-----------|---------|---|----------------------|
| | | Dispensing pharmaceutical products | Over the counter medical products | Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products | Health foods | Beauty care (cosmetic products and goods) | Toiletry goods | Household utensils, daily necessities, pet products | Food | Others | | |
| 2016年 | 5,725,801 | 375,156 | 829,612 | 401,195 | 197,031 | 852,185 | 562,640 | 881,506 | 1,491,466 | 135,010 | 14,190 | CY 2016 |
| 2017 | 6,057,971 | 387,005 | 865,848 | 419,021 | 206,730 | 910,175 | 582,151 | 926,210 | 1,620,640 | 140,191 | 15,049 | 2017 |
| 2018 | 6,364,419 | 389,421 | 880,698 | 424,010 | 217,745 | 963,666 | 603,589 | 967,365 | 1,806,148 | 111,777 | 15,660 | 2018 |
| 2016年度 | 5,772,937 | 367,209 | 836,223 | 401,793 | 198,639 | 860,281 | 566,208 | 890,454 | 1,516,667 | 135,463 | 14,509 | FY 2016 |
| 2017 | 6,150,343 | 391,941 | 874,158 | 425,313 | 207,948 | 926,657 | 586,106 | 935,870 | 1,668,920 | 133,430 | 15,076 | 2017 |
| 2018 | 6,440,133 | 395,121 | 888,789 | 427,642 | 220,656 | 972,780 | 608,576 | 978,655 | 1,834,055 | 113,859 | 15,878 | 2018 |
| 2018年 1~3月 | 1,508,244 | 97,348 | 218,755 | 110,322 | 50,343 | 223,167 | 139,771 | 219,405 | 423,545 | 25,588 | 15,076 | Q1 2018 |
| 4~6 | 1,595,408 | 94,582 | 217,874 | 103,211 | 54,927 | 246,580 | 153,780 | 243,703 | 453,455 | 27,296 | 15,284 | Q2 |
| 7~9 | 1,624,911 | 94,938 | 218,087 | 102,671 | 58,152 | 246,814 | 155,745 | 250,691 | 468,726 | 29,087 | 15,454 | Q3 |
| 10~12 | 1,635,856 | 102,553 | 225,982 | 107,806 | 54,323 | 247,105 | 154,293 | 253,566 | 460,422 | 29,806 | 15,660 | Q4 |
| 2019年 1~3月 | 1,583,958 | 103,048 | 226,846 | 113,954 | 53,254 | 232,281 | 144,758 | 230,695 | 451,452 | 27,670 | 15,878 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 501,253 | 30,773 | 72,861 | 37,875 | 16,505 | 73,499 | 46,630 | 74,969 | 139,287 | 8,854 | 14,955 | Jan 2018 |
| 2 | 480,013 | 31,166 | 67,054 | 36,315 | 16,232 | 68,202 | 44,555 | 69,786 | 138,673 | 8,030 | 15,000 | Feb |
| 3 | 526,978 | 35,409 | 78,840 | 36,132 | 17,606 | 81,466 | 48,586 | 74,650 | 145,585 | 8,704 | 15,076 | Mar |
| 4 | 530,155 | 32,037 | 73,602 | 34,872 | 17,804 | 83,425 | 50,723 | 79,224 | 149,532 | 8,936 | 15,155 | Apr |
| 5 | 529,323 | 30,779 | 72,521 | 34,179 | 18,327 | 81,395 | 51,056 | 81,028 | 150,932 | 9,106 | 15,227 | May |
| 6 | 535,930 | 31,766 | 71,751 | 34,160 | 18,796 | 81,760 | 52,001 | 83,451 | 152,991 | 9,254 | 15,284 | Jun |
| 7 | 566,997 | 32,152 | 76,035 | 36,221 | 20,605 | 88,625 | 55,136 | 87,214 | 161,378 | 9,631 | 15,338 | Jul |
| 8 | 543,636 | 31,669 | 73,444 | 34,033 | 19,539 | 82,353 | 51,831 | 83,347 | 157,968 | 9,452 | 15,372 | Aug |
| 9 | 514,278 | 31,117 | 68,608 | 32,417 | 18,008 | 75,836 | 48,778 | 80,130 | 149,380 | 10,004 | 15,454 | Sep |
| 10 | 532,109 | 33,188 | 73,883 | 34,213 | 18,188 | 80,112 | 50,352 | 82,261 | 150,725 | 9,187 | 15,481 | Oct |
| 11 | 519,883 | 33,308 | 72,087 | 34,641 | 17,417 | 77,163 | 49,646 | 79,301 | 147,033 | 9,287 | 15,581 | Nov |
| 12 | 583,864 | 36,057 | 80,012 | 38,952 | 18,718 | 89,830 | 54,295 | 92,004 | 162,664 | 11,332 | 15,660 | Dec |
| 2019年 1月 | 525,833 | 32,556 | 76,118 | 39,899 | 17,971 | 76,204 | 47,859 | 78,139 | 147,564 | 9,523 | 15,688 | Jan 2019 |
| 2 | 501,034 | 33,814 | 68,915 | 36,708 | 16,901 | 71,357 | 45,713 | 72,514 | 146,441 | 8,671 | 15,748 | Feb |
| 3 | 557,091 | 36,678 | 81,813 | 37,347 | 18,382 | 84,720 | 51,186 | 80,042 | 157,447 | 9,476 | 15,878 | Mar |
| 2016年 | 6.8 | 3.0 | 4.9 | 3.2 | 3.4 | 5.1 | 5.0 | 8.3 | 11.4 | 7.2 | 4.7 | CY 2016 |
| 2017 | 5.4 | 2.0 | 3.8 | 4.2 | 4.6 | 6.4 | 3.1 | 4.5 | 8.4 | 3.8 | 5.0 | 2017 |
| 2018 | 5.9 | 4.4 | 3.1 | 1.9 | 6.6 | 6.6 | 4.4 | 4.7 | 9.5 | 6.5 | 4.8 | 2018 |
| 2016年度 | 5.3 | ▲2.8 | 3.8 | 1.2 | 2.2 | 4.1 | 3.9 | 7.2 | 10.1 | 5.5 | 5.2 | FY 2016 |
| 2017 | 6.4 | 6.8 | 4.5 | 5.9 | 4.7 | 7.6 | 3.4 | 4.7 | 9.4 | 4.8 | 4.7 | 2017 |
| 2018 | 5.3 | 3.6 | 2.7 | 1.1 | 7.1 | 5.5 | 4.4 | 4.7 | 8.4 | 7.1 | 5.3 | 2018 |
| 2018年 1~3月 | 7.4 | 9.3 | 5.4 | 6.8 | 3.7 | 8.7 | 3.6 | 4.8 | 10.8 | 5.6 | 4.7 | Q1 2018 |
| 4~6 | 6.1 | 2.8 | 3.6 | 0.9 | 6.2 | 7.6 | 5.7 | 4.9 | 9.4 | 5.2 | 5.0 | Q2 |
| 7~9 | 5.5 | 1.3 | 1.5 | 0.4 | 9.3 | 5.6 | 4.8 | 4.2 | 9.7 | 10.2 | 4.9 | Q3 |
| 10~12 | 4.8 | 4.4 | 2.2 | ▲0.4 | 6.9 | 4.8 | 3.5 | 4.8 | 8.0 | 5.0 | 4.8 | Q4 |
| 2019年 1~3月 | 5.0 | 5.9 | 3.7 | 3.3 | 5.8 | 4.1 | 3.6 | 5.1 | 6.6 | 8.1 | 5.3 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 7.0 | 8.9 | 4.0 | 8.7 | 2.6 | 7.5 | 3.3 | 4.5 | 11.1 | 5.6 | 4.9 | Jan 2018 |
| 2 | 6.2 | 6.4 | 2.1 | 7.3 | 3.3 | 5.5 | 2.7 | 4.4 | 11.1 | 4.8 | 4.8 | Feb |
| 3 | 8.8 | 12.4 | 9.8 | 4.4 | 5.1 | 12.8 | 4.9 | 5.5 | 10.4 | 6.4 | 4.7 | Mar |
| 4 | 7.9 | 4.2 | 7.2 | 2.3 | 6.9 | 11.9 | 7.1 | 5.3 | 10.5 | 4.1 | 4.6 | Apr |
| 5 | 4.1 | 3.0 | 1.2 | ▲1.0 | 5.7 | 5.4 | 3.1 | 2.9 | 7.6 | 0.8 | 4.9 | May |
| 6 | 6.3 | 1.3 | 2.4 | 1.4 | 6.0 | 5.6 | 6.9 | 6.5 | 10.2 | 11.1 | 5.0 | Jun |
| 7 | 6.2 | 2.9 | 2.8 | 2.1 | 10.6 | 6.1 | 5.3 | 4.4 | 10.4 | 5.9 | 5.0 | Jul |
| 8 | 5.4 | 2.8 | 1.0 | 0.1 | 10.3 | 6.9 | 4.9 | 3.0 | 9.5 | 6.2 | 4.9 | Aug |
| 9 | 4.8 | ▲1.6 | 0.7 | ▲1.0 | 6.9 | 3.6 | 4.2 | 5.3 | 9.1 | 19.1 | 4.9 | Sep |
| 10 | 6.3 | 5.2 | 3.4 | 1.9 | 7.8 | 7.4 | 5.7 | 6.1 | 8.9 | 3.6 | 4.8 | Oct |
| 11 | 4.4 | 4.0 | 1.7 | ▲0.7 | 8.2 | 4.2 | 2.7 | 3.8 | 8.0 | 3.8 | 4.8 | Nov |
| 12 | 3.9 | 4.1 | 1.6 | ▲2.0 | 4.8 | 3.1 | 2.2 | 4.6 | 7.3 | 7.1 | 4.8 | Dec |
| 2019年 1月 | 4.9 | 5.8 | 4.5 | 5.3 | 8.9 | 3.7 | 2.6 | 4.2 | 5.9 | 7.6 | 4.9 | Jan 2019 |
| 2 | 4.4 | 8.5 | 2.8 | 1.1 | 4.1 | 4.6 | 2.6 | 3.9 | 5.6 | 8.0 | 5.0 | Feb |
| 3 | 5.7 | 3.6 | 3.8 | 3.4 | 4.4 | 4.0 | 5.4 | 7.2 | 8.1 | 8.9 | 5.3 | Mar |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

| 年 月 | 北海道 | | 東北 | | 関東 | | 中部 | | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州 | | 沖縄 | | Year and month |
|------------|---------|-----|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-----|---------|-----|---------|-------|--------|------|----------------|
| | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | 店舗数 | 販売額 | |
| 2016年 | 240,175 | 654 | 377,546 | 961 | 2,486,311 | 6,035 | 688,483 | 1,720 | 847,049 | 2,150 | 292,675 | 740 | 172,065 | 450 | 598,600 | 1,425 | 22,897 | 55 | CY 2016 |
| 2017 | 252,551 | 679 | 401,373 | 1,022 | 2,611,790 | 6,449 | 727,790 | 1,843 | 912,073 | 2,261 | 312,617 | 777 | 182,383 | 481 | 632,609 | 1,475 | 24,785 | 62 | 2017 |
| 2018 | 262,421 | 692 | 424,391 | 1,093 | 2,724,376 | 6,705 | 776,216 | 1,939 | 961,747 | 2,322 | 332,238 | 813 | 194,766 | 512 | 659,041 | 1,513 | 29,223 | 71 | 2018 |
| 2016年度 | 242,714 | 659 | 382,940 | 972 | 2,500,682 | 6,247 | 693,407 | 1,750 | 853,345 | 2,182 | 297,133 | 750 | 173,582 | 457 | 606,507 | 1,434 | 22,627 | 58 | FY 2016 |
| 2017 | 255,331 | 675 | 407,649 | 1,037 | 2,644,751 | 6,464 | 742,578 | 1,851 | 930,218 | 2,253 | 317,523 | 781 | 185,982 | 492 | 640,075 | 1,461 | 26,236 | 62 | 2017 |
| 2018 | 265,867 | 693 | 430,648 | 1,138 | 2,755,992 | 6,816 | 787,599 | 1,956 | 969,248 | 2,350 | 337,607 | 816 | 197,662 | 510 | 665,589 | 1,522 | 29,921 | 77 | 2018 |
| 2018年 1～3月 | 63,915 | 675 | 100,417 | 1,037 | 649,763 | 6,464 | 182,267 | 1,851 | 226,591 | 2,253 | 77,311 | 781 | 45,542 | 492 | 155,604 | 1,461 | 6,834 | 62 | Q1 2018 |
| 4～6 | 64,858 | 676 | 105,984 | 1,055 | 681,812 | 6,551 | 194,092 | 1,874 | 245,216 | 2,286 | 81,940 | 802 | 48,670 | 498 | 165,455 | 1,477 | 7,381 | 65 | Q2 |
| 7～9 | 67,711 | 683 | 111,134 | 1,071 | 691,184 | 6,603 | 198,045 | 1,901 | 243,789 | 2,322 | 86,132 | 807 | 50,067 | 503 | 169,314 | 1,498 | 7,535 | 66 | Q3 |
| 10～12 | 65,937 | 692 | 106,856 | 1,093 | 701,617 | 6,705 | 201,812 | 1,939 | 246,151 | 2,322 | 86,855 | 813 | 50,487 | 512 | 168,668 | 1,513 | 7,473 | 71 | Q4 |
| 2019年 1～3月 | 67,361 | 693 | 106,674 | 1,138 | 681,379 | 6,816 | 193,650 | 1,956 | 234,092 | 2,350 | 82,680 | 816 | 48,438 | 510 | 162,152 | 1,522 | 7,532 | 77 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 22,661 | 676 | 35,317 | 1,024 | 215,392 | 6,417 | 59,907 | 1,838 | 74,027 | 2,229 | 25,055 | 781 | 15,135 | 481 | 51,510 | 1,447 | 2,249 | 62 | Jan 2018 |
| 2 | 21,401 | 675 | 32,234 | 1,028 | 206,444 | 6,441 | 58,545 | 1,843 | 71,666 | 2,232 | 24,334 | 787 | 14,386 | 483 | 48,789 | 1,449 | 2,214 | 62 | Feb |
| 3 | 19,853 | 675 | 32,866 | 1,037 | 227,927 | 6,464 | 63,815 | 1,851 | 80,898 | 2,253 | 27,922 | 781 | 16,021 | 492 | 55,305 | 1,461 | 2,371 | 62 | Mar |
| 4 | 21,474 | 674 | 35,303 | 1,043 | 226,847 | 6,498 | 64,382 | 1,859 | 82,044 | 2,269 | 26,880 | 792 | 16,241 | 492 | 54,573 | 1,464 | 2,411 | 64 | Apr |
| 5 | 21,056 | 676 | 34,460 | 1,047 | 226,607 | 6,531 | 64,187 | 1,861 | 81,199 | 2,277 | 27,436 | 801 | 16,135 | 496 | 55,754 | 1,473 | 2,489 | 65 | May |
| 6 | 22,328 | 676 | 36,221 | 1,055 | 228,358 | 6,551 | 65,523 | 1,874 | 81,973 | 2,286 | 27,624 | 802 | 16,294 | 498 | 55,128 | 1,477 | 2,481 | 65 | Jun |
| 7 | 22,331 | 679 | 37,758 | 1,065 | 242,687 | 6,568 | 68,461 | 1,880 | 86,085 | 2,297 | 31,132 | 803 | 17,489 | 497 | 58,465 | 1,484 | 2,589 | 65 | Jul |
| 8 | 23,162 | 679 | 37,970 | 1,070 | 230,114 | 6,574 | 65,971 | 1,887 | 81,297 | 2,301 | 28,407 | 806 | 17,125 | 502 | 57,105 | 1,488 | 2,485 | 65 | Aug. |
| 9 | 22,218 | 683 | 35,406 | 1,071 | 218,383 | 6,603 | 63,613 | 1,901 | 76,407 | 2,322 | 26,593 | 807 | 15,453 | 503 | 53,744 | 1,498 | 2,461 | 66 | Sep |
| 10 | 21,624 | 684 | 35,066 | 1,083 | 227,185 | 6,624 | 64,870 | 1,917 | 79,835 | 2,296 | 28,890 | 803 | 16,538 | 506 | 55,656 | 1,502 | 2,445 | 66 | Oct |
| 11 | 21,699 | 686 | 34,943 | 1,089 | 224,378 | 6,658 | 64,232 | 1,932 | 77,657 | 2,314 | 26,244 | 809 | 15,744 | 510 | 52,519 | 1,512 | 2,467 | 71 | Nov. |
| 12 | 22,614 | 692 | 36,847 | 1,093 | 250,054 | 6,705 | 72,710 | 1,939 | 88,659 | 2,322 | 31,721 | 813 | 18,205 | 512 | 60,493 | 1,513 | 2,561 | 71 | Dec |
| 2019年 1月 | 24,056 | 692 | 36,970 | 1,093 | 226,658 | 6,722 | 63,689 | 1,941 | 75,524 | 2,323 | 26,814 | 813 | 16,007 | 512 | 53,605 | 1,520 | 2,510 | 72 | Jan 2019 |
| 2 | 22,482 | 693 | 34,171 | 1,098 | 213,993 | 6,749 | 61,968 | 1,951 | 74,089 | 2,336 | 25,360 | 814 | 15,312 | 511 | 51,205 | 1,520 | 2,454 | 76 | Feb |
| 3 | 20,823 | 693 | 35,533 | 1,138 | 240,728 | 6,816 | 67,993 | 1,956 | 84,479 | 2,350 | 30,506 | 816 | 17,119 | 510 | 57,342 | 1,522 | 2,568 | 77 | Mar |
| 2016年 | 7.4 | 6.2 | 5.7 | 7.5 | 5.1 | 2.7 | 10.9 | 9.4 | 7.8 | 4.2 | 9.0 | 8.0 | 6.0 | 3.4 | 7.3 | 5.1 | 13.4 | 7.8 | CY 2016 |
| 2017 | 5.2 | 3.8 | 6.3 | 6.3 | 4.1 | 4.3 | 5.7 | 7.2 | 7.7 | 5.2 | 6.8 | 5.0 | 6.0 | 6.9 | 5.7 | 3.5 | 8.2 | 12.7 | 2017 |
| 2018 | 4.1 | 2.5 | 5.7 | 6.9 | 5.2 | 4.7 | 6.7 | 5.2 | 8.0 | 4.2 | 6.3 | 4.8 | 6.8 | 6.4 | 4.8 | 4.7 | 17.9 | 14.5 | 2018 |
| 2016年度 | 5.6 | 6.1 | 6.7 | 7.3 | 3.2 | 3.7 | 8.9 | 9.6 | 6.2 | 4.4 | 8.6 | 7.4 | 5.0 | 5.3 | 6.4 | 4.5 | 5.2 | 9.4 | FY 2016 |
| 2017 | 5.3 | 3.1 | 6.5 | 6.7 | 5.3 | 4.2 | 7.1 | 5.8 | 9.7 | 4.8 | 6.9 | 4.3 | 7.1 | 7.7 | 5.7 | 4.0 | 15.9 | 6.9 | 2017 |
| 2018 | 4.3 | 2.7 | 5.6 | 9.7 | 4.9 | 5.4 | 6.1 | 5.7 | 6.1 | 4.3 | 6.3 | 4.5 | 6.3 | 3.7 | 4.5 | 4.2 | 14.0 | 24.2 | 2018 |
| 2018年 1～3月 | 4.8 | 3.1 | 6.7 | 6.7 | 6.2 | 4.2 | 8.8 | 5.8 | 11.4 | 4.8 | 6.8 | 4.3 | 8.6 | 7.7 | 5.7 | 4.0 | 27.0 | 6.9 | Q1 2018 |
| 4～6 | 5.2 | 2.9 | 6.1 | 7.0 | 5.1 | 4.5 | 6.6 | 5.2 | 9.3 | 5.0 | 5.4 | 6.4 | 5.9 | 7.6 | 4.9 | 4.3 | 23.1 | 12.1 | Q2 |
| 7～9 | 3.3 | 2.7 | 5.4 | 6.7 | 5.0 | 4.6 | 5.5 | 4.7 | 6.7 | 5.4 | 7.3 | 5.9 | 6.8 | 7.5 | 4.8 | 4.6 | 13.8 | 10.0 | Q3 |
| 10～12 | 3.3 | 2.5 | 4.8 | 6.9 | 4.5 | 4.7 | 5.9 | 5.2 | 5.1 | 4.2 | 5.6 | 4.8 | 6.1 | 6.4 | 4.1 | 4.7 | 10.2 | 14.5 | Q4 |
| 2019年 1～3月 | 5.4 | 2.7 | 6.2 | 9.7 | 4.9 | 5.4 | 6.2 | 5.7 | 3.3 | 4.3 | 6.9 | 4.5 | 6.4 | 3.7 | 4.2 | 4.2 | 10.2 | 24.2 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 4.2 | 4.0 | 7.8 | 6.1 | 5.9 | 4.6 | 6.6 | 6.9 | 11.5 | 4.8 | 6.4 | 5.1 | 7.7 | 6.2 | 5.7 | 3.3 | 28.8 | 10.7 | Jan 2018 |
| 2 | 4.1 | 3.1 | 5.6 | 6.2 | 5.1 | 4.5 | 8.6 | 6.3 | 8.8 | 4.6 | 6.5 | 5.2 | 8.1 | 5.9 | 4.4 | 3.5 | 24.9 | 8.8 | Feb |
| 3 | 6.1 | 3.1 | 6.5 | 6.7 | 7.6 | 4.2 | 11.2 | 5.8 | 13.7 | 4.8 | 7.4 | 4.3 | 9.9 | 7.7 | 6.9 | 4.0 | 27.2 | 6.9 | Mar |
| 4 | 6.0 | 2.9 | 8.0 | 6.3 | 7.3 | 4.2 | 8.3 | 5.1 | 10.8 | 4.6 | 7.2 | 6.0 | 8.1 | 7.4 | 6.2 | 3.8 | 24.3 | 10.3 | Apr |
| 5 | 4.5 | 3.2 | 4.2 | 6.4 | 3.2 | 4.7 | 4.8 | 5.1 | 7.4 | 4.6 | 2.1 | 6.4 | 2.8 | 7.6 | 3.0 | 4.0 | 25.1 | 12.1 | May |
| 6 | 5.2 | 2.9 | 6.2 | 7.0 | 4.9 | 4.5 | 6.8 | 5.2 | 9.9 | 5.0 | 7.1 | 6.4 | 6.9 | 7.6 | 5.4 | 4.3 | 19.9 | 12.1 | Jun |
| 7 | 0.7 | 2.7 | 5.5 | 7.0 | 5.9 | 4.6 | 6.1 | 5.1 | 8.3 | 5.4 | 8.4 | 6.4 | 6.8 | 7.3 | 5.1 | 4.4 | 17.8 | 10.2 | Jul |
| 8 | 4.0 | 2.4 | 5.8 | 7.2 | 4.8 | 4.4 | 4.9 | 4.9 | 7.5 | 5.1 | 6.1 | 6.2 | 7.0 | 8.0 | 4.5 | 4.3 | 11.0 | 8.3 | Aug. |
| 9 | 5.3 | 2.7 | 5.1 | 6.7 | 4.1 | 4.6 | 5.6 | 4.7 | 4.4 | 5.4 | 7.5 | 5.9 | 6.6 | 7.5 | 4.7 | 4.6 | 12.7 | 10.0 | Sep |
| 10 | 2.7 | 2.7 | 5.1 | 7.4 | 6.5 | 4.5 | 6.2 | 4.7 | 7.2 | 4.2 | 7.0 | 4.8 | 8.6 | 7.7 | 5.2 | 5.0 | 10.0 | 8.2 | Oct |
| 11 | 3.5 | 2.1 | 5.1 | 6.9 | 3.7 | 4.6 | 6.4 | 5.2 | 4.5 | 4.5 | 5.5 | 4.5 | 4.7 | 6.5 | 3.8 | 5.1 | 9.8 | 14.5 | Nov. |
| 12 | 3.8 | 2.5 | 4.3 | 6.9 | 3.4 | 4.7 | 5.2 | 5.2 | 3.9 | 4.2 | 4.5 | 4.8 | 5.1 | 6.4 | 3.4 | 4.7 | 10.7 | 14.5 | Dec |
| 2019年 1月 | 6.2 | 2.4 | 4.7 | 6.7 | 5.2 | 4.8 | 6.3 | 5.6 | 2.0 | 4.2 | 7.0 | 4.1 | 5.8 | 6.4 | 4.1 | 5.0 | 11.6 | 16.1 | Jan 2019 |
| 2 | 5.1 | 2.7 | 6.0 | 6.8 | 3.7 | 4.8 | 5.8 | 5.9 | 3.4 | 4.7 | 4.2 | 3.4 | 6.4 | 5.8 | 5.0 | 4.9 | 10.8 | 22.6 | Feb |
| 3 | 4.9 | 2.7 | 8.1 | 9.7 | 5.6 | 5.4 | 6.5 | 5.7 | 4.4 | 4.3 | 9.3 | 4.5 | 6.9 | 3.7 | 3.7 | 4.2 | 8.3 | 24.2 | Mar |

注：前年（度、同期、同月）比増減率は、ギャップを調整するリンク係数（付表参照）で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 北海道 Hokkaido | | 青森 Aomori | | 岩手 Iwate | | 宮城 Miyagi | | 秋田 Akita | | 山形 Yamagata | | Year and Month |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------|----------------------|
| | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | |
| 2016年 | 240,175 | 654 | 47,970 | 141 | 65,693 | 173 | 106,785 | 254 | 34,686 | 107 | 43,526 | 115 | C Y 2016 |
| 2017 | 252,551 | 679 | 51,086 | 150 | 68,861 | 179 | 113,002 | 268 | 37,646 | 115 | 47,260 | 126 | 2017 |
| 2018 | 262,421 | 692 | 54,561 | 162 | 72,372 | 190 | 118,832 | 287 | 40,229 | 124 | 50,843 | 137 | 2018 |
| 2016年度 | 242,714 | 659 | 48,819 | 142 | 66,296 | 172 | 108,010 | 259 | 35,450 | 109 | 44,448 | 117 | F Y 2016 |
| 2017 | 255,331 | 675 | 51,930 | 152 | 69,680 | 179 | 114,741 | 274 | 38,394 | 116 | 48,240 | 128 | 2017 |
| 2018 | 265,867 | 693 | 55,440 | 162 | 73,530 | 191 | 120,427 | 304 | 40,768 | 127 | 51,753 | 155 | 2018 |
| 2018年 1～3月 | 63,915 | 675 | 12,703 | 152 | 16,877 | 179 | 28,459 | 274 | 9,475 | 116 | 11,988 | 128 | Q1 2018 |
| 4～6 | 64,858 | 676 | 13,602 | 155 | 18,056 | 184 | 29,767 | 277 | 9,947 | 117 | 12,752 | 132 | Q2 |
| 7～9 | 67,711 | 683 | 14,275 | 160 | 18,970 | 185 | 30,855 | 279 | 10,593 | 122 | 13,443 | 134 | Q3 |
| 10～12 | 65,937 | 692 | 13,981 | 162 | 18,469 | 190 | 29,751 | 287 | 10,214 | 124 | 12,660 | 137 | Q4 |
| 2019年 1～3月 | 67,361 | 693 | 13,582 | 162 | 18,035 | 191 | 30,054 | 304 | 10,014 | 127 | 12,898 | 155 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 22,661 | 676 | 4,464 | 150 | 5,923 | 179 | 9,998 | 269 | 3,353 | 115 | 4,216 | 127 | Jan 2018 |
| 2 | 21,401 | 675 | 4,052 | 150 | 5,355 | 179 | 9,100 | 271 | 3,028 | 116 | 3,906 | 127 | Feb |
| 3 | 19,853 | 675 | 4,187 | 152 | 5,599 | 179 | 9,361 | 274 | 3,094 | 116 | 3,866 | 128 | Mar |
| 4 | 21,474 | 674 | 4,533 | 154 | 6,007 | 180 | 9,969 | 274 | 3,299 | 117 | 4,235 | 130 | Apr |
| 5 | 21,056 | 676 | 4,468 | 154 | 5,915 | 181 | 9,636 | 274 | 3,247 | 117 | 4,121 | 132 | May |
| 6 | 22,328 | 676 | 4,601 | 155 | 6,134 | 184 | 10,162 | 277 | 3,401 | 117 | 4,396 | 132 | Jun |
| 7 | 22,331 | 679 | 4,804 | 159 | 6,496 | 185 | 10,562 | 277 | 3,582 | 120 | 4,563 | 134 | Jul |
| 8 | 23,162 | 679 | 4,883 | 160 | 6,489 | 186 | 10,437 | 279 | 3,639 | 120 | 4,597 | 134 | Aug |
| 9 | 22,218 | 683 | 4,588 | 160 | 5,985 | 185 | 9,856 | 279 | 3,372 | 122 | 4,283 | 134 | Sep |
| 10 | 21,624 | 684 | 4,606 | 161 | 6,095 | 189 | 9,737 | 283 | 3,336 | 123 | 4,168 | 136 | Oct |
| 11 | 21,699 | 686 | 4,450 | 162 | 5,938 | 189 | 9,766 | 285 | 3,356 | 123 | 4,213 | 138 | Nov |
| 12 | 22,614 | 692 | 4,925 | 162 | 6,436 | 190 | 10,248 | 287 | 3,522 | 124 | 4,279 | 137 | Dec |
| 2019年 1月 | 24,056 | 692 | 4,753 | 162 | 6,183 | 190 | 10,403 | 287 | 3,502 | 124 | 4,451 | 137 | Jan 2019 |
| 2 | 22,482 | 693 | 4,366 | 162 | 5,712 | 191 | 9,577 | 289 | 3,200 | 124 | 4,148 | 138 | Feb |
| 3 | 20,823 | 693 | 4,463 | 162 | 6,140 | 191 | 10,074 | 304 | 3,312 | 127 | 4,299 | 155 | Mar |
| 2016年 | 7.4 | 6.2 | 10.2 | 11.0 | 3.7 | 1.8 | 3.4 | 5.8 | 11.5 | 9.2 | 7.0 | 10.6 | C Y 2016 |
| 2017 | 5.2 | 3.8 | 6.5 | 6.4 | 4.8 | 3.5 | 5.8 | 5.5 | 8.5 | 7.5 | 8.6 | 9.6 | 2017 |
| 2018 | 4.1 | 2.5 | 6.8 | 8.0 | 5.1 | 6.1 | 5.2 | 7.1 | 6.9 | 7.8 | 7.6 | 8.7 | 2018 |
| 2016年度 | 5.6 | 6.1 | 9.5 | 10.9 | 4.4 | 2.4 | 4.8 | 6.6 | 10.8 | 10.1 | 9.3 | 9.3 | F Y 2016 |
| 2017 | 5.3 | 3.1 | 6.4 | 7.0 | 5.1 | 4.1 | 6.2 | 5.8 | 8.3 | 6.4 | 8.5 | 9.4 | 2017 |
| 2018 | 4.3 | 2.7 | 6.8 | 6.6 | 5.5 | 6.7 | 5.0 | 10.9 | 6.2 | 9.5 | 7.3 | 21.1 | 2018 |
| 2018年 1～3月 | 4.8 | 3.1 | 7.1 | 7.0 | 5.1 | 4.1 | 6.5 | 5.8 | 8.6 | 6.4 | 8.9 | 9.4 | Q1 2018 |
| 4～6 | 5.2 | 2.9 | 6.5 | 7.6 | 5.3 | 5.7 | 5.8 | 5.3 | 6.7 | 5.4 | 8.7 | 10.9 | Q2 |
| 7～9 | 3.3 | 2.7 | 7.4 | 8.8 | 5.1 | 4.5 | 4.9 | 5.3 | 6.0 | 7.0 | 7.0 | 10.7 | Q3 |
| 10～12 | 3.3 | 2.5 | 6.2 | 8.0 | 4.9 | 6.1 | 3.6 | 7.1 | 6.4 | 7.8 | 5.8 | 8.7 | Q4 |
| 2019年 1～3月 | 5.4 | 2.7 | 6.9 | 6.6 | 6.9 | 6.7 | 5.6 | 10.9 | 5.7 | 9.5 | 7.6 | 21.1 | Q1 2019 |
| 2018年 1月 | 4.2 | 4.0 | 8.1 | 4.2 | 7.0 | 3.5 | 7.3 | 5.9 | 9.5 | 6.5 | 9.8 | 10.4 | Jan 2018 |
| 2 | 4.1 | 3.1 | 6.0 | 5.6 | 4.5 | 3.5 | 5.6 | 5.9 | 7.9 | 7.4 | 7.5 | 8.5 | Feb |
| 3 | 6.1 | 3.1 | 7.2 | 7.0 | 3.7 | 4.1 | 6.6 | 5.8 | 8.3 | 6.4 | 9.4 | 9.4 | Mar |
| 4 | 6.0 | 2.9 | 7.0 | 6.9 | 6.1 | 4.7 | 7.8 | 5.4 | 7.2 | 5.4 | 11.2 | 9.2 | Apr |
| 5 | 4.5 | 3.2 | 6.0 | 6.9 | 3.8 | 4.0 | 3.6 | 5.0 | 5.6 | 5.4 | 6.3 | 10.9 | May |
| 6 | 5.2 | 2.9 | 6.6 | 7.6 | 6.0 | 5.7 | 5.9 | 5.3 | 7.2 | 5.4 | 8.6 | 10.9 | Jun |
| 7 | 0.7 | 2.7 | 4.7 | 9.7 | 4.7 | 5.1 | 4.6 | 4.5 | 7.0 | 8.1 | 9.4 | 11.7 | Jul |
| 8 | 4.0 | 2.4 | 8.2 | 9.6 | 5.5 | 5.1 | 6.0 | 5.7 | 5.4 | 8.1 | 5.8 | 10.7 | Aug |
| 9 | 5.3 | 2.7 | 9.5 | 8.8 | 5.1 | 4.5 | 4.0 | 5.3 | 5.4 | 7.0 | 5.9 | 10.7 | Sep |
| 10 | 2.7 | 2.7 | 6.3 | 8.8 | 5.7 | 6.2 | 4.0 | 6.8 | 5.4 | 7.9 | 6.2 | 11.5 | Oct |
| 11 | 3.5 | 2.1 | 7.0 | 8.7 | 4.6 | 5.6 | 3.8 | 6.7 | 7.5 | 7.0 | 5.8 | 9.5 | Nov |
| 12 | 3.8 | 2.5 | 5.4 | 8.0 | 4.4 | 6.1 | 3.0 | 7.1 | 6.4 | 7.8 | 5.5 | 8.7 | Dec |
| 2019年 1月 | 6.2 | 2.4 | 6.5 | 8.0 | 4.4 | 6.1 | 4.1 | 6.7 | 4.4 | 7.8 | 5.6 | 7.9 | Jan 2019 |
| 2 | 5.1 | 2.7 | 7.7 | 8.0 | 6.7 | 6.7 | 5.2 | 6.6 | 5.7 | 6.9 | 6.2 | 8.7 | Feb |
| 3 | 4.9 | 2.7 | 6.6 | 6.6 | 9.7 | 6.7 | 7.6 | 10.9 | 7.0 | 9.5 | 11.2 | 21.1 | Mar |

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 福島 Fukushima | | 茨城 Ibaraki | | 栃木 Tochigi | | 群馬 Gunma | | 埼玉 Saitama | | 千葉 Chiba | | 東京 Tokyo | |
|------------|-----------------------|------|-----------------------|------|-----------------------|------|-----------------------|-----|-----------------------|-------|-----------------------|-----|-----------------------|-------|
| | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 2016年 | 78,886 | 171 | 153,921 | 332 | 109,717 | 214 | 108,220 | 275 | 352,599 | 959 | 284,809 | 710 | 614,519 | 1,536 |
| 2017 | 83,518 | 184 | 158,509 | 348 | 116,508 | 232 | 109,855 | 279 | 368,008 | 994 | 298,809 | 762 | 646,690 | 1,684 |
| 2018 | 87,554 | 193 | 165,558 | 379 | 122,669 | 263 | 115,586 | 289 | 382,721 | 1,032 | 311,774 | 795 | 676,610 | 1,715 |
| 2016年度 | 79,917 | 173 | 154,820 | 332 | 110,905 | 218 | 108,169 | 269 | 355,138 | 971 | 286,510 | 728 | 616,688 | 1,646 |
| 2017 | 84,664 | 188 | 159,941 | 354 | 118,113 | 235 | 111,309 | 284 | 371,362 | 997 | 302,728 | 766 | 656,847 | 1,672 |
| 2018 | 88,730 | 199 | 167,749 | 380 | 124,276 | 266 | 117,077 | 293 | 387,229 | 1,046 | 315,272 | 796 | 683,010 | 1,783 |
| 2018年 1～3月 | 20,915 | 188 | 39,441 | 354 | 29,269 | 235 | 27,697 | 284 | 90,832 | 997 | 74,255 | 766 | 163,147 | 1,672 |
| 4～6 | 21,860 | 190 | 41,173 | 359 | 30,618 | 250 | 28,820 | 285 | 96,036 | 1,019 | 77,730 | 777 | 170,852 | 1,677 |
| 7～9 | 22,998 | 191 | 43,179 | 366 | 32,018 | 257 | 29,468 | 286 | 96,837 | 1,023 | 78,953 | 779 | 168,945 | 1,684 |
| 10～12 | 21,781 | 193 | 41,765 | 379 | 30,764 | 263 | 29,601 | 289 | 99,016 | 1,032 | 80,836 | 795 | 173,666 | 1,715 |
| 2019年 1～3月 | 22,091 | 199 | 41,632 | 380 | 30,876 | 266 | 29,188 | 293 | 95,340 | 1,046 | 77,753 | 796 | 169,547 | 1,783 |
| 2018年 1月 | 7,363 | 184 | 13,644 | 350 | 10,018 | 228 | 9,374 | 282 | 29,929 | 997 | 24,656 | 764 | 52,924 | 1,658 |
| 2 | 6,793 | 185 | 12,657 | 350 | 9,500 | 236 | 8,919 | 281 | 29,016 | 999 | 23,659 | 768 | 51,091 | 1,660 |
| 3 | 6,759 | 188 | 13,140 | 354 | 9,751 | 235 | 9,404 | 284 | 31,887 | 997 | 25,940 | 766 | 59,132 | 1,672 |
| 4 | 7,260 | 188 | 13,518 | 356 | 10,148 | 239 | 9,559 | 285 | 31,736 | 1,006 | 25,590 | 769 | 57,741 | 1,671 |
| 5 | 7,073 | 189 | 13,512 | 357 | 10,026 | 245 | 9,486 | 287 | 32,181 | 1,014 | 25,911 | 773 | 56,577 | 1,672 |
| 6 | 7,527 | 190 | 14,143 | 359 | 10,444 | 250 | 9,775 | 285 | 32,119 | 1,019 | 26,229 | 777 | 56,534 | 1,677 |
| 7 | 7,571 | 190 | 14,879 | 361 | 10,848 | 250 | 10,102 | 285 | 34,286 | 1,021 | 27,647 | 780 | 60,205 | 1,678 |
| 8 | 7,925 | 191 | 14,688 | 363 | 11,011 | 252 | 9,980 | 286 | 31,949 | 1,021 | 26,229 | 775 | 55,505 | 1,680 |
| 9 | 7,322 | 191 | 13,612 | 366 | 10,159 | 257 | 9,386 | 286 | 30,602 | 1,023 | 25,077 | 779 | 53,235 | 1,684 |
| 10 | 7,124 | 191 | 13,606 | 370 | 9,963 | 259 | 9,489 | 288 | 32,046 | 1,025 | 25,583 | 779 | 56,795 | 1,693 |
| 11 | 7,220 | 192 | 13,514 | 372 | 10,065 | 260 | 9,594 | 288 | 31,357 | 1,027 | 26,660 | 783 | 55,103 | 1,708 |
| 12 | 7,437 | 193 | 14,645 | 379 | 10,736 | 263 | 10,518 | 289 | 35,613 | 1,032 | 28,593 | 795 | 61,768 | 1,715 |
| 2019年 1月 | 7,678 | 193 | 14,258 | 378 | 10,548 | 263 | 9,846 | 290 | 31,631 | 1,034 | 25,874 | 795 | 55,218 | 1,726 |
| 2 | 7,168 | 194 | 13,328 | 378 | 10,007 | 265 | 9,483 | 292 | 29,526 | 1,042 | 24,453 | 796 | 52,704 | 1,731 |
| 3 | 7,245 | 199 | 14,046 | 380 | 10,321 | 266 | 9,859 | 293 | 34,183 | 1,046 | 27,426 | 796 | 61,625 | 1,783 |
| 2016年 | 4.9 | 10.3 | 5.2 | 2.5 | 7.2 | 7.0 | 6.1 | 0.7 | 4.3 | 2.6 | 6.8 | 1.7 | 4.3 | 3.6 |
| 2017 | 5.9 | 7.6 | 3.0 | 4.8 | 6.2 | 8.4 | 1.5 | 1.5 | 4.4 | 3.4 | 4.6 | 6.1 | 2.9 | 3.4 |
| 2018 | 4.8 | 4.9 | 4.4 | 8.9 | 5.3 | 13.4 | 5.2 | 3.6 | 4.0 | 3.8 | 4.5 | 4.6 | 7.4 | 3.8 |
| 2016年度 | 6.4 | 7.5 | 3.5 | 1.8 | 4.8 | 7.9 | 3.6 | 0.4 | 3.2 | 3.4 | 4.4 | 2.8 | 1.6 | 4.5 |
| 2017 | 5.9 | 8.7 | 3.3 | 6.6 | 6.5 | 7.8 | 2.9 | 5.6 | 4.6 | 2.7 | 5.4 | 5.5 | 5.4 | 3.5 |
| 2018 | 4.8 | 5.9 | 4.9 | 7.3 | 5.2 | 13.2 | 5.2 | 3.2 | 4.3 | 4.9 | 4.3 | 3.9 | 6.0 | 6.6 |
| 2018年 1～3月 | 5.8 | 8.7 | 3.8 | 6.6 | 5.8 | 7.8 | 5.5 | 5.6 | 3.8 | 2.7 | 5.7 | 5.5 | 9.4 | 3.5 |
| 4～6 | 5.3 | 8.6 | 4.6 | 8.5 | 5.9 | 12.1 | 5.2 | 5.6 | 3.8 | 3.6 | 4.4 | 6.0 | 7.5 | 2.8 |
| 7～9 | 4.2 | 6.1 | 5.0 | 9.6 | 4.5 | 13.2 | 4.5 | 4.4 | 4.3 | 4.5 | 4.4 | 4.6 | 6.4 | 2.2 |
| 10～12 | 4.1 | 4.9 | 4.4 | 8.9 | 5.0 | 13.4 | 5.7 | 3.6 | 4.0 | 3.8 | 3.5 | 4.6 | 6.2 | 3.8 |
| 2019年 1～3月 | 5.6 | 5.9 | 5.6 | 7.3 | 5.5 | 13.2 | 5.4 | 3.2 | 5.0 | 4.9 | 4.7 | 3.9 | 3.9 | 6.6 |
| 2018年 1月 | 7.3 | 7.6 | 4.2 | 5.1 | 6.6 | 6.5 | 4.7 | 6.0 | 3.5 | 3.9 | 6.3 | 6.4 | 7.8 | 3.8 |
| 2 | 4.4 | 7.6 | 2.8 | 5.4 | 4.6 | 8.8 | 5.2 | 5.6 | 4.0 | 3.5 | 4.2 | 6.2 | 7.1 | 3.3 |
| 3 | 5.7 | 8.7 | 4.2 | 6.6 | 6.2 | 7.8 | 6.7 | 5.6 | 4.1 | 2.7 | 6.7 | 5.5 | 13.1 | 3.5 |
| 4 | 8.8 | 7.4 | 7.5 | 7.2 | 9.4 | 9.1 | 7.4 | 6.3 | 5.2 | 2.8 | 6.6 | 5.5 | 10.0 | 3.0 |
| 5 | 2.6 | 8.0 | 1.6 | 7.9 | 4.0 | 11.4 | 3.6 | 5.9 | 2.3 | 3.5 | 2.4 | 5.6 | 5.3 | 3.3 |
| 6 | 4.6 | 8.6 | 4.8 | 8.5 | 4.5 | 12.1 | 4.6 | 5.6 | 4.0 | 3.6 | 4.4 | 6.0 | 7.2 | 2.8 |
| 7 | 4.7 | 6.7 | 5.6 | 8.4 | 5.3 | 12.1 | 5.4 | 5.6 | 5.8 | 4.3 | 4.7 | 5.7 | 7.7 | 2.3 |
| 8 | 4.5 | 6.7 | 4.1 | 9.0 | 4.2 | 11.5 | 4.0 | 5.1 | 4.0 | 4.4 | 5.2 | 4.4 | 6.2 | 2.3 |
| 9 | 3.3 | 6.1 | 5.2 | 9.6 | 4.1 | 13.2 | 3.9 | 4.4 | 3.0 | 4.5 | 3.4 | 4.6 | 5.3 | 2.2 |
| 10 | 4.5 | 5.5 | 5.7 | 10.1 | 6.7 | 14.1 | 6.8 | 3.6 | 5.5 | 3.9 | 5.3 | 4.4 | 9.2 | 2.9 |
| 11 | 4.5 | 4.9 | 4.2 | 8.8 | 4.7 | 12.6 | 5.1 | 3.2 | 2.7 | 3.6 | 2.9 | 4.7 | 5.0 | 3.5 |
| 12 | 3.4 | 4.9 | 3.5 | 8.9 | 3.8 | 13.4 | 5.4 | 3.6 | 3.9 | 3.8 | 2.5 | 4.6 | 4.8 | 3.8 |
| 2019年 1月 | 4.3 | 4.9 | 4.5 | 8.0 | 5.3 | 15.4 | 5.0 | 2.8 | 5.7 | 3.7 | 4.9 | 4.1 | 4.3 | 4.1 |
| 2 | 5.5 | 4.9 | 5.3 | 8.0 | 5.3 | 12.3 | 6.3 | 3.9 | 1.8 | 4.3 | 3.4 | 3.6 | 3.2 | 4.3 |
| 3 | 7.2 | 5.9 | 6.9 | 7.3 | 5.8 | 13.2 | 4.8 | 3.2 | 7.2 | 4.9 | 5.7 | 3.9 | 4.2 | 6.6 |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

| 神奈川 Kanagawa | | 新潟 Niigata | | 富山 Toyama | | 石川 Ishikawa | | 福井 Fukui | | 山梨 Yamanashi | | 長野 Nagano | | Year and Month | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|------|
| 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | |
| 422,984 | 946 | 97,602 | 279 | 65,866 | 155 | 74,422 | 154 | 54,302 | 110 | 45,486 | 128 | 68,663 | 208 | C Y | 2016 |
| 447,255 | 1,031 | 103,308 | 294 | 69,350 | 156 | 77,075 | 163 | 58,990 | 116 | 47,822 | 137 | 74,654 | 222 | | 2017 |
| 458,242 | 1,063 | 107,668 | 312 | 73,700 | 159 | 81,428 | 169 | 66,380 | 133 | 50,576 | 140 | 79,776 | 231 | | 2018 |
| 424,953 | 1,008 | 98,745 | 285 | 66,237 | 156 | 74,291 | 158 | 53,787 | 111 | 45,713 | 130 | 69,470 | 211 | F Y | 2016 |
| 451,940 | 1,028 | 104,133 | 304 | 70,640 | 157 | 78,364 | 163 | 60,583 | 121 | 48,590 | 136 | 76,457 | 223 | | 2017 |
| 462,745 | 1,074 | 109,398 | 315 | 74,535 | 157 | 82,772 | 170 | 68,468 | 134 | 51,028 | 140 | 80,945 | 233 | | 2018 |
| 109,466 | 1,028 | 25,092 | 304 | 17,355 | 157 | 19,120 | 163 | 14,947 | 121 | 11,898 | 136 | 19,182 | 223 | Q1 | 2018 |
| 114,487 | 1,041 | 26,824 | 306 | 18,365 | 156 | 20,239 | 163 | 16,469 | 126 | 12,654 | 138 | 19,595 | 227 | Q2 | |
| 115,549 | 1,049 | 28,050 | 309 | 19,033 | 158 | 20,970 | 166 | 17,328 | 130 | 12,999 | 138 | 20,565 | 232 | Q3 | |
| 118,740 | 1,063 | 27,702 | 312 | 18,947 | 159 | 21,099 | 169 | 17,636 | 133 | 13,025 | 140 | 20,434 | 231 | Q4 | |
| 113,969 | 1,074 | 26,822 | 315 | 18,190 | 157 | 20,464 | 170 | 17,035 | 134 | 12,350 | 140 | 20,351 | 233 | Q1 | 2019 |
| 36,161 | 1,021 | 8,411 | 294 | 5,815 | 156 | 6,379 | 164 | 4,945 | 119 | 3,969 | 136 | 6,443 | 223 | Jan | 2018 |
| 34,644 | 1,023 | 8,179 | 298 | 5,759 | 152 | 6,335 | 164 | 4,892 | 123 | 3,819 | 136 | 6,079 | 224 | Feb | |
| 38,661 | 1,028 | 8,502 | 304 | 5,781 | 157 | 6,406 | 163 | 5,110 | 121 | 4,110 | 136 | 6,660 | 223 | Mar | |
| 37,916 | 1,034 | 8,839 | 306 | 6,082 | 157 | 6,733 | 164 | 5,371 | 124 | 4,205 | 137 | 6,503 | 225 | Apr | |
| 38,355 | 1,042 | 8,851 | 306 | 6,027 | 156 | 6,600 | 162 | 5,446 | 125 | 4,219 | 137 | 6,495 | 227 | May | |
| 38,216 | 1,041 | 9,134 | 306 | 6,256 | 156 | 6,906 | 163 | 5,652 | 126 | 4,230 | 138 | 6,597 | 227 | Jun | |
| 40,806 | 1,044 | 9,615 | 306 | 6,287 | 158 | 6,936 | 164 | 5,836 | 127 | 4,543 | 138 | 7,048 | 228 | Jul | |
| 38,380 | 1,045 | 9,504 | 307 | 6,575 | 157 | 7,220 | 164 | 5,890 | 129 | 4,415 | 138 | 7,021 | 228 | Aug | |
| 36,363 | 1,049 | 8,931 | 309 | 6,171 | 158 | 6,814 | 166 | 5,602 | 130 | 4,041 | 138 | 6,496 | 232 | Sep | |
| 38,664 | 1,052 | 8,810 | 308 | 6,022 | 159 | 6,687 | 166 | 5,620 | 131 | 4,294 | 139 | 6,515 | 230 | Oct | |
| 37,906 | 1,058 | 8,842 | 309 | 6,136 | 159 | 6,857 | 168 | 5,730 | 132 | 4,149 | 139 | 6,552 | 231 | Nov | |
| 42,170 | 1,063 | 10,050 | 312 | 6,789 | 159 | 7,555 | 169 | 6,286 | 133 | 4,582 | 140 | 7,367 | 231 | Dec | |
| 37,853 | 1,065 | 9,225 | 313 | 6,215 | 159 | 6,875 | 169 | 5,621 | 133 | 4,243 | 140 | 6,852 | 231 | Jan | 2019 |
| 35,676 | 1,070 | 8,478 | 315 | 5,907 | 158 | 6,722 | 170 | 5,608 | 132 | 4,023 | 140 | 6,377 | 231 | Feb | |
| 40,440 | 1,074 | 9,119 | 315 | 6,068 | 157 | 6,867 | 170 | 5,806 | 134 | 4,084 | 140 | 7,122 | 233 | Mar | |
| 4.2 | 3.7 | 7.6 | 3.7 | 8.9 | 1.3 | 11.3 | 4.1 | 18.0 | 10.0 | 6.8 | ▲1.5 | 8.3 | 3.5 | C Y | 2016 |
| 3.8 | 4.0 | 5.8 | 5.4 | 5.3 | 0.6 | 3.6 | 5.8 | 8.6 | 5.5 | 5.1 | 7.0 | 8.7 | 6.7 | | 2017 |
| 3.4 | 4.1 | 4.2 | 6.1 | 6.3 | 1.9 | 5.6 | 3.7 | 12.5 | 14.7 | 6.1 | 2.9 | 6.9 | 4.1 | | 2018 |
| 2.3 | 4.6 | 5.9 | 5.9 | 6.4 | 2.6 | 8.2 | 4.6 | 13.8 | 8.8 | 4.7 | ▲1.5 | 6.8 | 7.7 | F Y | 2016 |
| 5.1 | 3.0 | 5.5 | 6.7 | 6.6 | 0.6 | 5.5 | 3.2 | 12.6 | 9.0 | 6.4 | 5.4 | 10.1 | 5.7 | | 2017 |
| 3.1 | 4.5 | 5.1 | 3.6 | 5.5 | 0.0 | 5.6 | 4.3 | 13.0 | 10.7 | 5.3 | 2.9 | 5.9 | 4.5 | | 2018 |
| 5.4 | 3.0 | 3.4 | 6.7 | 8.0 | 0.6 | 7.2 | 3.2 | 11.9 | 9.0 | 7.2 | 5.4 | 10.4 | 5.7 | Q1 | 2018 |
| 2.7 | 2.7 | 5.4 | 7.0 | 8.3 | ▲1.3 | 5.1 | 1.9 | 11.7 | 11.5 | 5.8 | 7.8 | 6.8 | 7.1 | Q2 | |
| 3.3 | 3.1 | 4.4 | 7.3 | 4.5 | 0.6 | 3.2 | 3.8 | 10.9 | 12.1 | 6.0 | 3.8 | 6.5 | 7.9 | Q3 | |
| 2.3 | 4.1 | 3.7 | 6.1 | 4.6 | 1.9 | 7.2 | 3.7 | 15.5 | 14.7 | 5.4 | 2.9 | 4.1 | 4.1 | Q4 | |
| 4.1 | 4.5 | 6.9 | 3.6 | 4.8 | 0.0 | 7.0 | 4.3 | 14.0 | 10.7 | 3.8 | 2.9 | 6.1 | 4.5 | Q1 | 2019 |
| 4.4 | 3.8 | 3.9 | 5.0 | 4.9 | 0.6 | 5.0 | 6.5 | 10.7 | 8.2 | 7.9 | 6.3 | 14.5 | 7.2 | Jan | 2018 |
| 4.0 | 3.4 | 4.2 | 4.9 | 9.2 | ▲2.6 | 6.6 | 4.5 | 10.4 | 10.8 | 7.6 | 6.3 | 6.3 | 6.7 | Feb | |
| 7.6 | 3.0 | 2.2 | 6.7 | 10.2 | 0.6 | 10.2 | 3.2 | 14.8 | 9.0 | 6.3 | 5.4 | 10.4 | 5.7 | Mar | |
| 4.8 | 2.8 | 7.1 | 7.7 | 8.4 | 0.6 | 9.0 | 2.5 | 10.3 | 10.7 | 8.1 | 6.2 | 7.8 | 7.1 | Apr | |
| 1.4 | 3.4 | 3.4 | 7.4 | 8.4 | 0.6 | 3.4 | 1.3 | 11.1 | 10.6 | 3.3 | 6.2 | 5.3 | 8.1 | May | |
| 2.1 | 2.7 | 5.8 | 7.0 | 8.0 | ▲1.3 | 3.2 | 1.9 | 13.8 | 11.5 | 6.1 | 7.8 | 7.4 | 7.1 | Jun | |
| 4.1 | 3.2 | 5.0 | 7.0 | 3.4 | 0.0 | 1.4 | 3.1 | 10.8 | 12.4 | 6.5 | 5.3 | 7.6 | 7.0 | Jul | |
| 4.5 | 3.2 | 2.5 | 7.3 | 4.5 | ▲1.3 | 3.4 | 3.1 | 10.2 | 12.2 | 7.4 | 5.3 | 5.4 | 6.0 | Aug | |
| 1.1 | 3.1 | 5.7 | 7.3 | 5.8 | 0.6 | 5.0 | 3.8 | 11.7 | 12.1 | 4.1 | 3.8 | 6.6 | 7.9 | Sep | |
| 4.9 | 3.4 | 3.3 | 6.9 | 3.6 | ▲0.6 | 4.8 | 1.8 | 15.3 | 13.9 | 8.2 | 3.7 | 4.2 | 4.5 | Oct | |
| 1.7 | 4.1 | 4.1 | 6.6 | 4.7 | 0.6 | 8.5 | 2.4 | 16.9 | 14.8 | 5.3 | 2.2 | 4.2 | 5.0 | Nov | |
| 0.5 | 4.1 | 3.7 | 6.1 | 5.4 | 1.9 | 8.3 | 3.7 | 14.4 | 14.7 | 3.0 | 2.9 | 4.0 | 4.1 | Dec | |
| 4.7 | 4.3 | 9.7 | 6.5 | 6.9 | 1.9 | 7.8 | 3.0 | 13.7 | 11.8 | 6.9 | 2.9 | 6.3 | 3.6 | Jan | 2019 |
| 3.0 | 4.6 | 3.7 | 5.7 | 2.6 | 3.9 | 6.1 | 3.7 | 14.6 | 7.3 | 5.3 | 2.9 | 4.9 | 3.1 | Feb | |
| 4.6 | 4.5 | 7.3 | 3.6 | 5.0 | 0.0 | 7.2 | 4.3 | 13.6 | 10.7 | ▲0.6 | 2.9 | 6.9 | 4.5 | Mar | |

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 岐阜 Gifu | | 静岡 Shizuoka | | 愛知 Aichi | | 三重 Mie | | 滋賀 Shiga | | 京都 Kyoto | | 大阪 Osaka | |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments |
| 2016年 | 127,723 | 360 | 227,791 | 448 | 353,923 | 848 | 66,549 | 203 | 59,781 | 177 | 89,840 | 264 | 374,188 | 859 |
| 2017 | 138,903 | 388 | 240,372 | 466 | 369,034 | 911 | 73,428 | 225 | 63,668 | 182 | 98,675 | 281 | 402,896 | 906 |
| 2018 | 152,606 | 408 | 253,196 | 486 | 389,544 | 968 | 78,938 | 235 | 69,121 | 195 | 107,571 | 293 | 416,463 | 896 |
| 2016年度 | 129,042 | 361 | 229,571 | 449 | 356,410 | 864 | 67,427 | 211 | 60,298 | 175 | 91,360 | 269 | 376,653 | 883 |
| 2017 | 142,855 | 385 | 243,331 | 465 | 375,484 | 917 | 75,235 | 229 | 65,203 | 180 | 100,843 | 279 | 410,859 | 895 |
| 2018 | 155,687 | 412 | 257,263 | 490 | 394,584 | 978 | 80,021 | 239 | 70,622 | 195 | 109,701 | 300 | 414,748 | 903 |
| 2018年 1～3月 | 35,133 | 385 | 59,484 | 465 | 91,928 | 917 | 18,731 | 229 | 16,146 | 180 | 24,694 | 279 | 100,022 | 895 |
| 4～6 | 38,019 | 394 | 63,023 | 472 | 97,738 | 931 | 19,731 | 230 | 17,136 | 189 | 27,365 | 283 | 108,662 | 901 |
| 7～9 | 39,421 | 403 | 64,621 | 480 | 98,625 | 942 | 19,996 | 232 | 17,523 | 191 | 27,176 | 286 | 104,464 | 920 |
| 10～12 | 40,033 | 408 | 66,068 | 486 | 101,253 | 968 | 20,480 | 235 | 18,316 | 195 | 28,336 | 293 | 103,315 | 896 |
| 2019年 1～3月 | 38,214 | 412 | 63,551 | 490 | 96,968 | 978 | 19,814 | 239 | 17,647 | 195 | 26,824 | 300 | 98,307 | 903 |
| 2018年 1月 | 11,417 | 384 | 19,863 | 464 | 30,089 | 909 | 6,207 | 225 | 5,298 | 181 | 7,954 | 274 | 32,393 | 888 |
| 2 | 11,297 | 386 | 18,881 | 466 | 29,223 | 917 | 5,931 | 224 | 5,195 | 182 | 7,827 | 274 | 31,343 | 887 |
| 3 | 12,419 | 385 | 20,740 | 465 | 32,616 | 917 | 6,593 | 229 | 5,653 | 180 | 8,913 | 279 | 36,286 | 895 |
| 4 | 12,509 | 387 | 21,092 | 470 | 32,529 | 922 | 6,529 | 229 | 5,623 | 184 | 9,134 | 283 | 36,836 | 893 |
| 5 | 12,635 | 389 | 20,994 | 471 | 32,403 | 925 | 6,522 | 229 | 5,693 | 187 | 9,063 | 283 | 35,954 | 898 |
| 6 | 12,875 | 394 | 20,937 | 472 | 32,806 | 931 | 6,680 | 230 | 5,820 | 189 | 9,168 | 283 | 35,872 | 901 |
| 7 | 13,559 | 394 | 22,708 | 477 | 34,664 | 933 | 7,015 | 231 | 6,150 | 189 | 9,680 | 285 | 37,052 | 906 |
| 8 | 13,086 | 398 | 21,432 | 479 | 32,406 | 936 | 6,684 | 232 | 5,814 | 189 | 9,068 | 284 | 34,982 | 909 |
| 9 | 12,776 | 403 | 20,481 | 480 | 31,555 | 942 | 6,297 | 232 | 5,559 | 191 | 8,428 | 286 | 32,430 | 920 |
| 10 | 12,942 | 405 | 21,420 | 481 | 32,626 | 954 | 6,593 | 233 | 5,874 | 193 | 9,192 | 289 | 33,771 | 885 |
| 11 | 12,759 | 406 | 20,636 | 483 | 32,061 | 964 | 6,419 | 235 | 5,772 | 196 | 8,973 | 292 | 32,710 | 893 |
| 12 | 14,332 | 408 | 24,012 | 486 | 36,566 | 968 | 7,468 | 235 | 6,670 | 195 | 10,171 | 293 | 36,834 | 896 |
| 2019年 1月 | 12,355 | 408 | 21,110 | 487 | 31,761 | 970 | 6,483 | 235 | 5,843 | 196 | 8,683 | 293 | 31,003 | 895 |
| 2 | 12,304 | 411 | 19,938 | 489 | 30,750 | 973 | 6,285 | 239 | 5,574 | 196 | 8,453 | 293 | 31,155 | 903 |
| 3 | 13,555 | 412 | 22,503 | 490 | 34,457 | 978 | 7,046 | 239 | 6,230 | 195 | 9,688 | 300 | 36,149 | 903 |
| 2016年 | 19.1 | 24.6 | 4.9 | ▲0.2 | 8.5 | 8.0 | 10.3 | 3.0 | 8.0 | 9.3 | 8.3 | 5.2 | 8.7 | 4.0 |
| 2017 | 8.8 | 7.8 | 5.5 | 4.0 | 4.3 | 7.4 | 10.3 | 10.8 | 6.5 | 2.8 | 9.8 | 6.4 | 7.7 | 5.5 |
| 2018 | 9.9 | 5.2 | 5.5 | 4.5 | 5.6 | 6.3 | 7.5 | 4.4 | 8.6 | 7.1 | 10.1 | 6.2 | 7.6 | 1.0 |
| 2016年度 | 16.9 | 16.8 | 3.8 | 0.9 | 7.0 | 9.9 | 8.4 | 6.6 | 6.6 | 6.7 | 7.5 | 6.3 | 6.1 | 4.1 |
| 2017 | 10.7 | 6.6 | 6.0 | 3.8 | 5.4 | 6.1 | 11.6 | 8.5 | 8.1 | 2.9 | 10.7 | 5.7 | 10.2 | 3.5 |
| 2018 | 9.0 | 7.0 | 5.8 | 5.4 | 5.1 | 6.7 | 6.4 | 4.4 | 8.3 | 8.3 | 9.6 | 7.5 | 4.1 | 0.9 |
| 2018年 1～3月 | 12.7 | 6.6 | 5.4 | 3.8 | 7.5 | 6.1 | 10.7 | 8.5 | 10.5 | 2.9 | 10.8 | 5.7 | 13.1 | 3.5 |
| 4～6 | 9.3 | 6.5 | 5.1 | 3.5 | 5.4 | 5.8 | 7.8 | 7.5 | 6.8 | 6.8 | 11.5 | 5.6 | 11.3 | 3.8 |
| 7～9 | 9.1 | 6.1 | 5.9 | 5.3 | 4.7 | 5.1 | 6.4 | 4.0 | 8.4 | 6.1 | 9.7 | 5.1 | 5.3 | 4.5 |
| 10～12 | 8.8 | 5.2 | 5.5 | 4.5 | 4.8 | 6.3 | 5.6 | 4.4 | 8.7 | 7.1 | 8.8 | 6.2 | 1.6 | 1.0 |
| 2019年 1～3月 | 8.8 | 7.0 | 6.8 | 5.4 | 5.5 | 6.7 | 5.8 | 4.4 | 9.3 | 8.3 | 8.6 | 7.5 | ▲1.7 | 0.9 |
| 2018年 1月 | 11.1 | 7.9 | 5.9 | 3.8 | 4.9 | 7.2 | 10.2 | 9.2 | 9.4 | 4.0 | 10.3 | 5.4 | 13.5 | 4.7 |
| 2 | 13.2 | 7.5 | 6.1 | 4.7 | 7.0 | 7.4 | 10.0 | 7.7 | 10.7 | 4.0 | 8.5 | 4.6 | 8.7 | 4.1 |
| 3 | 13.7 | 6.6 | 4.3 | 3.8 | 10.6 | 6.1 | 11.8 | 8.5 | 11.3 | 2.9 | 13.2 | 5.7 | 16.8 | 3.5 |
| 4 | 9.5 | 4.6 | 7.4 | 3.1 | 7.7 | 6.1 | 8.4 | 7.0 | 6.8 | 5.1 | 14.0 | 6.0 | 13.3 | 2.9 |
| 5 | 7.7 | 5.7 | 3.1 | 3.3 | 3.2 | 5.8 | 5.8 | 7.0 | 4.4 | 5.6 | 8.4 | 5.6 | 10.3 | 3.8 |
| 6 | 10.6 | 6.5 | 4.9 | 3.5 | 5.4 | 5.8 | 9.2 | 7.5 | 9.1 | 6.8 | 12.2 | 5.6 | 10.4 | 3.8 |
| 7 | 9.1 | 5.1 | 6.9 | 4.6 | 5.9 | 5.7 | 8.4 | 7.9 | 10.2 | 6.8 | 12.2 | 5.9 | 7.5 | 4.4 |
| 8 | 8.3 | 5.9 | 4.3 | 5.0 | 3.7 | 5.2 | 6.6 | 7.9 | 7.6 | 5.6 | 9.8 | 5.2 | 7.4 | 4.1 |
| 9 | 9.9 | 6.1 | 6.4 | 5.3 | 4.4 | 5.1 | 4.0 | 4.0 | 7.4 | 6.1 | 6.8 | 5.1 | 0.7 | 4.5 |
| 10 | 10.0 | 5.5 | 7.4 | 4.1 | 5.3 | 5.8 | 7.1 | 5.0 | 8.8 | 6.6 | 10.7 | 5.5 | 4.2 | 0.8 |
| 11 | 9.4 | 5.5 | 4.9 | 3.9 | 5.6 | 6.4 | 4.0 | 4.9 | 9.4 | 8.9 | 7.9 | 6.2 | 0.9 | 0.8 |
| 12 | 7.2 | 5.2 | 4.4 | 4.5 | 3.7 | 6.3 | 5.6 | 4.4 | 8.1 | 7.1 | 7.9 | 6.2 | ▲0.1 | 1.0 |
| 2019年 1月 | 8.2 | 6.3 | 6.3 | 5.0 | 5.6 | 6.7 | 4.4 | 4.4 | 10.3 | 8.3 | 9.2 | 6.9 | ▲4.3 | 0.8 |
| 2 | 8.9 | 6.5 | 5.6 | 4.9 | 5.2 | 6.1 | 6.0 | 6.7 | 7.3 | 7.7 | 8.0 | 6.9 | ▲0.6 | 1.8 |
| 3 | 9.1 | 7.0 | 8.5 | 5.4 | 5.6 | 6.7 | 6.9 | 4.4 | 10.2 | 8.3 | 8.7 | 7.5 | ▲0.4 | 0.9 |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

| 兵庫 Hyogo | | 奈良 Nara | | 和歌山 Wakayama | | 鳥取 Tottori | | 島根 Shimane | | 岡山 Okayama | | 広島 Hiroshima | | Year and Month |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----|----------------------|
| 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | |
| 215,328 | 566 | 35,198 | 101 | 18,412 | 73 | 20,833 | 60 | 28,197 | 63 | 70,540 | 164 | 104,086 | 274 | C Y 2016 |
| 222,555 | 586 | 41,278 | 111 | 24,011 | 79 | 22,572 | 63 | 29,810 | 67 | 75,735 | 176 | 112,805 | 287 | 2017 |
| 229,618 | 595 | 46,565 | 127 | 26,029 | 83 | 23,920 | 66 | 32,136 | 72 | 81,763 | 188 | 120,889 | 304 | 2018 |
| 215,631 | 565 | 36,150 | 104 | 19,466 | 75 | 21,301 | 62 | 28,620 | 65 | 71,623 | 166 | 105,787 | 276 | F Y 2016 |
| 225,503 | 580 | 42,653 | 119 | 24,574 | 79 | 22,847 | 63 | 30,218 | 70 | 77,184 | 176 | 115,095 | 291 | 2017 |
| 231,215 | 606 | 47,869 | 128 | 26,625 | 84 | 24,352 | 66 | 32,897 | 73 | 83,286 | 189 | 122,904 | 303 | 2018 |
| 54,322 | 580 | 10,475 | 119 | 5,985 | 79 | 5,449 | 63 | 7,359 | 70 | 18,886 | 176 | 28,282 | 291 | Q1 2018 |
| 57,366 | 584 | 11,715 | 122 | 6,503 | 81 | 5,986 | 67 | 7,898 | 70 | 20,374 | 182 | 29,375 | 295 | Q2 |
| 58,622 | 590 | 11,948 | 124 | 6,728 | 81 | 6,305 | 67 | 8,488 | 70 | 21,013 | 183 | 31,367 | 298 | Q3 |
| 59,308 | 595 | 12,427 | 127 | 6,813 | 83 | 6,180 | 66 | 8,391 | 72 | 21,490 | 188 | 31,865 | 304 | Q4 |
| 55,919 | 606 | 11,779 | 128 | 6,581 | 84 | 5,881 | 66 | 8,120 | 73 | 20,409 | 189 | 30,297 | 303 | Q1 2019 |
| 18,094 | 580 | 3,351 | 109 | 1,992 | 78 | 1,746 | 63 | 2,329 | 68 | 6,313 | 176 | 9,031 | 289 | Jan 2018 |
| 17,196 | 577 | 3,290 | 111 | 1,923 | 78 | 1,715 | 63 | 2,301 | 70 | 5,924 | 176 | 8,874 | 292 | Feb |
| 19,032 | 580 | 3,834 | 119 | 2,070 | 79 | 1,988 | 63 | 2,729 | 70 | 6,649 | 176 | 10,377 | 291 | Mar |
| 19,100 | 587 | 3,866 | 119 | 2,114 | 79 | 1,913 | 64 | 2,511 | 70 | 6,843 | 179 | 9,631 | 292 | Apr |
| 19,009 | 583 | 3,887 | 121 | 2,147 | 80 | 2,029 | 65 | 2,704 | 71 | 6,773 | 183 | 9,792 | 294 | May |
| 19,257 | 584 | 3,962 | 122 | 2,242 | 81 | 2,044 | 67 | 2,683 | 70 | 6,758 | 182 | 9,952 | 295 | Jun |
| 20,796 | 586 | 4,233 | 123 | 2,338 | 81 | 2,243 | 67 | 3,058 | 70 | 7,647 | 181 | 11,432 | 296 | Jul |
| 19,317 | 586 | 3,958 | 123 | 2,268 | 81 | 2,085 | 67 | 2,799 | 70 | 6,983 | 183 | 10,174 | 297 | Aug |
| 18,509 | 590 | 3,757 | 124 | 2,122 | 81 | 1,977 | 67 | 2,631 | 70 | 6,383 | 183 | 9,761 | 298 | Sep |
| 19,182 | 588 | 4,007 | 128 | 2,189 | 82 | 2,120 | 67 | 2,880 | 71 | 7,108 | 184 | 10,631 | 299 | Oct |
| 18,475 | 591 | 3,886 | 128 | 2,111 | 82 | 1,816 | 66 | 2,456 | 72 | 6,606 | 186 | 9,566 | 302 | Nov |
| 21,651 | 595 | 4,534 | 127 | 2,513 | 83 | 2,244 | 66 | 3,055 | 72 | 7,776 | 188 | 11,668 | 304 | Dec |
| 18,370 | 596 | 3,840 | 127 | 2,164 | 83 | 1,921 | 66 | 2,584 | 72 | 6,827 | 189 | 9,667 | 302 | Jan 2019 |
| 17,550 | 601 | 3,668 | 127 | 2,081 | 84 | 1,820 | 66 | 2,514 | 72 | 6,010 | 189 | 9,302 | 303 | Feb |
| 19,999 | 606 | 4,271 | 128 | 2,336 | 84 | 2,140 | 66 | 3,022 | 73 | 7,572 | 189 | 11,328 | 303 | Mar |
| 3.6 | 2.4 | 8.1 | 0.0 | 13.0 | 2.8 | 15.2 | 9.1 | 8.4 | 6.8 | 7.4 | 8.6 | 8.7 | 8.7 | C Y 2016 |
| 3.4 | 3.5 | 17.3 | 9.9 | 30.4 | 8.2 | 8.3 | 5.0 | 5.7 | 6.3 | 7.4 | 7.3 | 8.4 | 4.7 | 2017 |
| 4.7 | 2.6 | 16.3 | 16.5 | 9.4 | 6.4 | 6.0 | 4.8 | 7.8 | 7.5 | 8.0 | 6.8 | 7.2 | 5.9 | 2018 |
| 2.7 | 2.0 | 9.6 | 4.0 | 16.2 | 7.1 | 13.5 | 10.7 | 8.0 | 8.3 | 7.8 | 7.1 | 8.6 | 7.8 | F Y 2016 |
| 5.0 | 3.8 | 18.9 | 16.7 | 26.5 | 6.8 | 7.3 | 1.6 | 5.6 | 7.7 | 7.8 | 6.0 | 8.8 | 5.4 | 2017 |
| 3.7 | 4.5 | 14.8 | 7.6 | 9.1 | 6.3 | 6.6 | 4.8 | 8.9 | 4.3 | 7.9 | 7.4 | 6.8 | 4.1 | 2018 |
| 7.3 | 3.8 | 18.7 | 16.7 | 11.4 | 6.8 | 5.3 | 1.6 | 5.9 | 7.7 | 8.3 | 6.0 | 8.8 | 5.4 | Q1 2018 |
| 4.4 | 3.0 | 13.8 | 14.0 | 5.4 | 6.6 | 5.4 | 6.3 | 5.1 | 7.7 | 5.9 | 7.1 | 7.0 | 6.9 | Q2 |
| 4.2 | 3.1 | 16.2 | 14.8 | 10.5 | 8.0 | 7.1 | 4.7 | 9.8 | 7.7 | 10.8 | 7.6 | 7.5 | 6.0 | Q3 |
| 3.2 | 2.6 | 16.9 | 16.5 | 10.8 | 6.4 | 5.9 | 4.8 | 10.2 | 7.5 | 6.9 | 6.8 | 5.6 | 5.9 | Q4 |
| 2.9 | 4.5 | 12.4 | 7.6 | 10.0 | 6.3 | 7.9 | 4.8 | 10.3 | 4.3 | 8.1 | 7.4 | 7.1 | 4.1 | Q1 2019 |
| 8.1 | 3.2 | 17.2 | 9.0 | 12.5 | 8.3 | 4.6 | 3.3 | 2.7 | 6.3 | 7.7 | 7.3 | 8.6 | 5.5 | Jan 2018 |
| 6.1 | 3.0 | 17.2 | 9.9 | 12.7 | 8.3 | 4.8 | 3.3 | 6.3 | 9.4 | 8.0 | 6.0 | 8.7 | 5.4 | Feb |
| 7.7 | 3.8 | 21.3 | 16.7 | 9.3 | 6.8 | 6.4 | 1.6 | 8.3 | 7.7 | 9.2 | 6.0 | 9.0 | 5.4 | Mar |
| 6.7 | 3.9 | 12.5 | 12.3 | 1.8 | 3.9 | 4.0 | 3.2 | 3.8 | 7.7 | 10.4 | 7.8 | 8.4 | 6.6 | Apr |
| 1.7 | 2.3 | 10.2 | 13.1 | 0.6 | 5.3 | 3.5 | 4.8 | 4.2 | 9.2 | 1.5 | 8.3 | 3.4 | 6.5 | May |
| 4.9 | 3.0 | 18.8 | 14.0 | 14.4 | 6.6 | 8.9 | 6.3 | 7.3 | 7.7 | 6.2 | 7.1 | 9.3 | 6.9 | Jun |
| 4.8 | 3.2 | 17.1 | 15.0 | 9.3 | 6.6 | 7.2 | 6.3 | 10.0 | 7.7 | 12.2 | 6.5 | 8.4 | 6.9 | Jul |
| 3.6 | 3.2 | 16.4 | 15.0 | 10.3 | 6.6 | 5.6 | 6.3 | 8.4 | 7.7 | 9.3 | 7.6 | 6.4 | 6.1 | Aug |
| 4.3 | 3.1 | 15.0 | 14.8 | 12.0 | 8.0 | 8.7 | 4.7 | 11.1 | 7.7 | 10.8 | 7.6 | 7.6 | 6.0 | Sep |
| 5.1 | 2.6 | 20.9 | 19.6 | 14.4 | 9.3 | 8.2 | 6.3 | 11.7 | 9.2 | 7.9 | 6.4 | 7.0 | 5.7 | Oct |
| 2.0 | 3.0 | 15.2 | 17.4 | 8.9 | 7.9 | 4.4 | 4.8 | 10.9 | 9.1 | 6.3 | 5.7 | 6.1 | 5.6 | Nov |
| 2.5 | 2.6 | 14.9 | 16.5 | 9.3 | 6.4 | 5.1 | 4.8 | 8.3 | 7.5 | 6.5 | 6.8 | 4.1 | 5.9 | Dec |
| 1.5 | 2.8 | 14.6 | 16.5 | 8.6 | 6.4 | 10.0 | 4.8 | 10.9 | 5.9 | 8.1 | 7.4 | 7.0 | 4.5 | Jan 2019 |
| 2.1 | 4.2 | 11.5 | 14.4 | 8.2 | 7.7 | 6.1 | 4.8 | 9.3 | 2.9 | 1.5 | 7.4 | 4.8 | 3.8 | Feb |
| 5.1 | 4.5 | 11.4 | 7.6 | 12.9 | 6.3 | 7.6 | 4.8 | 10.7 | 4.3 | 13.9 | 7.4 | 9.2 | 4.1 | Mar |

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 山口 Yamaguchi | | 徳島 Tokushima | | 香川 Kagawa | | 愛媛 Ehime | | 高知 Kochi | | 福岡 Fukuoka | | 佐賀 Saga | |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------|
| | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | |
| 2016年 | 69,019 | 179 | 31,259 | 71 | 39,593 | 101 | 74,859 | 204 | 26,354 | 74 | 238,628 | 647 | 38,908 | 84 |
| 2017 | 71,695 | 184 | 32,468 | 73 | 41,883 | 113 | 79,372 | 214 | 28,660 | 81 | 257,320 | 670 | 41,098 | 87 |
| 2018 | 73,530 | 183 | 33,870 | 77 | 45,686 | 125 | 84,992 | 225 | 30,218 | 85 | 270,784 | 683 | 43,429 | 92 |
| 2016年度 | 69,802 | 181 | 31,646 | 70 | 39,814 | 104 | 75,161 | 205 | 26,961 | 78 | 242,799 | 649 | 39,348 | 84 |
| 2017 | 72,179 | 181 | 32,820 | 75 | 43,021 | 119 | 81,016 | 216 | 29,125 | 82 | 260,159 | 649 | 41,800 | 87 |
| 2018 | 74,168 | 185 | 34,375 | 79 | 46,334 | 121 | 86,327 | 225 | 30,626 | 85 | 275,528 | 699 | 43,830 | 92 |
| 2018年 1～3月 | 17,335 | 181 | 7,954 | 75 | 10,678 | 119 | 19,779 | 216 | 7,131 | 82 | 63,426 | 649 | 10,207 | 87 |
| 4～6 | 18,307 | 188 | 8,473 | 75 | 11,473 | 120 | 21,196 | 221 | 7,528 | 82 | 67,812 | 659 | 10,926 | 88 |
| 7～9 | 18,959 | 189 | 8,671 | 75 | 11,706 | 122 | 21,947 | 222 | 7,743 | 84 | 69,649 | 673 | 11,269 | 91 |
| 10～12 | 18,929 | 183 | 8,772 | 77 | 11,829 | 125 | 22,070 | 225 | 7,816 | 85 | 69,897 | 683 | 11,027 | 92 |
| 2019年 1～3月 | 17,973 | 185 | 8,459 | 79 | 11,326 | 121 | 21,114 | 225 | 7,539 | 85 | 68,170 | 699 | 10,608 | 92 |
| 2018年 1月 | 5,636 | 185 | 2,655 | 73 | 3,538 | 113 | 6,516 | 215 | 2,426 | 80 | 20,584 | 640 | 3,439 | 87 |
| 2 | 5,520 | 186 | 2,512 | 73 | 3,344 | 114 | 6,253 | 216 | 2,277 | 80 | 19,603 | 642 | 3,217 | 88 |
| 3 | 6,179 | 181 | 2,787 | 75 | 3,796 | 119 | 7,010 | 216 | 2,428 | 82 | 23,239 | 649 | 3,551 | 87 |
| 4 | 5,982 | 187 | 2,800 | 74 | 3,868 | 119 | 7,051 | 218 | 2,522 | 81 | 22,358 | 649 | 3,595 | 88 |
| 5 | 6,138 | 188 | 2,838 | 75 | 3,778 | 120 | 7,046 | 219 | 2,473 | 82 | 22,978 | 654 | 3,670 | 88 |
| 6 | 6,187 | 188 | 2,835 | 75 | 3,827 | 120 | 7,099 | 221 | 2,533 | 82 | 22,476 | 659 | 3,661 | 88 |
| 7 | 6,752 | 189 | 3,052 | 74 | 4,103 | 120 | 7,684 | 221 | 2,650 | 82 | 23,867 | 663 | 3,909 | 90 |
| 8 | 6,366 | 189 | 2,941 | 75 | 3,935 | 122 | 7,582 | 222 | 2,667 | 83 | 23,262 | 666 | 3,832 | 91 |
| 9 | 5,841 | 189 | 2,678 | 75 | 3,668 | 122 | 6,681 | 222 | 2,426 | 84 | 22,520 | 673 | 3,528 | 91 |
| 10 | 6,151 | 182 | 2,847 | 75 | 3,874 | 124 | 7,243 | 222 | 2,574 | 85 | 23,116 | 677 | 3,621 | 91 |
| 11 | 5,800 | 183 | 2,717 | 76 | 3,670 | 125 | 6,904 | 224 | 2,453 | 85 | 21,822 | 683 | 3,426 | 91 |
| 12 | 6,978 | 183 | 3,208 | 77 | 4,285 | 125 | 7,923 | 225 | 2,789 | 85 | 24,959 | 683 | 3,980 | 92 |
| 2019年 1月 | 5,815 | 184 | 2,807 | 78 | 3,731 | 124 | 6,911 | 225 | 2,558 | 85 | 22,130 | 688 | 3,586 | 93 |
| 2 | 5,714 | 184 | 2,657 | 78 | 3,541 | 123 | 6,703 | 225 | 2,411 | 85 | 21,443 | 696 | 3,358 | 93 |
| 3 | 6,444 | 185 | 2,995 | 79 | 4,054 | 121 | 7,500 | 225 | 2,570 | 85 | 24,597 | 699 | 3,664 | 92 |
| 2016年 | 9.6 | 6.5 | 3.8 | 7.6 | 5.7 | ▲2.9 | 5.3 | 3.0 | 11.1 | 10.4 | 5.8 | 5.4 | 5.8 | 12.0 |
| 2017 | 3.9 | 2.8 | 3.9 | 2.8 | 5.8 | 11.9 | 6.0 | 4.9 | 8.8 | 9.5 | 7.8 | 3.6 | 5.6 | 3.6 |
| 2018 | 2.8 | 0.0 | 4.3 | 5.5 | 9.1 | 10.6 | 7.1 | 5.1 | 5.4 | 4.9 | 6.9 | 6.7 | 5.7 | 5.7 |
| 2016年度 | 8.1 | 5.8 | 5.4 | 4.5 | 4.3 | 1.0 | 3.4 | 3.5 | 10.5 | 18.2 | 6.0 | 5.4 | 5.7 | 2.4 |
| 2017 | 3.5 | 0.6 | 3.7 | 7.1 | 8.1 | 14.4 | 7.8 | 5.4 | 8.0 | 5.1 | 7.6 | 4.7 | 6.2 | 3.6 |
| 2018 | 2.9 | 2.2 | 4.7 | 5.3 | 7.7 | 1.7 | 6.6 | 4.2 | 5.2 | 3.7 | 7.2 | 7.7 | 4.9 | 5.7 |
| 2018年 1～3月 | 3.1 | 0.6 | 4.6 | 7.1 | 11.9 | 14.4 | 9.1 | 5.4 | 7.0 | 5.1 | 6.3 | 4.7 | 7.4 | 3.6 |
| 4～6 | 2.8 | 4.4 | 3.5 | 7.1 | 8.0 | 11.1 | 5.8 | 6.3 | 5.7 | 6.5 | 7.1 | 5.8 | 5.3 | 2.3 |
| 7～9 | 2.8 | 3.8 | 4.3 | 2.7 | 9.1 | 13.0 | 7.6 | 6.2 | 4.2 | 7.7 | 7.7 | 7.0 | 5.6 | 4.6 |
| 10～12 | 2.5 | 0.0 | 4.9 | 5.5 | 7.6 | 10.6 | 6.1 | 5.1 | 5.1 | 4.9 | 6.4 | 6.7 | 4.6 | 5.7 |
| 2019年 1～3月 | 3.7 | 2.2 | 6.3 | 5.3 | 6.1 | 1.7 | 6.7 | 4.2 | 5.7 | 3.7 | 7.5 | 7.7 | 3.9 | 5.7 |
| 2018年 1月 | 3.7 | 2.8 | 4.5 | 2.8 | 10.1 | 10.8 | 8.0 | 5.4 | 6.8 | 5.3 | 5.5 | 3.2 | 8.1 | 3.6 |
| 2 | 2.3 | 3.3 | 2.4 | 4.3 | 11.5 | 10.7 | 9.1 | 4.9 | 7.4 | 3.9 | 3.9 | 3.5 | 7.1 | 6.0 |
| 3 | 3.2 | 0.6 | 6.9 | 7.1 | 14.0 | 14.4 | 10.0 | 5.4 | 6.8 | 5.1 | 9.4 | 4.7 | 6.9 | 3.6 |
| 4 | 4.6 | 3.9 | 4.8 | 8.8 | 10.7 | 13.3 | 7.9 | 5.3 | 8.8 | 3.8 | 8.3 | 4.3 | 7.7 | 3.5 |
| 5 | ▲0.4 | 3.9 | 0.9 | 8.7 | 4.6 | 12.1 | 2.8 | 5.3 | 2.2 | 6.5 | 6.3 | 4.8 | 2.3 | 2.3 |
| 6 | 4.2 | 4.4 | 5.0 | 7.1 | 8.9 | 11.1 | 6.8 | 6.3 | 6.2 | 6.5 | 6.9 | 5.8 | 6.0 | 2.3 |
| 7 | 4.4 | 5.0 | 5.1 | 4.2 | 7.5 | 12.1 | 8.0 | 6.3 | 4.2 | 6.5 | 7.5 | 6.1 | 6.1 | 4.7 |
| 8 | 1.7 | 4.4 | 4.3 | 5.6 | 9.5 | 13.0 | 7.9 | 6.7 | 3.9 | 6.4 | 7.9 | 5.7 | 5.2 | 4.6 |
| 9 | 2.3 | 3.8 | 3.3 | 2.7 | 10.4 | 13.0 | 6.7 | 6.2 | 4.4 | 7.7 | 7.8 | 7.0 | 5.4 | 4.6 |
| 10 | 3.9 | 0.0 | 5.6 | 4.2 | 11.3 | 13.8 | 8.8 | 5.2 | 7.4 | 9.0 | 7.5 | 7.3 | 5.4 | 4.6 |
| 11 | 2.2 | 0.0 | 2.7 | 4.1 | 5.8 | 11.6 | 5.1 | 4.7 | 3.9 | 6.3 | 5.5 | 7.4 | 4.5 | 4.6 |
| 12 | 1.5 | 0.0 | 6.1 | 5.5 | 6.0 | 10.6 | 4.6 | 5.1 | 4.1 | 4.9 | 6.1 | 6.7 | 4.1 | 5.7 |
| 2019年 1月 | 3.2 | ▲0.5 | 5.7 | 6.8 | 5.5 | 9.7 | 6.1 | 4.7 | 5.4 | 6.3 | 7.5 | 7.5 | 4.3 | 6.9 |
| 2 | 3.5 | ▲1.1 | 5.8 | 6.8 | 5.9 | 7.9 | 7.2 | 4.2 | 5.9 | 6.3 | 9.4 | 8.4 | 4.4 | 5.7 |
| 3 | 4.3 | 2.2 | 7.5 | 5.3 | 6.8 | 1.7 | 7.0 | 4.2 | 5.8 | 3.7 | 5.8 | 7.7 | 3.2 | 5.7 |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

| 長崎 Nagasaki | | 熊本 Kumamoto | | 大分 Oita | | 宮崎 Miyazaki | | 鹿児島 Kagoshima | | 沖縄 Okinawa | | Year and Month | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|------|--|---|
| 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | | | |
| 53,309 | 116 | 80,632 | 162 | 56,013 | 111 | 58,065 | 121 | 73,045 | 184 | 22,897 | 55 | C Y | 2016 | Sales value (million yen) ・ Number of establishments | |
| 55,314 | 117 | 83,504 | 172 | 58,815 | 119 | 59,411 | 121 | 77,147 | 189 | 24,785 | 62 | | 2017 | | |
| 57,227 | 119 | 85,431 | 178 | 61,028 | 124 | 60,608 | 122 | 80,534 | 195 | 29,223 | 71 | | 2018 | | |
| 53,980 | 116 | 81,435 | 165 | 56,715 | 115 | 58,391 | 122 | 73,839 | 183 | 22,627 | 58 | F Y | 2016 | | |
| 55,848 | 117 | 84,310 | 174 | 59,407 | 120 | 59,944 | 121 | 78,607 | 193 | 26,236 | 62 | | 2017 | | |
| 57,595 | 120 | 85,785 | 176 | 61,697 | 121 | 60,679 | 120 | 80,475 | 194 | 29,921 | 77 | | 2018 | | |
| 13,495 | 117 | 20,295 | 174 | 14,378 | 120 | 14,535 | 121 | 19,268 | 193 | 6,834 | 62 | Q1 | 2018 | | |
| 14,266 | 118 | 21,590 | 176 | 15,323 | 121 | 15,136 | 120 | 20,402 | 195 | 7,381 | 65 | Q2 | | | |
| 14,868 | 120 | 21,913 | 177 | 15,567 | 121 | 15,454 | 121 | 20,594 | 195 | 7,535 | 66 | Q3 | | | |
| 14,598 | 119 | 21,633 | 178 | 15,760 | 124 | 15,483 | 122 | 20,270 | 195 | 7,473 | 71 | Q4 | | | |
| 13,863 | 120 | 20,649 | 176 | 15,047 | 121 | 14,606 | 120 | 19,209 | 194 | 7,532 | 77 | Q1 | 2019 | | |
| 4,520 | 118 | 6,788 | 172 | 4,822 | 119 | 4,909 | 121 | 6,448 | 190 | 2,249 | 62 | Jan | 2018 | | |
| 4,285 | 118 | 6,424 | 172 | 4,547 | 119 | 4,589 | 120 | 6,124 | 190 | 2,214 | 62 | Feb | | | |
| 4,690 | 117 | 7,083 | 174 | 5,009 | 120 | 5,037 | 121 | 6,696 | 193 | 2,371 | 62 | Mar | | | |
| 4,705 | 118 | 7,127 | 175 | 5,079 | 120 | 5,011 | 121 | 6,698 | 193 | 2,411 | 64 | Apr | | | |
| 4,759 | 118 | 7,250 | 176 | 5,130 | 121 | 5,075 | 121 | 6,892 | 195 | 2,489 | 65 | May | | | |
| 4,802 | 118 | 7,213 | 176 | 5,114 | 121 | 5,050 | 120 | 6,812 | 195 | 2,481 | 65 | Jun | | | |
| 5,149 | 119 | 7,652 | 176 | 5,447 | 121 | 5,335 | 120 | 7,106 | 195 | 2,589 | 65 | Jul | | | |
| 5,104 | 119 | 7,401 | 176 | 5,279 | 121 | 5,254 | 120 | 6,973 | 195 | 2,485 | 65 | Aug | | | |
| 4,615 | 120 | 6,860 | 177 | 4,841 | 121 | 4,865 | 121 | 6,515 | 195 | 2,461 | 66 | Sep | | | |
| 4,784 | 119 | 7,146 | 178 | 5,124 | 121 | 5,112 | 121 | 6,753 | 195 | 2,445 | 66 | Oct | | | |
| 4,540 | 119 | 6,705 | 178 | 4,912 | 124 | 4,758 | 122 | 6,356 | 195 | 2,467 | 71 | Nov | | | |
| 5,274 | 119 | 7,782 | 178 | 5,724 | 124 | 5,613 | 122 | 7,161 | 195 | 2,561 | 71 | Dec | | | |
| 4,620 | 119 | 6,874 | 180 | 5,020 | 123 | 4,914 | 122 | 6,461 | 195 | 2,510 | 72 | Jan | 2019 | | |
| 4,386 | 120 | 6,544 | 176 | 4,782 | 121 | 4,609 | 121 | 6,083 | 193 | 2,454 | 76 | Feb | | | |
| 4,857 | 120 | 7,231 | 176 | 5,245 | 121 | 5,083 | 120 | 6,665 | 194 | 2,568 | 77 | Mar | | | |
| 12.2 | 4.5 | 9.8 | 3.8 | 8.7 | 5.7 | 6.2 | 0.0 | 7.3 | 5.7 | 13.4 | 7.8 | C Y | 2016 | | Percentage change from the same month/term of the previous year (%) |
| 3.8 | 0.9 | 3.6 | 6.2 | 5.0 | 7.2 | 2.3 | 0.0 | 5.6 | 2.7 | 8.2 | 12.7 | | 2017 | | |
| 3.5 | 1.7 | 2.3 | 3.5 | 3.8 | 4.2 | 2.0 | 0.8 | 4.4 | 3.2 | 17.9 | 14.5 | | 2018 | | |
| 8.1 | 4.5 | 7.8 | 4.4 | 6.9 | 7.5 | 4.6 | 2.5 | 6.6 | 2.2 | 5.2 | 9.4 | F Y | 2016 | | |
| 3.5 | 0.9 | 3.5 | 5.5 | 4.7 | 4.3 | 2.7 | ▲0.8 | 6.5 | 5.5 | 15.9 | 6.9 | | 2017 | | |
| 3.1 | 2.6 | 1.7 | 1.1 | 3.9 | 0.8 | 1.2 | ▲0.8 | 2.4 | 0.5 | 14.0 | 24.2 | | 2018 | | |
| 4.1 | 0.9 | 4.1 | 5.5 | 4.3 | 4.3 | 3.8 | ▲0.8 | 8.2 | 5.5 | 27.0 | 6.9 | Q1 | 2018 | | |
| 2.3 | 1.7 | 1.9 | 4.1 | 3.1 | 3.4 | 2.2 | 0.0 | 5.6 | 5.4 | 23.1 | 12.1 | Q2 | | | |
| 3.7 | 3.4 | 1.9 | 3.5 | 3.0 | 0.8 | 0.9 | ▲0.8 | 3.0 | 3.7 | 13.8 | 10.0 | Q3 | | | |
| 3.7 | 1.7 | 1.4 | 3.5 | 4.7 | 4.2 | 1.2 | 0.8 | 1.3 | 3.2 | 10.2 | 14.5 | Q4 | | | |
| 2.7 | 2.6 | 1.7 | 1.1 | 4.7 | 0.8 | 0.5 | ▲0.8 | ▲0.3 | 0.5 | 10.2 | 24.2 | Q1 | 2019 | | |
| 4.7 | 1.7 | 4.4 | 5.5 | 5.7 | 6.3 | 3.6 | 0.0 | 8.9 | 2.7 | 28.8 | 10.7 | Jan | 2018 | | |
| 3.2 | 1.7 | 4.0 | 4.9 | 3.4 | 5.3 | 3.6 | ▲0.8 | 7.5 | 3.8 | 24.9 | 8.8 | Feb | | | |
| 4.4 | 0.9 | 3.9 | 5.5 | 3.8 | 4.3 | 4.2 | ▲0.8 | 8.2 | 5.5 | 27.2 | 6.9 | Mar | | | |
| 3.6 | 1.7 | 3.0 | 4.8 | 4.9 | 4.3 | 3.3 | ▲0.8 | 7.6 | 4.9 | 24.3 | 10.3 | Apr | | | |
| ▲0.2 | 1.7 | ▲0.5 | 4.8 | 0.1 | 4.3 | ▲0.1 | 0.0 | 3.5 | 5.4 | 25.1 | 12.1 | May | | | |
| 3.7 | 1.7 | 3.4 | 4.1 | 4.5 | 3.4 | 3.6 | 0.0 | 5.8 | 5.4 | 19.9 | 12.1 | Jun | | | |
| 3.1 | 2.6 | 2.9 | 2.9 | 4.6 | 2.5 | 1.6 | 0.8 | 3.8 | 4.8 | 17.8 | 10.2 | Jul | | | |
| 4.0 | 2.6 | 1.3 | 2.9 | 1.6 | 2.5 | 0.2 | 0.0 | 2.6 | 4.8 | 11.0 | 8.3 | Aug | | | |
| 4.2 | 3.4 | 1.5 | 3.5 | 2.6 | 0.8 | 1.0 | ▲0.8 | 2.5 | 3.7 | 12.7 | 10.0 | Sep | | | |
| 4.4 | 2.6 | 2.6 | 4.1 | 4.3 | 0.8 | 3.7 | 1.7 | 2.6 | 3.7 | 10.0 | 8.2 | Oct | | | |
| 4.3 | 2.6 | 1.5 | 3.5 | 5.0 | 3.3 | 0.5 | 2.5 | 1.4 | 3.2 | 9.8 | 14.5 | Nov | | | |
| 2.6 | 1.7 | 0.3 | 3.5 | 4.8 | 4.2 | ▲0.3 | 0.8 | 0.0 | 3.2 | 10.7 | 14.5 | Dec | | | |
| 2.2 | 0.8 | 1.3 | 4.7 | 4.1 | 3.4 | 0.1 | 0.8 | 0.2 | 2.6 | 11.6 | 16.1 | Jan | 2019 | | |
| 2.4 | 1.7 | 1.9 | 2.3 | 5.2 | 1.7 | 0.4 | 0.8 | ▲0.7 | 1.6 | 10.8 | 22.6 | Feb | | | |
| 3.6 | 2.6 | 2.1 | 1.1 | 4.7 | 0.8 | 0.9 | ▲0.8 | ▲0.5 | 0.5 | 8.3 | 24.2 | Mar | | | |

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

| | 年期末 | 商品手持額 | | | | | | | | | | Year and Month | | | |
|-------|--------------|------------------|---|--|---|----------------------|--|--------------------------|---|------------|---------------|----------------|---|---------|---|
| | | Commodity Stocks | 調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products | O T C 医薬品 Over the counter medical products | ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products | 健康食品 Health foods | ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods) | トイレタリー Toiletry goods | 家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products | 食品 Food | その他 others | | | | |
| 商品手持額 | 2018年3月 | 855,002 | 34,814 | 133,440 | 59,200 | 35,229 | 236,368 | 80,027 | 117,727 | 142,748 | 15,449 | Q1 2018 | Value (million yen) Commodity stocks | | |
| | 6 | 884,232 | 35,881 | 139,880 | 59,505 | 35,911 | 237,764 | 86,074 | 125,781 | 147,978 | 15,458 | Q2 | | | |
| | 9 | 873,522 | 35,634 | 137,225 | 57,643 | 37,211 | 240,088 | 85,938 | 120,133 | 143,234 | 16,416 | Q3 | | | |
| | 12 | 952,128 | 40,152 | 148,657 | 62,672 | 39,206 | 253,547 | 91,289 | 138,496 | 161,126 | 16,983 | Q4 | | | |
| | 2019年3月 | 941,830 | 42,030 | 147,177 | 62,311 | 38,166 | 256,843 | 90,673 | 132,866 | 155,356 | 16,408 | Q1 2019 | | | |
| | 前年同期末比増減率(%) | 2018年3月 | 4.1 | 4.0 | 4.1 | 9.8 | ▲4.7 | 1.8 | 2.1 | 7.3 | 8.6 | ▲5.8 | | Q1 2018 | Percentage change from the previous year (%) Inventory ratio |
| | 6 | 5.4 | 0.7 | 4.0 | 8.2 | ▲0.5 | 4.0 | 7.3 | 9.5 | 6.9 | ▲0.3 | Q2 | | | |
| | 9 | 6.9 | 1.5 | 5.3 | 6.1 | 9.7 | 6.3 | 9.0 | 10.2 | 7.0 | 5.8 | Q3 | | | |
| | 12 | 6.9 | 3.7 | 6.4 | 3.6 | 9.9 | 6.7 | 8.5 | 8.9 | 7.5 | 2.1 | Q4 | | | |
| | 2019年3月 | 10.2 | 20.7 | 10.3 | 5.3 | 8.3 | 8.7 | 13.3 | 12.9 | 8.8 | 6.2 | Q1 2019 | | | |
| 商品在庫率 | 2018年3月 | 162.2 | 98.3 | 169.3 | 163.8 | 200.1 | 290.1 | 164.7 | 157.7 | 98.1 | 177.5 | Q1 2018 | Inventory ratio (%) Percentage change from the previous year (%) | | |
| | 6 | 165.0 | 113.0 | 195.0 | 174.2 | 191.1 | 290.8 | 165.5 | 150.7 | 96.7 | 167.0 | Q2 | | | |
| | 9 | 169.9 | 114.5 | 200.0 | 177.8 | 206.6 | 316.6 | 176.2 | 149.9 | 95.9 | 164.1 | Q3 | | | |
| | 12 | 163.1 | 111.4 | 185.8 | 160.9 | 209.5 | 282.3 | 168.1 | 150.5 | 99.1 | 149.9 | Q4 | | | |
| | 2019年3月 | 169.1 | 114.6 | 179.9 | 166.8 | 207.6 | 303.2 | 177.1 | 166.0 | 98.7 | 173.2 | Q1 2019 | | | |
| | 前年同期末比増減率(%) | 2018年3月 | ▲4.4 | ▲7.4 | ▲5.1 | 5.2 | ▲9.3 | ▲9.8 | ▲2.7 | 1.7 | ▲1.6 | ▲11.5 | | Q1 2018 | Percentage change from the previous year (%) |
| | 6 | ▲0.8 | ▲0.5 | 1.6 | 6.7 | ▲6.1 | ▲1.6 | 0.4 | 2.8 | ▲3.0 | ▲10.3 | Q2 | | | |
| | 9 | 2.0 | 3.2 | 4.7 | 7.2 | 2.6 | 2.7 | 4.6 | 4.8 | ▲1.9 | ▲11.2 | Q3 | | | |
| | 12 | 2.9 | ▲0.4 | 4.7 | 5.8 | 4.9 | 3.5 | 6.1 | 4.2 | 0.2 | ▲4.7 | Q4 | | | |
| | 2019年3月 | 4.3 | 16.6 | 6.3 | 1.8 | 3.7 | 4.5 | 7.5 | 5.3 | 0.6 | ▲2.4 | Q1 2019 | | | |

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2019年3月分

March, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

警察庁丙少発第7号
財理第1868号
令和元年5月31日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木桂生 殿

警察庁生活安全局長
財務省理財局長

(公印省略)

民法等改正に伴う20歳未満の者の喫煙防止のための取組について（要請）

平素、20歳未満の者の喫煙防止のための取組に関し、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が平成30年6月20日付けで公布され、令和4年4月1日から施行されることとなりましたが、同法律の施行後も、未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号。民法改正に合わせて「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」と題名変更。以下「法」という。）において規定している喫煙を禁止する年齢については、引き続き20歳未満とすることとなりました。

警察においては、令和4年4月1日に民法の成年年齢が引き下げられた後も、20歳未満の者の喫煙が引き続き禁止されることについて、法施行前から各種の活動を通じて改正内容の周知に努め、国民の間に誤解や混乱が生じることのないよう円滑な施行に努めるとともに、たばこや器具（以下「たばこ等」という。）の販売店において、20歳未満の者に対するたばこ等の販売防止のための適切な措置が執られるよう必要な働き掛けを行うほか、関係法令に基づいた取締りに努めることとしているところです。

また、財務省においては、未成年者喫煙禁止法第5条違反により処罰された製造たばこの小売販売業者に対し、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に基づいて製造たばこの小売販売業の許可の取消し又は営業停止処分をしており、今後とも警察と連携しながら厳正に対処していくこととしています。

貴会におかれましては、従前より、20歳未満の者の喫煙防止の取組につきまして御尽力いただいているところですが、上記内容を踏まえまして、改めて下記に掲げ

る取組等につきまして御理解いただくとともに、傘下会員の皆様に対する周知・要請につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 20歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底

20歳未満と思われる者に対しては、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）*など本人の年齢が確認できる証明書の提示を求める等の方法により年齢確認を確実にを行うことで、引き続き20歳未満の者へのたばこ等の販売の禁止を徹底する。

※ 通知カードは、本人確認書類として利用することはできません。

2 20歳未満の者に対する年齢確認の実施方法等の従業員研修等の実施

法により、販売者は20歳未満の者の喫煙防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置を講ずる義務があること、また、20歳未満の者にその自用に供することを知ってたばこ等を販売した者は処罰されること、20歳未満の者に対する年齢確認の実施方法等につき、従業員（アルバイトを含む。）や経営者等を対象とした研修等を引き続き適切に実施する。

3 ポスターの掲示等の方法による20歳未満の者の喫煙防止の注意喚起

20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されている旨、20歳未満の者に対してたばこ等を販売しない旨及び20歳未満と思われる者に対して年齢確認を行う旨等を表示したポスター、ステッカー等の店頭等への掲示や、同趣旨の店内放送を行うこと等により引き続き従業員及び来客等に対する注意喚起を図る。

4 たばこ自動販売機の適切な管理の実施

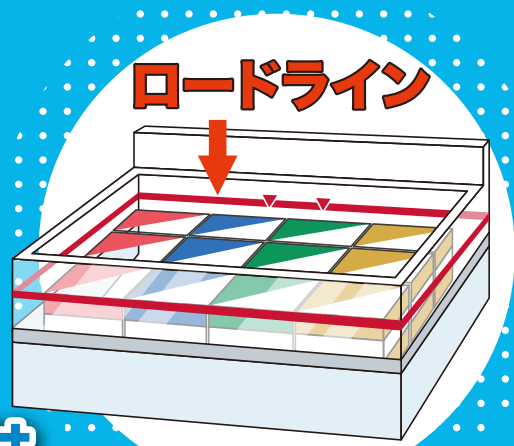
20歳未満の者が自動販売機でたばこを購入することを防止するため、たばこ自動販売機について、引き続き適切な管理を徹底すること。



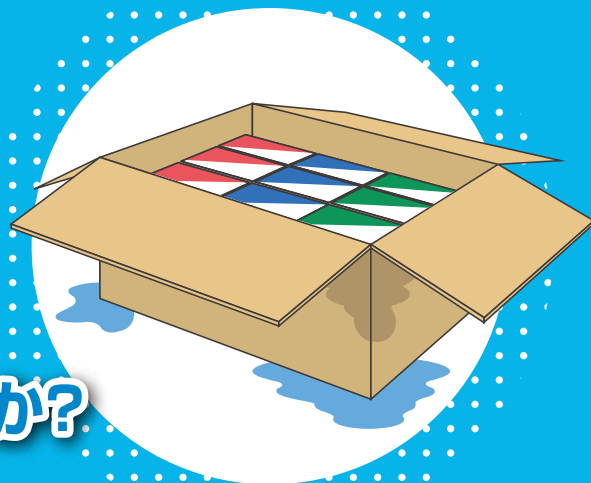
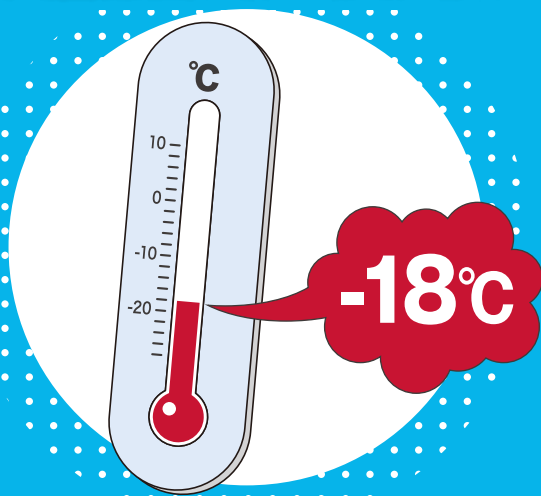
冷凍食品 の

温度管理

品温は
-18℃以下
に保たれていますか？



商品は
ロードライン以下
に陳列されていますか？



冷凍庫・ショーケースの
外に放置 されていませんか？

正しい温度管理でお店の信用アップ！



温度の変化は



ダメ!



温度変化によって
食品中の水分が移動すると…

霜・氷の付着

さらに水分が失われると…

乾燥・変色



解凍・再凍結によって…

中身が固化



* 購入時のポイント *

1 品温が-18℃以下のもの

売り場の冷凍ショーケースについている温度計を確かめ、-18℃以下に保たれているケースの商品を選んで購入しましょう。ロードライン（積荷限界線）以下に陳列されているかどうかチェックしましょう。



2 ガッチリ凍っているもの

品温が -18℃以下ならば当然ガッチリ凍っています。カチンカチンに凍っているものが良い冷凍食品です。

3 包装がしっかりしているもの

包装が破れているものは不衛生であり、乾燥や色の变化など、品質が低下しているおそれがあります。

4 きちんと表示してあるもの

冷凍食品には、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、製造者名などを表示することになっています。それらの必要な事項がきちんと表示されているかどうかを確認しましょう。

5 認定証マークのついているもの

「認定証」マークのついているものは、(一社)日本冷凍食品協会の「冷凍食品認定制度」により認定された工場で製造された製品です。このマークは信頼の証です。



6 購入は最後に

冷凍食品は長く持ち歩くと解けるので、最後に買いましょう。

* ご家庭へ持ち帰る時の注意点 *

冷凍食品を解かさずに持ち帰る良い方法は？

- 1 保冷バッグを使い、保冷剤や氷等を利用しましょう。
- 2 保冷バッグがない場合は、新聞紙などで包み、買い物袋の中央に入れましょう。
- 3 何点かの冷凍食品をまとめ買いすると、お互いの冷気の作用で解けにくくなります。
- 4 買い物が終われば次第帰宅し、すぐに冷凍庫にしまいましょう。

ココロに
おいしい
冷凍食品

(一社)日本冷凍食品協会

<https://www.reishokukyo.or.jp>

冷食 一般社団法人 日本冷凍食品協会

〒104-0045 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル4階
Tel:03-3541-3003(代) Fax:03-3541-3012

冷食ONLINE

WEBで随時更新中！

冷食 ONLINE

検索



おいしい・便利・安全・信頼

冷凍食品 だからOK!

冷食 一般社団法人 日本冷凍食品協会
<https://www.reishokukyo.or.jp>



冷凍食品 あなたの疑問にお答えします!

疑問1 冷凍食品は、なぜそんなに日持ちするのですか?

→細菌は、冷凍状態では活動できないから。

- 細菌は、低温の状態だと活動できなくなるので、-18℃以下の低温で保存されている冷凍食品では、腐敗の原因となる細菌が繁殖する心配がありません。そのため保存料を使う必要がありません。

疑問3 冷凍食品は、冷凍することや長期保存することでまずくなるのでは?

→急速凍結で、とれたて、つくりたての
おいさをキープ

- 冷凍食品は、低温で急速に凍結することで、とれたて、つくりたてのおいしさや品質を保っています。
- さらに、冷凍食品は -18℃以下であれば、おおよそ1年間は最初の品質がそのまま保たれます。上手に解凍すれば、凍結前の状態が再現できます。



電子レンジ調理の チェックポイント

1. 商品ごとに調理方法が異なるので、調理方法をよく読んでから調理しましょう。



2. 袋ごと調理できる商品と、袋から出して調理する商品があります。アルミを使った袋は発火することがありますので、レンジに入れしないでください。

3. 量、大きさ、厚さ、形などによって解凍時間が異なるので注意しましょう。



4. 「あたため」などのオート調理ではなく、手動で、袋に記載の出力(ワット数)・調理時間に合わせてください。



疑問2 冷凍食品は、冷凍することで栄養が減るのでは?

→食品の組織を壊さないから、
栄養はそのまま。

- 低温で急速に凍結すれば、食品の中にできる氷の結晶が小さいので、組織がこわれず、栄養が損なわれません。
- きちんと -18℃以下で保存すれば、おおよそ1年間は、栄養が損なわれることはほとんどありません。

疑問4 冷凍食品は、どのような安全管理を行っているのですか?

→しっかりした安全管理で、信頼して使える

- 冷凍食品メーカーは、原料の選別、商品の生産・安全・品質の管理、保管と物流の際の温度管理などをきちんと行っています。
- (一社)日本冷凍食品協会の加盟メーカーの冷凍食品は、「冷凍食品認定制度」にもとづいて、原材料の徹底した管理、製造工程のチェック、従業員の教育など、安全の対策をきちんと行っており、製品には「認定証マーク」をつけているので、信頼して使ってください。



冷凍食品の上手な 解凍・調理のポイント



調理冷凍食品

- ・凍ったまま加熱調理する。

冷凍水産物

- ・半解凍状態にして調理する。解凍しすぎないことが大切。
- ・えび、いか、シーフードミックスなどの冷凍水産物は、表面にグレーズ(氷の膜)が付いているので、半解凍後水分をふき取ってから調理する。

冷凍野菜

- ・ほとんどの野菜は、凍ったまま加熱調理する。
- ・一部を除いて、70%~80%位加熱してから急速凍結しているため、加熱は生の野菜の20%~30%の時間で十分。

冷凍畜産物

- ・完全解凍状態にして調理する。

冷凍果実

- ・半解凍状態にして調理する。

取引慣行に関する実態調査

～ 取引慣行の改善に向けて ～

フード連合・UAゼンセン合同調査
「取引慣行アンケート」集計結果報告

2019年2月



日本食品関連産業労働組合総連合会



全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟

はじめに

フード連合とU Aゼンセンは、2003年から、連合の食品部門連絡会と連携しながら不公正な取引慣行の実態、とりわけ営業部門の課題である「労務提供」や「押し付け販売」、「不当な返品」といった優越的地位の濫用行為の改善に向けた活動を進めてきました。

その活動の一環として、フード連合とU Aゼンセンが共同で取引慣行の実態を把握するために、加盟労働組合員（営業担当者）を対象に、2018年8月～9月に「取引慣行アンケート調査」を実施し、流通取引における取引先の優越的地位の濫用事例を収集しました（2,969件回収、196事例）。

商取引における法整備については、この間の取り組みによって、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法を指定した「大規模小売業告示」が施行（2005年11月1日）されました。その後、優越的地位の濫用行為に対しても課徴金の対象とした改正独占禁止法が施行（2010年1月1日）され、優越的地位の濫用行為が規制されてきました。

また、国は、「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を発表（2018年1月）し、引き続き優越的地位の濫用規制上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これに違反する行為に対しては、厳正に対処していくこととしています。

そして、2017年3月に策定された豆腐・油揚げ製造業に引き続き、食品製造業関係で2例目となる「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品製造業～」を策定しました（2018年3月）。

このように法改正をはじめ取引環境の改善に向けた取り組みが行われていますが、食品産業の商取引においても、食品製造業・納入者は非常に弱い立場にあり、不当な要求を直接告発することは、今後の取引へ影響することなどが考えられ、難しい状況にあります。このことが、優越的地位の濫用が依然として行われている大きな要因となっています。

今回のアンケート調査では、「優越的地位の濫用行為」の有無について、昨年に比べてわずかに減少しているものの、依然として約4割が何らかの濫用行為を受けていると回答しています。

また、「大規模小売業告示」の存在については、約5割以上の営業担当者が「知らない」と答えており、優越的地位の濫用行為の内容についても6割以上の営業担当者が「あまり知らない」「まったく知らない」と答えています。そして、この結果は2016年以来増加傾向にあります。これらのことから、「優越的地位の濫用行為」そのものは減少しているものの、その根拠となる「大規模小売業告示」の内容が現場レベルまで周知されていないことが懸念されます。また、取引先から優越的地位の濫用行為を受けたにも関わらずにそれが違法であるとわからないケースも一定数あることを示唆しています。

今回のアンケート調査から、改善事例や今後の改善策について問う設問を新たに設けました。「商慣習の改善」「大規模小売業告示の周知徹底」「公正取引委員会の機能強化」等、さまざまな意見が挙げられています。

フード連合とU Aゼンセンは、公正な取引慣行の実現に向けて、引き続きアンケート調査を幅広く実施していきます。また、改善すべき点について、公正取引委員会等へ要請し、各業界団体と意見交換を行っていくとともに、「大規模小売業告示」の周知を推進していきます。

公正な取引慣行の実現に向けて、製造業者・納入業者自らも従来からの商慣行にとらわれず、公正に毅然とした態度で取り組む必要があります。フード連合とU Aゼンセンの継続的な取り組みにより、優越的地位の濫用事例が減少し、取引慣行が改善されることで、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分が実現され、安全・安心な食品の消費者への提供につながれば幸いです。

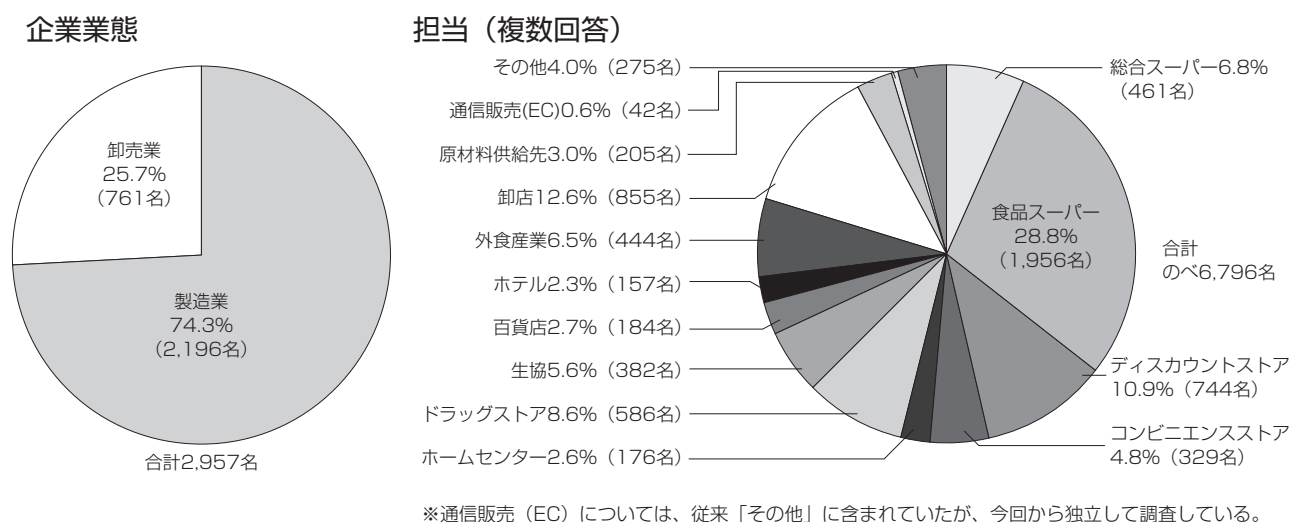
以上

目次

| | |
|---|--------|
| はじめに | 1 |
| <調査の概要> | 3 |
| ・取引慣行アンケート用紙 | 4 |
| ・「大規模小売業告示」とは | 8 |
| <調査結果報告> | 9 |
| 設問1 優越的地位の濫用行為について（全員回答） | 9 |
| 1. 押し付け販売、労務提供など「優越的地位の濫用行為」を受けたことがありますか？ | 9 |
| 2. 具体的事例 | |
| （1）取引先名（2）所在都道府県（5）優越的地位の濫用の具体的事例（事例一覧に掲載） | 9（19） |
| （3）濫用行為の業態 | 9 |
| （4）濫用行為の名称 | 10 |
| （6）優越的地位の濫用事例をどのようにとらえましたか | 10 |
| 3. 「押し付け販売」 | |
| （1）具体的に買わされた商品 | 11 |
| （2）1回あたりの金額 | 11 |
| （3）年間頻度 | 11 |
| （4）負担 | 12 |
| 4. 「労務提供」 | |
| （1）年間頻度 | 12 |
| （2）曜日 | 13 |
| （3）時間帯 | 13 |
| 設問2 大規模小売業告示について（全員回答） | 14 |
| 1. あなたは大規模小売業告示の存在を知っていますか？ | 14 |
| 2. あなたは大規模小売業告示の優越的地位の濫用行為（別添）の10の行為を知っていますか？ | 14 |
| 3. 取引先から明らかに告示に違反する内容の要請を受けた場合、どのように対応していますか？ | 14 |
| 設問3 労務提供について | 15 |
| 1. あらかじめ覚書等を締結することを知っていますか？ | 15 |
| 2. あらかじめ覚書等を締結せずに、労務提供を要請している取引先はありますか？ | 15 |
| 3. 相応の日当を支払うことを知っていますか？ | 15 |
| 4. 日当を支払わずに、労務提供を要請している取引先はありますか？ | 16 |
| 設問4 中間取引との関係（卸売業者の方のみ回答） | 16 |
| 1. 取引先業者に対し「優越的地位の濫用行為」をしましたか？ | 16 |
| 設問5 改善事例や今後の改善策について | 16 |
| 1. これまでの改善事例や今後の改善策 | 16（26） |
| <資料> | 17 |
| ◆優越的地位の濫用事例が3件以上挙げた会社及び事例内容 | 17 |
| ◆取引慣行アンケート 優越的地位の濫用、具体的事例一覧 | 19 |
| ◆取引慣行アンケート 設問5 これまでの改善事例や今後の改善策 | 26 |

調査の概要

1. 調査目的 取引現場における優越的地位の濫用事例を集約し、現場の声として公正取引委員会をはじめとする各方面へ伝え、改善を求める。
2. 調査期間 2018年8月～9月
3. 回答件数 2,969件 196事例（昨年3,004件 584事例）
※2,969件の内訳 フード連合2,056件 U Aゼンセン900件
4. 回答企業数 88社 ※88社の内訳 フード連合71社 U Aゼンセン17社
5. アンケート回答者の企業業態及び担当の属性



6. 調査項目

設問1 優越的地位の濫用行為について

1. 「優越的地位の濫用行為（押し付け販売、労務提供など）」の実態の有無
2. 困っている・悩んでいる、優越的地位の濫用の具体的事例
3. 押し付け販売で具体的に買わされた商品
4. 押し付け販売の金額
5. 押し付け販売の年間頻度
6. 押し付け販売の負担
7. 労務提供の年間頻度
8. 労務提供の曜日
9. 労務提供の時間帯

設問2 大規模小売業告示について

1. 大規模小売業告示の認知度
2. 大規模小売業告示の優越的地位の濫用行為の内容認知度
3. 大規模小売業告示に違反する要請（優越的地位の濫用行為）を受けた時の対応

設問3 労務提供について

1. 覚書締結の義務の認知度
2. 労務提供の要請時における覚書締結の有無
3. 日当支払い義務の認知度
4. 労務提供の要請時における日当支払いの有無

設問4 中間取引との関係

1. 卸売業者（中間取引）の優越的地位の濫用行為の有無

設問5 改善事例や今後の改善策について

1. これまでの改善事例や今後の改善策

取引慣行 アンケート

皆さんの声が取引慣行の改善に繋がっていきます！アンケートへのご協力をお願い致します！

《アンケート手順等》

- ◆ まずは別添「大規模小売業告示って知っていますか？」についてご確認ください。
- ◆ アンケートは過去1年間(2017年8月～2018年7月)を対象にご記入下さい。
- ◆ ご記入頂きましたアンケートは単組でまとめてフード連合にご提出下さい。(個人→単組→フード連合)
- ◆ このアンケートは厳重に管理し、公正取引委員会等へ取引慣行の改善を求めていく材料にのみ使用します。
なお、公正取引委員会は独自調査に基づき正勧告等を行いますので、フード連合からの具体的な改善要請内容が公表されることはありません。

・ご記入者の勤務している企業の業態は製造業ですか？ 卸売業ですか？ ○印をご記入下さい。

(①製造業 ②卸売業)

・ご記入者の該当する主な担当先・業種に○印をご記入下さい(複数可)。

(①総合スーパー(GMS) ②食品スーパー(SM) ③ディスカウントストア(DS) ④コンビニ(CVS) ⑤ホームセンター ⑥ドラッグストア
⑦生協 ⑧百貨店 ⑨ホテル ⑩外食産業 ⑪卸店 ⑫加工用ユーザー(原材料供給先) ⑬通信販売(EC) ⑭その他)

設問1 優越的地位の濫用行為について (全員ご回答下さい。)

1. 押し付け販売、労務提供など「優越的地位の濫用行為」を受けたことがありますか？

①たくさんある ②時々ある ③まったくない

2. 具体的事例(困っている・悩んでいる事例)があれば、その「取引先名・具体的内容」などを空欄にご記入下さい。

※ 2つ以上の具体的事例がある場合はコピーをしてご使用下さい。

＜具体的事例1＞

(1) 取引先名() (2) 所在都道府県()

※(1)取引先名は店舗名もご記入下さい。

(3) 業態() (4) 濫用行為の名称() ※(3)業態、(4)濫用行為の名称は選択肢より番号でご記入下さい。

《業態》

①総合スーパー(GMS) ②食品スーパー(SM) ③ディスカウントストア(DS) ④コンビニ(CVS) ⑤ホームセンター ⑥ドラッグストア ⑦生協 ⑧百貨店
⑨ホテル ⑩外食産業 ⑪卸店 ⑫加工用ユーザー(原材料供給先) ⑬通信販売(EC) ⑭その他

《濫用行為》

①不当な返品 ②不当な値引き ③不当な委託販売取引 ④特売商品等の買ったたき ⑤特別注文品の受領拒否
⑥押し付け販売 ⑦労務提供(陳列/販売/製造応援等) ⑧不当な利益の收受(協賛金・物流センターフィー等)
⑨要求拒否の場合の不利益な取扱 ⑩公取委への報告に対する不利益な取扱 ⑪その他

(5) 優越的地位の濫用の具体的事例内容

(6) 上記の優越的地位の濫用事例をどのようにとらえましたか？ ()

①あくまで個人的な要請ととらえた。 ②店舗、会社からの要請ととらえた。 ③どちらとも言えない。

＜具体的事例2＞

(1) 取引先名() (2) 所在都道府県()

※(1)取引先名は店舗名もご記入下さい。

(3) 業態() (4) 濫用行為の名称() ※(3)業態、(4)濫用行為の名称は選択肢より番号でご記入下さい。

＜業態＞

①総合スーパー(GMS) ②食品スーパー(SM) ③ディスカウントストア(DS) ④コンビニ(CVS) ⑤ホームセンター ⑥ドラッグストア ⑦生協 ⑧百貨店
⑨ホテル ⑩外食産業 ⑪卸店 ⑫加工用ユーザー(原材料供給先) ⑬通信販売(EC) ⑭その他

＜禁止行為＞

①不当な返品 ②不当な値引き ③不当な委託販売取引 ④特売商品等の買ったたき ⑤特別注文品の受領拒否
⑥押し付け販売 ⑦労務提供(陳列/販売/製造応援等) ⑧不当な利益の收受(協賛金・物流センターフィー等)
⑨要求拒否の場合の不利益な取扱 ⑩公取委への報告に対する不利益な取扱 ⑪その他

(5) 優越的地位の濫用の具体的事例内容

(6) 上記の優越的地位の濫用事例をどのようにとらえましたか? ()

①あくまで個人的な要請ととらえた。 ②店舗、会社からの要請ととらえた。 ③どちらとも言えない。

3. 上記事例が「⑥押し付け販売」の場合、以下にご記入下さい。

・具体的に買わされた商品に○印をご記入下さい(複数可)。

①おせち ②うなぎ ③ワイン(含むボジョレーヌーボー) ④ギフト(中元・歳暮) ⑤ケーキ ⑥スーツ・ネクタイ ⑦恵方巻
⑧イベントチケット ⑨その他()

・具体的に買わされた商品のうち、最高額の商品に○印をご記入下さい。

①おせち ②うなぎ ③ワイン(含むボジョレーヌーボー) ④ギフト(中元・歳暮) ⑤ケーキ ⑥スーツ・ネクタイ ⑦恵方巻
⑧イベントチケット ⑨その他()

・1回あたりの金額は… 最高額()円

・頻度は… 年間()回程度 ※1年間に何回程度あったかご記入ください

・負担は… ①ほぼ会社負担 ②ほぼ自己負担 ③折半 ④ケース・バイ・ケース

4. 上記事例が「⑦労務提供」の場合、以下にご記入下さい。

・頻度は… 年間()回程度 ※1年間に何回程度あったかご記入ください

・曜日は… ①主に平日 ②平日/休日両方 ③主に休日

・時間帯は… ①通常業務内(半日以内) ②通常業務内(終日) ③早朝/深夜含む(半日以内) ④早朝/深夜含む(終日)

設問2 大規模小売業告示について(全員ご回答下さい。)

大規模小売業告示や独占禁止法では、小売業者やホテル・外食産業の優越的地位の濫用を規制しており、私たち納入業者にとって重要な法律です。別添「大規模小売業告示って知っていますか?」をご覧頂き、以下の設問にご回答下さい。

1. あなたは大規模小売業告示の存在を知っていますか?

①知っている ②知らない

2. あなたは大規模小売業告示における優越的地位の濫用行為(別添)の10の行為を知っていますか?

()は濫用行為の数です。

①よく知っている(8以上) ②やや知っている(7~4) ③あまり知らない(3~1) ④まったく知らない

3. 取引先から明らかに告示に違反する内容の要請を受けた場合、どのように対応していますか?

①(内容にもよるが主に)会社・上司に相談し指示を仰ぐ ②(")その場で断る

③(")その場で受けざるを得ない ④無理な要請を受けたことはない ⑤その他()

設問3 労務提供について

大規模小売業告示では、労務提供を要請する際には、事前に派遣条件について覚書を締結することや、相応の日当を支払うことを義務付けています。それを踏まえ、以下の設問にご回答下さい。

1. あらかじめ覚書等を締結することを知っていますか?

①知っている ②知らない

2. あらかじめ覚書等を締結せずに、労務提供を要請している取引先はありますか?

①たくさんある(ほとんどの得意先がそう) ②時々ある ③まったくない

3. 相応の日当を支払うことを知っていますか?

①知っている ②知らない

4. 日当を支払わずに、労務提供を要請している取引先はありますか?

①たくさんある(ほとんどの得意先がそう) ②時々ある ③まったくない

設問4 中間取引との関係 (卸売業者の方のみご回答下さい)

優越的地位の濫用として問題となり得る行為については、卸売業者が取引先納入業者である製造業者に対して行っている事例も見られるところであり、こうした行為の背景として、卸売業者が取引先の大規模小売業者から種々の要請を受け、それにこたえるためにこうした行為を行うなど、大規模小売業者の行為に起因している可能性もあります。それを踏まえ、以下の設問にご回答下さい。

1. 取引先業者に対し「優越的地位の濫用行為」をしましたか?

①たくさんある ②時々ある ③まったくない

具体的内容(困っている・悩んでいる事例など)があれば、ご記入下さい。

設問5 改善事例や今後の改善策について

これまでの改善事例や今後の改善策があれば、ご記入下さい。

・ 回答にご協力いただいた方で、今後の改善につなげていくために、後日単組を通じて詳細な問い合わせをさせていただきます。ご了承ください。

単組名 () 労働組合 氏名 ()

～ 以上 ご協力ありがとうございました。～

◆ 優越的地位の濫用行為を行った事業者に公正取引委員会が行う措置

(1) 排除措置命令（独占禁止法第 20 条）

- ・違反行為の差止め
- ・契約条項の削除
- ・その他違反行為を排除するために必要な措置

(2) 課徴金納付命令（独占禁止法第 20 条の 6）

違反行為に係る期間（3 年間を上限とします。）における違反行為の相手方との取引額に算定率（1%）を掛けた額の課徴金が課されます。

（参考）2011 年以降の優越的地位の濫用事件、排除措置命令及び課徴金納付命令

- | | | |
|-------------------|-----------|--------------------------------------|
| ・ 2011 年 6 月 22 日 | （株）山陽マルナカ | 排除措置命令及び課徴金納付命令 課徴金額 2 億 2216 万円 |
| ・ 2013 年 7 月 3 日 | （株）ラルズ | 排除措置命令及び課徴金納付命令 課徴金額 12 億 8713 万円 |
| ・ 2014 年 6 月 5 日 | ダイレックス（株） | 排除措置命令及び課徴金納付命令 課徴金額 12 億 7416 万円 |

『大規模小売業告示』って知っていますか？

1 不当な返品

・購入業者から購入した商品を返品すること

【具体例】

セール終了後に売れ残った商品を返品すること

予定した販売数は売ってほしいよね。どうしようあの返品・・・



※次の場合を除く

- ・購入業者の責めに帰すべき事由がある場合
- ・一定の条件を満たす返品条件付取引の場合
- ・納入業者からの返品の出荷があり、かつ、当該返品が納入業者の直接の利益となる場合

2 不当な値引き

・商品納入後に納入価格の値引きをさせること

【具体例】

商品購入後に月末の在庫調整等のために更に値引きを要求すること

売れない分を値引きしろと言われても・・・これ以上は無理ですよ



※納入業者の責めに帰すべき事由がある場合を除く

3 不当な委託販売取引

・正常な商習慣に照らして著しく不利益となるような条件で、自己等と委託販売取引をさせること

【具体例】 **利益0円**

従来、甲商品の粗利をA円として買取仕入れにより仕入れてきたところ、突然、仕入れ方法を買取仕入れから委託仕入れに変更し、他の取引条件等が変らないにも関わらず、委託仕入れにおける委託手数料を従前の粗利と同じA円とすること



4 特売商品等の買ったとき

・特売等の用に供する商品について、自己等に対する通常の納入価格と比べて著しく低い価格を定めて納入させること

【具体例】

セール用の商品について、一方的に納入業者の仕入価格を下回る価格で納入させること



聞いてないよお



5 特別注文品の受領拒否

・PB商品など、特別の規格等を指定して注文した後で、その商品の受領を拒むこと

【具体例】

PB商品を発注後、売れ行き不振を理由に同商品の受領を拒否すること

PB商品だから回しが聞かないよお



※納入業者の責めに帰すべき事由がある場合を除く
※納入業者の同意を得て、通常生じる損失を大規模小売業者が負担する場合を除く

6 押し付け販売等

・正当な理由がある場合を除き、納入業者が希望しないにも関わらず、自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること

【具体例】

購入しないと今後の納入取引に影響すると受け取られるような要請をすること



いくらお客様とはいえ、スーツを5着も無理だよ・・・

7 納入業者の従業員等の不当使用等

・自己等の業務に従事させるため、納入業者の従業員等を派遣させ、又は自己等が雇用する従業員等の人件費を負担させること

【具体例】

梱卸業務に従事させるため、派遣に必要となる費用を負担することなく、納入業者に従業員を派遣させること(いわゆる販売応援等)

※あらかじめ納入業者の同意を得て、納入業者の納入品の販売業務に従事させる場合を除く
※派遣条件について予め納入業者と合意し、かつ、派遣に通常必要な費用を負担する場合を除く



文房具の陳列をやれって言われた。食品メーカーなんてどなあ・・・

8 不当な経済上の利益の収益等

・納入業者が本来提供する必要のない金銭等提供させること
・納入業者の得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭等を提供させること

【具体例】

広告費用として、実際に要した費用を超えて協賛金を提供させること

協賛金高すぎますよ・・・



9 要求拒否の場合の不利益な取り扱い

・納入業者が上記1～8の要求に応じないことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止

言うこと聞けないなら金払わん。もう出入り禁止！



10 公正取引委員会への報告に対する不利益な取り扱い

⊘ 納入業者が上記1～9の事実を公正取引委員会に知らせようとしたことを理由に、不利益な取り扱いをすることを禁止



大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を規制するルール(10の禁止行為)のことです(2005年11月施行)

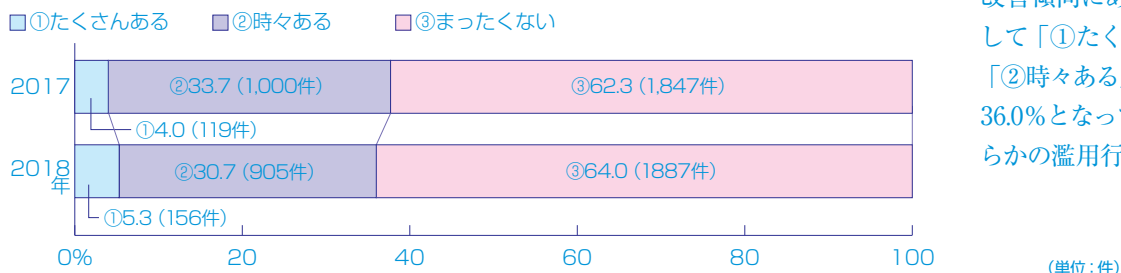
1～10の項目が禁止行為です！

調査結果報告

設問1 優越的地位の濫用行為について（全員回答）

1. 押し付け販売、労務提供など「優越的地位の濫用行為」を受けたことがありますか？

「優越的地位の濫用行為」は未だ約4割が受けている！



「③まったくない」が64.0%で昨年の62.3%より若干増加し改善傾向にある一方で、依然として「①たたくさんある」が5.3%、「②時々ある」が30.7%、併せて36.0%となっており、約4割が何らかの濫用行為を受けている。

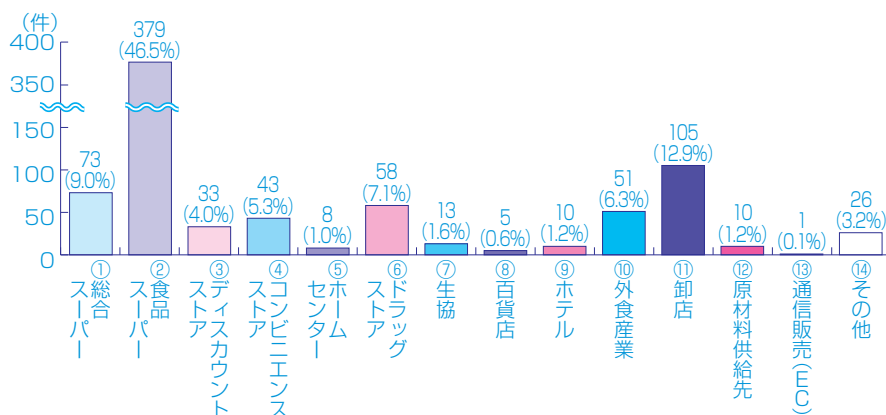
| | 2018年 | | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | |
|----------|-------|--------|-------|--------|----------|-------|--------|-------|--------|
| ①たたくさんある | 156 | 5.3% | 119 | 4.0% | ①たたくさんある | 168 | 5.8% | 132 | 5.7% |
| ②時々ある | 905 | 30.7% | 1,000 | 33.7% | ②何度かある | 645 | 22.4% | 548 | 23.5% |
| ③まったくない | 1,887 | 64.0% | 1,847 | 62.3% | ③あまりない | 852 | 29.5% | 755 | 32.3% |
| 合計 | 2,948 | 100.0% | 2,966 | 100.0% | 合計 | 2,884 | 100.0% | 2,336 | 100.0% |

2. 具体的事例（困っている・悩んでいる事例があれば、その「取引先名・具体的内容」）

(1) 取引先名 (2) 所在都道府県 (5) 具体的事例 については事例一覧 (p.19以降) に掲載。

(3) 濫用行為の業態

「総合スーパー」と「食品スーパー」で5割以上を占めている！

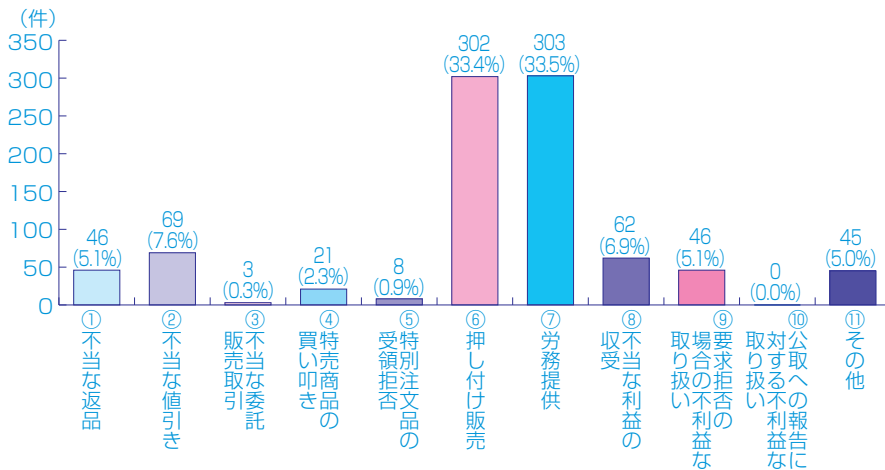


業態については、「②食品スーパー」46.5%（昨年52.3%）、「①総合スーパー」9.0%（昨年11.5%）と昨年よりも減少しているものの、スーパー関係併せて55.5%（昨年63.8%）を占めている。「⑩外食産業」が6.3%（昨年2.5%）となっており、2012年以降大きく増加している。また、「⑪卸店」は12.9%（昨年10.4%）、「④コンビニエンスストア」は5.3%（昨年3.9%）となっており、昨年よりも増加している。

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | | 2012年 | |
|-------------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①総合スーパー | 73 | 9.0% | ▼ | 83 | 11.5% | 88 | 11.1% | 70 | 11.1% | 73 | 10.9% | 137 | 12.9% | 40 | 13.1% |
| ②食品スーパー | 379 | 46.5% | ▼ | 376 | 52.3% | 420 | 53.1% | 332 | 52.9% | 310 | 46.2% | 511 | 48.3% | 119 | 39.0% |
| ③ディスカウントストア | 33 | 4.0% | ▼ | 42 | 5.8% | 44 | 5.6% | 27 | 4.3% | 40 | 6.0% | 84 | 7.9% | 17 | 5.6% |
| ④コンビニエンスストア | 43 | 5.3% | ▲ | 28 | 3.9% | 34 | 4.3% | 44 | 7.0% | 30 | 4.5% | 86 | 8.1% | 71 | 23.3% |
| ⑤ホームセンター | 8 | 1.0% | ▼ | 11 | 1.5% | 9 | 1.1% | 5 | 0.8% | 5 | 0.7% | 10 | 0.9% | 0 | 0.0% |
| ⑥ドラッグストア | 58 | 7.1% | ▼ | 56 | 7.8% | 63 | 8.0% | 39 | 6.2% | 49 | 7.3% | 58 | 5.5% | 19 | 6.2% |
| ⑦生協 | 13 | 1.6% | ▲ | 6 | 0.8% | 8 | 1.0% | 2 | 0.3% | 4 | 0.6% | 9 | 0.8% | 2 | 0.7% |
| ⑧百貨店 | 5 | 0.6% | ▲ | 1 | 0.1% | 3 | 0.4% | 1 | 0.2% | 1 | 0.1% | 10 | 0.9% | 3 | 1.0% |
| ⑨ホテル | 10 | 1.2% | ▲ | 5 | 0.7% | 5 | 0.6% | 6 | 1.0% | 8 | 1.2% | 11 | 1.0% | 3 | 1.0% |
| ⑩外食産業 | 51 | 6.3% | ▲ | 18 | 2.5% | 18 | 2.3% | 17 | 2.7% | 26 | 3.9% | 27 | 2.5% | 3 | 1.0% |
| ⑪卸店 | 105 | 12.9% | ▲ | 75 | 10.4% | 77 | 9.7% | 66 | 10.5% | 106 | 15.8% | 83 | 7.8% | 18 | 5.9% |
| ⑫原材料供給先 | 10 | 1.2% | ▲ | 7 | 1.0% | 6 | 0.8% | 7 | 1.1% | 8 | 1.2% | 10 | 0.9% | 2 | 0.7% |
| ⑬通信販売(EC) | 1 | 0.1% | | | | | | | | | | | | | |
| ⑭その他 | 26 | 3.2% | ▲ | 11 | 1.5% | 16 | 2.0% | 12 | 1.9% | 11 | 1.6% | 23 | 2.2% | 8 | 2.6% |
| 合計 | 815 | 100.0% | | 719 | 100.0% | 791 | 100.0% | 628 | 100.0% | 671 | 100.0% | 1,059 | 100.0% | 305 | 100.0% |

(4) 濫用行為の名称

「労務提供」と「押し付け販売」が6割以上を占める！

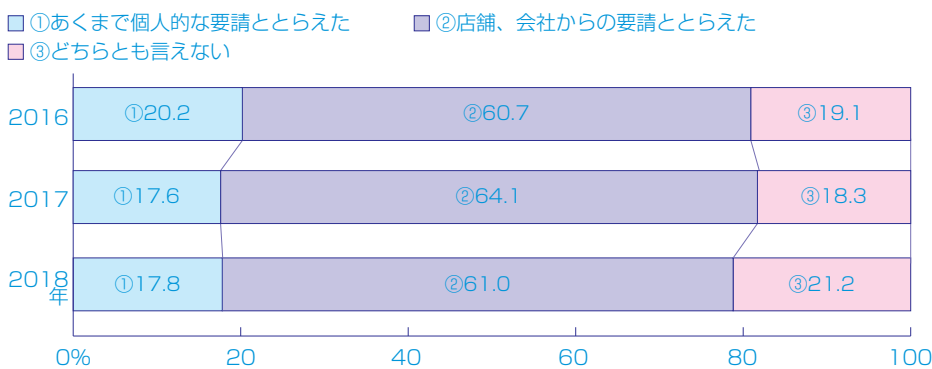


(単位：件)

| | 2018年 | 変化 | 2017年 | 2016年 | 2015年 | 2014年 | 2013年 | 2012年 |
|----------------------|------------|----|------------|------------|------------|------------|--------------|------------|
| ① 不当な返品 | 46 5.1% | ▼ | 48 6.1% | 55 6.4% | 39 5.7% | 69 8.8% | 78 7.0% | 14 4.6% |
| ② 不当な値引き | 69 7.6% | ▼ | 67 8.5% | 71 8.3% | 61 8.8% | 74 9.4% | 99 8.9% | 24 7.9% |
| ③ 不当な委託販売取引 | 3 0.3% | ▼ | 8 1.0% | 3 0.3% | 2 0.3% | 6 0.8% | 3 0.3% | 2 0.7% |
| ④ 特売商品の買い叩き | 21 2.3% | ▼ | 37 4.7% | 33 3.8% | 21 3.0% | 39 4.9% | 54 4.9% | 9 3.0% |
| ⑤ 特別注文品の受領拒否 | 8 0.9% | ▲ | 5 0.6% | 6 0.7% | 6 0.9% | 4 0.5% | 12 1.1% | 3 1.0% |
| ⑥ 押し付け販売 | 302 33.4% | ▲ | 187 23.7% | 231 26.9% | 216 31.3% | 221 28.0% | 329 29.6% | 106 35.0% |
| ⑦ 労務提供 | 303 33.5% | ▼ | 302 38.3% | 296 34.4% | 226 32.8% | 239 30.3% | 367 33.0% | 85 28.1% |
| ⑧ 不当な利益の收受(協賛金等) | 62 6.9% | ▼ | 56 7.1% | 61 7.1% | 41 5.9% | 79 10.0% | 93 8.4% | 29 9.6% |
| ⑨ 要求拒否の場合の不利益な取り扱い | 46 5.1% | ▼ | 47 6.0% | 51 5.9% | 52 7.5% | 38 4.8% | 54 4.9% | 20 6.6% |
| ⑩ 公取への報告に対する不利益な取り扱い | 0 0.0% | ▼ | 5 0.6% | 5 0.6% | 1 0.1% | 0 0.0% | 2 0.2% | 0 0.0% |
| ⑪ その他 | 45 5.0% | ▲ | 26 3.3% | 48 5.6% | 25 3.6% | 19 2.4% | 22 2.0% | 11 3.6% |
| 合計 | 905 100.0% | | 788 100.0% | 860 100.0% | 690 100.0% | 788 100.0% | 1,113 100.0% | 303 100.0% |

(6) 優越的地位の濫用事例をどのようにとらえましたか

6割以上の回答者が「店舗、会社からの要請」ととらえている！



(単位：件)

| | 2018年 | 変化 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|-------------------|------------|----|------------|------------|------------|
| ① あくまで個人的な要請ととらえた | 128 17.8% | ▲ | 112 17.6% | 142 20.2% | 114 19.4% |
| ② 店舗、会社からの要請ととらえた | 440 61.0% | ▼ | 407 64.1% | 426 60.7% | 377 64.1% |
| ③ どちらとも言えない | 153 21.2% | ▲ | 116 18.3% | 134 19.1% | 97 16.5% |
| 合計 | 721 100.0% | | 635 100.0% | 702 100.0% | 588 100.0% |

濫用行為の名称の割合については、「⑦労務提供」33.5%（昨年38.3%）が一番多くなっている。二番目に多いのは「⑥押し付け販売」33.4%（昨年23.7%）となっている。

なお、「⑦労務提供」と「⑥押し付け販売」併せて66.9%（昨年62.0%）と依然として6割以上を占めており、2012年以降同様の傾向となっている。

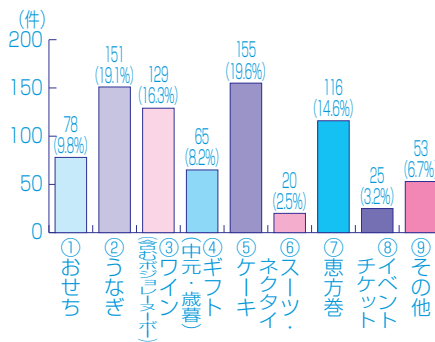
「①あくまで個人的な要請ととらえた」が17.8%（昨年17.6%）、「②店舗、会社からの要請ととらえた」が61.0%（昨年64.1%）となっており、「店舗、会社からの要請」ととらえている割合が依然として6割以上を占めている。

3. 「押し付け販売」の事例について

(1) 「押し付け販売」(具体的に買われた商品)について

約7割が「ケーキ」「うなぎ」「ワイン」「恵方巻」!

| | 2018年 | |
|-------------------|-------|--------|
| ①おせち | 78 | 9.8% |
| ②うなぎ | 151 | 19.1% |
| ③ワイン(含むボジョレーヌーボー) | 129 | 16.3% |
| ④ギフト(中元・歳暮) | 65 | 8.2% |
| ⑤ケーキ | 155 | 19.6% |
| ⑥スーツ・ネクタイ | 20 | 2.5% |
| ⑦恵方巻 | 116 | 14.6% |
| ⑧イベントチケット | 25 | 3.2% |
| ⑨その他 | 53 | 6.7% |
| 合計 | 792 | 100.0% |



具体的に買われた商品については、「⑤ケーキ」(19.6%)が一番多く、二番目に多いのは「②うなぎ」(19.1%)、三番目に多いのは「③ワイン(含むボジョレーヌーボー)」(16.3%)、四番目に多いのは「⑦恵方巻」(14.6%)となっている。

(2) 1回あたりの金額

最高額は150,000円!

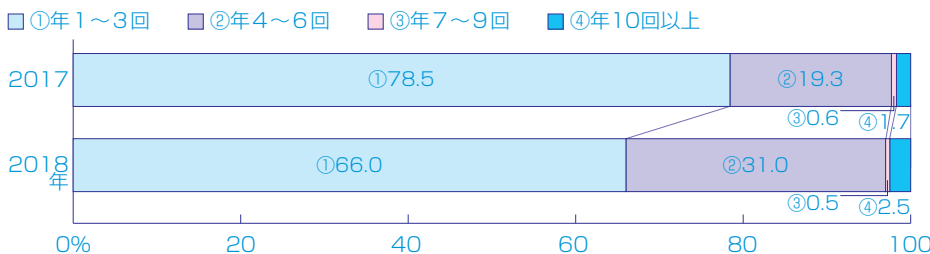
| | 2018年 | | | | 2017年 | | | | 2016年 | | | |
|-------------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|
| | 件数 | MAX | MIN | 平均 | 件数 | MAX | MIN | 平均 | 件数 | MAX | MIN | 平均 |
| ①総合スーパー | 10 | 40,000 | 2,000 | 9,450 | 12 | 70,000 | 1,600 | 8,808 | 18 | 50,000 | 1,000 | 14,333 |
| ②食品スーパー | 107 | 60,000 | 1,500 | 12,107 | 99 | 200,000 | 1,200 | 16,499 | 120 | 200,000 | 1,500 | 17,429 |
| ③ディスカウントストア | 6 | 40,000 | 15,000 | 26,667 | 8 | 50,000 | 1,000 | 18,813 | 12 | 40,000 | 2,000 | 12,333 |
| ④コンビニエンスストア | 26 | 30,000 | 1,500 | 7,827 | 16 | 20,000 | 2,000 | 6,625 | 15 | 35,000 | 1,000 | 12,133 |
| ⑤ホームセンター | 1 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑥ドラッグストア | 9 | 15,000 | 2,600 | 6,733 | 6 | 10,000 | 1,980 | 6,163 | 4 | 10,000 | 3,000 | 6,000 |
| ⑦生協 | 4 | 50,000 | 4,000 | 18,500 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑧百貨店 | 1 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 1 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| ⑨ホテル | 3 | 50,000 | 15,000 | 28,333 | 5 | 50,000 | 15,000 | 30,200 | 4 | 500,000 | 5,000 | 201,250 |
| ⑩外食産業 | 14 | 150,000 | 10,000 | 41,714 | 9 | 36,000 | 5,000 | 15,222 | 8 | 500,000 | 5,000 | 148,125 |
| ⑪卸店 | 19 | 50,000 | 1,500 | 13,679 | 14 | 30,000 | 2,000 | 11,714 | 20 | 500,000 | 3,000 | 47,100 |
| ⑫原材料供給先 | 1 | 78,000 | 78,000 | 78,000 | - | - | - | - | 1 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| ⑬通信販売(EC) | 1 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑭その他 | 7 | 100,000 | 2,000 | 36,343 | 175 | 50,100 | 4,328 | 14,560 | 206 | 169,818 | 3,455 | 27,558 |
| 件数合計/平均 | 209 | 48,071 | 10,221 | 15,116 | 175 | 50,100 | 4,328 | 14,560 | 206 | 169,818 | 3,455 | 27,558 |

「押し付け販売」を受けた金額の最高額から見ると、「⑩外食産業」(1件)で150,000円、「⑫原材料供給先」(1件)で78,000円、「②食品スーパー」(3件)で60,000円となっている。

また、件数が多いのは「②食品スーパー」で、最高額平均は12,107円(107件)となっている。

(3) 年間頻度

6割以上が「年1~3回」と回答!



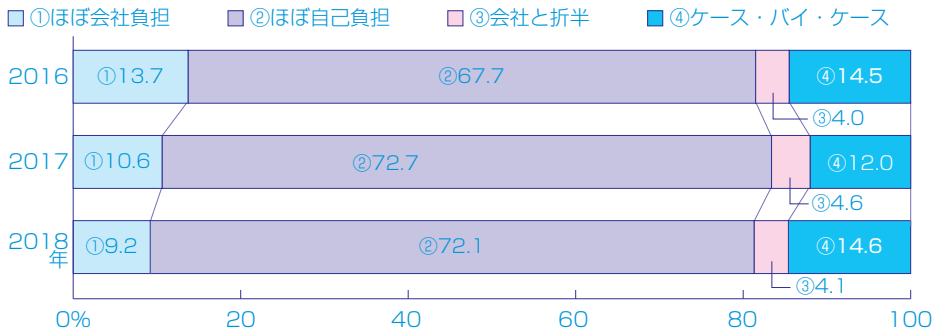
年間頻度は、「①年1~3回」が66.0%(昨年78.5%)でもっとも多い。また、「②年4~6回」は31.0%(昨年19.3%)、「③年7~9回」は0.5%(昨年0.6%)、「④年10回以上」は2.5%(昨年1.7%)となっている。

(単位:件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | |
|---------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①年1~3回 | 134 | 66.0% | ▼ | 142 | 78.5% | 171 | 78.4% | 121 | 67.6% | 153 | 70.5% | 224 | 65.1% |
| ②年4~6回 | 63 | 31.0% | ▲ | 35 | 19.3% | 44 | 20.2% | 48 | 26.8% | 56 | 25.8% | 96 | 27.9% |
| ③年7~9回 | 1 | 0.5% | ▼ | 1 | 0.6% | 1 | 0.5% | 3 | 1.7% | 2 | 0.9% | 8 | 2.3% |
| ④年10回以上 | 5 | 2.5% | ▲ | 3 | 1.7% | 2 | 0.9% | 7 | 3.9% | 6 | 2.8% | 16 | 4.7% |
| 合計 | 203 | 100.0% | | 181 | 100.0% | 218 | 100.0% | 179 | 100.0% | 217 | 100.0% | 344 | 100.0% |

(4) 負担

7割以上が「ほぼ自己負担」！



負担については、「②ほぼ自己負担」が72.1% (昨年72.7%) とほぼ同様の割合となっている。

また、「①ほぼ会社負担」が9.2% (昨年10.6%) と減少している。「③会社と折半」は4.1% (昨年4.6%)、「④ケース・バイ・ケース」は14.6% (昨年12.0%) となっている。

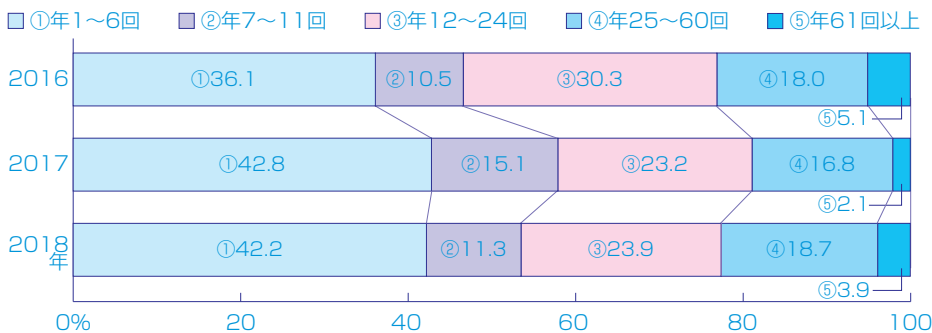
(単位: 件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | |
|-------------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①ほぼ会社負担 | 27 | 9.2% | ▼ | 23 | 10.6% | 34 | 13.7% | 19 | 10.8% | 28 | 12.7% | 46 | 12.2% |
| ②ほぼ自己負担 | 212 | 72.1% | ▼ | 157 | 72.7% | 168 | 67.7% | 124 | 70.5% | 146 | 66.1% | 239 | 63.4% |
| ③会社と折半 | 12 | 4.1% | ▼ | 10 | 4.6% | 10 | 4.0% | 12 | 6.8% | 10 | 4.5% | 14 | 3.7% |
| ④ケース・バイ・ケース | 43 | 14.6% | ▲ | 26 | 12.0% | 36 | 14.5% | 21 | 11.9% | 37 | 16.7% | 78 | 20.7% |
| 合計 | 294 | 100.0% | | 216 | 100.0% | 248 | 100.0% | 176 | 100.0% | 221 | 100.0% | 377 | 100.0% |

4. 「労務提供」

(1) 年間頻度

約4割が「年1~6回」と回答！



頻度については、「①年1~6回」が42.2% (97件) である一方で、「②年7~11回」が11.3% (26件)、「③年12~24回」が23.9% (55件)、「④年25~60回」が18.7% (43件)、労務提供を要請されている。

(単位: 件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | |
|----------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①年1~6回 | 97 | 42.2% | ▼ | 122 | 42.8% | 106 | 36.1% | 61 | 35.5% | 23 | 15.5% | 138 | 36.8% |
| ②年7~11回 | 26 | 11.3% | ▼ | 43 | 15.1% | 31 | 10.5% | 26 | 15.1% | | | | |
| ③年12~24回 | 55 | 23.9% | ▲ | 66 | 23.2% | 89 | 30.3% | 47 | 27.3% | 77 | 52.0% | 128 | 34.1% |
| ④年25~60回 | 43 | 18.7% | ▲ | 48 | 16.8% | 53 | 18.0% | 34 | 19.8% | 40 | 27.0% | 85 | 22.7% |
| ⑤年61回以上 | 9 | 3.9% | ▲ | 6 | 2.1% | 15 | 5.1% | 4 | 2.3% | 8 | 5.4% | 24 | 6.4% |
| 合計 | 230 | 100.0% | | 285 | 100.0% | 294 | 100.0% | 172 | 100.0% | 148 | 100.0% | 375 | 100.0% |

※2015年から年換算とし、2014年以前もそれに合わせて集計しています。

(2) 曜日

休日を含む労務提供は2割5分！



休日に労務提供を要請されている割合は、「③主に休日」が2.2%、「②平日/休日両方」が22.8%、併せて25.0%となっている。

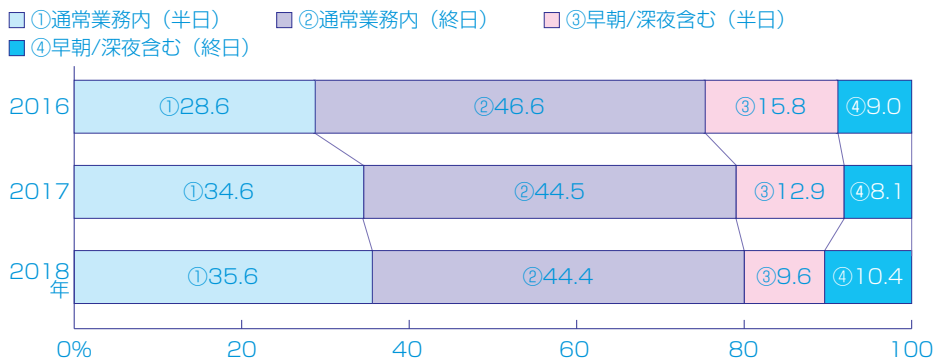
また、昨年は「③主に休日」、「②平日/休日両方」、併せて27.2%となっており、減少している。

(単位: 件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | |
|----------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①主に平日 | 200 | 74.9% | ↗ | 209 | 72.8% | 219 | 69.5% | 137 | 74.9% | 142 | 74.3% | 276 | 74.4% |
| ②平日/休日両方 | 61 | 22.8% | ↗ | 61 | 21.3% | 85 | 27.0% | 39 | 21.3% | 42 | 22.0% | 82 | 22.1% |
| ③主に休日 | 6 | 2.2% | ↘ | 17 | 5.9% | 11 | 3.5% | 7 | 3.8% | 7 | 3.7% | 13 | 3.5% |
| 合計 | 267 | 100.0% | | 287 | 100.0% | 315 | 100.0% | 183 | 100.0% | 191 | 100.0% | 371 | 100.0% |

(3) 時間帯

早朝/深夜の労務提供は、未だ2割で要請されている！



早朝/深夜に労務提供を要請されている時間帯は、「③早朝/深夜含む(半日)」が9.6%、「④早朝/深夜含む(終日)」が10.4%で併せて20.0%となっている。

また、昨年は「③早朝/深夜含む(半日)」、「④早朝/深夜含む(終日)」、併せて21.0%となっており、2015年以降減少傾向にある。

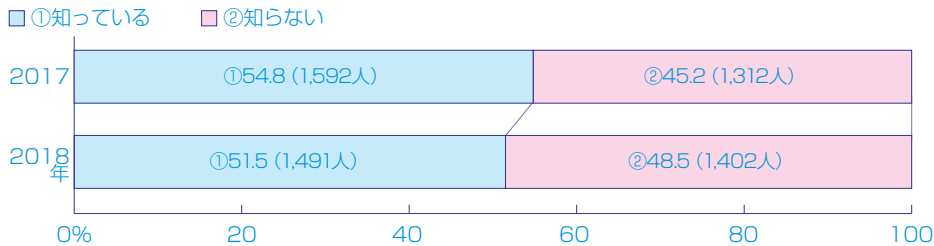
(単位: 件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | |
|--------------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①通常業務内(半日) | 96 | 35.6% | ↗ | 94 | 34.6% | 89 | 28.6% | 42 | 24.0% | 73 | 31.6% | 119 | 28.5% |
| ②通常業務内(終日) | 120 | 44.4% | ↘ | 121 | 44.5% | 145 | 46.6% | 81 | 46.3% | 112 | 48.5% | 188 | 45.1% |
| ③早朝/深夜含む(半日) | 26 | 9.6% | ↘ | 35 | 12.9% | 49 | 15.8% | 26 | 14.9% | 30 | 13.0% | 73 | 17.5% |
| ④早朝/深夜含む(終日) | 28 | 10.4% | ↗ | 22 | 8.1% | 28 | 9.0% | 26 | 14.9% | 16 | 6.9% | 37 | 8.9% |
| 合計 | 270 | 100.0% | | 272 | 100.0% | 311 | 100.0% | 175 | 100.0% | 231 | 100.0% | 417 | 100.0% |

設問2 大規模小売業告示について（全員回答）

1. あなたは大規模小売業告示の存在を知っていますか？

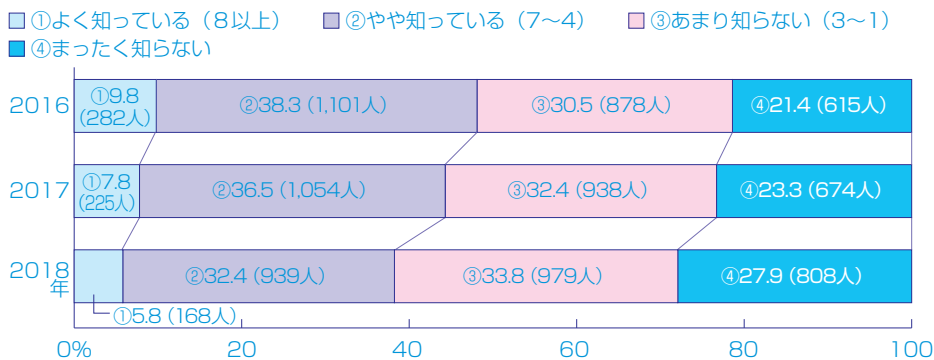
約5割が「知らない」と回答！



大規模小売業告示の存在については、「①知っている」が51.5%、「②知らない」が48.5%と回答している。「②知らない」と回答している営業担当者は、2017年（45.2%）、2018年（48.5%）と増加傾向にある。

2. あなたは大規模小売業告示の優越的地位の濫用行為の10の行為を知っていますか？

6割以上が「あまり知らない」「まったく知らない」と回答！

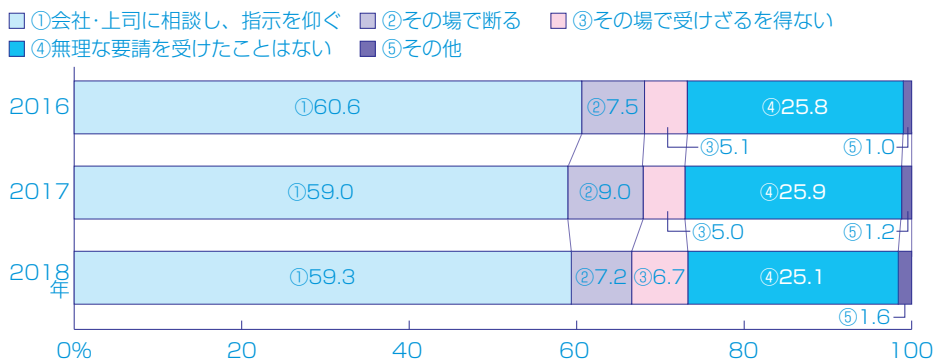


大規模小売業告示の内容の認知度については、「①よく知っている（8以上）」が5.8%、「②やや知っている（7~4）」が32.4%となっている。一方で、「③あまり知らない（3~1）」が33.8%、「④まったく知らない」が27.9%、併せて61.7%となっている。

そして、2016年（51.9%）、2017年（55.7%）、2018年（61.7%）と増加傾向にある。

3. 取引先から明らかに告示に違反する内容の要請を受けた場合、どのように対応していますか？

「その場で断る」ことができるのは1割以下！



会社・上司に相談し、指示を仰ぐ」が59.3%、「②その場で断る」が7.2%、「③その場で受けざるを得ない」が6.7%となっている。2014年以降ほぼ同様の割合となっており、その場で断ることができない状態が続いている。

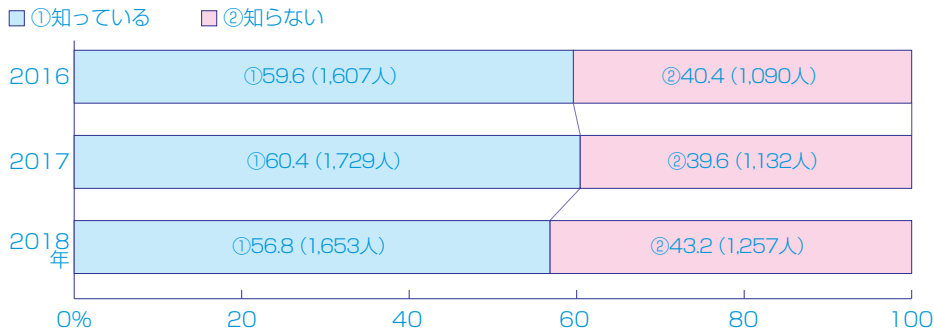
(単位：件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | 2014年 | | 2013年 | |
|------------------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| ①会社・上司に相談し、指示を仰ぐ | 1,694 | 59.3% | ▲ | 1,484 | 59.0% | 1,709 | 60.6% | 1,412 | 62.5% | 1,272 | 61.1% | 1,174 | 51.4% |
| ②その場で断る | 206 | 7.2% | ▲ | 226 | 9.0% | 212 | 7.5% | 175 | 7.7% | 147 | 7.1% | 169 | 7.4% |
| ③その場で受けざるを得ない | 192 | 6.7% | ▲ | 126 | 5.0% | 144 | 5.1% | 111 | 4.9% | 119 | 5.7% | 149 | 6.5% |
| ④無理な要請を受けたことはない | 718 | 25.1% | ▲ | 651 | 25.9% | 729 | 25.8% | 537 | 23.8% | 520 | 25.0% | 752 | 33.0% |
| ⑤その他 | 47 | 1.6% | ▲ | 30 | 1.2% | 27 | 1.0% | 26 | 1.1% | 24 | 1.2% | 38 | 1.7% |
| 合計 | 2,857 | 100.0% | | 2,517 | 100.0% | 2,821 | 100.0% | 2,261 | 100.0% | 2,082 | 100.0% | 2,282 | 100.0% |

設問3 労務提供について

1. あらかじめ覚書等を締結することを知っていますか？

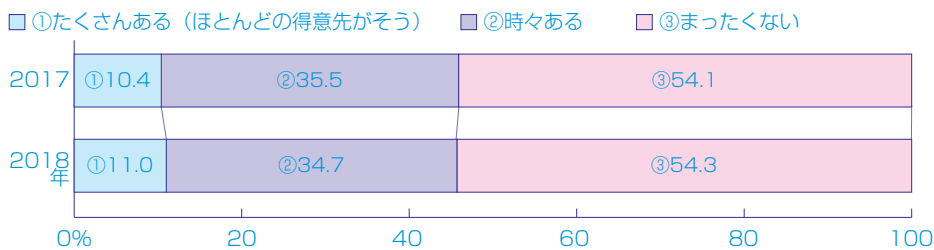
約4割が「知らない」と回答！



あらかじめ覚書等を締結することについては、「①知っている」が56.8%、「②知らない」が43.2%と回答している。

2. あらかじめ覚書を締結せずに、労務提供を要請している取引先はありますか？

4割以上が「ある」と回答！



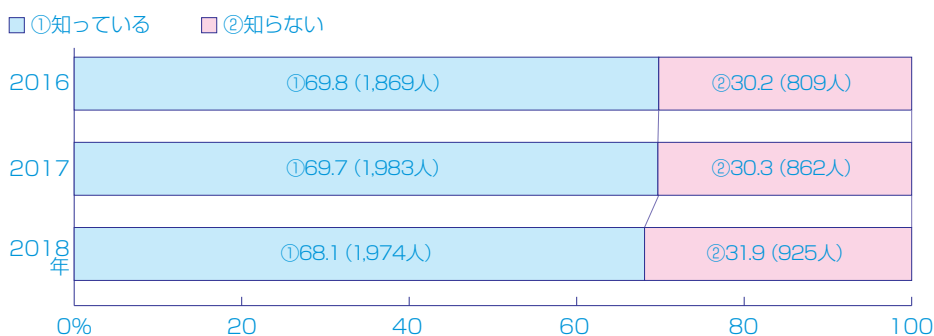
「①たくさんある」が11.0%、「②時々ある」が34.7%、併せて45.7%であり、4割以上の営業担当者が、あらかじめ覚書を締結せずに労務提供を要請している取引先があると回答している。

(単位：件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | | |
|-----------------------|-------|--------|----|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|
| ①たくさんある (ほとんどの得意先がそう) | 307 | 11.0% | ▲ | 287 | 10.4% | 232 | 8.4% | 179 | 8.7% | |
| ②時々ある | 970 | 34.7% | ▼ | 982 | 35.5% | 706 | 25.4% | 496 | 24.2% | |
| ③まったくない | 1,515 | 54.3% | ▲ | 1,497 | 54.1% | 1,125 | 40.5% | 874 | 42.6% | |
| 合計 | 2,792 | 100.0% | | 2,766 | 100.0% | 合計 | 2,776 | 100.0% | 2,051 | 100.0% |

3. 相応の日当を支払うことを知っていますか？

約3割が「知らない」と回答！

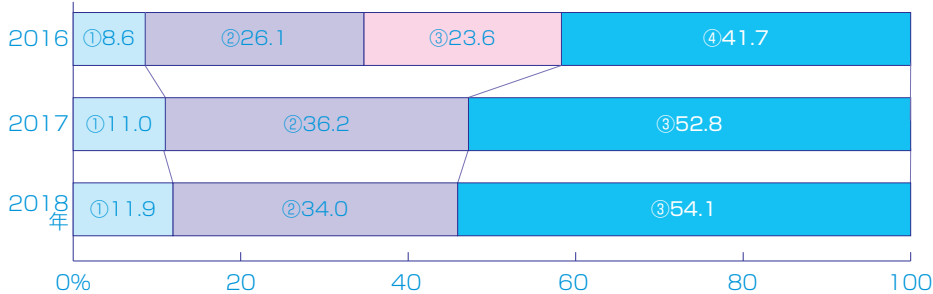


相応の日当を支払うことについては、「①知っている」が68.1%、「②知らない」が31.9%と回答している。

4. 日当を支払わずに、労務提供を要請している取引先はありますか？

4割以上が「ある」と回答！

2016年▶ ①たくさんある (ほとんどの得意先がそう) ②いくつかある ③あまりない ④まったくない
 2017・2018年▶ ①たくさんある (ほとんどの得意先がそう) ②時々ある ③まったくない



「①たくさんある」が11.9%、「②時々ある」が34.0%、併せて45.9%であり、4割以上の営業担当者が、日当が支払われずに労務提供を要請している取引先があると回答している。

(単位: 件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | |
|-----------------------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| ①たくさんある (ほとんどの得意先がそう) | 331 | 11.9% | ▲ | 307 | 11.0% | 238 | 8.6% | 172 | 8.4% |
| ②時々ある | 949 | 34.0% | ▲ | 1,008 | 36.2% | 725 | 26.1% | 526 | 25.8% |
| ③あまりない | 1,511 | 54.1% | ▲ | 1,470 | 52.8% | 655 | 23.6% | 450 | 22.0% |
| ④まったくない | | | ▲ | | | 1,157 | 41.7% | 894 | 43.8% |
| 合計 | 2,791 | 100.0% | | 2,785 | 100.0% | 2,775 | 100.0% | 2,042 | 100.0% |

設問4 中間取引との関係 (卸売業者の方のみ回答)

1. 取引先業者に対し「優越的地位の濫用行為」をしましたか？

濫用行為について「まったくない」が約9割！

2016年▶ ①たくさんある ②何度かある ③あまりない ④まったくない
 2017・2018年▶ ①たくさんある ②時々ある ③まったくない



「④まったくない」が88.5%で昨年の87.0%より増加し、改善が見られる。一方で、「①たくさんある」が2.9%、「②時々ある」が8.7%、併せて11.6%となっており、何らかの濫用行為を約1割が行ったと回答している。

(単位: 件)

| | 2018年 | | 変化 | 2017年 | | 2016年 | | 2015年 | |
|---------|-------|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 割合 | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| ①たくさんある | 17 | 2.9% | ▲ | 14 | 2.1% | 6 | 0.7% | 7 | 1.8% |
| ②時々ある | 51 | 8.7% | ▲ | 74 | 10.9% | 44 | 5.4% | 16 | 4.2% |
| ③あまりない | 521 | 88.5% | ▲ | 591 | 87.0% | 186 | 22.6% | 54 | 14.2% |
| ④まったくない | | | ▲ | | | 586 | 71.3% | 304 | 79.8% |
| 合計 | 589 | 100.0% | | 679 | 100.0% | 822 | 100.0% | 381 | 100.0% |

設問5 改善事例や今後の改善策について

1. これまでの改善事例や今後の改善策についてはP.26に掲載

資 料

優越的地位の濫用事例が 3 件以上挙げた会社及び事例内容

(1) A【卸店】9 件（昨年 4 件）

- ・欠品させないため、過剰在庫を持ち、その後返品など<2 件>。
- ・二重引き、一人のセールスのみ。
- ・不当な返品が多すぎて困っている。
- ・特売残などの異常な返品。欠品するなら物を持ってこい。返品作業の手間賃をよこせ等。
- ・メーカーに関係のないセンター開設に伴うセンターフィーの要求。
- ・不明瞭な値引き（ドラッグストアの処分値引きを水増し？）発注納品した商品の許容が切れたと返品もしくは販売条件の提示がある。
- ・土曜日、日曜日、休日の小売店への手伝い、フォローの要求。
- ・精度を欠いた発注のため恒常的に在庫許容切れの返品が発生する。発注担当者の変更により以前より改善されたが、余分に発注し残ったら返品という体質は変更なし。

(2) B【食品スーパー】6 件（昨年 13 件）

- ・チケット購入。
- ・商品の購入依頼。
- ・付き合いもあるので、すべて会社の経費で処理してほしい。
- ・告知なく定番商品をカットし、割引販売の一部負担をさせる。
- ・ケーキ等、おせちの販売。金離れによって取引状況が優位に働く。
- ・メーカーに対する販売がある（ボジョレー10 本、ケーキ 2 個、お寿司・巻寿司 2 本など）。

(3) C【総合スーパー】4 件（昨年 9 件）

- ・定番商品の補充の要求。
- ・月曜日に陳列に来ないメーカーの商品は、販売しない。
- ・新店や改装時の労務提供。費用請求の提出が厳格化しつつあるが、結局出席せざるを得ない状況になってしまう。
- ・日当等、対価は支払われているが、改装頻度が毎週のようにあり、多すぎる。「改装応援を断っても売上等に影響はございません」と言われても断り辛い。

(4) D【卸店】3 件（昨年 7 件）

- ・値引き、陳列の強制参加。
- ・利益補填や協賛金の強要。
- ・商品部からの新店・改装店陳列応援の要請を、取引先卸である〇〇〇からも受けている。

(5) E【食品スーパー】3件（昨年5件）

- ・協賛金、社内見回り時に陳列要請。
- ・毎年「うなぎ」を買わされる。毎年値上げをしている。国産うなぎかば焼き約3,000円！ 毎年「恵方巻」を買わされる。
- ・押し付け販売はどうか止めてもらいたい。○○○グループ企業だということに労務提供時も書類、支払い一切無い。早く公取のガサ入れが入れば良い！毎年春、秋2～3日間行なわれる。覚書等一切無し。
(棚替えキャラバンと称される)

(6) F【総合スーパー】3件（昨年4件）

- ・陳列応援の日当が支給されない<3件>。

(7) G【ドラッグストア】3件（昨年1件）

- ・ボジョレーヌーヴォー、クリスマスケーキ、正月おせちの購入要請。
- ・特売条件とは別途にチラシ代、アプリ代など販促と関係ないと思われる協賛が発生。重複と思われる条件も考えられる。
- ・陳列要請はほぼ週1回。半期ごとに貢献度と称して、ベンダーから昨年の参加回数と今年の参加回数を比較する表が送られてくる。特に何もペナルティーは無いが、参加しないといけないのかとプレッシャーを感じる。

(8) H【ディスカウントストア】3件（昨年0件）

- ・品出し等の商品補充を当たり前と捉える動き。
- ・新店オープンやチラシ掲載時のイベント要求。
- ・事前での確定納品分（年末のおせち商材など）の年明け残の返品、または値下げ補填の要求など。

取引慣行アンケート 優越的地位の濫用、具体的事例一覧

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売年間(回) | 負担 | 労務提供頻度(回) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 |
|------|------|------|--------|---------------|--|--|--|------------|-----------|----|-----------|--------|---------|
| | | | | | <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> 返品 →①不当な返品 値引き →②不当な値引き 委託 →③不当な委託販売取引 買叩 →④特売商品等の買いたたき PB →⑤特別注文品の受領拒否 押付 →⑥押し付け販売 労務 →⑦労務提供(陳列/販売/製造応援等) 協賛金 →⑧不当な利益の収受(協賛金・物流センターフィー等) 拒否 →⑨要求拒否の場合の不利な取扱い 公取 →⑩公取委への報告に対する不利な取扱い その他 →⑪その他 | <p>【押付販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> おせち うなぎ ワイン (含むボジョレーヌーボー) ギフト ケーキ スイーツ 恵方巻 チケット その他 | <p>【押付販売負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社 →①ほぼ会社負担 自己 →②ほぼ自己負担 折半 →③折半 ケース →④ケース・バイ・ケース <p>【労務提供曜日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日 →①主に平日 両方 →②平日/休日両方 休日 →③主に休日 <p>【労務提供時間帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常平日 →①通常業務内(半日以内) 通常終日 →②通常業務内(終日) 早深平日 →③早朝/深夜含む(半日以内) 早深終日 →④早朝/深夜含む(終日) | | | | | | |
| 1 | * | 北海道 | SM | 押付 | 毎年「うなぎ」を買わされる。毎年値上げをしている。国産うなぎかば焼き約3,000円! 毎年「恵方巻」を買わされる。 | うなぎ、ケーキ、恵方巻 | うなぎ、ケーキ | 1,500 | 2 | 会社 | | | |
| 2 | * | 北海道 | SM | 押付 | 〇〇〇の押し付け販売はどうか止めてもらいたい。〇〇〇グループ企業だというのがこの年に労務提供時も書類、支払い一切無い。早く公取のガサ入れが入れれば良い! 毎年春、秋2~3日間行なわれる。賞金等一切無し。(糊替えキャラバンと称される) 〇〇〇!! | うなぎ、恵方巻 | うなぎ | 3,000 | 1 | 自己 | | | |
| 3 | * | 北海道 | SM | 協賛金 | 協賛金、〇〇社内見回り時に陳列要請。 | | | | | | | | |
| 4 | * | 北海道 | 卸店 | 値引き | 二重引き、一人のセールスのみ。 | | | | | | | | |
| 5 | * | 北海道 | 卸店 | 返品・値引き・拒否 | 〇〇〇販売企業に対し、原価値下げ要求が多く、出さないと不当な扱いを受ける。特売導入の削減等。 | | | | | | | | |
| 6 | * | 北海道 | SM・生協 | 拒否 | 原価を下げないと特売導入しないと商談で圧力をかける。 | | | | | | | | |
| 7 | * | 青森県 | 百貨店 | 押付 | イベント終了後の残った商品を各取引業者に押し付けて販売していた。 | その他(菓子、麺) | | 2,000 | 1 | 自己 | | | |
| 8 | * | 青森県 | 卸店 | 返品 | 過剰在庫が発生しやすくて返品で引取りを要望される。引取り以外で処分販売をする場合、見切り条子がメーカー持ちとなる。交渉の余地がない。 | | | | | | | | |
| 9 | * | 青森県 | 卸店 | 押付 | 店舗改装時の応援。 | チケット | | 50,000 | 2 | 会社 | | | |
| 10 | * | 岩手県 | ﾄﾞﾗｯｸﾞ | 押付 | ボジョレーヌーヴォー、クリスマスケーキ、正月おせちの購入要請。 | | | | | | | | |
| 11 | * | 岩手県 | ﾄﾞﾗｯｸﾞ | 労務 | 陳列要請はほぼ週1回、半期ごとに貢献度と称して、ベンダーから昨年の参加回数と今年の参加回数を比較する表が送られてくる。特に何もベンダー側には無いが、参加しないといけないのかとプレッシャーを感じる。 | おせち、ワイン、ケーキ | ワイン | 5,000 | 3 | 自己 | 60 | 平日 | 通常終日 |
| 12 | * | 岩手県 | ﾄﾞﾗｯｸﾞ | 協賛金 | 特売条件とは別途にチラシ代、アプリ代など販促と関係ないと思われる協賛が発生。重複と思われる条件も考えられる。 | | | | | | | | |
| 13 | * | 岩手県 | 卸店 | 返品 | 過剰在庫が発生しやすくて返品で引取りを要望される。引取り以外で処分販売をする場合、見切り条子がメーカー持ちとなる。交渉の余地がない。 | | | | | | | | |
| 14 | * | 宮城県 | DS | 労務 | 店舗改装応援/酒類以外の商品陳列/自社商品以外のPOP作成。 | | | | | | | | |
| 15 | * | 宮城県 | 生協 | 労務 | 企画、催事の陳列は基本メーカー任せ。 | | | | | | | | |
| 16 | * | 宮城県 | 卸店 | 返品・値引き・買叩・協賛金 | 商品が納品になった後の勝手値引きが頻繁にある。見込み発注で取った商品が余り返品になる。 | | | | | | | | |
| 17 | * | 宮城県 | その他 | 押付 | 賞金を割当てられる。 | その他(年越そば) | その他(年越そば) | 13,000 | 1 | 自己 | | | |
| 18 | * | 山形県 | SM | 値引き | 誤納品に対して迷惑料と利益補填として値引きの強要。 | | | | | | | | |

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売最高額の商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売年度(回) | 負担 | 労務提供年度(回) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 |
|------|------|------|-----|------------|--|-----------------------------|-------------|------------|-----------|-----|-----------|--------|---------|
| 19 | * | 山形県 | SM | 労務 | 返品の強制。改装等の強制。 | スーツ | | | | | 6 | 両方 | 通常終日 |
| 20 | * | 山形県 | DS | 押付 | スーツの購入要求。 | スーツ | スーツ | 40,000 | 1 | ケース | | | |
| 21 | * | 福島県 | SM | 押付 | 過去の事例で挙げた。2017年後半～は、押し付け販売はない。 | うなぎ、ワイン、ケーキ、恵方巻 | ケーキ | 5,000 | 2 | 自己 | | | |
| 22 | * | 福島県 | SM | 押付 | 過去の事例で挙げた。2017年後半～は、押し付け販売はない。 | | | | | | | | |
| 23 | * | 福島県 | SM | 労務 | 年に数回棚替え応援と称して、半日以上拘束。 | | | | | | 5 | 平日 | 通常終日 |
| 24 | * | 福島県 | SM | 協賛金 | リベートの不当な要求。 | | | | | | | | |
| 25 | * | 福島県 | SM | 押付 | スーツ、宝石等販売。 | スーツ | スーツ | 30,000 | 2 | 自己 | | | |
| 26 | * | 茨城県 | SM | 労務 | 事業所印、事業所長印の捺印に一定の期間がかかることに理解を示さず高圧的に書類提出を求められた。契約の見込み数値において、何度も同じような書類を要求された。 | | | | | | 10 | 平日 | 通常終日 |
| 27 | * | 群馬県 | SM | 労務・拒否 | バイヤー業務をメーカーに押し付けている。 | | | | | | | | |
| 28 | * | 群馬県 | DS | 労務 | 3か月に1度の棚卸し。 | | | | | | | | |
| 29 | * | 群馬県 | HC | 値引き・拒否 | 特売商品の販売決定後、提案していた納価より低い納価で発注を入れたら、卸とメーカーでその分を補填しろとの要求。 | | | | | | | | |
| 30 | * | 群馬県 | 卸店 | 値引き・協賛金・拒否 | 卸時に在庫過多のため倉庫をリースしたからと協賛金の要請。1ヵ月後の6月中旬当りに卸各セールスからメーカーセールスに連絡。要請を断ると、御社の要望に応えることができなくなるよ？との返答。 | | | | | | | | |
| 31 | * | 埼玉県 | SM | 値引き | 見積り提示をはるかに下回る値段に変更している。 | | | | | | | | |
| 32 | * | 埼玉県 | SM | 買叩 | 特売商品に対して、高額の費用請求を求められ、出せなければ商品カット等の話をされる。 | | | | | | | | |
| 33 | * | 埼玉県 | SM | 押付 | 得意先の販売ノルマに足りないということで協力でほしいと要求あり。 | その他 | その他(賞品ギフト券) | | 1 | 自己 | | | |
| 34 | * | 埼玉県 | SM | 労務 | 改装、キャラバン。 | | | | | | | | |
| 35 | * | 埼玉県 | SM | 値引き・労務 | 長時間の労務提供。強制値引き。 | | | | | | | | |
| 36 | * | 埼玉県 | 外食 | 押付 | ケーキ、うなぎ、おせち、そばなどを強制的に買われる。 | おせち、うなぎ、ギフト、ケーキ、恵方巻、チケット | おせち | 45,000 | 20 | 自己 | | | |
| 37 | * | 埼玉県 | 外食 | 協賛金 | 新倉庫を建てるための資金を払えと言われている(200万円)。 | | | | | | | | |
| 38 | * | 埼玉県 | その他 | 値引き・買叩・労務 | 卸価格、お店への店着納価を教えるも言うことができない。拒否されています。 | ギフト | ギフト | | 1 | 自己 | 30 | 平日 | 通常終日 |
| 39 | * | 千葉県 | GMS | 労務 | 仰喝されるなど。 | | | | | | 12 | 平日 | 早深終日 |
| 40 | * | 千葉県 | SM | 労務 | 販売応援、陳列。 | | | | | | | | |
| 41 | * | 千葉県 | SM | 労務 | 返品対応。 | | | | | | | | |
| 42 | * | 千葉県 | SM | 労務・協賛金 | マネキンをしないと、商品を定番棚に入れてくれない。新商品導入の棚替え応援。 | | | | | | | | |
| 43 | * | 東京都 | GMS | 買叩 | 本来「協力して欲しい」と頼まれ対応している年末年始福袋への商品提供において、商談後、購入改善要求が来た。即回答のため、のまざるを得なかった。 | | | | | | | | |
| 44 | * | 東京都 | SM | 返品 | スーパー、ドラッグストアなどの陳列作業。 | | | | | | | | |
| 45 | * | 東京都 | SM | 買叩 | 〇〇〇については、当社だけでなく、その他メーカー・卸も困っている問題であり、〇〇〇のためにも指摘・改善する必要がある。 | | | | | | | | |
| 46 | * | 東京都 | SM | 買叩 | 上記記入済の小売と中間取引からのメーカーへの圧迫には辟易している。 | | | | | | | | |
| 47 | * | 東京都 | SM | 押付 | 催事品の購入を頼まれる。 | | | | | | | | |
| 48 | * | 東京都 | SM | 押付 | 取引先は季節物商材(おせち、進物等)ノルマがあるようで、買ってほしいと言われたことはある。 | おせち、うなぎ、ワイン、ギフト、ケーキ、恵方巻、その他 | おせち | 20,000 | 4 | 自己 | | | |
| 49 | * | 東京都 | SM | 労務 | 例)半年に一度のキャラバン。 | | | | | | | | 通常終日 |
| 50 | * | 東京都 | SM | 労務 | 小売業から言われたことに対して、断ることをせず勝手に了承してメーカーにすべて対応させている。 | | | | | | | | 早深終日 |

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売最高額の商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売頻度(回) | 負担 | 労務提供頻度(回) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 |
|------|------|------|-------|--------|--|--------------------------|------------------------|------------|-----------|-----|-----------|--------|---------|
| 51 | * | 東京都 | SM | 拒否 | 価格改定の拒否、それによる取引の不公平。 | | | | | | | | |
| 52 | * | 東京都 | ドラッグ | 労務 | 〇〇〇商品部から新店・改装店陳列応援の強い要請を受けている(労務提供覚書連絡はあるが、断った場合に取引の不利を持ちかけられた。一旦は上回同行のうえ、口頭で断っている)。 | | | | | | | | |
| 53 | * | 東京都 | 百貨店 | 協賛金 | 企業オリジナル商品の消化対応。 | | | | | | | | |
| 54 | * | 東京都 | 外食 | 協賛金 | すぐ協賛の話になる。酒類のみ。食品会社にはない。 | | | | | | | | |
| 55 | * | 東京都 | 卸店 | 労務 | 〇〇〇商品部からの新店・改装店陳列応援の要請を、取引先御である〇〇〇からも受けている。 | | | | | | | | |
| 56 | * | 東京都 | 卸店 | 労務 | 懇親会が多すぎる。行かないと数字に影響していく。 | | | | 15 | 自己 | | 平日 | 早深半日 |
| 57 | * | 東京都 | 卸店 | 協賛金 | 協賛金の強要(会社が言い出したので、協賛してほしい)。 | | | | | | | | |
| 58 | * | 東京都 | 卸店 | 協賛金 | 先方の決算前の執拗な要求。 | | | | | | | | |
| 59 | * | 東京都 | 外食・卸店 | 返品・PB | 販売期間終了後の返品。 | | | | | | | | |
| 60 | * | 神奈川県 | DS | 協賛金 | 競合店対抗の補てん。年契未達なのに要求。株式配当金半額協賛。 | | | | | | | | |
| 61 | * | 石川県 | SM | 押付 | 年末ギフト。 | その他(歳暮ギフト(タバコ含む)) | その他(タバコ) | 12,000 | 1 | 自己 | | | |
| 62 | * | 石川県 | SM | 押付 | お歳暮商品の購入要請。 | その他(お歳暮商品いろいろ) | | 60,000 | 1 | ケース | | | |
| 63 | * | 石川県 | HC | 労務 | 店舗フォロー内容によるもの(週単位でのコール数等々)。 | | | | 104 | 自己 | | 平日 | 通常半日 |
| 64 | * | 福井県 | SM | 押付・労務 | 納品販売、品出し応援。 | うなぎ、ワイン、恵方巻、その他(クリスマス商材) | | 5,000 | 5 | 自己 | | 平日 | 通常半日 |
| 65 | * | 福井県 | DS | 協賛金 | 新店オープンやチラシ掲載時のイベント要求。 | | | | | | | | |
| 66 | * | 福井県 | DS | 返品・値引き | 事前での確定納品分(年末のおせち商材など)の年明け残の返品、または値下げ補填の要求など。 | | | | | | | | |
| 67 | * | 福井県 | HC | 労務 | 店舗フォロー内容によるもの(週単位でのコール数等々)。 | | | | 104 | 自己 | | 平日 | 通常半日 |
| 68 | * | 福井県 | HC | 労務 | 品出し等の商品補充を当たり前と捉える動き。 | | | | | | | | |
| 69 | * | 長野県 | 卸店 | 返品 | 精度を欠いた発注により不動在庫を発生させメーカーに返品の要求をする。 | | | | | | | | |
| 70 | * | 長野県 | 卸店 | 返品 | 精度を欠いた発注のため恒常的に在庫許容切れの返品が発生する。発注担当者の変更により以前より改善されたが、余分に発注し残った返品という体質は変更なし。 | | | | | | | | |
| 71 | * | 長野県 | 卸店 | 労務 | 食品スーパー等の休日応援をすべてメーカーに押し付ける。 | | | | | | | | |
| 72 | * | 岐阜県 | GMS | 押付・その他 | 無償の労働力(いわゆる応援)の慣習的な要請。 | | | | 30 | 両方 | | | 早深終日 |
| 73 | * | 岐阜県 | SM | 返品 | 店舗で期限がきたものを問屋に返し、それをメーカーが引き取りをさせられている。 | | | | | | | | |
| 74 | * | 岐阜県 | ドラッグ | 労務 | 日当支払いのない陳列応援要請。 | | | | | | | | |
| 75 | * | 愛知県 | GMS | 押付 | PB商品の押し付け販売。 | その他(PB商品、ティッシュペーパー、飲料) | その他(PB商品、ティッシュペーパー、飲料) | 2,500 | 2 | 自己 | | | |
| 76 | * | 愛知県 | GMS | 労務 | 月曜日に陳列にこないメーカーの商品は、販売しない。 | | | | | | | | 通常半日 |
| 77 | * | 愛知県 | GMS | 労務 | 〇〇〇の定番商品の補充の要求。 | | | | | | | | 通常半日 |
| 78 | * | 愛知県 | GMS | 押付・その他 | 無償の労働力(いわゆる応援)の慣習的な要請。 | | | | | | | | 早深終日 |
| 79 | * | 愛知県 | SM | 返品 | 売れ残った製品を処分させる。買い戻させる。 | | | | | | | | |
| 80 | * | 愛知県 | SM | 押付 | 商品の購入依頼。 | おせち、うなぎ、ワイン、恵方巻 | おせち | 3,000 | 5 | 自己 | | | |
| 81 | * | 愛知県 | SM | 押付 | ケーキ等、おせちの販売。金離れによって取引状況が優位に動く。 | おせち、うなぎ、ワイン、ケーキ、恵方巻 | おせち | 15,000 | 10 | 自己 | | | |
| 82 | * | 愛知県 | SM | 押付 | クリスマスケーキの購入をお願いされた。 | ケーキ | ケーキ | 2,000 | 1 | 自己 | | | |

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売最高額の商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売頻度(年間) | 負担 | 労務提供頻度(年間) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 |
|------|------|------|------|-----------|--|----------------------|------------|------------|------------|-----|------------|--------|---------|
| 83 | * | 愛知県 | SM | 押付 | 正月のおせち料理、年末のオードブル皿の買取り依頼。 | おせち、ワイン | おせち | 5,000 | 1 | 自己 | 10 | 平日 | 通常半日 |
| 84 | * | 愛知県 | SM | 労務 | 陳列応援、販売応援。 | | | | | | | | |
| 85 | * | 愛知県 | SM | 労務 | 改装オープン時、計2日間陳列・販売応援。 | | | | | | | | |
| 86 | * | 愛知県 | SM | 労務 | 特売商品の陳列応援、新店、改装オープンの陳列応援。 | | | | | | 60 | 平日 | 通常終日 |
| 87 | * | 愛知県 | SM | 労務 | 19:00からの店舗改装陳列や、7:00からの店舗改装に応援要請がある。 | | | | | | | 平日 | 通常終日 |
| 88 | * | 愛知県 | ドラッグ | 労務 | 改装・陳列はある程度は良いが、棚卸し作業の依頼はなかなかあるものかと思う。 | | | | | | 3 | 平日 | 通常半日 |
| 89 | * | 愛知県 | 生協 | その他 | 指定日の価格改定拒否。 | | | | | | | | |
| 90 | * | 愛知県 | 外食 | 押付 | 客先からの恵方巻、クリスマスケーキ、うな重等の季節商品の購入依頼。 | | | | | | | | |
| 91 | * | 愛知県 | 卸店 | 返品 | 一方的に入荷許容基準を変更し、商品の受取拒否を実施。 | | | | | | | | |
| 92 | * | 愛知県 | 卸店 | 返品 | 入荷許容期限を独自に定め(賞味期限1/3マイナス20日)、それに沿わない商品を荷受しない(持ち戻らせる)という対応。 | | | | | | | | |
| 93 | * | 愛知県 | 卸店 | 押付 | ボジョレーヌーボの購入。 | ワイン | | 1,500 | 1 | 自己 | | | |
| 94 | * | 愛知県 | 卸店 | 返品・拒否 | 特売残などの異常な返品。返品するならば物を持ってこい。返品作業の手間賃をよこせ等。 | | | | | | | | |
| 95 | * | 愛知県 | 卸店 | 返品・労務・協賛金 | 欠品させないため、過剰在庫を持ち、その後返品など。 | | | | | | | | |
| 96 | * | 三重県 | GMS | 押付・その他 | 無償の労働力(いわゆる応援)の慣習的な要請。 | | | | | | 30 | 両方 | 早深終日 |
| 97 | * | 三重県 | SM | 押付 | おせち、ケーキを複数店舗から購入。 | おせち、ケーキ | | 10,000 | 1 | 自己 | | | |
| 98 | * | 滋賀県 | GMS | 返品・労務 | 陳列応援の日当が支給されない。 | | | | | | 50 | 平日 | 通常半日 |
| 99 | * | 京都府 | GMS | 返品・労務 | 陳列応援の日当が支給されない。 | | | | | | 50 | 平日 | 通常半日 |
| 100 | * | 京都府 | SM | 値引き | 価格交渉が高圧的である。 | | | | | | 50 | 平日 | 通常半日 |
| 101 | * | 京都府 | SM | 押付 | 商売上必要である。 | おせち、ワイン、ケーキ | その他 | 10,000 | 5 | 自己 | | | |
| 102 | * | 京都府 | SM | 押付 | うなぎ、クリスマスケーキ、恵方巻はかなり強く言ってくる。 | | | | | | | | |
| 103 | * | 京都府 | 卸店 | 値引き | 今の値段を断ったら売り上げが無くなるかと告げられた。 | うなぎ、ケーキ、恵方巻 | ケーキ | 2,000 | 3 | 自己 | | | |
| 104 | * | 大阪府 | GMS | 返品・労務 | 陳列応援の日当が支給されない。 | | | | | | 50 | 平日 | 通常半日 |
| 105 | * | 大阪府 | SM | 値引き | 付き合ひもあるので、すべて会社の経費で処理してほしい。 | | | | | | | | |
| 106 | * | 大阪府 | SM | 値引き | 告知なく定番商品をカットし、割引販売の一部負担をさせる。 | うなぎ、ワイン、ケーキ、恵方巻、チケット | ワイン | 40,000 | 1 | 折半 | | | |
| 107 | * | 大阪府 | SM | 値引き | 春と秋の棚替え(労務提供)。条件の通割要求(要求に応えなければ定番カット)。 | | | | | | | | |
| 108 | * | 大阪府 | SM | 押付 | メーカーに対する販売あり(ボジョレー10本、ケーキ2個、お寿司・巻寿司2本など)。 | うなぎ、ワイン、ケーキ、恵方巻、チケット | うなぎ | 30,000 | 4 | 自己 | | | |
| 109 | * | 大阪府 | SM | 押付 | 優越的地位の濫用行為は減らない。 | ワイン | | 2,000 | 1 | 自己 | | | |
| 110 | * | 大阪府 | SM | 押付 | チケット購入。 | うなぎ、ワイン、ケーキ、恵方巻、チケット | | 60,000 | 4 | ケース | | | |
| 111 | * | 大阪府 | SM | 労務 | 棚卸し。 | | | | | | 1 | 両方 | 通常半日 |
| 112 | * | 大阪府 | SM | 値引き・労務 | 役務支払のない労務提供。閉店店舗の処分費用請求。 | | | | | | 10 | 平日 | 早深半日 |
| 113 | * | 大阪府 | ドラッグ | 労務 | 無償の陳列応援。 | | | | | | 52 | 平日 | 通常終日 |
| 114 | * | 大阪府 | 卸店 | 返品 | 〇〇〇の不当な返品が多すぎて困っている。 | | | | | | | | |
| 115 | * | 大阪府 | 卸店 | 労務 | 土曜日、日曜日、休日の小売店への手伝い、フォローの要求。 | | | | | | | | |
| 116 | * | 大阪府 | 卸店 | 協賛金 | メーカーに関係のないセンター開設に伴うセンターフィーの要求。 | | | | | | | | |

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売最高額の商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売頻度年間(回) | 負担 | 労務提供頻度年間(回) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 |
|------|------|------|------|-----------|---|---------------------|-----------------|------------|-------------|----|-------------|--------|---------|
| 117 | * | 大阪府 | 卸店 | 値引き・その他 | 値引き、陳列の強制参加。 | | | | | | | | |
| 118 | * | 大阪府 | | 値引き | そういう会社である。 | | | | | | | | |
| 119 | * | 兵庫県 | SM | 買叩 | 欠品時のペナルティーとして過度の条件の要求。コストをのせずに安売り(赤字)。 | | | | | | | | |
| 120 | * | 兵庫県 | SM | 押付 | 夏、冬ギフト販売協力。 | ギフト、その他(タバコ) | ギフト、その他(タバコ) | 10,000 | 2 | 自己 | | | |
| 121 | * | 兵庫県 | SM | 押付 | 優越的地位の濫用ではないが、お付き合いとして購入(うなぎ、ワイン等)。 | うなぎ、ワイン | | 5,000 | 2 | 自己 | | | |
| 122 | * | 兵庫県 | SM | 押付 | うなぎ。 | | | | | | | | |
| 123 | * | 兵庫県 | その他 | 押付 | 強制ではなく良ければ買ってほしいとの催促。 | その他(タバコ) | その他(タバコ) | 4,400 | | 自己 | | | |
| 124 | * | 奈良県 | SM | 労務 | 〇〇〇のバイヤーが店長、品出しの方が体みの場合、各メーカーから品出しに行くルールとなっている。ルールを守れないなら商品止めるとのこともあった。 | | | | | | 24 | 平日 | 早深半日 |
| 125 | * | 和歌山県 | SM | 押付 | ケーキ等の押し付け販売(年3~4回)。 | おせち、うなぎ、ケーキ、恵方巻 | ケーキ | 3,000 | 4 | 自己 | | | |
| 126 | * | 鳥取県 | SM | 値引き | 事前に納品確定数量決定しているにもかかわらず、売れ残りの値引き依頼が当たり前のようにある。 | | | | | | | | |
| 127 | * | 岡山県 | GMS | 買叩 | 納価格の買いたたき、ドラッグストアとの売値での対応。 | | | | | | | | |
| 128 | * | 広島県 | SM | 押付 | うなぎ、スーツ、ケーキ。 | うなぎ、ワイン、ケーキ、スーツ、恵方巻 | うなぎ、ケーキ、スーツ、恵方巻 | 5,000 | 4 | 自己 | | | |
| 129 | * | 広島県 | SM | 押付 | うなぎの押し付け。 | うなぎ、ワイン、ケーキ、恵方巻 | うなぎ | 3,000 | 4 | 自己 | | | |
| 130 | * | 山口県 | SM | 拒否 | 要求価格拒否により非協力的と見なされ、企画および定番アイテム減少。 | | | | | | | | |
| 131 | * | 香川県 | CVS | その他 | 季節商材の購入要請。 | | | | | | | | |
| 132 | * | 香川県 | 卸店 | 拒否 | 利益補填や協賛金の強要。 | | | | | | | | |
| 133 | * | 福岡県 | GMS | その他 | 催事物の物品購買。 | うなぎ、ワイン、その他(炭酸飲料) | | 4,000 | 3 | 自己 | | | |
| 134 | * | 福岡県 | SM | 押付 | 新米の販売。 | その他(米) | その他(米) | 60,000 | | 折半 | | | 早深半日 |
| 135 | * | 福岡県 | SM | 労務 | 商談をするための順番取り(7:00~)⇒商談時間は9:30開始だが、時間通り始まらない。早朝からの順番取りがあったにもかかわらず、商談打ち切り(中止)を喰らうことにもたまにある。 | | | | | | 50 | 平日 | 早深半日 |
| 136 | * | 福岡県 | SM | 労務 | 早朝からの労務提供の強要。 | | | | | | | | |
| 137 | * | 福岡県 | SM | 値引き・押付 | 値引きの要請、物品の押し付け。 | ギフト | ギフト | 3,000 | 3 | 会社 | | | |
| 138 | * | 福岡県 | SM | 労務 | 毎月の月末棚卸し。 | | | | | | | | |
| 139 | * | 福岡県 | SM | 労務 | 毎月の月末棚卸し。 | | | | | | | | |
| 140 | * | 福岡県 | DS | 押付 | ギフトの購入依頼。 | | | | | | | | |
| 141 | * | 福岡県 | DS | 労務 | 催事商品などの納入時に、メーカーに陳列や売場作りの応援を求める場合がある(覚書き無し)。 | | | | | | | | |
| 142 | * | 福岡県 | ドラッグ | 労務 | 取引先従業員が行なう業務を納品メーカーに行なわせる(発注作業)。 | | | | | | | | |
| 143 | * | 福岡県 | 卸店 | 返品・値引き | 不明瞭な値引き(ドラッグストアの処分値引きを水増し?)発注納品した商品の許容が切れたと返品もしくは販売条件の提示がある。 | | | | | | 12 | 平日 | 通常終日 |
| 144 | * | 福岡県 | 卸店 | 返品・労務・協賛金 | 欠品させないため、過剰在庫を持ち、その後返品など。 | | | | | | | | |
| 145 | * | 長崎県 | SM | 押付 | 丑の日にうなぎの押し付け販売。 | うなぎ | うなぎ | 2,500 | 1 | 自己 | | | |
| 146 | * | 熊本県 | SM | その他 | 年に一度の各店の周年祭での景品を要請される。 | | | | | | | | |
| 147 | * | 大分県 | SM | 労務 | 大きな売り出しの時に、陳列と駐車場の整理を強要された。 | | | | | | 2 | 両方 | 通常半日 |
| 148 | * | 大分県 | SM | その他 | 具体的には、一般化している条件の引き出しによる圧力。 | | | | | | | | |
| 149 | * | 全国 | DS | 買叩 | 常識の範囲を超えた値段を言ってくる。 | | | | | | | | |

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売最高額の商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売頻度(回) | 負担 | 労務提供頻度(回) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 | | |
|------|------|------|--------|-----|--|----------------------|------------|------------|-----------|-----|-----------|--------|---------|------|------|
| 150 | * | 各県 | 卸店 | 押付 | よくはわからないが食品問屋を介して、ホテル、レストランなど。 | おせち、ワイン、ケーキ、恵方巻、チケット | | | | ケース | | | | | |
| 151 | * | 首都圏 | SM | 値引き | 不当な返品・勝手な条件請求。 | | | | | | | | | | |
| 152 | * | 北陸 | DS | 労務 | 陳列応援。 | | | | | | | | | | |
| 153 | * | 関西 | 卸店 | 労務 | おせち(商材含む)、ケーキの購入。 | | | | 2 | | | 平日 | 通常終日 | | |
| 154 | * | 関西 | | 労務 | 新店や改装時の労務提供。費用請求の提出が厳格化しつつあるが、結局出席せざるを得ない状況になってしまう。 | | | | 12 | | | 平日 | 通常終日 | | |
| 155 | * | 関西 | | 労務 | 新店や改装時の労務提供。費用請求の提出が厳格化しつつあるが、結局出席せざるを得ない状況になってしまう。 | | | | 12 | | | 平日 | 通常終日 | | |
| 156 | * | 関西 | | 労務 | 新店や改装時の労務提供。費用請求の提出が厳格化しつつあるが、結局出席せざるを得ない状況になってしまう。 | | | | 12 | | | 平日 | 通常終日 | | |
| 157 | * | | GMS | 労務 | 日当等、対価は支払われているが、改装頻度が毎週のようにあり、多すぎる。「改装応援を断っても売上等に影響はございません」と言われても断り辛い。 | うなぎ、ワイン、恵方巻 | うなぎ | 3,000 | 3 | 自己 | | | | | |
| 158 | * | | SM | 買叩 | 販売価格を指定し、必要値入率を伝えてきて明らかに原価を指定してきた。 | | | | | | | | | | |
| 159 | * | | SM | 押付 | 中元・歳暮販売(メーカーへの)。 | ギフト | ギフト | 5,000 | 2 | 自己 | | | | | |
| 160 | * | | SM | 押付 | クリスマスケーキ、土用の丑の日のうなぎの購入を促される。 | うなぎ、ケーキ | うなぎ | 4,500 | 2 | 自己 | | 5 | 平日 | 早深半日 | |
| 161 | * | | SM | 労務 | 改装の手伝い等。 | | | | | | | | 平日 | 通常半日 | |
| 162 | * | | SM | 労務 | 賞書の締結や日当の支払いなどそれをやらせやらないといけないからやっているだけで、労務提供をする側からするとあっても無くとも関係ない。行かないといけないし、日当の請求をすることもないのである。書く作業が無駄。必要ない。企業が法律上必要だから残しておきたいだけ。行った人全員に日当の支払をするように職務付けるなどしなないと何も変わらない。相手先も請求を知らせてやっている。 | | | | | | | 10 | 平日 | 通常終日 | |
| 163 | * | | SM | 労務 | 年末・盆など長期連休(社休日)の労務提供。 | ケーキ | ケーキ | 3,000 | 1 | 自己 | | 20 | 両方 | 通常終日 | |
| 164 | * | | SM | 労務 | 販売応援(新店、販促関連)。 | | | | | | | 20 | 両方 | 通常終日 | |
| 165 | * | | SM | 労務 | (陳列) 新店や改装店の前日陳列の際に1カテゴリー(例: 納豆、豆腐等) 1社1名は費用の請求が可能だが、1カテゴリー1名では時間内に作業が終了しないため2社2名で陳列を実施。そのため毎回社1名は費用請求ができない。(応援) 新店オープンの際には日配全カテゴリーのうち6カテゴリーに1社1名は陳列応援要請が発生。 | | | | | | | 32 | 両方 | 通常終日 | |
| 166 | * | | CVS | 労務 | 展示会でのサンプル無償提供、試食要員応援。 | | | | | | | | 2 | 平日 | 早深終日 |
| 167 | * | | 外食 | 押付 | 押し付けられていないが、買ってほしいような雰囲気だった。 | おせち、ギフト | おせち | 22,000 | 2 | 折半 | | | | | |
| 168 | * | | GMS・外食 | 返品 | 返品。 | | | | | | | | | | |
| 169 | * | | | 押付 | 今度は御付き合いで購入も有ったが、年々悪質になってきている。購入しないと商売に関して不利な扱いを受ける。 | | | | | | | | | | |
| 170 | * | | | 押付 | 商売に関係ない押し付け販売はやめて欲しい。 | | | | | | | | | | |
| 171 | * | | | 押付 | 優越的に押し付け販売をされたことはないが、協力をお願いされたことはある。 | うなぎ、ケーキ | うなぎ | 2,700 | 2 | 自己 | | | | | |
| 172 | * | | | 労務 | 量販店において、棚の整理やバックヤードからの在庫品の品出し等は行っている。実施しなければ、放っておかれるため自分達で行っているのが現状。改善方法が中々思いつかない。 | | | | | | | | | | |
| 173 | * | | | 労務 | 労務提供については、企業が賞金を締結する動きはあるもののメーカー側が日当を受け取らない場合が多く、「日当を受け取らない」ことを書面で回答を求められるケースがある。小売側も法令通りに実行しているものの結果的に実態にそぐわなくなっているのは疑問にも思う。 | | | | | | | | | | |
| 174 | * | | | 労務 | 〇〇〇では展示会要員として1日中働かされる。しかも日当、お弁当も一切出ない。改善を求む。 | | | | | | | | | | |
| 175 | * | | | 労務 | ローカルチェーンについては暗黙のルールかもしれないが、陳列応援を要請されることもある。 | | | | | | | | | | |
| 176 | * | | | 労務 | SM(の新店・改装陳列などは、企業側が出している支払契約書はあるが、形だけのものを受け取らないこととなっている)。 | | | | | | | | | | |
| 177 | * | | | 労務 | 日当さえ払えば労務提供は遠慮なく依頼できると勘違いしている小売りがある。 | | | | | | | | | | |

| 通し番号 | 取引先名 | 都道府県 | 業態 | 名称 | 具体的な事例内容 | 押付販売例 | 押付販売最高額の商品 | 押付販売最高額(円) | 押付販売年度(回) | 負担 | 労務提供年度(回) | 労務提供曜日 | 労務提供時間帯 |
|------|------|------|----|-----|--|-------|------------|------------|-----------|----|-----------|--------|---------|
| 178 | * | | | 労務 | 労務提供時は「店舗にたまたま寄った」とのことになっている。強制では無いと言われるが強制みたいなもの。 | | | | | | | | |
| 179 | * | | | 労務 | 担当企業の改装応援時は必ず、日当支払の覚書が事前に渡されているが、会社の決まりで、それを受け取ることばできません、日当無しで労務提供を受けざるを得ない状況となっている。 | | | | | | | | |
| 180 | * | | | 労務 | 診断部なので醤油・調味料の営業ではないため、小売り業者との取引はなく、質問と返答が噛み合っていないとは思いますが、労務提供？と思う事象を記入した(販促物作成に伴い覚書を締結し対応しているメーカーが社存在する)。 | | | | | | | | |
| 181 | * | | | 労務 | 先方には形式上、日当を支払う仕組みがあるが、こちらとしては受け取る口座もなく、どの部署が受け取ればいいのか分からず、申請はしていない。同じ状況のメーカーがほとんどだと思う。個人では仕事に差し支えることを恐れてなかなか訴えることはできないので、業界全体(各メーカー・トップ層やフード連合)からこう言った優越的地位の濫用撲滅を目指して動いて欲しい。 | | | | | | | | |
| 182 | * | | | 労務 | 所属会社が日当を受け取れないルールのため、改装応援の際に先方は払う気があるのに、受け取れない。 | | | | | | | | |
| 183 | * | | | 労務 | 当社は改装・店舗応援などは営業活動の一環という捉えのため、そもそも労務提供という位置づけではない。よって、日当については受け取らない運用である。 | | | | | | | | |
| 184 | * | | | 協賛金 | 協賛金の要請(決算期が多い) 間層からの要請。 | | | | | | | | |
| 185 | * | | | 協賛金 | 不当な利益の収受による圧力。 | ワイン | | | | | | | |
| 186 | * | | | 押付 | 外食産業の得意先より、年末のおせち等の購入依頼の対応が非常に困る。断っても商売上の影響はないと思うが、担当者としては精神的にストレスを抱える。 | | | | | | | | |
| 187 | * | | | 労務 | 小売から卸業へ依頼する資料作成などを、卸業からメーカーへ依頼する。 | | | | | | | | |
| 188 | * | | | 協賛金 | 協賛金の金額に応じて態度が変わることはあるが、日々の巡回業務等で改善可能である。 | | | | | | | | |
| 189 | * | | | | 取引条件。 | | | | | | | | |
| 190 | * | | | | 得意先の要望に応えなければならぬ状況が多々あるため、今まで以上に得意先との話し合いが必要である。 | | | | | | | | |
| 191 | * | | | | 内容が不透明な金の請求。なぜ必要なのかかわからない。 | | | | | | | | |
| 192 | * | | | | 日当の支払など、制度は形式化しており請求しないことが慣例となっている。 | | | | | | | | |
| 193 | * | | | | 先方の不注意で受注後時間後にオーダーが上がり、ルール上無理な配達日に何が何でも届けてくれと依頼されたことがある。 | | | | | | | | |
| 194 | * | | | | 期末リベート協賛要望など(卸店の倉庫へ納品が発生し、納品金額に対して0%、もしくは00万円の協賛)。 | | | | | | | | |
| 195 | * | | | | マネキン依頼。 | | | | | | | | |
| 196 | * | | | | 菓子卸業界はコンプライアンス不足。卸の仕事はメーカーに振ることがほとんど。 | | | | | | | | |

取引慣行アンケート 設問5 これまでの改善事例や今後の改善策

| 通し番号 | 分類名 | 都道府県 | 業態 | 改善事例や今後の改善策 |
|------|---------|------|---|---|
| | | | <p>【業態】</p> <p>GMS →①総合スーパー ドラッグ →⑥ドラッグストア 卸店 →①卸店</p> <p>SM →②食品スーパー 生協 →⑦生協 加工用 →②加工用ユーザー（原材料供給先）</p> <p>DS →③ディスプレイストア 百貨店 →⑧百貨店 EC →⑬通信販売（EC）</p> <p>CVS →④コンビニ ホテル →⑨ホテル その他 →⑩その他</p> <p>HC 外食 →⑭外食産業</p> | |
| 1 | 公取の機能強化 | 北海道 | 卸店 | 国として、弱者であるメーカーの立場を考え、卸、小売店に対してより一層厳しく対応していただきたい。 |
| 2 | 公取の機能強化 | 青森県 | 卸店 | 公取からは正命令を出してもらおう。 |
| 3 | 公取の機能強化 | 宮城県 | 卸店 | 特に返品に関しては、多数の問題から返ってきている。その対応で多くの時間を費やしているため、業界全体で減減を目指して欲しい。 |
| 4 | 公取の機能強化 | 宮城県 | 外食 | 量販店の労務提供は減少傾向だが、ホテル業界のチケット、おせちの押しつけ販売は改善される様子が無い。行政側からの強い指導が必要。 |
| 5 | 公取の機能強化 | 山形県 | 外食 | 量販店の労務提供は減少傾向だが、ホテル業界のチケット、おせちの押しつけ販売は改善される様子が無い。行政側からの強い指導が必要。 |
| 6 | 公取の機能強化 | 茨城県 | SM | 公正取引委員会に全国の有力小売り・ドラッグに対して立ち入り調査をして頂くしかない。競争激化のなか、我々は小売りからの要求は飲まざるをえない。立ち入り調査を強く希望する。 |
| 7 | 公取の機能強化 | 東京都 | SM | 公正取引委員会にがつりやうってもらいたい。 |
| 8 | 公取の機能強化 | 東京都 | SM | 行政や公正取引委員会からの指摘・ペナルティがないと変わらないと思う。 |
| 9 | 公取の機能強化 | 静岡県 | SM | 当該企業がつぶれるか、公取に刺されない限り続く。 |
| 10 | 公取の機能強化 | 愛知県 | 外食 | 法律で厳しく取り締まってほしい。今回記載はしていないが小売チェーンの陳列応援など完全に優越的地位の濫用。特にOO、大型ドラッグストア。 |
| 11 | 公取の機能強化 | 滋賀県 | GMS | 会社の規模が大きき量販店には即勧告すべき。 |
| 12 | 公取の機能強化 | 広島県 | SM | 是正に関する取り組みを継続的に行ってほしいとの要望有り。 |
| 13 | 公取の機能強化 | 鹿児島県 | SM | 事例が等があった場合は、調査をしきちんと処分すべきだと思う。 |
| 14 | 公取の機能強化 | | | 得先への対応は優越的地位の濫用ではと感じることがあるが、得意先側の人間からしたら、それが当たり前ではないか。私たちが得意先側に対して、そのつもりは得たくないが、もしかすると取引先側の人間からすると感じることがあるかもしれない。もっと画が入し、改善してもらいたい。 |
| 15 | 公取の機能強化 | | | 会社からは、注意してくるだけで対策はないので、禁止する具体策を執行して欲しい。 |
| 16 | 公取の機能強化 | | | 公正取引委員会の指導・罰則強化。 |
| 17 | 公取の機能強化 | | | 積極的な公的機関の介入が必要だと思う。 |
| 18 | 公取の機能強化 | | | 国から明確な発信をすべき。 |
| 19 | 公取の機能強化 | | | 販売する側とメーカーは対等な関係ではない。コンプライアンスが声高に言われているが、末端のバイヤーレベルは守っていない人が非常に多い。公的機関はもっと綿密に調査して欲しい。 |
| 20 | 法規制強化 | 岩手県 | CVS | チェーンストア（フランチャイズ含）において、取引先へ購入依頼することを一切禁止する。 |
| 21 | 法規制強化 | 千葉県 | GMS | 国内市場が縮小する中、より小売業の力が強まっているため、飲料（飲料以外）も酒税法のような保護がないと企業として存続出来ない（デフレに歯止めをかけるためにも必要）。 |
| 22 | 法規制強化 | 千葉県 | SM | 懲罰を与えてほしい。 |
| 23 | 法規制強化 | 東京都 | ドラッグ | 相手人間である以上、心証にかかわるので完全な規制が入らない限り是正は不可能。 |
| 24 | 法規制強化 | 東京都 | 卸店 | 労務提供に対するメリットを提示する義務を課してほしい。 |
| 25 | 法規制強化 | 石川県 | ドラッグ | 小売り（Org）は、卸問屋へ応募依頼をし、メーカーに直接依頼しない。卸からの依頼でメーカーを一カ一カをたくさん集める手法をとっている。卸へは自社納入分なので応募は合法ということだろうが、この手法自体取り締まるべき。 |
| 26 | 法規制強化 | 愛知県 | 卸店 | 法律で義務づける、罰則など。 |
| 27 | 法規制強化 | 愛知県 | 卸店 | 応募は一切禁止にしないと中途半端になり何も変わらない。 |
| 28 | 法規制強化 | 愛知県 | 卸店 | 企業名を広く公表し、厳しく処罰し、改善を求める。 |
| 29 | 法規制強化 | 兵庫県 | SM | 日当を支払うことで対応するのはなく、陳列業務の応募を一切禁止にして欲しい。 |

改善事例や今後の改善策

| 通し番号 | 取引先名 | 分類名 | 都道府県 | 業態 | 改善事例や今後の改善策 |
|------|------|-------------|------|-----|---|
| 30 | * | 法規制強化 | 岡山県 | ホテル | 労務提供などは、共通覚書フォーマットを作成し、全企業へ配布し公的書類として効力を持たせ、締結した場合は、各地方自治体へ提出を義務付ける。 |
| 31 | * | 法規制強化 | 福岡県 | 卸店 | 押し付け販売などの禁止。 |
| 32 | * | 法規制強化 | 全国 | 外食 | より一層厳しく取り締まる。そのために法律等をさらに厳しくする。 |
| 33 | * | 法規制強化 | | | 労務提供はコンプライアンス違反や罰金など法律で定められよいのではないか。 |
| 34 | * | 法規制強化 | | | 立体的にメーカー、卸業者が法律を盾に拒否するのは無理。世間から見えない場所での不利益を被ったり、同業他社の抜け駆けが確実にある業界であるので、小売業者に申請や法令順守を強制させるような改善を望む。 |
| 35 | * | 法規制強化 | | | 天候等による遅延等は取引に影響しないような告示を出した方が良いと思う。 |
| 36 | * | 法規制強化 | | | 厳罰化。 |
| 37 | * | 法規制強化 | | | 法的罰則の強化。 |
| 38 | * | 法規制強化 | | | 労務提供にあっても、自社製品の陳列という理由づけから請求出来ないのが現状である。無償の労務提供を無くすのであれば、自社製品の陳列であっても支払義務が発生する法整備が必要と感じる。 |
| 39 | * | 法規制強化 | | その他 | 取り締まりの強化。 |
| 40 | * | 法規制強化 | | | 卸売業の廃止。 |
| 41 | * | 大規模小売業告示の周知 | 茨城県 | SM | 大規模小売業告示を徹底する。 |
| 42 | * | 大規模小売業告示の周知 | 東京都 | SM | 営業担当者も大規模小売業告示についてもっと知る必要がある。 |
| 43 | * | 大規模小売業告示の周知 | 大阪府 | GMS | 大手小売業は、労務提供において日当を支払うなど、法令遵守が徹底されているが、中小企業においては法令そのものを知らないというケースが多いものと推察する。中小企業に対する法令内容の周知から始めることが重要と考える。 |
| 44 | * | 大規模小売業告示の周知 | 山口県 | 卸店 | 大規模小売業告示の勉強を必須にすること。担当1人で対応するのではなく、会社全体で対応すること。 |
| 45 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | 今回、大規模小売業告示を知らなかったため、もっと会社として、大規模小売業告示を説明し、知識を深めていければ良いと思う。 |
| 46 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | 大規模小売業告示の周知徹底。 |
| 47 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | 労務提供を頼む側が、もっと知らなければならない内容だと思うので、講習会を開いたりして周知したほうが良いのではないか。 |
| 48 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | まずは、ルールの周知徹底（研修などでの強制化）。 |
| 49 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | 大規模小売業告示について業界全体に周知してほしい。 |
| 50 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | 大規模小売業告示に関する勉強会を実施してほしい。 |
| 51 | * | 大規模小売業告示の周知 | | | 大規模小売業告示に関する勉強会を実施してほしい。 |
| 52 | * | 啓発・教育機会の充実 | 茨城県 | SM | 卸店は立場の弱さもあるが、会社全体（経営者含む）の理解度が低い。全社員に向けての指導、勧告が必要。 |
| 53 | * | 啓発・教育機会の充実 | 岐阜県 | 卸店 | メーカーへの強要がダメだという認識が不足している。啓発活動が必要だと思う。 |
| 54 | * | 啓発・教育機会の充実 | 三重県 | GMS | 労務提供について知らない担当者もあり、メーカーによっての違いを明確に表示していただくと良いかと思う。 |
| 55 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 必要なのはこちらがどうしようよりも店舗（企業）側の再教育。当たり前になっている面もあると思う。 |
| 56 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 優越的地位の濫用行為の研修などでの普及。 |
| 57 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 大手企業より、中小企業が知らないところが多いので徹底指導していただきたい。 |
| 58 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 取引慣行に関して知らないことが多いので、知る機会があれば良いと思う。 |
| 59 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 過去の指導履歴は参考になる。皆で知っておくべき。 |
| 60 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 知識をつけてこのような事例にきちんと対応出来るようにする。 |
| 61 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 社内教育の徹底により、その場でのみならず判断を仰ぐ（断るときも上長の力を借りる）。 |
| 62 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 優越的地位の濫用行為の10の行為の熟知。 |
| 63 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 制度自体をよく知らないのので、学ぶ機会がほしい。 |

| 通し番号 | 取引先名 | 分類名 | 都道府県 | 業態 | 改善事例や今後の改善策 |
|------|------|------------|------|------|--|
| 64 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 従業員に内容を理解させて正しい対応ができる環境づくりが必要と思う。 |
| 65 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | ここ数年において「大規模小売業告示」の内容を得意先の方も理解を深めているように思う。 |
| 66 | * | 啓発・教育機会の充実 | | | 大手企業は法令順守を進めているが中小の企業はまだまだ取り組みを行っていないし理解をしていない。 |
| 67 | * | 覚書締結の徹底 | 愛知県 | SM | きちんと覚書を結ぶ必要があると思う。 |
| 68 | * | 覚書締結の徹底 | 兵庫県 | 卸店 | 覚書締結については、必ず会社として覚書を交わす。 |
| 69 | * | 覚書締結の徹底 | | SM | 製造業者側が労務提供時に日当を貰いにくい(覚書が交わしにくい)ようになっているが、しっかり受け取るので払うよう要求すれば無用の労務提供依頼が減るのではないかと。 |
| 70 | * | 覚書締結の徹底 | | | 必ず契約書や覚書を結ぶ際、優越的地位の濫用についての文言を入れて交わす。 |
| 71 | * | 覚書締結の徹底 | | | 覚書を交わすことが最重要と思う。 |
| 72 | * | 覚書締結の徹底 | | | 覚書を交わしそれを遵守すること。 |
| 73 | * | 覚書締結の徹底 | | | 改表時に日当を支払うための支払先の記入用紙を配布されるが、記入している取引業者はほとんどなく、提出しにくい環境になっている。小売側は事前の覚書締結を徹底する必要がある。 |
| 74 | * | 覚書締結の徹底 | | | メーカーとして販売協力という形での入店もあるので、すべて応援という形では入店しているというわけではないので、なかなかその基準が不明確。また今後は、緊急な応援要請などもあるのでは、メーカーと小売店側の覚書を電子的に済ませていく方法も検討すべき。 |
| 75 | * | 覚書締結の徹底 | | | 労務提供について、本当に改善していくのであれば、会社として得意先からの要請と覚書の提出を管理すべきだと思う。 |
| 76 | * | 商慣習の改善 | 東京都 | SM | 陳列応援しか買金請求できないが、それ以外に業務を協力しているシーンが多々あるため、取引先内の業務についてはすべて買金を請求するように改善する。 |
| 77 | * | 商慣習の改善 | 東京都 | SM | 業界で優越的地位の濫用が行われていることなど明らかに分かっていることだと思う。小売の意識が低いと感じる。 |
| 78 | * | 商慣習の改善 | 神奈川県 | ドラッグ | 陳列業務を含め、店舗改装に関わる業務は店舗の仕事。メーカーに依頼するのが当たり前となっている企業が多いと感じる。 |
| 79 | * | 商慣習の改善 | 長野県 | 卸店 | 古い考え方が残っている業界なので立場が上の方々が意識して改善していかないと変わらない。 |
| 80 | * | 商慣習の改善 | 愛知県 | SM | 業界の慣例のため、メーカー側から改善を求めるとは(デメリットが大きいため)難しい。 |
| 81 | * | 商慣習の改善 | 大阪府 | 卸店 | 小売業・卸売業から製造業への要請や圧力は、慣習的なものでありすぎなくなるといいと思う。 |
| 82 | * | 商慣習の改善 | 岡山県 | SM | 慣習的に行われているので、無くすことは難しいと思う。 |
| 83 | * | 商慣習の改善 | 熊本県 | 外食 | 外食産業では慣例となっているので改善は難しいと考える。おせちの購入などはある程度お付き合いの範囲でやらなくてはいけないものと思っている。 |
| 84 | * | 商慣習の改善 | | | 末端企業への返品・遅延などへの対応が過剰すぎる。商慣習の改善をしないとどこも得をせず、消費者にコストのしわ寄せがいつてしまう。 |
| 85 | * | 商慣習の改善 | | | 最近では労務提供に日当が支払われるようになった(特に大手企業)。これからの課題としては食品業界において過度な商品在庫期限(3分の1、4分の1)ルールがあり、それを過ぎるとすべて返品というルールでの改善をしたい。フードロスの観点からも悪であり、それはメーカーのせいであるという業界の風潮。また在庫期限を守っていてもその先のスーパーへの納入期限が切れると返品されてしまう。 |
| 86 | * | 商慣習の改善 | | | 組織風土となっているため根絶は難しい。社会的に叩かれることが必要。 |
| 87 | * | 商慣習の改善 | | | 悪しき習慣は改めるか、皆の意見集約を行い改善できるべきところは改善すべき。 |
| 88 | * | 商慣習の改善 | | | 流通各社が売場変更などについて、自社でやる前提がない環境を養えないとなくならない。 |
| 89 | * | 商慣習の改善 | | | 業界全体で古い体質を改善する必要がある。 |
| 90 | * | 社会的関心の強化 | 群馬県 | CVS | もっと報道等で広く伝えるほしい。また無理に購入(お付き合い)することで自身で食べ過ぎるから大量の食品を廃棄することも多い。フードロスの観点からも納得いかない。 |
| 91 | * | 社会的関心の強化 | 愛知県 | SM | もっと知名度を上げる。 |
| 92 | * | 社会的関心の強化 | 兵庫県 | SM | 社会情勢を認識し、ニュースや新聞で取り出されなくなると急激に少なくなると。 |
| 93 | * | 社会的関心の強化 | 奈良県 | SM | 以前に改善命令を出したことがメディアに取り上げられたことで、その後このような事例が減ったので、再度実施した方がよいと思う。 |
| 94 | * | 社会的関心の強化 | 高知県 | SM | メディアや同法が介入していかないとなかなか進まない。でもずいぶん良くなってきている。 |
| 95 | * | 社会的関心の強化 | 沖縄県 | CVS | テレビCM等の情報提供があると良い。 |
| 96 | * | 業界内の対応の統一 | 宮城県 | SM | 先方都合がほとんど。現状を打開するには個人では限界。業態全体での改善を願う。 |
| 97 | * | 業界内の対応の統一 | 宮城県 | DS | どこか1社が受けると販売条件などに明らかな優劣をつけられたり、過度な要求をされるため、各酒類メーカーにて団結して断ることが必要。 |

| 通し番号 | 取引先名 | 分類名 | 都道府県 | 業態 | 改善事例や今後の改善策 |
|------|------|--------------|------|------|--|
| 98 | * | 業界内の対応の統一 | 山形県 | SM | 先方都合がほとんど。現状を打開するには個人では限界。業態全体での改善を願う。 |
| 99 | * | 業界内の対応の統一 | 山形県 | 外食 | ピアパティナーなどの販売応援は、明らかに過剰支援。業界全体として、「やらない」というスタンスを示すべきと思う。 |
| 100 | * | 業界内の対応の統一 | 栃木県 | SM | 業界全体で意識改革・ルール決めが必要。 |
| 101 | * | 業界内の対応の統一 | 群馬県 | SM | メーカー同士一致団結して、不正な労務提供を断っていただけら良いと考える。 |
| 102 | * | 業界内の対応の統一 | 千葉県 | ドラッグ | 卸売業者が連動して得意先に対して申し入れをする。 |
| 103 | * | 業界内の対応の統一 | 東京都 | GMS | メーカー全体で本部への申し入れ。 |
| 104 | * | 業界内の対応の統一 | 愛知県 | GMS | 個別に対応してもキリが無いため、業界全体の問題として提起すべき。 |
| 105 | * | 業界内の対応の統一 | 兵庫県 | SM | 同業他社間での情報交換・意見交換を含めて総意として適切な機関への申し入れを行っていくことが改善への道につながるのではと考える。 |
| 106 | * | 業界内の対応の統一 | 広島県 | SM | 小売業全体で改善の必要がある。どこもこっそり労務提供をしているという風潮。また、労務提供を行なう側の意識改革も個企業としてでなく全体として必要。 |
| 107 | * | 業界内の対応の統一 | | | メーカーならメーカー、卸なら卸と、無理な要望についての対応はある程度共通認識を持つ必要があると感じる。談合では無いが、断った際に他メーカーや他卸に流れたりすることが怖く対応を断れないケースが多いと思うため。 |
| 108 | * | 業界内の対応の統一 | | | メーカーの足並みをそろえるしかない。 |
| 109 | * | 業界内の対応の統一 | | | 業界全体で団結する。 |
| 110 | * | 業界内の対応の統一 | | | 業界全体で団結する。 |
| 111 | * | 業界内の対応の統一 | | | 押し付け販売を受けたことは無いが、悪習であるため業界全体で拒絶したい。 |
| 112 | * | 小売業者への働きかけ | 岩手県 | 卸店 | コミュニケーションをしっかりと取り取れば問題ないが、個人的な都合を押し付けけるスタンスがどうしても卸売業者から感じる時があるので、内在している歴史的地位の濫用の意識を取り除く働きを全体的に促進して欲しい。 |
| 113 | * | 小売業者への働きかけ | 栃木県 | ドラッグ | 労務提供について、ある程度労務提供は仕方がない部分もあるが、自社カテゴリー以外の商品やカテゴリーに商品やカテゴリーを陳列させられることが多い。清酒メーカーがビールやRTD（缶酎ハイや瓶入りカクテル）を一生懸命並べることには疑問を感じる。売上金額に応じた労務提供やカテゴリー解散などを望む。 |
| 114 | * | 小売業者への働きかけ | 東京都 | SM | 取引先にパソコンの出来る人は入れれば無くなるのでは… システムに取引先のハイヤーが… システムに取引先のハイヤーが… システムに取引先のハイヤーが… |
| 115 | * | 小売業者への働きかけ | 東京都 | DS | 小売業者の人手が足りてなさすぎており、メーカーに頼らざるを得ない状況になっていてと感じる。小売側の人手不足解消。 |
| 116 | * | 小売業者への働きかけ | 東京都 | 卸店 | 業界としてもっと卸や量販にアピールしてほしい。 |
| 117 | * | 小売業者への働きかけ | | | 義務を破った時の罰則等を、しっかりと小売業者に説明する必要があると思う。 |
| 118 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 北海道 | SM | 自由記入欄があるとアンケートに記載のある事柄以外のことも記入できると思う。 |
| 119 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 福島県 | 生協 | このようなアンケートに答え続けることで取引先の姿勢が変わった。 |
| 120 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 神奈川県 | SM | 人員を確保できない新店でのフォロワーはある程度理解できるが、常態化していることが問題と考える。業界の課題でもあると思うので連合を通じて改善を図って欲しい。匿名性は保持。 |
| 121 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 大阪府 | SM | 複数意見があった企業に関してはしっかりと聞き取りをして取締り強化をしないと一向にならなないと考えるので、軽微な事例でもしっかりと小売への聞き取り調査をしていただきたい。 |
| 122 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 大阪府 | ドラッグ | 個人や一企業では言いづらい。団体から発信してほしい。 |
| 123 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 和歌山県 | SM | 商品の返品に関しては、フード連合等の機関が明確なルールを作っていたきたい。 |
| 124 | * | 産別・単組の取り組み強化 | 広島県 | SM | 組合から強制的に言ってほしい。 |
| 125 | * | 産別・単組の取り組み強化 | | | メーカーの中でも日配やパン関係は濫用行為があると思う。対象者にはアンケートだけでなく面談の機会等もあれば問題の具体化ができると思う。 |
| 126 | * | 産別・単組の取り組み強化 | | | 自分が担当する得意先では日当を支払わずに労務提供を要する得意先はないが、少なからず各エリアにそのような得意先はまだあると思うので、できる限り各企業の労働組合員にこのアンケートは実施するようにすべきだと思う。 |
| 127 | * | 風通しの良い環境づくり | 埼玉県 | 百貨店 | 違反行為が発生した際の報告しやすい環境づくりを進めてほしい。 |
| 128 | * | 風通しの良い環境づくり | 愛知県 | 卸店 | 断る勇気を持つ。上司および会社へ連絡・相談する。 |
| 129 | * | 風通しの良い環境づくり | | | 相談しやすい環境をつくる。 |
| 130 | * | 風通しの良い環境づくり | | | 上司とよく相談することが大切だと思う。 |
| 131 | * | 風通しの良い環境づくり | | | 得意先より明らかに違反行為など発生した場合、小さいことでも即、上司に報告・相談すること。 |

| 通し番号 | 取引先名 | 分類名 | 都道府県 | 業態 | 改善事例や今後の改善策 |
|------|------|-------|------|------|--|
| 167 | * | 業務の改善 | | | 卸売業者を通さずに直接取引先の納入業者へ依頼の連絡をしていく。 |
| 168 | * | 業務の改善 | | | 証拠を残す。 |
| 169 | * | 業務の改善 | | | 半期に一度ある補習えキャラバンは専門の業者があれば理想である。 |
| 170 | * | 業務の改善 | | | 当社製品を扱うヘルプ業務(祭りの手伝い等)は労務提供だと思っていないが、それ以外の労務提供はお断りするように意識している。 |
| 171 | * | 業務の改善 | | | 相手側が変わらない限り受け側としては毅然として断るしか無い。 |
| 172 | * | 業務の改善 | | | 手伝う必要のない労務提供はしないようにしている。 |
| 173 | * | その他 | 秋田県 | GMS | ルールを理解し悪用をしない。 |
| 174 | * | その他 | 茨城県 | SM | 小売業から陳列等の依頼依頼があった際は応募申請書の義務付け。 |
| 175 | * | その他 | 茨城県 | SM | 得意先は皆が違反をやっているのに自分だけ言われるのはおかしいと言う考えが根深い。 |
| 176 | * | その他 | 群馬県 | GMS | 応募が無くなることしか解決方法は無いのではないが。 |
| 177 | * | その他 | 群馬県 | CVS | 業界の厳しい状況を説明し理解(同情)を得るしかない。 |
| 178 | * | その他 | 東京都 | 卸店 | 悪質な業者については、実名をあげて公にした方が良いと思う。 |
| 179 | * | その他 | 東京都 | SM | 日当は現状、受け取らないとこちらから記載しているが、そのような記載があっても払うべきだと思う。 |
| 180 | * | その他 | 東京都 | SM | 大手小売業を中心に改善していくことで中小企業以下も意識して取組むと思うので、徹底的に取組むことが必須だと思う。 |
| 181 | * | その他 | 東京都 | SM | ガイドラインを定めても完全に無くすことは出来ないと思う。チェックを増やすしか方法はないのでは。 |
| 182 | * | その他 | 東京都 | 百貨店 | 極力、企業オリジナル商品を製作しない。 |
| 183 | * | その他 | 東京都 | 外食 | 酒類業界での卸、飲食店等に対する徹底的な規約があれば良い。 |
| 184 | * | その他 | 岐阜県 | SM | 労務提供が業務内なのか業務外にあたるのか不明瞭、かつ前例等により対応が違うのではっきりとした線引きを徹底させるべき。 |
| 185 | * | その他 | 愛知県 | GMS | 何度も担当者に話したが改善されることはなかったため、月曜の訪問を止めたことにより、本部決定事項以外の商談はできなくなった。 |
| 186 | * | その他 | 愛知県 | SM | メーカーの立場が低く、視察時(工場等)、移動費、宿泊費負担はいいかと思う。 |
| 187 | * | その他 | 愛知県 | 外食 | 飲食店への直接的なリベートの廃止。 |
| 188 | * | その他 | 滋賀県 | GMS | 恐らく同じ企業に対して声が上がっていると思うので、至急当該対象企業へ対処していただきたい。取引の停止や圧力が間違いないからメーカーからは動けない。 |
| 189 | * | その他 | 大阪府 | SM | 会社の方針で対価を受け取っての労務提供を行っていない。理由は、賞金に対して、相応の日当がすべてをカバーしないため。得意先社員のようは無制限に役務提供を要請されることを危惧している。全く陳列に参加しないと得意先とのコミュニケーションが取れなくなるので、適宜参加している。また、早期など通常勤務時間外の労務提供要請があるが、9時から21時までなど標準時間を設定してほしい。 |
| 190 | * | その他 | 大阪府 | SM | 牽制の意味でも、悪い噂が流れている企業にはまず一回申し入れをしていただきたい。 |
| 191 | * | その他 | 大阪府 | SM | エビデンスが必要となり未収間違いが減った。 |
| 192 | * | その他 | 大阪府 | 卸店 | 慣例となっており改善が非常に困難。担当一人での解決はほぼ不可能かと思う。(断ることにより個人的に反感を買い、取引額を意図的に減らす。その結果、成績・実績に影響して、最終的には会社の評価に影響し、個人がダメージを受ける。) |
| 193 | * | その他 | 兵庫県 | SM | SM側が理解し、システムを改善しないと変わらないと思う。 |
| 194 | * | その他 | 兵庫県 | SM | 労務提供について、金銭の支給が必要かどうか選べるようになっているが、実際請求するとなれば手続きが煩雑な場合が多い様子。小売の方から陳列応援の際、支払いを義務としている所は労務時間内も少なく(時間内に終わらせざる意識が高い?)良いと思う。 |
| 195 | * | その他 | 広島県 | SM | 労務提供については業務の一環でもあり割り切れるが、購入依頼は無くすべきだと思う。 |
| 196 | * | その他 | 福岡県 | ドラッグ | 小売企業への指導も重要だが、メーカー・卸が過度な対応をすることを控えていくことも重要。無理な要求を受け入れれば商売がうまくいくので、やったもん勝ちになってしまう。 |
| 197 | * | その他 | | | 逸脱した業者に関しては実名を出し、改善要求を行なう。 |
| 198 | * | その他 | | | 大規模小売業告示に従った会社だと社内にわかるように、マークなどを作る。 |
| 199 | * | その他 | | | 具体的なルール作り。 |
| 200 | * | その他 | | | 具体的な罰則の実例の開示。 |

| 通し番号 | 取引先名 | 分類名 | 都道府県 | 業態 | 改善事例や今後の改善策 |
|------|------|-----|------|----|---|
| 201 | * | その他 | | | 人対人の部分での営業ではあるが、やはり会社対会社という観点での認識が必要だと思ふ。 |
| 202 | * | その他 | | | 会社全体としてもっと取り組みを強化していくのが良いと思う。 |
| 203 | * | その他 | | | 押し売り行為が発生した場合は会社で判断し対応してもらいたい。 |
| 204 | * | その他 | | | 会社全体で自己負担撲滅に向けた取り組みを実施している。 |
| 205 | * | その他 | | | よく話をすること。 |
| 206 | * | その他 | | | 流通の会議でこの議題について取り上げてもらうよう依頼をする。 |
| 207 | * | その他 | | | トップダウンで会社のルールを徹底させる必要があるのではないかと。 |
| 208 | * | その他 | | | 気軽に企業名を伏せて通報できる窓口をつくる。 |
| 209 | * | その他 | | | 互いにWINWINの関係を築く意思を持つては良いのではないかと。 |
| 210 | * | その他 | | | 覚書を交わせばよとの考え方には疑問が残る。 |
| 211 | * | その他 | | | この場合どうしたら良いか？等マニュアルがあると良いかと思う。 |
| 212 | * | その他 | | | 得意先側にこういった内容を継続して、発信し続けることが必要。 |
| 213 | * | その他 | | | 担当者レベルで判断しない。 |
| 214 | * | その他 | | | まず断る。問題が生じる場合は個人間の問題にしない。 |
| 215 | * | その他 | | | 当社として労務対応を得た上でこの陳列、労務提供をすることが是非なのかはつきりしない。ガイドラインを明確にして欲しい。 |
| 216 | * | その他 | | | 要求に対して、その場での回答は避けて、改めて自社の状況や取引状況を説明し相手に理解を求めると。 |
| 217 | * | その他 | | | 違法性の周知と、違反企業に対する罰則適用の事実を大々的に知らしめる。 |
| 218 | * | その他 | | | 社会的な動きを遠回しに説明する。 |
| 219 | * | その他 | | | 長期にわたる労務提供の要請等はなく、基本1~2日のみ。陳列応援などは必要な営業活動の一環とも言えるので線引き・判断が難しい。 |
| 220 | * | その他 | | | 今の時代は大手チェーンでの無理な取引はない。あればすぐに報告する。 |
| 221 | * | その他 | | | 立場的に優越的地位がある以上、この問題は大小関わらずなくならないと思う。 |
| 222 | * | その他 | | | お得意先様自身が法令順守に取り組みされているので特に問題なし。 |
| 223 | * | その他 | | | 現在お付き合いのある企業様は、優越的地位の濫用行為は一切ない。交通関係やホテルでは、企業母体が改善に向けて動いているため、しつかりしていると感じている。 |
| 224 | * | その他 | | | 不当な依頼が圧倒的に減った(部署だけではなく他部署も含む)。 |
| 225 | * | その他 | | | 以前と比較すると小売業の意識・対応も変化し改善されつつあるとは感じている。 |
| 226 | * | その他 | | | 休日の改装応援は可能な限り避けていきたい。 |
| 227 | * | その他 | | | 取引先も気にして最近上記のような要請はない。 |
| 228 | * | その他 | | | 改善事例によって昔のような無理な勧誘、購入はなくなってきた。 |
| 229 | * | その他 | | | 働き方改革のデメリット部分であり、労務提供が一定の評価を得られるという営業経験から、今のところ改善策が見当たらない。また、担当先によってまちまちのため、表面化されにくい気がする。 |
| 230 | * | その他 | | | 全体的に、取り組みが必要だと思ふ。 |
| 231 | * | その他 | | | 流通各社の措置命令があって以降、各社対応はしつかりしていると思ふ。押し付け販売や従業員等の不当使用は特別なない。 |

私たちは『食』の価値を公正に 適正な価格で消費者に届けたい

食品関連産業で働く労働者は約800万人で、国内最終消費額は約76兆円、全産業の約15%と国民経済上重要な位置を占めています(※)。

食品関連産業は、人の生命にとって欠くことのできない食料を国民・消費者に安定的に届けるという重要な役割を担っています。そして、国民・消費者が「食」を通じて豊かで健康な生活ができるように、安全・安心な食品を提供することが大切です。

さらに、持続的に国民・消費者に「食」のもつ文化や価値を適正な価格で提供していくことを、フードバリューチェーン全体で常に意識していく必要があると考えています。

(※) 平成28年度食品産業統計年報より

豊かで健康な食生活を送りたい
消費者

安全な食品を安心の価格で
小売

品質も時間も守ってお届けしたい
流通

魅力ある食品をお届けしたい
食品加工

安全で新鮮な食品素材を作りたい
生産者

「食」の価値連鎖

「食」の価値を引き継ぎ
適正な価格で
評価する社会

フードバリューチェーン 全体で取り組む課題

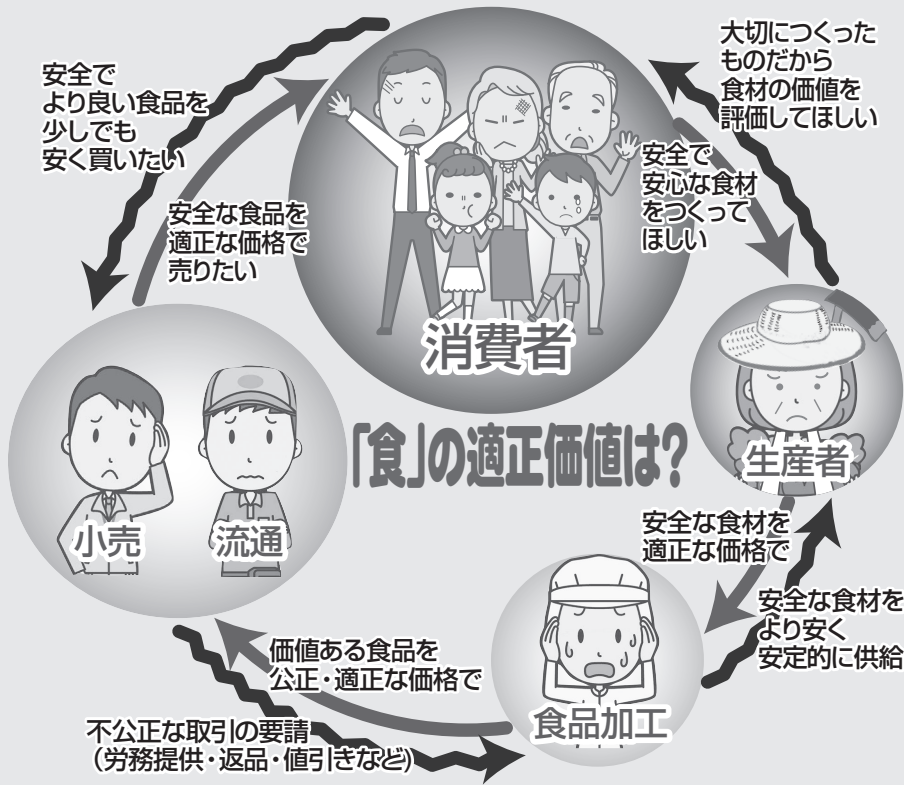
食品関連産業の健全な発展を通じ国民・消費者へ良質かつ多様な食料を提供し、豊かな生活の実現に貢献していくために

- ①「食」の安全・安心と食品表示への対応
- ②取引慣行の是正と公正取引の実現
- ③安定した食料の供給と国民生活の多様化への対応
- ④食品ロスの削減と環境負荷低減への対応
- ⑤魅力ある産業かつ質の高い雇用の創出

食品が生産者から消費者に届くまでの各段階(生産・製造・流通・小売)において、それぞれが生み出した価値が公正・適正に付加されていく取引を実現する「食」の価値連鎖が必要だと考えています。

にもかかわらず、食品関連産業の実態は……

「食」の価値連鎖にゆがみが生じている



食品関連産業は重要な役割を担っているにもかかわらず、食品の本来あるべき「商品価値」「付加価値」に見合う「小売り・販売価格」となっていません(左図の ← 参照)。

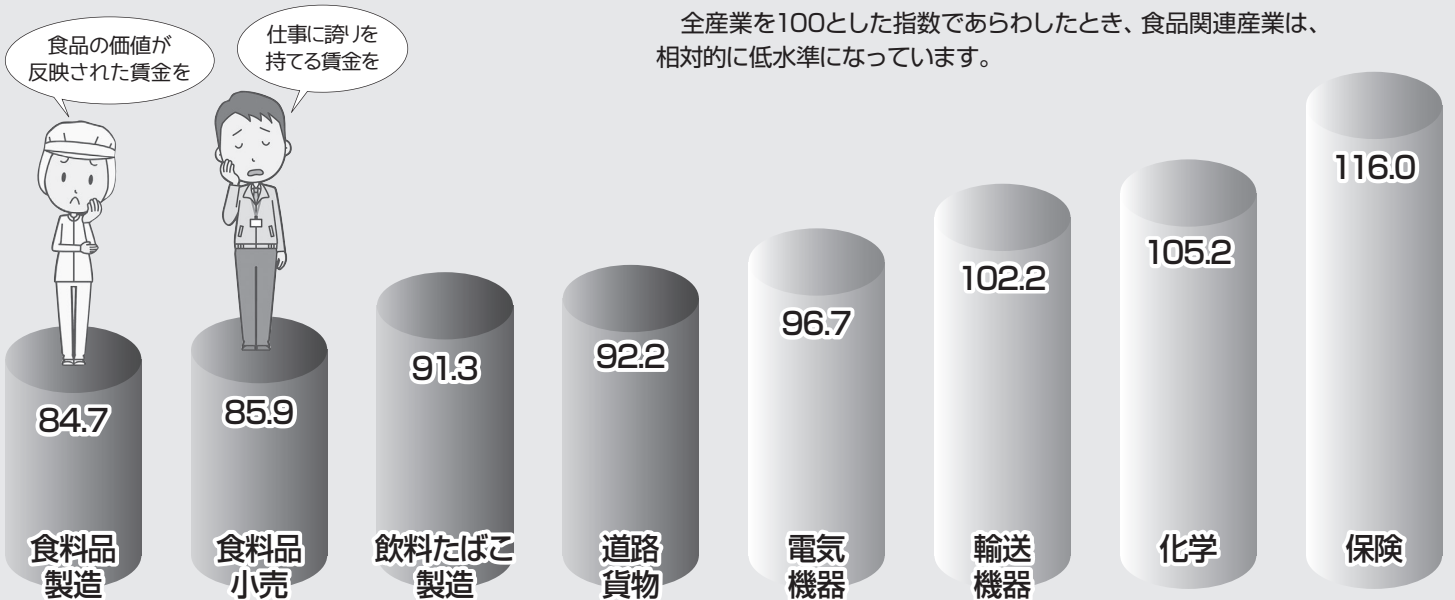
食品の価格はこれで良いのでしょうか？

食料の生産者から消費者に届くまでの各段階、生産・加工・流通・小売において、それぞれの生み出した価値が公正・適正に付加されるような取引が不可欠です(左図の → 参照)。

私たちは、「食」のもつ文化や価値を適正な価格で消費者に届けるため、フードバリューチェーン全体で取り組みを推進していきます。

食品関連産業の賃金は相対的に低水準

全産業規模にみる相対的賃金水準 (全産業規模別 連合・賃金レポート2018より作成)



フードバリューチェーンの目標は「食」を適正な価格で評価する社会の実現です

取引慣行に関する実態調査 ～ 取引慣行の改善に向けて ～

フード連合・UAゼンセン合同調査「取引慣行アンケート」集計結果報告
— 2019年2月発行 —

日本食品関連産業労働組合総連合会
〒108-0014 東京都港区芝5-26-30 専売ビル4階
TEL 03-6435-2882

全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-16
TEL 03-3288-3736

協会ホームページについて

- 登録販売者試験受験対策教材の販売について(2019.04.19)
登録販売者試験受験対策教材についてのご案内を掲載しました。
- 第14回セルフメディケーションアワード優秀作品集の公開について(2019.4.19)
2月9日(土) グランプリノミネート作品の発表と最終審査・表彰式が行なわれました。
アワード当日に発表された8作品と佳作を受賞した作品を公開します。ドラッグストアにおけるセルフメディケーション推進の事例をご活用ください。

事務局だより

- ・ 第20回通常総会は午前11時から始まり、3号議案まで滞りなく採決が行われ、新理事52名、新監事2名が選任されました。その新理事による新理事会が開かれ、会長、副会長、事務局長、専務理事が互選で選ばれました。合わせまして、新会長の専権業務ともいべき委員長人事(常任理事)も発表され、池野新会長のもとで新たなJACDSの歴史が始まりました。
- ・ ドラッグストア業界研究レポート報告会は午後1時から、ホテルニューオータニの芙蓉の間で開催されました。ちょうど、通常総会と記念セレモニーの間を埋めるように行われ、300名を超える参加者を前に行われました。今回の注目は第2章のJACDSの課題と今後の展望、そして、第3章のドラッグストア経営と運営に影響を与える動向でした。次回は、11月28日(木)が予定されており、政治連盟特別講演とのダブル開催です。
- ・ 特別記者会見が午後1時15分より、おり鶴・悠の間で行われました。新会長、名誉会長、副会長、事務総長、執行委員長、事業推進委員長が席に着き、20周年に関すること、そして今後の方針などを語りました。新たな組織として、街の健康ハブステーション推進委員会と、SDGs推進委員会についても説明がされました。
- ・ 記念セレモニーは午後3時からでしたが、円卓席約400、シアター席約300に、参加者を誘導するため、午後2時から受付をスタートし、15分から開場して対応しました。続々と参加者が詰め掛け、入口付近では会長、副会長が出迎えを行いました。生島ヒロシさん、田村あゆちさんの司会でセレモニーは始まり、20年の時を刻んだJACDS、そしてさらなる成長、進化を目指すJACDSが語られました。池野新会長は挨拶の中で、“尊敬される企業集団”を目指す、高らかに宣言されました。

| | | |
|-----|---|--|
| 発行日 | 2019年6月14日 発行 | 発行所住所 |
| 発行人 | 池野 隆光 | 〒222-0033 |
| 発行所 | JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES | 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4階 |
| | 日本チェーンドラッグストア協会 | TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569 |
| | HP: http://www.jacds.gr.jp | e-mail: sec@jacds.gr.jp |